

令和 8 年

3月熊取町議会定例会会議録

令和 8 年 3 月 4 日開会

令和 8 年 3 月 27 日閉会

熊 取 町 議 会

令和8年3月定例会会議録目次

(3月4日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	3
行政報告	3
1. 報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告について	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
施政方針表明	4
一般質問	10
1. 石井一彰議員	10
1) 伴侶動物BNCT×KURNS活用×アトムサイエンスパーク再構築について	
①本町としてKURNSとの連携による先端獣医医療の推進をどのように位置づけているのかについて	
②伴侶動物医療とヘルスツーリズムを組み合わせた地域活性化についてアトムサイエンスパークの再構築の柱として検討する予定について	
③BNCTについて自治体として地域の産学官連携を進める為、大学との情報共有や連携可能性の調査を行う意向について	
2) 「環境フェス」の実効性向上と神栖市「あげますキャンペーン」に学ぶ、ごみ減量施策について	
①「環境フェス」の開催目的と成果について	
②イベント型施策である「環境フェス」の課題認識について	
③神栖市のようなリユース促進施策についての町の見解と導入可能性について	
3) 中学生の防災への共助意識の向上策について	
①現在取り組んでいる「防災への共助意識の醸成」について	
②HUG訓練や震災ボランティアによる講演等の実施について	
2. 坂上巳生男議員	19
1) 地下水、ため池のPFAS汚染の調査・対策について	
①PFAS汚染が報告された事業所内の調査、対策の進捗状況について	
②ため池の継続調査は2か所ではなく、その他の池も対象とすべきではないかについて	
2) 空き家対策（まち育てプラン）の取り組み状況について	
①5年の取組みでの進展した部分、課題等報告とDランクが44件（R6年）であったが、その後の状況について	
②空き家の除却補助等の検討について	
3. 河合弘樹議員	25
1) ごみ処理について	
①ごみ持ち去り対応の進捗状況について	
②大井出川における小垣内地区内の不法投棄に対する町の対応について	

- ③永楽ダム内にも不法投棄されたゴミがあったが防犯カメラの設置等について
- ④大阪体育大学付近の廃棄物リサイクル業者による悪臭が生じる物の焼却行為を把握しているのかについて
- 2) 町有未利用地について
 - ①進捗状況について
- 3) 八幡池青少年広場のトイレの管理について
 - ①トイレ掃除等管理はどの様に行っているのかについて
- 4. 多和本英一議員 32
 - 1) 看取り支援について
 - ①ACPについて
 - ②町が取り組むACP普及促進、啓発について
 - ③在宅ターミナルケア、看取り支援可能な24時間対応や体制の現状について
 - 2) 超高齢化社会に向けた課題と取組について
 - ①地域ケア会議の開催状況と内容について
 - ②認知症の方の行方不明・徘徊・事故の件数について
 - ③徘徊高齢者等SOSネットワーク登録状況について
 - ④本町が行う介護予防関連事業の状況と成果について
 - ⑤本町での身寄りのない高齢者の状況について
 - ⑥身寄りのない高齢者等への包括的支援モデル事業について
 - ⑦介護人材不足の状況について
 - ⑧介護保険1号被保険者のピーク時期について
- 5. 渡辺豊子議員 45
 - 1) エレベーター地震対策について
 - ①庁舎等、公共施設のエレベーターの地震時管制運転装置の設置状況について
 - ②エレベーターに閉じ込められたときに備えるため、懐中電灯や飲料水、簡易トイレ等が収納されている防災キャビネットを設置してはどうかについて
 - 2) 子宮頸がん予防について
 - ①子宮頸がん検診の受診状況について
 - ②HPV検査の導入について
 - 3) 高齢者のいきがづくりについて
 - ①健康・生きがい就労トライアル事業の取り組み内容について
 - ②介護予防・生活支援ボランティアポイント事業導入に向けての進捗状況について
 - 4) 子どもの居場所づくりについて
 - ①学童保育運営事業で、令和7年度受け入れ許容児童数超過により追加された経費について（資料回答）
 - ②令和8年度も超過により専決で対応している。毎年、この様な状況について、何か対策を考えているのかについて
 - ③「放課後子ども教室」の活用はできないのかについて
- 6. 坂上昌史議員 58
 - 1) 持続可能な財政運営と将来投資の確保について
 - ①現在の財政状況の認識について

- ②今後5年間を見据えた財政見通しについて
- ③将来に向けた政策的選択の余地について
- ④行財政改革の目的と位置付けについて
- ⑤基金繰入に依存しない財政運営への道筋と点検の在り方について

(3月5日)

出席議員	65
議事日程	65
一般質問(続き)	66
1. 田中圭介議員	66
1) 衆議院選挙2026について	
①期日前投票は全体の何%だったのかについて	
②期日前投票の最大待ち時間はどのくらいだったのか。また待ち時間を解消する方法はあるのかについて	
③防災無線を使用して期日前投票のアナウンスは何回行ったのかについて	
④投票所入場整理券を、現在の1人1通ハガキから1世帯1通の封筒に変更する考えはあるのか。またハガキでも投票所が分かるように出来ないのかについて	
2) 憩いの家について	
①全憩いの家のトイレの種類別(和式・洋式・ウォシュレット付)の個数について	
②自治会がウォシュレット付に替えたければ、どうしたらいいのかについて	
3) 公式SNSなどについて	
①和田山ベリーパークをインスタの「場所を追加」で出てくるようにできないのかについて	
②公式マスコットのLINEスタンプの作成について	
4) キターネホールについて	
①外壁が汚れている原因について	
提案理由説明	
議案第1号 令和7年度熊取町一般会計補正予算(第6号)の専決処分報告について、議案第2号 令和7年度熊取町一般会計補正予算(第7号)の専決処分報告について、以上2件一括付議	78
質 疑	80
採 決	81
提案理由説明	
議案第3号 熊取町職員の配偶者同行休業に関する条例	81
質 疑	82
総務文教常任委員会付託	82
提案理由説明	
議案第4号 職員等旅費条例の一部を改正する条例	82
質 疑	85
総務文教常任委員会付託	85
提案理由説明	
議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	85
質 疑	86

総務文教常任委員会付託	86
提案理由説明	
議案第6号 遺児福祉年金条例を廃止する条例、議案第7号 就学経費等助成条例 を廃止する条例、以上2件一括付議	86
質 疑	86
事業厚生常任委員会付託	87
提案理由説明	
議案第8号 熊取町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	87
質 疑	89
事業厚生常任委員会付託	89
提案理由説明	
議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例	89
質 疑	91
事業厚生常任委員会付託	91
提案理由説明	
議案第10号 介護保険条例の一部を改正する条例	91
質 疑	91
事業厚生常任委員会付託	92
提案理由説明	
議案第11号 工事請負変更契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）、 議案第12号 工事請負契約の締結について（熊取町立熊取図書館整備工事）、以上 2件一括付議	92
質 疑	93
総務文教常任委員会付託	93
提案理由説明	
議案第13号 町有財産の無償譲渡について	93
質 疑	93
事業厚生常任委員会付託	94
提案理由説明	
議案第14号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第8号）	94
質 疑	98
総務文教常任委員会付託	98
提案理由説明	
議案第15号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	98
質 疑	99
事業厚生常任委員会付託	99
提案理由説明	
議案第16号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）	99
質 疑	100
事業厚生常任委員会付託	100
提案理由説明	
議案第17号 令和7年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）	100
質 疑	101
事業厚生常任委員会付託	101
提案理由説明	

議案第18号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算(第3号)	101
質 疑	102
事業厚生常任委員会付託	102
提案理由説明	
議案第19号 令和8年度熊取町一般会計予算、議案第20号 令和8年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算、議案第21号 令和8年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号 令和8年度熊取町介護保険特別会計予算、議案第23号 令和8年度熊取町墓地事業特別会計予算、議案第24号 令和8年度熊取町下水道事業会計予算、以上6件一括付議	102
会派代表質問	
1. 大阪維新の会熊取 長田健太郎議員	117
 (3月6日)	
出席議員	131
議事日程	131
会派代表質問(続き)	131
1. 日本共産党熊取町会議員団 江川慶子議員	131
2. 熊取公明党 二見裕子議員	142
3. 熊愛 多和本英一議員	155
4. みらい創生 大林隆昭議員	167
予算審査特別委員会の設置・委員の選任	175
予算審査特別委員会正副委員長の選任	176
 (3月27日)	
出席議員	177
議事日程	177
委員会報告	178
議会運営委員会報告	178
議案第3号 熊取町職員の配偶者同行休業に関する条例、議案第4号 職員等旅費条例の一部を改正する条例、議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例、議案第11号 工事請負変更契約の締結について(熊取町立総合体育館整備工事)、議案第12号 工事請負契約の締結について(熊取町立熊取図書館整備工事)、議案第14号 令和7年度熊取町一般会計補正予算(第8号)、以上6件一括付議	179
総務文教常任委員会委員長報告	179
質 疑	179
採 決	179
議案第6号 遺児福祉年金条例を廃止する条例、議案第7号 就学経費等助成条例を廃止する条例、議案第8号 熊取町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第10号 介護保険条例の一部を改正する条例、議案第13号 町有財産の無償譲渡について、議案第15号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)、議案第16号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第17号 令和7年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第1号)、議案第18号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算(第3号)、以上10件一括付議	181

事業厚生常任委員会委員長報告	181
質 疑	182
討 論	182
採 決	182
議案第19号 令和8年度熊取町一般会計予算、議案第20号 令和8年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算、議案第21号 令和8年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号 令和8年度熊取町介護保険特別会計予算、議案第23号 令和8年度熊取町墓地事業特別会計予算、議案第24号 令和8年度熊取町下水道事業会計予算、以上6件一括付議	186
予算審査特別委員会委員長報告	186
質 疑	187
討 論	187
採 決	190
提案理由説明	
議案第25号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第9号）、議案第26号 令和8年度熊取町一般会計補正予算（第1号）、以上2件一括付議	191
質 疑	193
採 決	194
提案理由説明	
議員提出議案第1号 中東有事の平和的・速やかな解決を求める決議	194
質 疑	195
討 論	195
採 決	195
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について	195

3月熊取町議会定例会（第1号）

令和8年3月定例会会議録（第1号）

月 日 令和8年3月4日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり12名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 坂上 昌史	6番 大林 隆昭
7番 坂上巳生男	8番 江川 慶子	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	13番 田中 圭介	14番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 南 和仁
教 育 長 吉田 茂昭	総 合 政 策 部 長 田中 耕二
総合政策部統括理事 明松 大介	総合政策部統括理事 松浪 敬一
総 務 部 長 永橋 広幸	住 民 部 長 山本 浩義
住 民 部 理 事 奥村 光男	健 康 福 祉 部 長 石川 節子
健 康 福 祉 部 理 事 阪上 正順	都 市 整 備 部 長 白川 文昭
都 市 整 備 部 理 事 坂本 佳弘	都 市 整 備 部 理 事 庭瀬 義浩
会計管理者兼会計課長 根来 雅美	教 育 次 長 巖根 晃哉
教育委員会事務局理事 河合 淳	教育委員会事務局理事 三原 順

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 木村 直義	書 記 阪上 高寛
-------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

施 政 方 針 表 明

一 般 質 問

議案第1号	令和7年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告について
議案第2号	令和7年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告について
議案第3号	熊取町職員の配偶者同行休業に関する条例
議案第4号	職員等旅費条例の一部を改正する条例
議案第5号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
議案第6号	遺児福祉年金条例を廃止する条例
議案第7号	就学経費等助成条例を廃止する条例
議案第8号	熊取町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
議案第9号	国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第10号	介護保険条例の一部を改正する条例
議案第11号	工事請負変更契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）
議案第12号	工事請負契約の締結について（熊取町立熊取図書館整備工事）
議案第13号	町有財産の無償譲渡について
議案第14号	令和7年度熊取町一般会計補正予算（第8号）
議案第15号	令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第16号	令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第17号	令和7年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）

- 議案第18号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）
議案第19号 令和8年度熊取町一般会計予算
議案第20号 令和8年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第21号 令和8年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第22号 令和8年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第23号 令和8年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第24号 令和8年度熊取町下水道事業会計予算
-

議長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、まず、表彰の伝達を行います。

昨日3月3日に開催されました大阪府町村議長会令和7年度定期総会において、永年在職議会議員22年として江川慶子議員、同じく永年在職議会議員10年として坂上昌史副議長並びに河合弘樹議員が大阪府町村議長会会長から表彰されました。ここにご披露申し上げ、共にお喜び申し上げたいと存じます。

それでは、ただいまから表彰の伝達を行います。江川議員、坂上昌史副議長、河合議員は前のほうへお運び願います。

（表彰状伝達）

議長（文野慎治君）改めまして、表彰された江川議員、坂上昌史副議長、河合議員、誠におめでとうございます。

これもちまして表彰の伝達を終わります。

それでは、令和8年3月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、「安全・安心」、「子育て・教育」等、施策の推進のため、また、社会保障関連経費や、物価高騰の影響による経常経費の増大などで、これまでで最大規模となる180億円を超える当初予算についてご審議をいただく大変重要な議会であります。

後ほど町長から施政方針が表明されますが、議会といたしましても、これまでと変わらず住民本位を基本とし、慎重な議案の審議に努めていただきますとともに、引き続き住民福祉の向上に意を注いでまいりたいと考えております。

あわせまして、議事運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年3月熊取町議会定例会を開会いたします。

（「10時04分」開会）

議長（文野慎治君）発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。

初めに、例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

令和7年12月定例会に報告をいたしました以降に実施されました例月出納検査について、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、提出された資料と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和8年1月末現在における各会計の現金・預金残高については、ご覧の資料のとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、令和8年3月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、梅の香りに春の訪れを感じる季節になり、今年は例年よりも早い春の足音が聞こえてまいりましたが、その一方で寒暖差の大きい時節柄でございますので、体調管理には十分お気をつけてください。

では、本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、専決処分報告につきましては令和7年度熊取町一般会計補正予算（第6号）ほか1件、条例制定及び一部改正につきましては熊取町職員の配偶者同行休業に関する条例ほか7件、契約締結につきましては工事請負変更契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）ほか1件、そのほか、町有財産の無償譲渡についてでございます。また、補正予算につきましては令和7年度熊取町一般会計補正予算（第8号）のほか4件、新年度予算につきましては、令和8年度熊取町一般会計予算ほか5件をそれぞれ提案申し上げます。

以上、何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご承認、ご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（文野慎治君）次に、行政報告を行います。

報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。庭瀬都市整備部理事。都市整備部理事（庭瀬義浩君）それでは、報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告についてご報告させていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをご覧ください。

専決処分日は令和8年1月22日でございます。

内容につきまして、1、事故発生日時は令和7年9月22日午後4時頃でございます。

2、事故発生場所は、大久保南4丁目17番39号地先でございます。

3、相手方につきましては報告書に記載のとおりでございます。

4、事故の概要は、町道池の台横断線の交差点部において、道路を横断する熊取町が管理する水路のグレーチング蓋を職員が工具を使用して開ける作業中に、車両の接近により工具を残し、急遽、交通誘導に加わったため、もう一方から接近していた相手方の車両が水路を通過する際、残していた工具が車両下部に接触し損傷させたものでございます。

5、損害賠償額につきましては52万8,500円で、車両の修繕費用でございます。

なお、損害賠償金は、全額、全国町村会総合賠償補償保険の適用を受けるものでございます。

本件を受け、道路上の作業については、往来する車両等周辺の状況に十分注意を払い、適正な安全対策により、今後このようなことがないよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告についての報告を終わらせていただきます。

議長（文野慎治君）ただいまの行政報告に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、行政報告を終わります。

議長（文野慎治君） それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席8番 江川慶子議員、議席9番 渡辺豊子議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしくお願ひします。

議長（文野慎治君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会の報告を求めます。大林議会運営委員会委員長。
議会運営委員会委員長（大林隆昭君） それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る2月26日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名全員出席の下に議会運営委員会を開催し、令和8年3月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日3月4日から3月27日までの24日間といたします。

本会議の日程であります。本日3月4日、5日、6日、9日及び27日の5日間といたします。

常任委員会の開催についてであります。事業厚生常任委員会を3月11日に、総務文教常任委員会を3月12日に開催いたします。

第2回目の議会運営委員会及び環境施設広域化調査特別委員会を3月11日に、議員全員協議会を3月12日にそれぞれ開催いたします。

また、令和8年度の各会計予算につきましては、予算審査特別委員会を設置し、3月16日、17日、19日及び23日に開催いたします。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

なお、日程第5 議案第1号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告についての件、日程第6 議案第2号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告についての件、以上2件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願ひします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（文野慎治君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日3月4日から3月27日までの24日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日3月4日から3月27日までの24日間と決定いたしました。

議長（文野慎治君） 次に、日程第3 施政方針表明を行います。藤原町長。

町長（藤原敏司君） 3月定例会の開催に当たり、令和8年度における町政運営の基本的な考え方と主要な施策を申し上げます。

米国による関税引上げ措置の実施や、ウクライナ・中東地域における紛争など地政学リスクが世界経済に大きな影響を与えている中、我が国でも米価をはじめとした食品価格の高騰など、急激かつ長期的な物価高騰が住民生活を直撃しています。そんな中、2月28日、イスラエル・アメリカ軍が中東イランを攻撃した結果、ホルムズ海峡の閉鎖が断行されまして、世界経済情勢に大きな影響が出てくるのではないかと考えられております。また、令和7年の出生数が2年連続で70万人を下回り、少子化が止まらない状況にあるなど、本町を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

その変化に適応し、住民の皆様が安心して住み続けることができ、活力ある地域社会を維持するためには、将来のまちづくりを見据えながら、サービスを再構築するとともに、地域防災力向上などの「安全・安心」、「子育て・教育」を含め、これまで本町が大切に育ててきた施策をさらに推

進していくことが最重要であります。

一方、本町の財政状況は、令和8年度当初予算において町税収入等の増加が見込まれ、一部に明るい兆しが見られるものの、令和6年度一般会計決算において、5.4億円もの基金繰入れが必要となるなど、財源不足状態が続いており、経常収支比率も、98.5%とさらに悪化し、歳入確保の強化はもとより、徹底した事務事業の見直しが必須となっており、改革の手綱を緩めることなく、令和7年3月に見直した「第4次行財政構造改革プラン『アクションプログラム』」の改革項目を着実に実行しなければなりません。

このような認識の下、令和8年度においては、まず、物価高騰の影響を受けている住民の皆様を支援します。

令和7年12月に、国から重点支援地方交付金の追加交付決定を受けたことから、地域の実情に応じた物価高騰対策として、地域経済を活性化させる視点も加え、町内の店舗、事業所等で使用できる、全住民を対象とした1人5,000円の地域振興券事業を実施するとともに、特に食費を含めた生活費負担が大きい子育て世帯を支援するため、町立小中学校における給食費を引き続き無償化します。

加えて、総合体育館の大規模改修工事を完了させるとともに、図書館についてもより安全・快適にご利用いただけるよう大規模改修工事を実施します。リニューアル後は、オープニングイベントの開催やソフト事業の充実により利用者層の拡大を図り、本町の誇る生涯学習施設を未来へとしっかり引き継いでまいります。

次に、令和8年度当初予算の概要でございます。

まず、歳入は、町税において、賃金等の上昇などによる個人町民税の増加を見込むとともに、国の地方財政計画を踏まえ、地方消費税交付金など各種税交付金や、地方交付税についても一定増加を見込んだ形となっております。一方、歳出は、依然として社会保障関連経費が増加し続けていることに加え、長期化する物価高騰により全体の予算額が増加し、さらに、総合体育館・図書館の大規模改修工事、中学校屋内運動場の空調設置などの投資的事業に取り組んだこともあり、過去最大の予算規模となっております。

続いて、令和8年度予算についてですが、一般会計については、前年度に比べ7.4%増の182億4,090万3,000円、国民健康保険事業特別会計は、前年度に比べ5.0%減の44億6,808万7,000円、後期高齢者医療特別会計は、前年度に比べ17.3%増の11億3,478万8,000円、介護保険特別会計は、前年度に比べ7.1%増の44億1,610万8,000円、墓地事業特別会計は、前年度に比べ26.9%増の4,103万6,000円、下水道事業会計は、前年度に比べ4.1%減の22億3,681万2,000円であり、これらの総額は、305億3,773万4,000円となっております。

続きまして、令和8年度に取り組んでまいります主要な施策の概要について、第4次総合計画に定める5つの施策の大綱に従い申し上げます。

1つ目は、「一人ひとりの意識とご近所のふれあいで暮らしやすいまち」でございます。

初めに、「住民協働・住民参画」については、住民提案協働事業制度を活用した取組を推進します。「団体提案型」については、新規事業として、子ども食堂など2件、継続事業として2件実施します。「行政テーマ型」については、継続事業として8件実施し、合計12件の住民提案協働事業を実施します。

次に、「地域コミュニティ」との連携として、引き続き全39地区の区長・自治会長の皆様に「町政連絡事務嘱託員」の委嘱を行い、年5回の「町政連絡事務嘱託員連絡会」等を通じて、地域と行政の緊密な連携を図るとともに、区・自治会との「直接対話」を継続し、住民参加のまちづくりを推進します。また、一般財団法人自治総合センターの助成金を活用し、地区公民館で利用するコミュニティ備品のうち老朽化したものを順次、更新することで、イベントや会議等のコミュニティ活動を支援します。

次に、「防犯」に係る取組として、「熊取町安全パトロール隊」による青色防犯パトロールを引

き続き実施し、発生事案に臨機応変に対応するなど、より効果的なパトロールを行います。

また、防犯カメラについては、犯罪の未然防止と犯罪発生時の迅速な対応等を目的として、各自治会や泉佐野警察と配置を協議の上、現在150台を稼働しているところであり、今後も地域防犯力の強化につながる配置について、関係団体等と共に検討してまいります。

次に、「防災」に係る取組として、自助・共助・公助を基本とする地域防災力の向上に向けて、自主防災組織連絡協議会と連携し、地区別自主防災マニュアルや校区別避難所運営マニュアルの作成を支援するとともに、本町の防災士育成研修を受講した防災士資格取得者などを対象にフォローアップ研修を開催することにより、地域の防災リーダーとして、防災活動を展開していくための知識・技能の習得をサポートします。

また、男女共同参画の視点に立った防災体制の構築に向けて、女性防災士をはじめとした女性の視点を地域防災に生かす取組として、「くまとり女性防災支援隊」を創設し、地域防災力の一層の向上を図ります。

加えて、大阪府消防操法訓練大会「小型ポンプ操法」に参加し、消防団の技術力向上を図るとともに、消防団装備の適切な維持管理などを通して、消防団員の災害対応能力の向上を図ります。

河川、ため池については、引き続き、大阪府事業となる二級河川住吉川の整備について、河道改修事業及び地下調節池築造工事への協力支援を行います。また、水防ため池の耐震診断結果に基づき、馬谷池の耐震対策工事を実施します。

雨水災害への対策については、大雨時に道路冠水被害を防止するため、朝代地区の水路を改修する浸水対策工事を実施します。

平成30年災害により、ご不便をおかけしている美熊台地区の普通河川雨山川法面上部の被害家屋については、引き続き所有者と交渉を進めてまいります。

次に、「平和・人権」の推進として、年々複雑多様化する人権課題の解消に向け、令和7年度に実施した「人権に関する意識調査」結果を踏まえ、人権問題に関する講演会等のテーマを検討するなど、今後の人権に関する教育・啓発活動の内容や手法に反映させることにより、段階的にその実行性の向上に努め、引き続き全ての町民が相互に人権を尊重し合うまちづくりを目指してまいります。

2つ目は、「まちに愛着を持てる、たくましく生きる力を持つ子どもが育つまち」です。

初めに、「子育て」については、引き続き、顔の見える関係づくりを大切に、孤立することなく安心して妊婦が妊娠期を過ごし、出産を迎え、子育てができるよう、子育て支援関係団体と連携・協働しながら、切れ目のない子育て支援に努めてまいります。具体的には、新たに中学3年生を対象に、インフルエンザ予防接種費用の一部助成を導入するとともに、妊婦へのRSウイルス母子免疫ワクチンの定期接種を実施するなど、感染症対策の充実を図ります。

子ども食堂については、令和8年度から新たに北小学校区で開始することにより、全ての小学校区において、子どもたちが地域で安心して過ごすことのできる居場所づくりを進めてまいります。

このほか、令和8年4月1日から、子育て支援に関する業務を集約化することにより、住民の方に分かりやすく利用しやすい体制づくりに努めてまいります。

次に、「保育・幼児教育」については、令和8年4月から全国一斉に実施される、生後6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない乳幼児を対象に、保育を必要とする事由を問わず、月10時間を上限に保育所等に預けることができる乳児等通園支援事業（通称「こども誰でも通園制度」）については、通常の保育体制の確保や保育需要への対応とのバランスを調整しながら町立保育所において開始します。

また、町内民間園に就職した保育士へ、引き続き支援金を支給することで保育士確保を支援し、子どもの受入れを促進するとともに、つばさ共同保育園の樹脂デッキ張替工事費用を助成し、保育環境の改善に努めてまいります。

学童保育事業については、西小学校区及び東小学校区における入所希望児童数の増大に迅速に対

応するため、両小学校区内に町主体で臨時学童保育所を設置するとともに、夏休みの子どもの居場所づくり事業を引き続き実施し、多様な保育ニーズにも対応してまいります。また、令和9年度から13年度までの5年間における、次期指定管理者の選定を行います。

次に、「学校教育」については、冒頭申し上げたとおり、令和8年度についても引き続き町立小中学校における給食費を無償化します。

教育支援センターについては、通所時間を30分延長し、誰一人取り残さない学びの保障に向けた取組をさらに推進してまいります。

中学校部活動については、地域展開を含めた部活動改革が求められている状況を踏まえ、生徒の在籍校に希望する部活動がない場合に、近隣の「拠点校」として位置づけた部活動に、他の学校から参加できる「部活動拠点校方式」制度を開始します。また、スポーツ庁が示すガイドラインを踏まえ、大阪体育大学との協働事業である「DASHプロジェクト」として、新たに部活動指導員に対する研修を実施し、資質向上等を図ります。

中学校部活動の地域展開については、有識者を交えた委員会を新たに設置し、様々な関係者と生徒にとって望ましい部活動地域展開の在り方を検討してまいります。

児童生徒の教育環境の改善に向けた取組については、GIGAスクール構想により整備した校内ネットワークについて、令和7年度に増強した回線に対応した機器に入れ替え、安定的なICT環境を構築します。また、全中学校の体育館で空調整備工事を実施することにより、令和6年度から計画的に実施してきた全小中学校の空調整備を完了させます。

さらに、学校安全対策として、全小学校の教室扉の鍵取替え修繕や北小学校の門扉改修工事を実施するとともに、熊取北・熊取南中学校の校門扉改修工事に係る設計を行います。

次に、「生涯学習」「文化・芸術」については、「熊取町文化財保存活用地域計画」について、令和8年12月に文化庁の認定を受けるべく作成を進め、町内の文化財を後世へと継承し、町ぐるみでの適切な保存と活用を図ってまいります。

また、重要文化財降井家書院については、主屋などの追加指定に向けた取組を継続するとともに、日本遺産の構成文化財でもあることを踏まえ、内外に広くPRし活用を図ってまいります。

図書館については、まちづくりの情報拠点として機能するよう、引き続き新鮮な資料や地域資料などを幅広く収集し整理に努めます。また、冒頭でも申し上げました、安全・快適にご利用いただくための非構造部材の耐震化をはじめ、若者世代の図書館利用の促進を目的にしたゾーニング等の大規模改修工事については、工事期間中も可能な限り本の貸出し等の図書館サービスを継続しながら進め、リニューアルオープン時にはオープニングイベントを実施します。

3つ目は、「だれもがいつまでも健康でいきいきと活躍できるまち」です。

初めに、「健康・長寿」については、介護予防に取り組む住民運営の通いの場である「タピオステーション」のさらなる地域展開を図ります。また、大阪体育大学との協働事業である「DASHプロジェクト」の取組として、「フレイル予防マスター講座」の実施をはじめ、各種健診時など様々な機会を活用してフレイルチェックを行うとともに、若年女性の痩せ過ぎ対策や働き世代からのフレイル予防に取り組み、「“フレイルゼロ”のまち熊取」を目指してまいります。

次に、「保健・医療」については、引き続き「熊取町新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定に取り組み、国、大阪府、関係機関と相互に連携した対策を講じてまいります。

また、大阪府及び高石市以南の8市4町が連携し、泉州二次医療圏における、休日・夜間の小児初期救急医療の体制確保に努めます。

次に、「運動・スポーツ」については、総合体育館の改修工事完了に合わせオープニングイベントを実施するとともに、新たな指定管理者による管理運営が始まることから、利用者へのより一層の利便性向上に努めてまいります。

次に、「高齢者福祉」については、引き続き65歳以上の非課税世帯の方を対象に補聴器の購入に要する費用の一部を助成することで、高齢者の積極的な社会参加及び地域交流を支援します。また、

聞こえの相談の実施により高齢者の聞き取る機能の衰えへの気づきを促し、加齢性難聴の早期発見・早期治療につなげてまいります。

次に、「障がい者福祉」については、総合的な相談支援や専門的な相談支援及び成年後見制度利用支援事業の実施など、地域の相談支援体制の強化等を目的とする「基幹相談支援センター」の令和8年10月開設に向け、取り組んでまいります。また、多様化する障がい者への虐待ケースに適切に対応するため、専門的な知識を有する弁護士や社会福祉士に相談できる体制を整備します。

次に、「地域福祉・社会保障」については、誰一人取り残さない地域づくりのため、令和6年度から本格実施している「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」に、引き続き、熊取町社会福祉協議会と共に取り組んでまいります。

4つ目は、「住みたい、住み続けたい、いつか帰りたいまち」です。

初めに、「市街地整備」については、熊取駅を利用する歩行者の安全・安心な歩行空間を確保するため、泉佐野市と連携を図りながら大阪府が実施する「府道泉佐野打田線」の歩道整備事業への業務支援として、引き続き事業用地取得に努めてまいります。

次に、「道路・交通」について、都市計画道路の整備促進については、災害時における物資輸送路としての観点からもミッシングリンクとなっている広域幹線道路のネットワーク整備に取り組むよう、現在事業中の「大阪岸和田南海線」の早期完成をはじめ、「大阪外環状線」4車線化の早期事業化、事業着手の方針が示された「泉州山手線」の早期事業展開について、引き続き、国・大阪府に対しより強く要望を行ってまいります。

また、「通学路等交通安全プログラム」に基づき、町道朝代和田大宮線において路肩整備工事を実施するなど、引き続き、通学路等の安全確保に努めます。

加えて、引き続き道路の陥没などを未然に防止するための「路面下空洞調査」を実施するとともに、「熊取町道路舗装修繕計画」及び「熊取町大型ボックスカルバート等長寿命化修繕計画」等に基づく舗装修繕・道路施設点検を計画的に進め、令和6年度から2か年で実施した定期点検結果に基づき永楽ダム周辺道路吹付法面の修繕設計を実施し、道路施設の安全確保に努めてまいります。

次に、「下水道」については、令和8年度末人口普及率87.2%を目標に、大宮、和田、朝代地区などにおいて、公共下水道工事を行い、計画的に整備を進めてまいります。施設の維持管理については、令和6年度末の緊急点検で老朽化が見受けられた青葉台地区の雨水施設の点検調査を実施するとともに、マンホールポンプ施設更新工事を実施します。

次に、「公園・自然環境」については、引き続き、国の交付金を活用し、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に公園施設の更新を進め、安全に施設を利用していただけるよう維持管理に努めてまいります。

次に、「循環型社会」については、平成21年4月にごみ袋の有料化を開始して以降、ごみの排出量は減少してきましたが、物価高騰などの影響もあり、ごみ処理経費は増加傾向にあります。将来にわたって安定したごみ処理を継続できるよう、さらなるごみの減量化・資源化が重要となっています。そこで、ごみを排出する方々に「ごみを減らす」という認識をこれまで以上に持っていただけるよう、令和8年7月から可燃ごみ袋の料金を変更するとともに、高齢者のみの世帯や単身世帯が増加しているという事情から、家庭から出るごみの量に応じサイズが選択できるよう、可燃ごみ袋の種類を増やします。また、外国人の方も正しくごみを分別・排出できるよう、ごみの分け方・出し方について多言語で分かりやすく翻訳し、周知を図ってまいります。

広域での新ごみ処理施設の整備については、事業スケジュールを注視し、運営に係る費用負担の割合や方向性などの協議を行うとともに、泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の審議・議決に熊取町選出議員が参画できるよう、現在、事務委託しているし尿処理も併せて、令和9年4月から同組合へ加入できるよう手続を進めます。

二酸化炭素削減効果が期待される照明灯のLED化については、各公共施設等において計画的に

推進しており、令和8年度は、総合体育館、永楽ゆめの森公園・永楽墓苑管理棟及び中央・南・北小学校のLED化を完了させ、熊取・熊取北・熊取南中学校のLED化の設計業務などを実施します。

次に、「商工業・サービス業」については、産業活性化基金事業補助金を活用し、地場製品の販売等を行う事業者を支援し、「熊取ブランド」の創出や磨き上げを通じて地域の活性化を図ります。

次に、「農林業」については、本町の農業の魅力を発信するとともに、地元野菜への親しみを感じていただくため、「熊取ふれあい農業祭」などへの支援を通じて、地産地消の取組を進めるとともに、地元農業者で構成された団体との協働により、食農教育や熊取産野菜のPRに取り組んでまいります。

農業基盤の整備については、引き続き農業用水路等の改良整備を行う水利団体に整備費用を補助します。

ため池については、中ノ池、芦谷池においてPFOS及びPFOAに係る水質検査を行い、安全性の確認を行います。また、受益地がなくなり農業用水として活用しなくなった五門濁池等の3つのため池の公売を実施するとともに、売却に向けた手続として八幡池の不動産鑑定を行います。

次に、「観光・交流」については、「和田山ベリーパーク」について、引き続きブルーベリー農園の運営を支援するとともに、自走化に向けた支援を行います。

また、毎年10月開催のだんじり祭りについては、観光客が快適に見物できる環境整備について支援を行います。

5つ目は、「健全で安定した持続可能なまち」です。

初めに、「行財政運営」については、厳しい財政状況は続いておりますが、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の各改革項目を一つ一つ達成し、将来的な人口減少にあっても「持続可能な行財政運営」の確立に向けて、引き続き行財政改革に取り組んでまいります。

歳入確保の強化の取組としては、ふるさと納税について、新規返礼品の開発やポータルサイトのページデザイン等の業務を、専門的な知見・技術を有する事業者へ委託することにより、寄附額増加を図ります。

また、少子高齢化に伴う人口減少社会においても地域の活力を維持するため、本町の企業誘致に係る基本方針に沿って、地域未来投資促進法に基づく基本計画等を活用した企業誘致を推進するとともに、雇用創出や生活の利便性向上を図るための将来のまちづくりの在り方について検討を始めるほか、旧大原衛生公苑をはじめとした未利用地の売却に取り組みます。

加えて、泉佐野市・泉南市・阪南市・本町の3市1町で構成される「泉州南未来像研究会」において、広域連携による持続的かつ安定的な行政サービスの提供手法について研究を進めます。

「行かない・書かない窓口」の取組については、住民サービスの向上に向け、来庁者が申請書を記入することなく、マイナンバーカードを利用して住民票や印鑑登録証明書等を発行できる「行政キオスク端末」を役場本庁舎に設置します。また、行財政運営のDX化の一環として、令和9年4月からの電子入札の導入に向け、システム構築に着手します。

役場本庁舎の窓口業務については、マイナンバーカード及びパスポートに関連する業務を民間事業者に委託し、住民の皆様に対する窓口サービスの質向上と業務効率化を図ります。

令和6年度から町立保育所で本格的に導入した保育園システム「コドモン」については、連絡帳機能等をより効果的に活用し、さらなる保護者の利便性向上と業務効率化を図るため、タブレット端末を42台追加導入します。

国が推進する標準化については、対象業務のうち、住民記録や税業務など、本町の住民情報の根幹となる業務システムが令和8年度稼働となることから、安心・安全に移行できるよう取り組んでまいります。

役場庁舎など一部施設については、より効率的な管理運営を図るため、4月1日から窓口・電話の受付時間と開館時間を午前9時から午後5時に変更します。駅下にぎわい館については、4月か

ら月・火曜日を完全休館するとともに、10月からは水曜日から金曜日の開館時間を午前9時から午後5時に変更します。それに伴い、図書館の予約資料の受け取り及び返却についてはJR熊取駅東西自由通路西側に予約した本をいつでも受け取れるロッカーを新たに設置し、利便性の確保を図ります。

このほか、職員が安心して働ける環境を守り、また住民の皆様へ安定した行政サービスを適正に提供し続けるため、カスタマーハラスメントを含めた様々なハラスメントに対する取組を組織的に進めてまいります。

次に、「情報の公開」については、「徹底した情報公開」を基本姿勢とし、住民の皆様とのトーク形式による「タウンミーティング」を継続し、住民参加のまちづくりを推進するとともに、「伝える広報」ではなく「伝わる広報」を意識し、「受け手視点」の広報作成に取り組みます。

具体的には、主要媒介である広報誌やホームページ、またLINEをはじめとした各SNSの特性に応じて、真に住民の皆様が欲する情報を、積極的かつ戦略的に発信してまいります。とりわけ、広報誌については、さらに手に取ってもらえる「世代を問わず楽しめる広報誌」となるよう4月号からリニューアルします。

各施策の推進に当たりましては、私自身はもとより、全職員が一丸となった意識改革を図ること、基金繰入に依存しない自立した財政運営を目指しながら、安心して住み続けられる、「人にやさしいまち」「楽しめるまち」「希望を持てるまち」の実現に取り組んでまいりますので、議員各位並びに住民の皆様におかれましても、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、令和8年度町政運営方針の説明を終わります。ご清聴ありがとうございました。

議長（文野慎治君）以上で施政方針表明を終わります。

議長（文野慎治君）次に、日程第4 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、石井議員。

4番（石井一彰君）おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず、大きな項目1つ目、伴侶動物のBNCT治療における京都大学複合原子力科学研究所の活用可能性と、アトムサイエンスパーク再構築への応用について質問をいたします。

近年、犬や猫など伴侶動物の悪性腫瘍は大きく増加しています。手術や抗がん剤、放射線といった従来の治療には限界があり、より高度な治療を求める声が年々高まっております。一方で、BNCT、ホウ素中性子捕捉療法は、人の医療は既に実用化が進んでおり、難治性腫瘍に対しての効果が期待される先端医療として注目されています。しかし、動物医療の分野では、法制度や緊急環境の課題から、まだ研究段階にとどまっております。

そこで重要となるのが、地域に立地する研究機関との連携であります。本町のすぐ隣には京都大学複合原子力科学研究所、KURNSが立地しており、ここにはBNCTの研究基盤が既に整っています。サイクロトロンを新設すれば十数億円から30億円の投資が必要なところ、既存施設を活用すれば民間主体では到底難しい伴侶動物BNCTの社会実装が現実味を帯びてまいります。大学側が商社設備と安全管理を担い、民間側が獣医師による診療や麻酔、買主対応を行う、共同でプロトコル開発と臨床データの蓄積を進める、こうした産学官連携モデルは全国に例のない取組となり、関西における伴侶動物BNCTセンターとしての発展も期待できます。

さらに、私は、この取組をアトムサイエンスパーク再構築と結びつけるべきだと考えています。伴侶動物の健康のために遠方から来訪するペットのヘルスツーリズム、高度医療へのアクセス、健康検診、リハビリ、行動学支援、さらには飼い主も滞在して地域を巡る、これを組み合わせればサ

イエンスパークを動物、医療、観光、研究の新たな地域資源として再生する可能性があります。先端医療の地域実装と地域活性化を同時に実現できるテーマであり、まさに本町らしい産学官連携モデルとなり得ます。しかし、KURNSは基礎研究が中心であり、民間との連携には慎重であるとの指摘もございます。だからこそ自治体として将来的な連携の意義とメリットを示し、情報交換や研究会参加など段階的な関与が求められると考えます。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

1点目、本町としてKURNSとの連携による先端獣医医療の推進をどのように位置づけておられますでしょうか。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） それでは、伴侶動物BNCT×KURNS活用×アトムサイエンスパーク再構築についての1点目、本町としてKURNSとの連携による先端獣医医療の推進をどのように位置づけているのかについて答弁申し上げます。

ご質問の先端獣医医療につきましては、ホウ素中性子捕捉療法、BNCTのさらなる発展に向け、現在、いわゆる伴侶動物へのBNCT治療や、中型動物を対象とした非臨床試験、薬剤開発といったBNCTと獣医学との連携について研究・検討が行われています。

この取組については、京都大学複合原子力科学研究所や大阪府、大阪医科薬科大学と共同で設置しておりますBNCT検討会議の活動方針におきましても、BNCT研究拠点及び研究者の活性化に向けた重要な取組として位置づけられているものであり、本町としましても同検討会議の活動を通じて連携を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 石井議員。

4番（石井一彰君） ありがとうございます。

今のご答弁いただいた中に、中型動物を対象とした非臨床試験と言われたと思うんですが、これ通常の臨床試験とはどのように異なるのでしょうか。あと、現在、伴侶動物に行われている治験というんですか、研究というのは、どのようなことが行われているのでしょうか。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） 今回ご質問いただきまして、その辺の語句の臨床試験と非臨床がどう違うのかとか、そういったところも含めて研究所のほうとキャッチボールさせていただきました。基本的に、いわゆる臨床試験、治験と言われているものですが、こちらについては人も伴侶動物も一緒ですが、新しい治療法の効果、こういったものを確認するためにする試験であると。非臨床試験というのは、これも人、伴侶動物と一緒にすけれども、臨床試験、先ほどの治験を開始する前に、例えば細胞でありますとかマウス等の実験動物を使用して実験する試験、いわゆる前段階と、相当な前段階と考えてもいいかも分からないですけれども、そういったものであるというような扱い、定義に一定なっております。

現在、研究所におきましては、マウス以外に中性子を照射する実験は行っておりません。いわゆる非臨床試験のみを行っておるといっていいところになってまいります。実際に実施しているのはどうだという、ちょっと私も、これは言葉だけしか理解できておらない部分があるんですけれども、マウスを使用した中性子照射実験結果を犬に当てはめた場合どうなるのかというような研究であるとか、犬のがん細胞そのものにホウ素薬剤を投与する細胞照射、こういった先ほど言った細胞ですとかマウス等の実験というようなものを行っておるといっていいところが現実のところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 石井議員。

4番（石井一彰君） なるほど。まだ、では、もう本当にかんを患った伴侶動物に対して直接的な治験、医療試験というのは全然できてないという状況ということですね。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）議員おっしゃるとおりでございます。現状の法的な面でいくと、獣医療法上、BNCTを治療法としてまだ認められておらないというところもございます。現状、こういったことも含めて中性子を照射することはできないというところがございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）法律上の問題があるということですね、そしたら。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）法的に、じゃ、例えば、これもすみません、まだ勉強不足なところがあるんですけども、じゃ、マウスはいけるけれども、どこまでいけるんだなんていうこと、細かなことは通常の法であっても規定はできておらないのが普通かなと思います。例えば、いわゆる学会であるとかの中の倫理規程、そういったものがあるのかなのか、また施行規則であるのかも分からないですが、現実的にはそういった部分が一定はあるというところがございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）これは、外国ではこういうことも進んでいる国はあるんでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）現状、それもお聞きしておりますが、アルゼンチンにおきまして犬の頭頸部腫瘍に対する中性子照射、これがいわゆる基礎研究として行われている段階ですので、直接的に照射したのかどうかというのは、それではないであろうと。あくまで基礎研究の範囲内で行われておるところでございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）なるほど、まだその段階だということですね。私も調べた限りでは、BNCTは治療として動物に照射している国は、多分どこもまだないというふうには聞き及んでおります。

それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

伴侶動物医療とヘルスツーリズムを組み合わせた地域活性化について、アトムサイエンスパークの再構築の柱の一つとして検討する考えはございますでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）次に、2点目、伴侶動物医療とヘルスツーリズムを組み合わせた地域活性化について、アトムサイエンスパークの再構築の柱として検討する予定について答弁申し上げます。犬や猫といった伴侶動物のがん治療につきましては、人と動物の病気の共通性から、医学・獣医学の連携が双方の治療技術の向上につながるものとして期待されております。

伴侶動物に対するBNCTの基礎研究の蓄積や法令上の規制等の課題、これは先ほど申し上げたとおりですが、課題があるものの、実用化されれば、京都大学複合原子力科学研究所が伴侶動物BNCTの世界的拠点となる可能性及び将来的なKUR廃炉後、周辺監視区域変更に伴う敷地・施設の利活用も含め、関西国際空港への近接性を生かすことで、伴侶動物の治療のために本町を訪問・滞在する、いわゆる医療ツーリズムによる地域活性化の可能性を秘めているものであると認識してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。まさしくそのとおりだと思っております。

それでは、3点目、研究段階にあるBNCTについて、自治体として地域の産学官の連携を進めるため、大学との情報共有や連携可能性の調査を行う意向はございますでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、3点目、BNCTについて、自治体として地域の産学官連携を進めるため、大学との情報共有や連携可能性の調査を行う意向について答弁申し上げます。

BNCTによる地域活性化を推進する上では、議員ご指摘のとおり産学官連携が重要であると考

えております。

現在、研究所において、KURの運転が停止される令和8年5月以降を見据え、KURの廃炉に向けた廃止措置計画の策定準備を進めるとともに、研究組織の再編を含めた原子炉の廃炉措置に関する研究や、KUCA等を利用した新たな研究など、KURの運転停止後にどのような研究を進めるかに関する計画を策定中であると聞き及んでおり、当面はこういったことに軸足を置くことになるものと推察してございます。

このような現状を踏まえ、今後の研究所及び大学内における伴侶動物へのBNCT治療に関する研究の位置づけや、研究体制といった情報の共有を緊密に行いながら、研究所において蓄積されてきた研究成果を地域にどのように還元していくのかという視点、さらに、そのために本町に求める支援やその時期など、様々な角度から研究所との連携の方策を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。本当、前向きな答弁で、ありがとうございます。今回、この質問をするに当たって、今回のご答弁いただいた内容を見ると、かなり調査するに当たって、担当職員の皆さん、本当にいろいろ調べていただいたんだと思います。また、京都大学の複合原子力科学研究所の皆様も、本当にこの場を借りて感謝申し上げたいと思います。

この本町の取組や構想について、直接ご説明の機会をいただいて意見交換を重ねる中で、KURNSの皆様の本町の目指す方向性や地域としての課題認識をご理解いただけたことは、本当に大きな成果があると私は受け止めております。とりわけ、研究機関と基礎自治体が相互理解を深めることは、今後の連携可能性を広げる第一歩であり、本町にとっても大変意義深い機会となりました。今回の調査を単なる確認作業に終わらせるのではなくて、今後の具体的な連携や政策検討へとつなげていくことこそが重要であると考えております。引き続き、KURNSとの信頼関係を大切にしながら、本町の発展につながる実りのある議論を重ねていくことを期待いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）ありがとうございます。申し訳ございません、少しだけ自分の答弁に対する補足と、せっかくのこの機会いただいておりますので、1点申し伝えさせていただきますことがあります。

1点目ですけれども、2点目の答弁の中で法令上の規制ということを私申し上げましたが、1点目の答弁の中ではBNCTが治療法として認められていない、この法的な規制があるよと。もう一つあるのが、伴侶動物は法律上、いわゆる動物。伴侶、家族というようなものでなくて物として扱われる。したがって、どういうことかということ、放射線を照射したその後の動物は研究所の外には持ち出すことはできない。いわゆる放射性廃棄物というような法令上の取扱いになっている。これが2つ目の法律上の課題というところで、これをどうしていくかというのは今後の我々の課題でもあるんですが、そういう意味で、そのタイミングですとかということになってきますと、今の現状も含めてですけれども、7年度から公益社団法人の日本アイソトープ協会、こちらがいわゆる動物等の処理を行っていただくような協会になるんですけれども、このアイソトープ協会に設置されております獣医核医学推進検討委員会、こちらで基礎研究が開始されたというところなんです。これが1つ目のステップ。

2つ目のステップで、その基礎研究成果を蓄積された後、先ほど申し上げた伴侶動物BNCTの獣医療法上の合法化、こちらについて、いわゆるBNCTを治療として認めていただくようなことになるんですが、こちらの諮問・答申が農林水産省の手続で行われる。これが2つ目のステップです。

この後、その諮問・答申を踏まえて原子力規制委員会の放射線審議会、こちらのほうで審議・承

認を得るというこの3つ目のステップ。これを順番に行った上で最終的に法改正案等の作成に入っていくと。

我々として、どこで、じゃ、支援できるんだということになると、これも研究所とキャッチボールさせていただく中では、現状ではやはり規制委による審議・承認を経た後、改正案をつくるまでの間、ここでそういった支援も熊取町に求めたいと、ここが有効なタイミングではないかというふうに聞いております。ただ、非常に期間としては長いものになるという部分。一方で、私、答弁でも申し上げたKUR廃止後の規制区域の変更後、敷地を活用させていただく。これも相当長い。これ、歩調を合わせてやっていくのかなという意味では、今から動いていくというのも非常に重要な、議員おっしゃっていただいているとおりのので、しっかりと共有しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）補足説明ありがとうございます。おっしゃったとおりで、多分、廃炉のスケジュールも、前に聞いたときは約10年ぐらいとお聞きしたと思います。本当にそれが終わってからのスタートだとやっぱり大分時間がかかってしまうので、今おっしゃっていただいたとおり本当に歩調を合わせていただいて並行しながら進めていただきたいなと、そのように思っております。ありがとうございました。

じゃ、続きまして、2点目の質問に参ります。

じゃ、2点目の質問、「環境フェス」の実効性向上と神栖市「あげますキャンペーン」に学ぶ、ごみ減量施策についてお聞きをいたします。

熊取町では、毎年、環境フェスタを開催し、町民に対して環境問題への理解促進や環境配慮行動の啓発に取り組まれていることは、大変意義深いものと評価しております。私自身もこの環境フェスには毎年参加しております。多くの来場者でにぎわい、親子連れを中心に環境への関心を高めるよい機会になっているなどは感じております。ただ、多くの町民が参加されている一方で、啓発が実際の行動変容やごみの減量につながっているのか、この点が今後、より重要になると考えております。

そこで伺います。

「環境フェス」の開催目的、また直近の来場者数等の状況、また、町としてこの「環境フェス」の成果をどのように評価しているのか、この3点について教えていただけますでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）それでは、「環境フェス」の実効性向上と神栖市「あげますキャンペーン」に学ぶ、ごみ減量施策につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の「環境フェス」の開催目的と成果についてでございますが、開催目的につきましては、「地球の未来に今できること」をテーマに、地球温暖化をはじめ様々な環境問題に対し、住民の皆様が身近な問題として感じていただき、環境意識の向上と資源循環の輪を広げ、資源の大切さを広く知ってもらい、関心を深めていただくことを目的として開催してございます。

また、成果といたしましては、今年度は煉瓦館歴史公園部分の工事により、少し規模を縮小しての開催となりましたが、約1,000人の方にご来場いただいたところであり、当日実施いたしましたアンケート調査では、約8割の方が「よかった」「楽しかった」と回答されていることから、環境問題を考える絶好の機会になり、一定の成果があったものと実感してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）8割が評価されていたということで、イベントとして評価はされたんだと思います。ただ、一定の啓発効果自体はあったのだとは思いますが、その啓発した結果、何がどれだけ変わったのか、ここが見えないと事業の改善にもつながってこないのかなと思います。この環境フェスをきっかけにした具体的な行動変容、例えばごみの排出量の変化やリユース意識の向上など、その

数値や指標で把握するような仕組みはありますでしょうか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）環境施策、また啓発活動は様々なツールを用いてやっております。ですので、環境フェスだけをもって、この数値の推移をはかることはできないのかなというふうに理解しております。総体的に見てごみの減量化は図れていると、年々ごみは少しずつでも減っていると。ちょっと長い目で見たら横ばい状態にはありますけれども、またさらにいろいろな取組を環境施策としては考えておりますので、少しずつでもごみの減量化に向けた取組に向け、取り組んでいきたいなと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）先ほど申し上げた、事業としてこれを評価する云々になってくると、やはり数値的なものは把握する必要はあるのではないかなとは思いますが、今後、そういった数値、指標みたいなものを設定していただいて検証していただくことが大事ではないかなと思っております。それをよろしくお祈りをいたします。

続きまして、環境フェスは意義ある取組ではございますが、一方で、年に一度のイベントで終わってしまい、日常のごみ減量施策と十分につながっていないのではないかなという課題も私自身は感じております。町としてこの点はどのように評価しているのか、お伺いをいたします。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）2点目のイベント型施策である環境フェスの課題認識についてでございますが、開催に当たり各出展内容につきましては、イベントテーマに沿うものであることを念頭に、参画される方々との調整をはじめ、できる限り手作りでのイベントとして実施できるよう取り組んでおり、抜群の費用対効果を生み出していると考えてございます。そして、そのような中において、住民の皆様が環境問題をより身近な問題として感じていただけているのではないかと考えてございます。

ご質問の課題認識でございますが、先ほど来、石井議員のほうからもありました考え方は私たちも同じでございますが、今後、住民の皆様が環境フェスティバルで感じたことを、日々の生活にどうつなげ、どう生かしていくかを考え、実践していただけるような仕掛けづくりを検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）分かりました。1番目の質問とよく似た質問ではあったんですが、本当に環境フェスにかかる費用対効果というのを図るためにも、やはり指標は必要ではないかなと思っておりますので、本当によろしくお祈りをいたします。

それでは、3番目の質問になります。

ここで、私からの提案にはなります。茨城県の神栖市では、まだ使える不用品を捨てる前に譲る「あげますキャンペーン」を実施し、ごみの減量とリユース促進を実現しています。この取組は新たな大型投資を必要とせず、市民の行動を直接変え、ごみ減量という成果が見えやすい非常に成果の出る施策だと私は考えます。

そこで、神栖市のようなリユース促進施策について実施することについて、町の見解はいかがでしょうか。答弁いただけますか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）議員ご質問の3点目で、導入可能性につきましても併せて答弁させていただきます。

神栖市のリユース施策についての見解と導入可能性についてでございますが、本町では、「おいくら」や「ジモティー」を活用したリユースを推奨するとともに、環境フェスティバルでは、廃棄家具のリユース品譲渡会やフリーマーケット、さらに今年度は、熊取中学校の生徒によるリユース

するための子ども服の回収等も実施し、好評をいただいたところでございます。

ご質問の神栖市のリユース促進施策につきましては、リユースに対する理解を深めるための啓発、啓蒙施策として一定の効果が見込まれる取組であると認識しておりますので、今後において、本町環境施策にも取り入れることができるかどうかを含め、研究、検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）前向きなご答弁ありがとうございます。本当、試行的に、本当に一角を使って「あげますキャンペーン」で「あげますコーナー」みたいなものを設置することによって、一度検証していただければいいかなと思います。ぜひ一度、検討のほどよろしく願いをいたします。

環境フェスは、やっていること自体が目的ではなく、町民の行動を変え、ごみを減らすことが目的です。神栖市の事例のように費用を抑え、成果が見え、改善を重ねられる施策を積極的に取り入れられることこそ改革を掲げる自治体運営にはふさわしいと考えます。ぜひ、環境フェスを実行と成果につながる場へ進化させることを強く要望し、この質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）ありがとうございます。神栖市のこのリサイクルセンターでの取組などを研究する中で、神栖市には神栖市のいいところがあり、また行政資源もあるということを考えます。熊取町は熊取町のいいところもありまして、我々スタッフ一同、しっかりと啓発も含めいろんな取組をやらせていただいて、それを先ほど答弁の中で紹介させていただきました。行政には行政でないといけないことがあるのかなということがあります。リユースにつきましては、いろんな民間のツールもありますし方法もあります。その中で住民の皆さんが、そちらはしっかりとそういうツールを活用してリユースに向けて取り組んでいただければ、その中で我々は、それに向けてしっかりと啓発していきたいなというふうには考えます。

限られた行政資源の中で優先順位をつけなければいけないということを考えますと、必ずしもその実施に向けての約束はできないんですけれども、環境フェスティバルの中で議員ご指摘の取組をやりますよという民間の団体なんかもあるようなことはちらほら聞いております。そういったところと連携しながら、できる機会を見伺いながら、また検討、検証してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。リユースというものに対する啓発というのは、フリーマーケットが一つリユースの啓発なのかなとは思いますが、ただやはり、ただほど強いものではありませんので、やっぱり同意にはなるのかなと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。ありがとうございました。

続きまして、3番目の質問をさせていただきます。

中学生への共助意識の向上策について質問をさせていただきます。

これまでも私は、何度も中学校への防災クラブの設置について質問をしてまいりました。その際には、まずは共助の意識の熟成を進めていくというご答弁をいただいております。本日は、中学生の共助意識の向上策について、その流れをさらに一歩進める提案として伺いをしたいと思います。

何度も中学生の共助としての必要性というものはお話はさせていただいてきました。南海トラフ巨大地震等を想定した場合、平日の日中に震災が発生すれば、地域防災の要である消防団員は仕事等で地元にはいない場合は多いと予想されます。ましてや交通インフラがダメージを受けると、すぐに帰宅も難しい状況になります。その際でも地域には多くの中学生がいます。その中学生が、単に守られる存在としてではなく、年齢や体力に応じた形で地域を支える存在になれば、本町の地域防災力は大きく向上するのではないかと考えます。

そこで、質問1番目です。

現在進めていただいている中学生に対する共助意識の醸成について、具体的にどのような取組を行っておられるのか、また、今後どのように発展させていくのか、改めて考えをお聞かせください。
議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）それでは、中学生の防災への共助意識の向上策についてのご質問の1点目、現在取り組んでいる「防災への共助意識の醸成」についてご答弁いたします。

今年度の取組といたしましては、昨年11月に開催いたしました総合防災訓練の第2部におきまして、残念ながら雨天中止となりましたが、非常食炊き出し配給訓練に中学生ボランティアを募るなどの取組を行ったところです。このような実際に防災を感じていただく機会を今後も創出していきたいと考えております。

また、小・中学校と連携をして、児童・生徒の防災意識の向上に向けた取組も行っているところであり、その一環として、先月20日には、熊取中学校2年生の総合的な学習の時間における防災の学習会に参画をいたしました。ここでは、熊取町の防災の取組や災害時の共助の大切さについて学んでいただき、自分たちが災害時に何ができるかを考えていただくきっかけづくりを行いました。こういう機会に行政として中学生の皆さんに防災の大切さを伝え、中学生の皆さんに自ら考えてもらう取組が非常に大切だと考えており、今後も継続して実施していきたいと考えております。

また、令和8年度当初予算案に計上させていただいている事業として、くまもり女性防災支援隊の創設を予定しており、その主要な役割として、平常時において、自治会、小・中学校、保育施設等で防災啓発を行うこととしております。今後、教育委員会と調整を図りながら、この支援隊員と共に中学生の防災への共助意識の醸成に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

今、答弁の中でございました総合防災学習という時間があるわけですね。これは年間何時間ぐらい確保されているんですか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）熊取中学校の中でユネスコスクールの取組の中の一つとして取り組んでいる内容になります。総合的な学習の時間を持ちまして、シリーズといいますか、この期間にそんな取組を進めていこうというような内容で進めているものでございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）現状は熊取中学校だけでということでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）各校、様々、総合の時間を使いまして、避難訓練に合わせたりとかいうような機会に取り組んでいます。この取組は熊取中学校だけのものにはなるんですけども、年に数回、各校におります学校安全担当教員が集まりまして、学校安全担当者会を実施して取組のほう共有させていただいているということです。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。分かりました。

2番目の質問に入らせていただきます。

2番目の質問では、最終的にはどうかモデル校で一応やってみてくれませんかということの提案に結びつけようと思っていたんですが、今、ちょうど熊取中学校がユネスコでそういう学習時間を持たれているということだったので、そこで可能かなというふうには思います。

2番目の質問としまして、私ども、先週、議員研修でHUG訓練、避難所運営ゲームというのを体験いたしました。カードを使ってのゲームになります。発災時に避難所運営を担当する職員の皆さんはもちろん訓練を受けられていると思いますが、避難所運営は基本的には安全であります。中

学生に別に避難者を誘導しろとか、火災を消しに行けとか、そういうことを求めるものではありません。だから、避難所における学校施設をやっぱり熟知している中学生には、ぜひ避難所運営に携わっていただきたい。共助意識をより実践的に学びへと結びつけることができる取組として、このHUG訓練をぜひ体験していただきたいなと思っております。また、そういった学習時間を使って、実際に被災地で活動された震災ボランティアの方とかによる講演会とか、そういった機会を中学生向けに設けることは大変有意義であると思っております。

これら学校や町の取組として、まず可能な範囲、ほんまにモデル的に1校から実施するお考え、先ほど熊本中学校、ユネスコなりでやられているんですけど、ぜひ一度実施していただけないかなと思います。ご答弁いただけますでしょうか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）それでは、2点目のHUG訓練や震災ボランティアによる講演等の実施についてのご質問にお答えをします。

令和7年12月議会での一般質問でもお答えいたしました。小・中学校では、学習指導要領の下で、計画的かつ実践的に各校の実態に合った工夫ある防災教育を行っており、全ての学校において、災害が起こったときに自ら考え行動できる児童・生徒の育成に取り組んでいます。

具体的には、昨年3月には、熊取中学校1年生の防災学習の一環で、能登半島地震の被災地でボランティア活動をしている方々の講演会が実施されるなど、各学校それぞれの取組が行われております。

ご提案のHUG訓練や震災ボランティアによる講演等の実施につきましても、防災について自ら考え、自ら感じていただく機会として有意義な取組の一つであるものと考えます。

行政としても、防災意識の醸成につながるこのような取組につきましても、教育委員会と調整を図りながら積極的に進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。ぜひ、HUG訓練、お願いいたします。

今お話ありました震災ボランティアによる講演会というのは、ちょっと私、ホームページ等々を見てもその情報はなかったもので、過去そういう講演会というのは熊取町では実施されていないのかなと思って今回質問させていただいたんですけど、やった実績があるということですかね。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）これは去年3月17日に実施されているんですけども、これも先ほど答弁のありました総合的な学習の時間、熊取中学校の総合的な学習の時間を活用しての取組ということで開催をされております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）いい取組だと思います。これ熊取中学だけに限らず全中学校のほうで、また小学生に対してもぜひやっていただければなど、そのように思っております。

本当、こうした積み重ねが将来的には中学校における防災クラブの設置、また消防団員の成り手不足の解消、地域防災リーダーの育成へとつながっていくのではないかと考えております。共助の目を町として丁寧で育てていただきますようお願いを申し上げます、今回、私の質問を終わらせていただきます。いつもより大分早く終わりました。どうもありがとうございました。

議長（文野慎治君）一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「11時36分」から「13時00分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目は、地下水、ため池のPFAS汚染の調査・対策についてということで、ほぼ毎回のようにこのPFAS問題について質問させていただいているわけなんですけど、本町における事業所内井戸のPFAS汚染が報告されて1年以上経過しています。本町においても大阪府に協力しつつ、ため池の調査等を行ってまいりましたが、汚染の原因究明と対策については事業所の報告待ちの状態が続いております。12月議会の答弁では、一定の時期が来れば事業所内での調査がまとまり次第、報告があるものと考えているというふうにおっしゃっておられましたが、その後、事業所内の調査、対策の進み具合はいかがでしょうか。ご答弁願います。

議長（文野慎治君） 山本住民部長。

住民部長（山本浩義君） それでは、地下水、ため池のPFAS汚染の調査・対策につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の事業所内の調査・対策の進み具合はどうかについてでございますが、12月議会で答弁させていただいて以降、新たに報告できる情報はございません。これまでの調査において、目標値を大きく上回る濃度を検出した井戸の所有事業者における原因調査の状況を引き続き注視してまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君） 事業所からの新たな情報はないということなんですけど、12月議会で私が質問して以後、熊取町のほうから事業所に問合せ等はさせていただいているのでしょうか。

議長（文野慎治君） 山本住民部長。

住民部長（山本浩義君） 幾度となく事業所とはコミュニケーションは取っておりますが、基本的には動きがあった場合、また新たに報告事項があった場合は、先方のほうから町のほうに連絡が来ることになっております。それは正式にはまだいただいているということなんです。ただ質問もいただいておりますし、それ以外のコミュニケーションというのか、ありますので、その都度PFASの関係の状況は確認しておりますけれども、新たな情報はないということでは伺っております。

以上です。

議長（文野慎治君） 坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君） 新たな情報はないと。機会を捉えて聞いてはいるけれども、新たに報告できることはないということのようではありますが、それにしても時間がかかり過ぎていると思いますよね。一昨年12月時点での大久保東の事業所のPFAS汚染の発覚からすれば、もう1年と2か月以上が経過しているわけなんですけれども、なぜそんなに長時間かかるのか不思議に思うんですけれども、その辺については何か事業所のほうから、こうこうこういう事情で時間がかかっているんだというふうな説明はあるんですか。

議長（文野慎治君） 山本住民部長。

住民部長（山本浩義君） 特段ないんですけれども、事業所のほうから、前回の質問のときにもちょっと答弁させていただいたかと思うんですが、実績のある専門の調査会社のほうに委託をやりまして、敷地内のPFOA濃度の分布などを調査をしております、その結果である程度分かればよかったですけれども、最終的な原因究明みたいなところの報告していただける内容までには至っていないということを聞いております。

また、いろいろコミュニケーションを図る中で、事業所のほうからは原因究明もしっかり努めているんですけれども、事業所内の敷地内のこの浄化にも取り組んでいきたいというようなことは発言の中ではありました。当然ながら敷地外に排出される水質などはモニタリングもしているということは聞いておりますけれども、そこには基準値、目標値のPFASの濃度を超える結果には至っていないということは聞いております。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）敷地外に排出される水についてのモニタリングはきちんとやっているということなんですけれども、事業所から敷地外に排出する水というのは、それはどういう形で排出されるんですか。事業所のすぐそばの、例えば側溝を通じて川に流れるとか、あるいは下水道管に流れるとか、それはどちらなんですか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）明らかなことは、詳細については聞いておりませんが、事業所外に排水される水についてのモニタリングをしているということです。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）事業所外に排出される水のモニタリング調査をしているのであれば、その排出する水については、これこれこういう数値でしたよという、そういう報告はあってしかるべきだと思うんです。それはどうですか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）具体的な数字は聞いておりません。モニタリングをやる中で基準値は超えていないということは聞いております。

あくまでも事業所につきましては、我々のほうは強制力がない中で、社会的責任の中で協力的にこの原因究明のほうに取り組んでいただいているというところで、動きがあれば連絡があるということ、それ以上のことはまだ聞き及んでいないということです。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）私が今申しましたが、事業所外に排出する水はどのように排出しているのか。それと、排出している水のモニタリングの数値はどういう数値であったのか。この2点については、これはぜひ確認していただきたいと思います。そういう機会があれば、そういうことも次のまとまった調査報告があった時点で事業所外への水の排出方法、そして排出している水のPFAS濃度の数値、その辺については基準値以下であったと。それだけでは何かちょっとにわかに判断し難い部分もありますので、その辺はぜひお願いしておきたいと思います。

PFAS汚染の問題の2点目ですけれども、ため池の継続調査をこの4月に予定しているということを前回の質問のときにもお答えいただきましたが、私、そのときにも申しましたが、2か所というのは中ノ池と芦谷池のことかと思いますが、その中ノ池、芦谷池、2か所に限定すべきではなく、その他の池も対象とすべきではないでしょうか。お答えいただきたいと思います。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）それでは、地下水ため池のPFAS汚染の調査・対策についての2点目、ため池の継続調査は2か所ではなく、そのほかの池も対象とすべきではないかについて答弁申し上げます。

令和7年12月議会での答弁でもございましたが、農産物等を所管する農林水産省は、農業環境中のPFOS及びPFOAの米への移行、蓄積性について研究結果を公表しておりますが、研究結果では、暫定目標値を超えるPFOS及びPFOAが検出されている河川から取水している水田土壌で主食米を栽培しても、玄米中のPFOS、PFOA濃度は低く、一般の流通費の含有量と同程度の水準であることや、農業環境中のPFOS及びPFOAがほとんど玄米に移行、蓄積しないことから、主食米などの栽培に当たって水田土壌や農業用水の浄化など、特別な対策は不要と考えられるとの方針が示されてございます。

これら国の方針を踏まえ、町有ため池につきましては、主な用途がかんがい用水として利用されていることから、そのほかのため池を対象とした水質調査は予定してございません。

なお、国の方針が公表される前に町独自で行った、今、議員おっしゃられている2つのため池、

町有ため池の水質調査により、水道水として国が定める暫定目標値50ナノグラム・パー・リッターを上回った2か所のため池につきましては、経過観察として水質を観測するものであり、今後暫定目標値を下回る水質が観測されれば、大阪府や関係団体と協議を行い、水質調査継続の有無について判断してまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）この問題についても12月議会とほぼ同様の答弁でありましたが、今の答弁の中で、大阪府と協議しながらというふうな言い方をされたかと思うんですが、結局、このため池の調査についての考え方というのは、大阪府に指導を仰ぎながらやっている、ということなんでしょうか。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）その前に、国がいろいろと今、汚染された水を使って、その土壌のPFASの濃度、それからそこで作った米へどれだけ移行しているかという調査というのは国のほうからされています。また、市販品をいろいろ調べた中で、値を比べたときにどうやというところも見た中では、市販品とそう多くPFASを含まれている量が変わらないという調査結果が国のほうから示されてございます。それを基に、これ以上ほかの池へ調査をする必要はないのかというところで僕は思っているところです。

ただ、今回経過観察でします2つのため池を、今回4月にもう一度調査のほうをします。その結果は、一応国のこういう考え方もあって、結果がこうであったというところで、その辺でもう最終的な判断は大阪府、あるいは関係団体としまして水利組合とも話を、協議をした上で、最終的な判断をしていきたいというところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）水利組合とも協議しながらというような言葉も出ましたが、水利組合としては、これ以上あまりため池については調査してほしくないという意向なんでしょうか。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）今、芦谷池と中ノ池というのが出ていますが、芦谷池のほうは、前回の調査では基準値以上の値が出た。ただし、その上流に基準値以上出ないため池があって、それを介すれば、その池の水を使わなくても農耕作ができるというところで、今年はそういう対策をしてきていただいています。

今回、けどそういうのがあって、経過観察としてもう一回今年の4月に調査というのをを行うんですが、結果が出た後、それはまた水利組合のほうにもちゃんと報告をして、それで最終的判断というのは水利組合のほうでどうされるというのは決められるのかなというところもありますけれども、調べた状況というのは、町のほうからいろいろ情報のほうは提供していった中で、その辺は最終的に水利組合がどう考えるというところもあるんですけども、その辺で協議のほうしていけたらと思っております。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）答弁の最初で、PFASの米への移行は極めて少ないという調査結果が出ているということをおっしゃっていただいたんですけども、米への移行が研究結果で極めて低い数値だということの調査報告書は、私もそのホームページで見ました。かなり専門的な内容も含まれておりますので、ちょっと難しい点もありましたが、それを仮に信用すれば、米についてはあまり心配ないよということのようでもありますけれども、農林水産省のホームページの報告の中でも、米についてはそういうことのものでありますけれども、ほかの青物野菜とか、そういう点については心配ないというふうには読み取れなかったんですけども、その辺はどうですか。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）坂上議員が見られた農林水産省の見解の中に、言われた米の移行という調査が1つされています。もう一つ、国産農畜産物のPFAS含有実態調査というのも並行してやられています。そちらのほうは、品種が、まず最初に、今結果として出ているのがバレイショ、キャベツ、トマト、米、牛肉、豚肉、鶏肉、牛乳、鶏卵、あと水産で、マイワシ、カツオ、マダラ、アサリ、アユというところの結果が今もう公表されています。それに引き続いて、今現在ももっと種類を増やして、ダイコン、ニンジン、ホウレンソウ、タマネギ等々の、今その辺の食品にどれだけのPFASが含まれているかというのは、今継続して農林水産省のほうでもまだ調査されているところです。その結果の中に、市販されている無作為で調査した結果と、ある程度汚染水を基に生産された農作物と比較した場合、市販品とそう大きく変わりのないPFASの含有量ですよという結果がそこには示されています。

ということで、野菜関係についても今市販されているものと何ら変わりはないよという結果が農林水産省のほうから示されているものでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）今、手元にその資料をここに持っていませんので、その資料を基にどうこう言うことはできませんけれども、私もその資料を見てみましたけれども、米の場合と違って、野菜、その他の食品の場合には、やっぱり一定のばらつきといいますか、一定の影響が見られるように私は感じました。そして、汚染された土壌での野菜の生育の調査研究がまだまだ不十分です。だから長期にわたって汚染された野菜を取ることによる影響というか、そういう点についてはまだまだ研究途上だと思われま。

だから、その点は、農林水産省のホームページで公表されている資料というのは、まだまだ100%信頼するに足る資料ではないというふうには私は思います。その点はぜひ注意して参考にさせていただきたいというふうには言っておきたいと思います。

それと、せっかく継続調査として中ノ池、芦谷池を調査するのであれば、なぜほかの池を調査しないのか。その辺の理由がもう一つ釈然としないと思います。昨年のため池の調査におきまして50ナノグラムは超えなかったけれども、かなりそれに近い数値を示した池もありました。ヨシ池が49ナノグラム・パー・リットルで、坊主池は43ナノグラム・パー・リットルと、そういった数値を示しているわけですから、よりその安全性の確認という意味であれば、そういった池についても本来は継続調査をするべきだと思うんですが、そういうお考えは全くございませんか。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）今までで7か所のため池を調査して、今、議員おっしゃられるように、50は超えていないけれども、ぎりぎりなところもあるというところのことをおっしゃられたように思うんですけれども、一応目標値としている50ナノグラム・パー・リッターを超えていない池については一応クリアというところで、それを継続して今しようとは考えてございません。

といいますのも、先ほどの米の移行とかの国の調査結果もございまして、その辺とも統合しまして、今のところ50を超えた池だけを今回4月に継続してもう一回調査しようとしているところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）何度言っても堂々巡りになりそうなので、それぐらいにしておきますけれども、そんなに多額の費用がかかる調査ではないのだと思いますので、ぜひとも他の池についても継続調査の対象にさせていただきたいということを申し上げておきます。

大きな2点目の空き家対策に移りたいと思います。

空き家対策、熊取町まち育てプランというのが計画として策定されておりますが、その取組状況について伺います。

今年度は熊取町まち育てプランの計画の最終年度に当たります、この間の取組を振り返る必要があると思われませんが、まず1点目に、この5年間の取組での進展した部分、課題等、報告を願います。

令和6年の中間報告では、一番状態の悪いDランクの空き家が44件となっていました。その後の状況について、この報告も含めて答弁お願いいたします。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）空き家対策（まち育てプラン）の取組状況についての1点目、5年の取組での進展した部分、課題等報告とDランクが44件（令和6年）であったが、その後の状況について答弁申し上げます。

計画策定から現在までの取組といたしましては、空き家等実態調査並びに空き家の不良度判定を実施し、これによりご質問の管理は行き届いておらず、現況での利用が困難な、いわゆるDランクの空き家のうち、5件の空き家につきましては除却や危険箇所への対応がなされているところがございます。しかしながら、空き家の適正管理が所有者の管理責任であることについて、一部の所有者の意識が低いことや権利関係の調査が困難なことなどにより、文書による適正管理の依頼を行ってもなお対応や連絡もなく放置されている現状が課題となっております。

そのため、本年度からは文書による適正管理の依頼に応じていただけない一部の所有者の方へ個別に訪問し、適正管理を直接お願いする取組を始めておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

文書による依頼をして、その適正管理に応じていただけないおうちについては、戸別訪問をして対応を始めているというふうにおっしゃっていただきましたが、その戸別訪問されているお宅というのは何件あるんでしょうか。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）今、文書の管理、通知しているのが4件でございます、順次行っているところでございます。

件数としては、その4件を対象に考えております。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

そのDランクとなった44件について、5件については除却されたということなんですが、その5件の除却というのは、それは特にこちら側からの働きかけとかなく、そちらのお宅のほうで自主的に除却されたということなんですか。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）そうですね、空き家といえども、やはり個人の財産でございます。主体的には個人の方がされるということなので、主体は個人のほうで除却いただいたということでございます。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。

確かに空き家の管理というのは、個人所有の住宅ですので、個人の責任において除却するなり、あるいはリフォームするなり、何らかの形で適正管理をしていくというのが筋であろうというふうには私も考えております。

ただ、熊取町のように、過去に住宅開発によって造られた開発住宅地が非常に多く存在している自治体におきましては、これから一気に空き家がどんどん増えていくという状況になっているかと思えます。

空き家実態調査の中間報告の際にお示しいただいた資料におきましても、平成30年、2018年には、

自治会の協力の下、調べた空き家戸数が409件であったものが、令和4年、2022年には、その空き家戸数は471件に増えていると。しかも60件余り増えているわけなんですけれども、その中には既に除却されたり、新たに売却されたりして空き家ではなくなっているものもあり、さらに新たに増えたものもあって、その差引きトータルで409件から471件に空き家が増えたということであったわけですね。

しかも、これは自治会の協力によって調べた空き家戸数ですから、自治会で把握できない部分、自治会に参加していない地域での空き家とか、そういったものも含めれば、もっともっと空き家戸数は多いのではないかというふうには思われます。空き家がどんどん増えているということについて、直近での各自治会からの何か悩みの相談とか、そういったものは特に新たな情報はございませんか。

議長（文野慎治君） 坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君） 自治会というよりも、近隣の住民の方からここが危ないんじゃないかというご指摘なり心配というはお伺いしております。そういったところにつきましては、我々のほうからもし正の文書を送ったりもしていくことはしておるんですけれども、なかなか空き家ですので、そこに所有者がいないので、その調査から入りますので、なかなかスムーズには進まない状況ではございますけれども、やれるところからやっていっているところでございます。

議長（文野慎治君） 坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君） 分かりました。

それでは、空き家対策の2点目ですが、空き家の除却については、昭和56年以前の住宅で耐震性の不足する住宅については、空き家だからというわけではなく、耐震性という観点からの除却補助が熊取町では活用されておりますが、空き家対策という観点での除却補助などの検討はいかがでしょうか。これについては、令和6年12月議会でも同様の質問をしたわけなんですけれども、その後、新たな検討とか、もしあればご報告をお願いします。

議長（文野慎治君） 坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君） 続きまして、2点目の空き家の除却補助等の検討につきまして答弁申し上げます。

ご質問の空き家の除却補助制度の検討につきましては、空き家はあくまで個人の財産であり、管理責任は所有者にあることを踏まえれば、何らかの資産運用も図れることから、補助制度になじまないと考えてございます。

本町の空き家の状況といたしましては、令和5年度に実施いたしましたアンケート調査において、売却の意向が多かったことから、空き家相談会や空き家バンクの活用の周知、啓発に重点を置き、取り組んでいるところでございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君） 基本的には前回質問したときと同様のご答弁かと思っておりますけれども、空き家を所有している方が、その空き家をどのように処分するか。それはその人自身の判断に委ねられているわけなんです。熊取町の場合、空き家に住んでいた方が高齢で、最後はもう単身世帯となって、1人の方が亡くなって、その住宅を身内の方が相続するというパターンが多分多いかと思うんですが、相続された方の空き家の維持管理というのは非常に困難になってくるということになってくると思うんですが、そのときに、微妙なところで、昭和56年以前の住宅では耐震性の観点から除却補助があるわけなんですけれども、昭和56年でも、昭和56年6月以降に建てられた住宅、あるいは昭和57年、58年の住宅の場合には、当然のことながら耐震性という観点での除却補助は適用されません。そういう点ではちょっと非常に残念かなという気はするんですが、住宅の耐震性の観点での除却補助の耐震性の基準が、昭和56年5月以前、6月以降で結局耐震基準が変わったということで、そこを基準として耐震改修補助も除却補助も熊取町では設けられているんですが、最近ではそこを

見直すという自治体も増えていると思うんですけども、その耐震性の基準年数の見直しとかいうことは考えておられませんか。ちょっと空き家の観点と若干ずれますけれども。

議長（文野慎治君）坂本都市整備部理事。

都市整備部理事（坂本佳弘君）今のご質問の件なんですけれども、現在、特段町として考えているわけではございません。ただ、今、昭和56年の基準というか、線引きで行っていますけれど、国のほうとかでそういう基準が新たに見直されたりすれば、その法令等の制度にのっとってやっていくことにはなろうかと思えますけれども、現時点では、今の現行制度の下、取り組んでいるところでございます。よろしくお願いします。

議長（文野慎治君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。

熊取町は、この間、行革の見直しということで、財政難を受けて様々な補助制度については現状維持か、むしろちょっと後退するかというふうなことが起こってきております。新たな補助制度というのは、よほどのことがない限りはなかなか新設は難しいという、そういう判断であろうかと思えますけれども、空き家問題は、これから、先ほども申しましたが、一気に空き家が増えてくることが予測されます。

住宅・土地統計調査の報告が、今ホームページでも見られるようになっておりますが、住宅・土地統計調査によっても熊取町の空き家率というのは急激に増えております。これまで大阪府下最低の空き家率だというふうに言っておりましたが、急速に空き家の状況が変わってきております。いわゆる、その他住宅の空き家という、その件数が住宅・土地統計調査の件数で言いますと、これはあくまで推定値ですので、実際の空き家数とは厳密には言えませんが、戸建て住宅の空き家に相当するその他住宅の空き家が、2008年には500件で、空き家率3.0%、2018年が720件で3.9%、2023年の直近の住宅・土地統計調査では、その他住宅の空き家件数が940件で、パーセンテージはちょっと資料では出ておりませんでした。このパーセンテージもかなり増えていると思えます。

実際、その空き家対策、空き家問題として議論するのは、このその他住宅の空き家家かと思えますけれども、熊取町において、その他住宅の一般戸建住宅の空き家が急速に増加しているということが、熊取町の実態調査においても、そしてまた、住宅・土地統計調査の資料においてもはっきりと表れていると思えますので、今後の空き家対策という点については、町の職員の方々も非常に鋭意努力していただいていると思うんですけども、今後の空き家の状況が急速に変化していくということを肝に銘じていただいて、引き続き頑張っていただけたらと思います。

私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

議長（文野慎治君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終了いたします。

次に、河合議員。

14番（河合弘樹君）議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、ごみ処理についてですが、この質問は前回の12月議会と、その前の9月議会から続けて連続3回目になります。よろしくお願いします。

それと、今回は田中部長に怒られんぐらいの注意して、止められへんようにやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず1点目、ごみ持ち去りについての進捗状況は。答弁願います。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）それでは、ごみ処理につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目のごみ持ち去りについての進捗状況についてでございますが、12月議会での一般質問において議員よりご意見をいただきました、持ち去り業者との判別が容易にできる収集業者車庫へのマグネット掲示につきまして、町といたしましても持ち去り行為に対する一定の抑止効果があると考えますので、町の委託業者及び許可業者と調整しながら、年度替わりを目途に実施に向け取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

前はちょっと検討するだった。前向きに検討するかだったと思う。今回はそれに組み込んで進んでいるということでもいいんですね。ありがとうございます。

この質問、また何でしたかという、私、毎朝大体ジョギングしているんですけども、朝5時とか5時半とかに軽トラ乗った車がうろろうろしているんですね。見たら、その軽トラのボディに缶積んだり、実際に積んでいるところは見えていないんですけども、そういう車が何台かうろろうして、正式な町指定業者が回収に行くのは多分7時とかだと思っと思うんですが、その時間までに先に回って、もう積み込んで持ち去っているという実態があるので、それ1台、2台じゃないと思うので、だからこうやって何回も何回も質問して、それでマグネットシール貼って、今よりは絶対抑止力になると思うので、その効果がまだ足りないのであれば、今後また条例つくるなり、そういったことも考えていかなきゃいけないのかなと思うので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、次の2点目のほうに移りたいと思います。

この2点目に行く前に、これ、大井出川なんですけれども、資料のほうの写真を見ていただきたいんですが、これが現状のその場所なんですけれども、大体地区で言うと小垣内地区になるんです。ちょっと地図、つけようと思ったらちょっと忘れていまして、現状こんなごみが散らかっている状態なんです。これ1ページ目と2ページ目もそうです。

3ページ目が、上でこういう感じで不法投棄禁止警告という看板は上がっているんですが、こういうのをやってもこれぐらいのごみがたまっているというのが現状で、そこでちょっと質問に戻りますね。

2点目の大井出川における小垣内地区内の不法投棄ごみについて、町としてどのように対応するのか。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）2点目の大井出川における小垣内地区内の不法投棄に対する町の対応について答弁申し上げます。

当該不法投棄箇所につきましては、現在は大阪府岸和田土木事務所が管理しています2級河川住吉川と町道堂祖線が接する法面であり、令和7年9月に岸和田土木事務所におきまして河川の河積阻害物撤去の目的で実施された竹等の伐採により、目視できなかつた不法投棄ごみが大量に発見され、住民より連絡を受けたものでございます。

これについて岸和田土木事務所と協議しましたところ、当該法面が町道敷であることが確認されたため、現在、急傾斜地であることから、安全に配慮しつつ、可能な範囲で本町職員による不法投棄ごみの回収作業を実施しているところでございます。

また、不法投棄対策としましては、町道の、写真でつけていただいておりますけれども、転落防止柵のほうにも不法投棄禁止の看板を設置し、注意喚起を図っているところでございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

これ、私、何見つけたかという、これのちょっと上流で、今おっしゃっていた竹の伐採というのがありまして、そこは何かちょっとお願いしたいということで、貝塚市の議員から私のほうへ来て、その上の地主の、場所で言うたら串かつのいなばがあるその下ぐらいのところ、部長分かっているかと思うんですが、それでちょっと相談あったので、その現場を見に行った帰りに、同じ川沿いなので、軽四1台しか通れないぐらいの道の細いところなんですけれども、そのときに目について、わあ、えらいことになっているなと思って、これでちょっと相談というか、質問させてもらったんですが、かなりきつい、こんな急なところなので、それ職員でごみの撤去、簡単にできる

ようなものじゃないと思うんです、普通の人が。これ難儀やなと思ったんです。

そこで、ちょっと提案というか、考えたんですが、よくお城とか石垣とか掃除するのに自衛隊がやったりしますけれども、それを熊取町の消防署の職員にちょっと話して、訓練兼ねた。そういった、あのら綱も特殊なくくり方も知っていますし、そういうのをちょっと話して、一緒にちょっと訓練兼ねてやってくれませんかといって、職員は職員で手伝ってできる範囲で。それについてどう思いますか。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）他の団体にご協力いただくということは、ちょっと発想としてはありませんでしたが、まずは町の管理物で、表面的には、取りやすい部分については、法面ですけれども、安全対策を講じながら一定撤去はさせていただいております。

ただ、これ先ほどおっしゃられたように竹林で、刈ったことによってこういう状態やということが判明したんですけれども、古くから存置されていたごみが多く残っておりまして、竹に絡まっているというような状況もございますので、なかなか簡単に撤去できるというものではございません。ですので、ちょっと時間をいただきながら、徐々に徐々に対策を講じていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。

今、一つ言ったのも提案なので、ちょっとまた考えていただいたら。多分あそこを見ても、どう考えても二連ばしごを立ててぐらいして、押さえてやらん限り、撤去ってなかなか普通に上れるようなところじゃないので、それプラス命綱もつけらなあかんぐらいと思うんですけれども、面積も広いのでかなり時間はかかるとは思いますが、またきれいに片づける。もし掃除するときあったら、僕にも言うていただいたら、言うだけじゃなしに、手伝えるところは手伝いますので、ぜひ言うてください。

それに関連してちょっと次の質問にもなるんですが、3点目で、先日、永楽ダム内にも不法投棄されたごみがありまして、これ私、ちょっと担当課の方に言ったんですが、それはそれで片づけていただいた。そこも結構急なあれやったんですけれど、後で聞いたら、担当課の職員が片づけたと聞いて、危険な作業やったと思いますが、ご苦労さまでしたと思います。

そこで、先日もありましたが、桜の保全のあれがあって、1年前のときにも、ちょうど町長もご存じと思いますが、桜の新しく植えた枝を10本以上切られたんですかね。そういった被害もあって警察に届けたとか言うているんですが、そういうことも兼ねてあるので、防犯カメラ設置等の考えとかはございますか。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）ごみの処理の3点目、永楽ダム内の不法投棄されたごみがあったが防犯カメラの設置について答弁申し上げます。

ただ、桜の木というよりも不法投棄に対しての答弁内容とさせていただきます。

永楽ダム内へのごみの不法投棄は、ダムのかんがい用水の水質悪化や、永楽ダム周辺の美しい景観が損なわれるなど、自然環境にも悪影響を与える行為となります。

本町では、これまでも永楽ダム施設周辺へのごみの不法投棄対策として、定期パトロールによる巡視活動や不法投棄の早期発見、清掃ボランティアと連携した定期的な清掃活動に取り組むなど、永楽ダム周辺において美化啓発を行っており、一定の成果が現れているものと認識してございます。

防犯カメラの設置は、抑止力としては効果は考えられますが、設置費用や維持管理費も必要となることから、まず巡視活動の強化や地域住民や各種団体による清掃活動の継続、景観に配慮した啓発看板の設置などの対策により、ダム周辺の不法投棄を減らす取組を進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。

その看板とか設置等は、あっちこっちでもそういうのはいろいろやっていますが、それだけでは多分なくならないと思うんですね。これ何でまた私、見つけたかという、これも走っていて練習して、車に乗っていたら多分分からなかったと思うんですが、こんなところに大量に捨ててあるなというのが思って、車から、その上から落としたんだというのが分かったんですけども、だからこそこういう、カメラはお金かかるのであれば、ダミーのカメラでもいいんですよ。防犯カメラ設置中という看板でも上がっているだけでも、そっちのほうが抑止力あるんじゃないのかなと思う。ただ、不法投棄は駄目ですよ、罰金ですよとか、それだけじゃ、ほかす人はそんなの関係ない。そんなの見ていない。だから、そういうこともあるので、改めて考え直してください。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）おっしゃられるとおり、カメラという言葉には、多分その人たちは反応しはるんかも分からないですけれども、今まで、令和2年からこっち5年ぐらいで見ている、先ほどおっしゃられていた桜の植え替えというのも、ダム周回、ここ5、6年ずっとやってきてくれています。

その中で、今まででしたらもう湖面が見えんぐらい、だから先ほどの大井出川じゃないですけども、竹があって見えへん。そんなような同じような状態がダム周回でもありました。ただ、桜の植え替えでいろんな雑木を切ることで、火を入れて、水面が見えるようにしたことで、ここ5年ではどんと不法投棄の件数は減ってございます。もうあるかないかぐらいまで来てございますので、議員おっしゃられるように、ダミーカメラというのも確かに効果のあるやり方の一つだとは僕も思いますけれども、まずその前には1回、ちょっと今、僕らがやっていることをもうちょっとさせていただけたらと思うところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）先日も、庭瀬理事も大量にごみ袋にいっぱいクリーン作戦でやっていたの、一緒に歩いていたので分かるんですが、そういう活動も大事で、それできれいになっているのかなと私も思います。歩いて一周回ってきれいになっているのはなっている。たまに例外でそういったことがある。そのときも話出たのが、原付バイクが捨てられているというのがあるので、やっぱりそういうところがあるのでどうかしたほうが、今の現状のままじゃなしに、何か手を、策を練ったほうがいいんじゃないかということで、この質問させていただきましましたので、今後とも引き続きよろしくお願いします。

それでは、次の4点目、これもまた走っていて見つけたんですが、そんなのばかりですけど、大阪体育大学付近の廃棄物リサイクル業者による悪臭が生じるものの焼却行為を把握していますか。

議長（文野慎治君）山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）4点目の大阪体育大学付近の廃棄物リサイクル業者による悪臭が生じる物の焼却行為の把握についてでございますが、議員ご指摘の場所周辺では、昨年の9月以降、複数回、悪臭に係る通報があり、町といたしましても把握はしてございます。

なお、既に町において現地確認の上、対象事業者に対し所要の指導を実施し、現在は経過観察しているところでございます。

今後とも引き続き悪臭が出る行為を発見した際には、関係機関と連携しながら対応してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。

これも時間帯、5時とか、暗いときに前通ったらそういう臭いがしたんですけども、だからお昼に燃やさんと夜中に、言うたらこの廃棄物のビニール系の臭いがするんですけど、はっきり何

を燃やしているのか分からないですけど、そういうゴム燃やしたようなつーんとするような、ほんまダイオキシン発生しているなどというような、もう前通れないぐらいつーんとした臭いがするので、これは何とかしないといけないやろうと。それが1回、2回じゃないので、結構あったので、町は知っているのかなというのがあってこの質問したら、やっぱり把握しているというのが分かったので、引き続き解決に向かえるように。

もし、この流れているものが、雨水とかで下の田んぼとか畑に入ったら、やっぱり有害なものが流れているはずになるので、そういったことが熊取町の環境破壊にもつながるので、今後とも引き続きよろしくをお願いします。

以上です。

それでは、これも、12月議会に続いてですが、大きく2項目めで町有未利用地について。その後の進捗状況はどうですか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）それでは、2つ目の町有未利用地についてのご質問、その後の進捗状況についてご答弁申し上げます。

令和7年12月議会の一般質問におきましてご答弁いたしましたとおり、本町におきましては、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」に基づきまして、未利用地の処分に向けて取組を進めているところでございます。

現時点での進捗についてでございますが、引き続き各未利用地ごとの具体的な処分方策について全庁的な検討を行ってまいりました。その結果といたしまして、未利用地のうち、建物付きの土地である旧大原衛生公苑及びその周辺地と、旧南保育所、旧東学童保育所、旧北学童保育所、旧町民会館分館につきましては、速やかで着実に売却を進めるため、経験やノウハウを持つ民間事業者に売却支援業務を委託したいと考えてございます。測量・鑑定費用と併せて令和8年度当初予算に計上させていただいたところでございます。

次に、土地のみの未利用地である大久保水源池跡地、山の手台2号集会所用地、旧ちびっこ広場等におきましても、速やかな処分に向けて必要な測量や鑑定費用を令和8年度当初予算に計上させていただいてございます。

また、町有ため池の高塚池、五門濁池、川田平池の3か所につきましては、令和8年度の売却に向け、引き続き事務手続を進めているところであり、八幡池につきましては、今年度境界確定作業が完了したことから、引き続き令和8年度において不動産鑑定業務を行う予定でございます。

以上のとおり、これらの未利用地の処分につきましては、アクションプログラムの計画期間内の速やかな売却の実現を図るべく、町一丸となって取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

専門家に依頼して売却のほうに進めるということですね、売却に向けて。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）河合議員おっしゃっていただいたとおり、業務委託をいたしまして、測量、鑑定、今度公売に係る一連の作業を短縮しながら、町ですと、測量終わった後、鑑定して、そこから売却に入ったり、いろいろ時間もかかりますし、ユルイタ状況、なかなか町単独で民間事業者とお話、次の売るところのお話できないので、その辺はノウハウのある、経験のある民間の事業者業務委託を検討してございます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。

それで値段等、この値段で売りますよとなったときに、どこかの事業者が、その場所、この前、私ら議員は見学に行かせていただいたんですけども、ただ図面の書面だけで売りますよじゃなく

て、実際中を見たいとなったら、いつぐらいにそれができるんですか。できないのか、それは。
議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）ある一定の業者様となかなか接触というのが、公平な売却にはならないんですが、一定委託した後に、ある程度現場説明等々なりの機会は設けて、なるべく高価な金額で、町として有利に売れるようなことで、公平な感覚を持ちながら、現場等々のお見せできる範囲を進めていきたいなと思っています。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）分かりました。よろしく申し上げます。それ聞けたので大丈夫です。

それでは、最後の質問のほうにいきたいと思います。

最後の3項目めの八幡池青少年広場のトイレの管理について。

このトイレ、できてちょうど3年ぐらいになるんですかね、たしか。ずっと私も質問でお願いしてやっていたいてやっているんですが、最近ちょっとこの掃除とか管理状態についていろんな相談されますので、この質問をさせていただいたので、まずトイレ掃除等管理はどのように行っているか、答弁のほうをお願いします。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、ご質問の1点目、八幡池青少年広場のトイレ掃除等管理はどのように行っているのかについてですが、このトイレについては、令和4年3月に新設しておりますが、掃除等の日常的な管理方法は、トイレを含む広場全体の清掃や草刈り等の業務を大宮区長生会へ委託をさせていただいており、トイレ等において不具合があれば適宜ご報告をいただき、教育委員会にて対応しているところです。

今後利用者の方々に快適に施設をご利用いただけるよう、適切な維持管理に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

今の答弁を聞いて、地元の長生会の方々が月に1回掃除していただいているのも私もよく知っているんですが、朝、見守り隊に行くときに、長生会の会長にたまたま出会って、ちょっと来てくれへんかということで、トイレの中を見てほしいと言われて、それが資料につけている写真なんですけど、7番の一番最後の便器のやつです。

これ、砂なんです、グラウンドの。場所は男子便所の大便のところですが、こんな感じでいたずらされたと言って、この後、担当の課長だったかな、これを掃除してくれたみたいなんですけど、それ以外にもやっぱり手洗いにも土が詰められて、詰まって排水に流れない等あって、また手洗いだけじゃなしに、外の足洗うやつも砂やら石ころいっぱい詰められて、わざわざ蓋を取って何か詰めて、それ何回も、僕、自分自身もそれで機械持って行ってやったこともあるんですけど、それで直ったかなと思ったら、またなっていると言うて、実際何か、それじゃ解決しないので、今それに向けてちょっと設計等、何かやっているというのを聞いた。それはちょっと分かりますか。今現状で分かるあれで、工事等するのかしないのか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）この砂のようなものがあって、それでトイレが詰まっているという現状に関しては、工事というよりも、まずはマナーを守ってほしいということで、まずは啓発の看板といいますか、貼り紙というのを貼っております。これ、かなりたくさん貼ってまして、集約すると5種類、イラストつきがそのうち2種類あって、合計で16枚貼っております。イラストつきに関しては、小学生でもある程度理解いただけるような形で啓発をしたということと、あと防犯カメラという言葉とか、あるいは全て記録していますという言葉を使って啓発の貼り紙をしておりまして、これが去年の12月に貼っております。そこから以降は、今のところまだ3か月たつた

ないかですけれども、今のところ詰まりのほうは見られていないということで、まずはそちらのほうを先にいたしております。

それと、議員ご指摘の足洗い場のところに関しては、これはいたずらもちろんあったんですけども、むしろ利用者が足洗い場で泥を落としたりすることもありますので、そこはそもそもの排水の形が少し詰まりやすい形になっているだろうということで、このあたりは今、目下修繕に向けて検討中ですので、年度内にその修繕ができればええなというふうには考えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

このトイレについて、私もボランティア的に年に8回ほど、正月、ゴールデンウィーク、盆、祭りの前後に高圧洗浄機持って行って、1時間、2時間かけてきれいにしているんですが、それは全然自分が好きでやっていることなのでいいんですけども、そのときに思うのが、その多機能トイレの中にもやっぱりたばこの吸い殻がいっぱい落ちていたりとか、ごみも散らかっているとか、それは仕方ないんですが、そのために月に1回、長生会の方に掃除もしていただいているから、それはそれでいいんです。

もう一つ言いたいのは、ここ、某少年野球のチームが週に1回、土曜日、日曜日と使っているんですが、1年間通して、多分一番使っているんじゃないかなということで、私の知り合いもその監督に何かいろいろ言うたんです。ちゃんと掃除しているのかとか、トイレ掃除とか。そしたらやっていますと言うんですが。でも、多分やっているといっても便器の中をたわしでひゅーっとこすっているぐらいの程度で、手洗い等、ほかのところはきれいに、全然ほこりたかっている状態で、自分自身も月曜日に見守り隊へ行くので、その帰りにトイレ見たら、やっぱり汚れたまま。いつ掃除しているんやろうなというのがあるので、そんなのもあって、以前から私も担当課に言ったことあるんです。ちゃんとやったほうがいいんじゃないか。いや、私らよう言いません。よう言わなかったら解決しないでしょう。

そういう声も周りからも聞こえてくるので、注意するなり、こういう声が出ていますよというのは言っていたきたいというのが1点と、また、その少年野球やっている子らだけじゃなしに、見ても、小学校の子から、中学校の子から、高校生の子がいろいろ遊んだりしています。夜とかなったら、やっぱり高校生の子がバイクでおったり、夜遅くまでおったりしているので、こういった行為、基本八幡池グラウンドなので、校区で言うたら東小学校、中学校で言うたら南中学校となるんですが、でも、そんなら全てがその子らかと言うたら、これも分かりません。町内にはいろんなところから遊びに来ている子もいますので。

ほんで、これ、朝いつも南中学校の教頭先生が、毎日バケツとはさみ持って八幡池グラウンドを掃除してくれている。やっぱり中学生の生徒がサッカーやったりしているのでとって。あの人すごいですよ、毎日です。それでもやっぱりごみいっぱいになって、それでも減らない状態で。

ほんで、今、ごみ箱を置いていただいて、かなりましにはなっているんですけども、だからそういう砂遊びとか、屋根に登ったりとか、いろんなやっていることはやっているので、だからそういったことを、その子個人的に言うても、またその子らが中学校になって、新しい小学校の子ら、また同じようなことをやるので、そういうのを小学校、中学校で、学校単位でそういうことをしたら駄目ですよというのを、そういうのを言っていたきたいなど。それでちょっとは効果あるんじゃないかな。いろいろ貼って、それもそれで効果はあると思うんですが、それ以外に代々続いているような感じが見えるので、それについてちょっと教育長、どう思いますか。

議長（文野慎治君）吉田教育長。

教育長（吉田茂昭君）今、議員のほうからご指摘というか、学校で指導ということでお話しいただいたんですが、まず最初に、子どもを教育していく上で、私は次の3点が大事だと思っています。1つが物事のよしあしを判断して行動できる子どもを育てること。もう一個は、子どもがいろんなこと

に失敗して、反省して、そして成長していくものですが、その失敗した時々にはしっかりと大人が、あるいは周りの者が反省させるようにしっかりと指導ができるということ。それがまず大事だと。3つ目が、自分や他人のことを非常に大切に思って、また、他の人のことをしっかりと考えることができる子どもを育てることが私は大事だと思っています。そのためには、学校をはじめ、子どもを取り巻く大人がその3つの点についてしっかりと認識した上で子どもと接することが私は何よりも大事だというふうに思っています。

こういったことから、今回のこういったトイレの件については、一つの例を挙げながら、学校においても、他の人に迷惑をかける行為、思いやりを持って行動することが大事だよということを指導はしていきたいなというふうに考えております。

また同時に、学校を含めて、社会、地域全体が子どもの教育についてしっかりと先ほどのような認識を持ちながら、やっぱりよくないことはよくないんだよということを、どの大人も、学校の教員だけじゃなくて、地域の人たちがそれしたらあかんよというふうなことを声かけられるような雰囲気醸成をしていくことで、本当に熊取町の子どもが健やかに育っていくのかなと思っていますので、そういった町にしていけたらというふうに思っていますので、学校のほうではしっかりと指導のほうしたいと思っています。

以上です。

議長（文野慎治君）河合議員。

14番（河合弘樹君）ありがとうございます。

教育長の心強いお言葉をいただいたので、安心してこれで質問を終わります。

これで、ほんだら質問のほう終わりたいと思います。グッドラック。

議長（文野慎治君）以上で、河合議員の質問を終了いたします。

次に、多和本議員。

2番（多和本英一君）通告に従い一般質問させていただきます。

今回は、大きい項目2点について質問させていただきます。

今回も少し多めに通告してしまったので、後半ちょっと3倍速になるかも分かりませんが、よろしくお願いします。

最初の項目、みとり支援についてですが、私自身、専門職として長年介護、福祉の仕事をしてきたことで、今も福祉業界の関係者との交流もあり、情報のアップデートのために訪問看護主催の勉強会や町の研修、昨年は自分も早期の大腸がんになり、入院中の病棟で人生会議のポスターを見かけたりと、ACPについての話を聞くことが増えてきました。

ACPについて、知っておられる方はいらっしゃると思いますが、啓発の意味も込めて最初の質問させていただきます。

1番、ACPについて教えてください。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、ご質問のみとり支援についての1点目、ACPについてご答弁申し上げます。

ACPとは、アドバンス・ケア・プランニングの略称で、人生会議とも言われ、もしものときに備え、自らが望む人生の最終段階における医療・介護のケアについて前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い、共有する取組のことです。

自分で意思決定をすることが困難になったときにも、これまで本人が表明してきた意思に基づき、話し合いの上、本人に寄り添った医療やケアを実現することを目的としています。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

僕自身が介護職であったときに、まだこういうACPという言葉はなかなか聞けなかったんです

が、これはやっぱりコロナ禍で医療機関へのアクセス、面会制限がきっかけとなり、家族の近くで最期を過ごしたいという希望がみとりの増加につながったとも言われています。医療機関でみとりが市全体に占める割合とともに約10%減少し、住まいの場でみとりが大きく進んでいるとのことです。

このACPですが、今も説明いただきましたが、厚生労働省では、これを人生会議という愛称で推進しており、人生の最終段階における尊厳ある生き方を尊重する取組です。7割の人が命の危機が迫ったときに自身の意思を伝えられなくなると言われています。健康なうちから信頼できる人たちと話し合っておくことが推奨されています。

以前、訪問看護の研修会の中で、実際の救急隊員も入った、このACPについての寸劇なども見させていただき、多くの職種の方がこの取組に関わっていただいているなというふうに感じました。

ACPの目的に、自らの意思でということなんですけれども、私も父親を13年前にがんで亡くしまして、そのときはACPという言葉や考えも今ほどは浸透していなかったんですが、父親も後半は手術や入院を繰り返していた中、本人の意思、家族で話し合っ、最期は自宅というふうに決めました。

これは、私の環境として、自身が在宅介護の事業所をしていたこと、自社のケアマネジャーに父親を担当していただけたこと、往診のドクターや訪問看護、訪問介護、訪問入浴などの事業所との連携が強力だったことなど、たまたまいい条件が整って、最期は自宅での思いを達成することができたんですが、これ、私はたまたまそういういい条件が整っていたんですけれども、やっぱり住民が自分の意思を尊重できるような、どの方も自分の望む最期が送れるような形、体制構築が必要だと考えますが、2番、町が取り組むACP普及促進、啓発について教えてください。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）次に、2点目の町が取り組むACP普及促進、啓発についてご答弁申し上げます。

本町の在宅医療・介護連携推進事業である熊取町医療介護連携ネットワーク（通称ひまわりネット）では、令和6年度に町内の医療介護に携わる専門職により、ACPについて共通の認識が持てるようにグループワークを行ったほか、住民向け啓発ツールである冊子「人生会議をしませんか」を作成いたしました。また、ひまわりネット主催により、住民向け講演会「知ろう！語ろう！考えよう！これからの生き方と人生会議」を開催いたしました。

加えて、本町以南の3市3町医療介護連携推進事業においても、多職種向けのACP研修会を開催し、より多くの専門職の知見を広げる機会となりました。

なお、ふれあいセンターでは、終活ノートを無料配架しておりますが、冊子「人生会議をしてみませんか」も併せて配布し、幅広い年齢層に向け、ACPについて考えるきっかけづくりに努めているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

今、ご答弁いただいたように、終活ノート、すてきなやつを作っただいて、介護保険課のスタンドに入れていただいている状況なんですけれども、これ、私の勉強不足かも分からないんですけども、このノートに対する周知とか、お知らせなんかはされているんでしょうか、住民向けに。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）このノートのこと自体につきましては、いろんな講演会のところで、先日も講演会のほう行ったんですけども、そういうときには配架させていただいて、ACPというのがございますということで、来られた方にご案内して、必要な方はお持ち帰りいただくというような周知であるとか、あとは口コミかもしれないですけど、すごく配架しても配架してもなくなるんです。多くのふれあいセンターに来られた方は、1回手に取っ中をご覧になっているんだと

思います。中には、ご本人という場合もありますけれども、ちょっとお若い方というか、ご家族に多分お持ちいただくのかなと思う方にもという方で、少しずつですけれども周知というか、進んでいるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

この終活ノートも、やっぱり元気なときから、何度も書き直してもいいと思いますし、段階的にやっていく必要があるのかなと思います。

せっかくこういうすてきなものを作っている熊取町なので、例えば広報であるとか、こういうのがありますよという特集なんかも考えていただいて、住民それぞれが自身の終活というか、さっきのACPなんかのことでもそうですけれども、考えるきっかけになっていただけたらいいのかなというふうに思っています。

それと、この終活ノートなんですけれども、これ、近隣市町も同じようなことは取り組まれているような状況でしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）このACPにつきましては、この3市3町の医療介護ネットワーク推進事業の中で、令和6年度は共通課題としてみんなで取り組みました。なので訪問看護、あとは在宅医療を行っている先生方も含めて、ケアマネも含めてこのことについて一緒に学び、このことをすることがこれからの在宅医療、ニーズが増えてきますけれども、とか、救急の医療の場の中で、この方、人工呼吸器をつけるのかどうかとか、そういう意思確認をする際に、一つの、そのときにすぐ言われて家族が考えるのではなく、元気なうちから少し考えといていただくということも含めて、そこは3市3町の中でみんなで共通認識を持ちながら、名前は違うかもしれませんが、同じようなノートは皆さん配架されているというふうに考えております。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

さっきも説明していただいていたんですけれども、この終活ノートの中に人生会議してみませんかという冊子も入れていただいているんですけれども、さっきもひまわりネットの説明いただいたんですけれども、これ、例えば人生会議やってみたいんやということになると、どういう手続というか、何人ぐらい、誰、どういう感じでやる形になるんでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）人生会議を行うというタイミングというのは3回ぐらいあると思います。

まずは元気なときに、ご自身の何となくどうするのかと書いてみるタイミング。

次は、入院時とか退院時とか、あとは入所時、そういうときにまた考えてみる。あとはターミナルの段階ということになるので、その時々によって違うのかもしれませんが、最終ターミナルになってきますと、医師であるとか訪問看護、先ほど議員おっしゃられたみたいに、携わっている方々、そしてご家族皆さんで話し合われるという形が今も現場で行われていると感じております。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

今の説明でも、現場単位でも行われているということなんですけれども、このACPの考えというのは、現状、例えばケアプランなどに落とし込まれたりしていつているんでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）ケアマネにそこまではちょっと聞いておりませんので分かりませんが、そうであればいいなというふうに思っております。

一部のケアマネでは、ケアプランを書くときに、私はこれを聞いているようにしているんですとおっしゃる方もいます。最期どうしたいんだとか。おうちで最期までいたいのかとおっしゃる方

もいらっしやいますので、それぞれちょっとあるかもしれませんが、絶対ではないですけど、少しずつ浸透しているというふうに考えます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

実際、僕でもACPという言葉をもうかなり聞くようになってきているので、現場のケアマネは当然もう認識されているでしょうし、当然ケアプランなんかにも今後落とし込まれていく必要があるのかなと思っています。ありがとうございます。

それでは、次の質問ですが、3番、在宅ターミナルケア、みとり支援可能な24時間対応や、体制の現状について教えてください。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）次に、3点目の在宅ターミナルケア、みとり支援可能な24時間対応や体制の現状についてご答弁申し上げます。

現在、本町には介護保険サービスにおける在宅ターミナルケアに対応できる訪問看護事業所は7か所あり、その全てが24時間対応可能でございます。また、在宅でのみとりに対応できる医療機関は7か所となっております。在宅医療ケアニーズに対して町内に5か所ある在宅療養支援診療所や訪問看護事業所のほか、在宅療養支援病院や近隣市町の事業所等とも補い合い、対応しているところでございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

今、答弁聞かせてもらった中では、意外と充実してきているのかなとか、訪問看護も24時間対応してくださったりしているということで、僕のおやじのときも伊藤先生に往診に来てもらったり、訪問看護に来てもらったりというようなことだったんですけども、やっぱりそういう多職種の人たちが、業種の人たちが関わってじゃないと、なかなかACPを現実にはできないのかなというふうに思っています。

さっきもご答弁ありましたけれども、3市3町で何か在宅医療介護連携推進事業みたいな形で、その中で研修会であったりとかされていると思うんですけども、この集まりというのは年に何回か集まられているような状況なんですか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）この3市3町の医療介護連携推進につきましては、熊取町が医師会に委託してという形の部分で、広域に行く研修とかを行っておりますが、月に1回程度、3市3町と医師会の先生方と集まって話し合いをしながら、今どんな状況かということや、あとは研修会というのはどういうふうにしたらいいかというのを話し合いをした上で、全体の研修会は1回から2回行われていたというふうに記憶しております。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

やっぱり研修会もどんどん増えていって、啓発していただいているということなんですけれども、私もいろいろこの質問するに当たって、いろんなサイトを見たりとか、勉強したりとかしている中で、望まない心肺蘇生とか人工呼吸器とかという、実際本人が家で亡くなりたいと言ったとしても、最終家族が動揺してしまって救急車を呼んでしまう。呼んでしまうと隊員は心肺蘇生をせざるを得ないというような状況があったりするんですけども、東京消防庁のホームページなんかにも、このACPの取組の紹介ページなんかもしっかりあって、かなり連携とか、浸透してきているかなと思いますので、実際、前に見させてもらった寸劇では、家族は、もうそれ亡くなるで、それで理解していたんやけれども、近所の人突然入ってきて、こりゃえらいこっちゃって電話してしまったというようなケースなんか考えられるので、できるだけご自身が望んだ最期とか、形を

できるような体制づくりが大事かなと思っています。

みどりについての課題として、在宅や施設とかのみどり対応への協力体制や、みどりに対する知識不足、対応するスタッフの確保等も関連するのかなと思います。

このACPの考えを実現するには、行政、医療機関、サービス事業所、消防など多職種との様々な連携強化が必要だと思いますので、現状も私も町の研修でACPの話も聞かせてもらっていますが、現状も取り組んでいただいています、今後も研修なども含めて、普及促進であったり、体制の促進をお願いしたいなと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移りますが、14年後、2040年、日本は前例のない超高齢化社会に向かっていくんですけども、大きな項目の2つ目、超高齢化社会に向けた課題と取組について質問させていただきます。

本町のいきいきくまもり高齢者計画2024は、とてもよくできていて、現状の施策の展開などよく分かりますが、この計画を基にどう進めるのかというのが大事かなというふうに思っています。介護保険など財政的なことも今後膨らんでいくような状況になると思うので、しっかり計画からどうしていくのかというのを考えていく必要があると思うんですけども、この計画の中にある地域包括ケアシステムと密接に関連する地域課題の問題抽出、解決に向けた地域力強化が必要だと思いますし、計画の中でも地域ケア会議の強化というふうに示されています。

僕もなかなかこの辺分からないので、ちょっと教えていただきたいんですが、1番、地域ケア会議の開催状況と内容について教えてください。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、超高齢化社会に向けた課題と取組についての1点目、地域ケア会議の開催状況と内容についてご答弁申し上げます。

地域ケア会議には、個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくりの資源開発、政策形成と5つの機能があり、個別ケースから地域課題の検討につなげる手法でございます。

会議の目的に合わせて、地域ケア個別会議では、ケースに関わりのある介護支援専門員をはじめとした専門職や、民生委員、児童委員等をはじめとした地域住民の方が参集し、開催されます。今年度は2月末時点で2回開催いたしました。開催回数は2回ではありますが、月平均126件の総合相談業務、介護サービス事業所や訪問看護事業所とは、日々の個別ケース会議を実施しております。今後もこのような相談業務や個別ケース会議から地域ケア個別会議につなげていきたいと考えております。

自立支援型地域ケア会議では、介護支援専門員や理学療法士等の専門職で個別事例の検討や社会資源の共有を重ねており、今年度は2月末現在で8回開催したところでございます。

引き続き、地域ケア会議を重ね、地域課題の把握や検討に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

ちょっと漠然としているというか、なかなか難しいというか、地域ケア会議やと思うんですけども、これ、座長というか、例えば地域ケア会議を開くよと言い出すのはどこの、包括とかいろいろあると思うんですけど、どんな状況でしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）個別ケースの中で、これは専門職というか、役場と包括だけ、あと担当者だけで話するのではなく、ちょっと地域も巻き込んでしないといけないかなということ、例えば専門職、私たちがコアな会議で決定いたしまして、大体開催は包括、場合によって役場という形で開催させていただいております。

今年度も地域の中で、なかなかもうお二人暮らしでするのがしんどい状況になってきて、それを

地域の方が支えていたんですけれど、地域の人もしんどくなってきたという現状がありましたので、主治医の先生とか、あとは家族、あと介護保険の関係者と地域の人、みんなで話し合いをして、その方についてどう支援するかということを検討を行ったこともございました。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

私自身、つばさが丘に住んでいて、つばさが丘の福祉委員、北、西、東とあるんですけれども、徘徊されている方の情報であったりとか、地域ケア会議ではないですけれども、集まって、ある程度情報共有しようねみたいなこともあったりするんですけれども、先ほども話に出ていた民生委員とか、なかなか皆さんお忙しいとは思いますが、やっぱりリアルにというか、本当に機能する地域ケア会議をやっていると思ったら、当然専門職だけではなくて、地域の方々にやっぱりしっかり入ってもらって問題解決、課題解決をしていく必要があると思うので、またいろいろ理想とする構成員というか、さっきもお話ありましたけれども、そういう形の新しいというか、やっぱり地域地域で状況状況で認知症の方も増えてきているというような状況なので、やっぱりそこら辺、今までの形と一歩踏み出したようなまた形でちょっと開催していただけたらなと思いますけれども、どうでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）議員おっしゃっていただいたように、もう行政だけ、包括だけ、担当のケアマネだけで対応できるものではなく、地域と一緒に検討していく。それがまた地域づくりにもつながっていくというふうには考えてございますので、機会を捉えながら、この地域ケア個別会議についてはしっかりと回数が増えるように努めてまいりたいと考えてございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。よろしくお願いしときます。

では、次の質問ですが、超高齢化社会が進み、それに比例してというか、認知症の方もこれからどんどん増えてくる状況が考えられます。その中で事故のリスクなんかも当然出てきます。現状も熊取町でも防災無線とかLINEとかを使っていたら、行方不明などのお知らせはしていただいているんですけれども、町が把握して情報発信するまでは、家族のことであったり、いろんなことであったりで一定タイムラグが、一定というか、半日とか、かなりのタイムラグが生じているのが現状じゃないかなと思います。この形だと、最悪のケースの事故になることも考えられるので、今後、認知症の方が今以上に増えていくというような状況の中で事故をどう減らしていくかというのも考えていく必要があるのかなというふうに思います。

それで、質問ですけれども、2番、認知症の方の行方不明・徘徊・事故の件数とか分かれば教えてください。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、2点目の認知症の方の行方不明・徘徊・事故の件数についてご答弁申し上げます。

認知症の方の行方不明等の事案が発生した場合、まずは家族により警察に相談し、捜索願が提出されることとなっています。認知症が原因または動機での行方不明者は、警察庁で公表された統計によりますと、令和6年度では全国で1万8,121人です。

本町では、徘徊高齢者等SOSネットワーク事業を通じて、認知症などにより、外出後、行方不明になられた方のご家族からの依頼があった際に、当時の特徴などの情報をメールやファクスで協力者・協力機関に一斉配信することで、地域で協力して早期に見出す仕組みを構築しています。

本町での認知症の方の行方不明・徘徊・事故の件数は把握できておりませんが、今年度、当該事業により、令和8年2月末時点で4件配信した状況でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

なかなか件数とか把握するのって難しいなというふうに思います。

実際、町からLINEが来ていて、今どこどこで行方不明になっていますみたいな形で来るんですけども、それと同時に、僕が割と専門職の知り合いが多いので、多和本議員、まだあの人見つかっていないみたいなことやけれど、心配なんやけれど大丈夫かなみたいな、違ったところから声がかかったりすることも割と多い状況なので、これからもっともっと認知症の方が増えてくるので、そうなるって徘徊であったり、事故であったりとか、もう最悪の場合、お亡くなりになるというケースも考えられるので、それらの対応なんかもこれから考えていかなあかんというふうには思うんですけども、実際、件数では4件と聞いたんですけど、この中で死亡事故みたいなのに繋がったことというのはあるんでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）大体、今4件ですけど、そのうちの3件については保護されましたということで、警察、もしくはご家族からご案内いただいている状況でございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

3件については保護されたということで、1件については、まだ今現状では分からないというような状況だと思います。

実際、難しいというか、それこそ本当にこれからそういう状況が増えて、事故になってはよくないなというふうに思うので、これもみんな協力できる場所は協力してやる必要があるかなと思うんですけども、地域にお住まいの認知症高齢者の方などが外出して家に戻れなくなった場合や、行方不明になった場合に、協力者及び協力機関等に情報配信し、地域の協力により速やかに発見、保護する仕組みである、3番の徘徊高齢者等SOSネットワーク登録状況について教えてください。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）続きまして、3点目の徘徊高齢者等SOSネットワークの登録状況についてご答弁申し上げます。

現在、登録者は51名で、また協力者及び協力機関については177件の登録がございます。

今後も、住民や町内事業所等に対し、当該事業の普及啓発に努めてまいります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

協力機関も後で聞こうと思っていたんですけども、割と177ということで、いろいろな方が登録していただいているのかなと思います。僕も協力機関の登録、ぜひやりたいなというふうには思っております。

この登録状況なんですけれども、51名ということなんですけれども、実際この数はどういうふう感じられているんですか。登録が割と定期的に新規登録がされていっているのかどうかというのをちょっと教えてほしいんです。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）令和7年度2月末時点で新規登録、今年度11件ございました。令和6年で17件ということですので、少しずつ入れ替わりもしながらですけども、登録者数というのは新規ラーフもありながらの今の件数となっております。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

いい制度というか、この登録する制度、いいなというふうに思うんですけども、さっきも入れ替わりというか、順繰りという形になっていると思うんですけども、啓発に関してもやっぱり定期的に継続してやっていただく必要があったりするかなと思うんですけども、これなんかも広報か何かで啓発して、何かたくさんある中の一つではなくて、何かちょっと特集的な啓発も定期的にしていただいたらいいのかなと思うんですけども、それに関してどう思われますでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）認知症につきましては、認知症の月間というのもございますので、それに合わせて広報等で周知したり、包括が毎月広報に記事を載せておりまして、その中の一つとして認知症の分も入れさせていただいております。

また、認知症ガイドブックというケアパスというもので、そういう冊子を作ったり、みんなで知ろう！認知症という、こういった冊子も作らせていただいております。

あとは認知症チェックシステムということで、ホームページ等から自分が認知症かどうかと思ったときに、それをホームページでチェックする様式もあるんですけども、そういうのと併せて、こういう事業もありますよというところにまとめて周知できるような取組というのもさせていただいております。

あとは、包括とかが地域のタピオステーションであるとか、地域のほうに認知症のことについて啓発に、出張の講座というのも併せて行っておりますので、みんなで併せながら、こういう事業というのは進めていきたいというふうに思っております。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）割ときめ細やかな啓発していただきましてありがとうございます。実際、事故になってしまわない対策もこれから考えていく必要があるのかなというふうに思うんですが、今の時代、僕らがふと思うのは、例えばエアタグなんか使ってGPSで発見できるようなシステムなんかもあると思うんですけども、今後、ご家族に対して比較的安価でそういうものが使える時代になってきているので、ご家族や関係者に対しての提案なんかもしていく必要があるのかなというふうに思うんですけども、それについてはどうでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）議員おっしゃっていただいたように、そのような、もう日々進化してきております。そのような方法についても併せて周知していけるように検討したいというふうにも考えております。

また、日常生活用具の貸与の中にもGPSの部分は、まだそういう最新のものは入っていないんですけど、厚生労働省のほうでも今検討中ということもございますので、そのほうについてはちょっとアンテナを張りながら、国の動向については注視していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

今のそういう、だんだん便利になってきていますし、安価にもなっているんで、1つしかないものをつけていても、靴に例えばつけていたとしても、ほかの靴履いて出ていったらもうどうしようもないというような状況やと思うんですけども、今、そういうエアタグ的なものも普通に比較的安価に買えるので、3足あったら、どれにでもつけておくとか、そういうことも必要になってくるかな、大きな事故にならないためにもそういうことも大事だと思うので、そういう内容についての啓発もまたよろしく願います。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）すみません、行方不明のSOSに登録された方に二次元バーコードシール

で作成された見守りシールというものを令和6年度から配布しておりますので、それも併せて周知のほう努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

今これ、次聞こうと思っていた内容なんですけれども、この見守りシール、現状作っていただいているんですけれども、効果というか、この見守りシールによって何かよい結果が出たとかというような状況というのは、今までの中でどうでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）大体警察の方がすごく巡回されていて、それで発見されることが多いので、そのきっかけに、シールを貼っているというふうになっているかどうかというのは、そこまで確認しておりませんので分かりませんが、これからSOSで発信しているときに、シールつけている人ですと家族が言ってもいいと言われた場合は、シールつけてはる方ですよということも併せて発信するとかいうふうなことも検討したいというふうに思っております。今現状、それでということとはちょっと把握できておりませんが、何らかのきっかけになっている可能性はあると思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

もちろんないよりも、これつけていただいているほうがいいと思うので、今後も続けていく必要があるというふうに僕も思っています。

このシールなんですけれど、実際つける場所とか、ある程度この場所につけましようみたいな推奨されているところとかってあったりするんですか。それとももうまちまちなところにつけるような状況になるんですか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）その方の一番持ち歩くだろうという衣服や靴、そこにつけてくださいというふうにおっしゃっているので、どれにつけるかはご家族で話し合われているというふうに思います。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

このシールも、やっぱりあるとないのでは本当に全然違うし、服につけるのか、何かスマホにつけるのか、カバンにつけるのか、靴につけるのかなのかなというふうに僕も思うんですけれども、例えば警察とかが見つけやすいとか、服やったら肩のところとか、全部探し回らな、このシールが見つかれへんというような状況はできるだけ避けたいので、またこのシールへの申込みされる方に対しても、効果的な場所なんかもぜひ提案していただけたらいいのかなというふうに思いますので、よろしく願いしときます。

認知症であったり、高齢者の関連で言えば、介護者（家族）の会に僕も参加させてもらったり、本町のひまわりカフェ、認知症カフェにも何度か参加させていただいて、よい施策を体験、経験させていただいて、感謝はしているんですけれども、今の状況は、今現状すごくよくやっていただいていると思うんですけれども、まだまだ今後、認知症の方が増えるということは、もうこれ間違いないので、認知症の方が増えると事故のリスクであったりとか、家族の疲弊であったりとか、介護負担と孤立とか、いろんな状況が考えられることがあると思うので、今現状、一生懸命いろんなことをやっていただいているありがたいんですが、今以上にまた広がっていけるようなことを考えていただけたらと思いますので、よろしく願いしときます。

次の質問です。

介護予防の成果を数字として表すのはなかなか難しいのかなというふうに思うんですが、本町が行う介護予防関連事業の状況と成果なんか、何か分かれば教えていただけたらと思うんですが、お願いします。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、4点目の本町が行う介護予防関連事業の状況と成果についてご答弁申し上げます。

介護予防関連事業としましては、主に65歳以上の方を対象とし、住民誰もが参加できる一般介護予防事業と重度化防止を目的に要支援者の方等を対象としたサービス事業がございます。

一般介護予防事業としては、タピオステーションでは、令和7年度に新規地区が1か所立ち上がり、町内31か所となり、さらに参加しやすく、継続支援などを含め、地域に支援が届きやすい環境が整ってまいりました。

楽しく生きる知恵探しでは、大阪体育大学や関西医療大学等の講師をお招きすることで、興味を持って継続して参加いただくような工夫により、令和6年度の延べ参加者は687人でした。

重度化防止の訪問型通所型サービスとしては、3か月の短期集中型で生活課題の解決を目的に、終了時には引き続き運動が継続できる場への移行を促すふれあい元気教室を開催しております。

成果としましては、令和6年度では、参加者31人のうち、生活課題が解決した方が29名で、教室終了後、タピオステーションやひまわりドームの運動メニュー等に参加することになった方が22人に至りました。教室終了後も体力が維持できるよう、外出する機会を設け、本人が望む自立した生活を目標に支援するとともに、令和7年度からは大阪公立大学にこれらの事業の事業評価を委託しております。

今後も高齢者本人の希望やニーズに応じた選択ができる介護予防事業の実施に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

いろんな事業を実施していただいているのはすごく分かっていますし、僕自身もいろいろ参加する場面も結構あるので、いいことだなというふうに思うんですけども、例えば、このふれあい元気教室なんかなんですけれども、これ3か月間やられるということで、これは1年に1回だけとか、何回やるような状況でしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）こちらもう年間通じて行っておりまして、入り口が9回入れるタイミングをつくっておりますので、言えば通年でやっているような感じで実施しております。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

そしたら、もうずっと、これ3か月で1つのスパンのあれなんですけれども、もうそれはずっと3か月終わったらまた3か月、3か月というて、通年でやっているというような状況なんですか。それとももうずっと。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）新規の方が入るときに半分ぐらい継続の方がいて、ダブリながら行っているような状況です。だから、ちょっと先輩を見ながら新人の人がまた運動を始めるようなところを持ちながらさせていただいております。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）そしたら、新規の方も入るけれども、どこかで卒業の方もあるということですね。これ自体、定員が15名という形になっているんですけども、大体参加されているのは、もう定員いっぱいいっぱいの状況なんですか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）そのときに応じて定員がいっぱい有的时候もあれば、10人に満たないときも
ございます。

ですが、教室をのぞきますと、バーを買い足したんですけれど、その手すりの平行棒のところ
皆さんもう分かれて何人も、7、8人はいつも体操はされているかなというふうに思います。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

この教室を卒業されたときに、例えばタピオ体操にどうですかとか、いろんなところへ出ていか
れたらどうですかということで、私自身もいろんな状況、現場見させてもらっていて、タピオ体操
とかに行かれています方とか、長生会の催しに行かれています方というのは比較的元気な方、当然その
元気なうちからいろんなことをやっていただくことがいろんな予防につながっているということ
でいいかなと思うんですけれども、中には、もうタピオ体操じゃないのに行きたいねんみたいな、タ
ピオ体操が嫌という人も、やっぱり中にははてはると思うんですよね。だからもちろんタピオ体操
を推進していくのはいいかなと思うんですけれども、また何か、タピオ体操だけじゃなくて、また
新しい選択肢みたいなのも考えていただけたらいいのかなと思うんですけれども、その辺については
どうでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）このふれあい元気教室は、その人その人の生活課題の中で自分が何をした
いかというのを聞きますので、中には電車乗って買物行きたいという方もいらっしゃいます。タピ
オステーションは一つの形でありますので、議員おっしゃっていただいたように、行く場所とい
うのはご本人が望む場所であって、絶対ここに行かないといけないとか、そういうものではないとい
うふうに考えております。

中には、金魚を飼ってはって、その金魚の水槽を持ってなくなったのが、また力ができて金魚を増
やすことができるようになってきたという方を広報にも載せさせていただいたこともございます。

そんなふうに、一人一人に応じた形で自立支援を促すように持っていきたいというふうに考えて
おります。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

介護予防って、当然よくなってもらうことが目的なんですけれども、介護保険の財政的にもやっ
ぱり関連してくることだと思いますので、それぞれ好きな内容で予防というか、自分の好きなこと
をやられるのが一番いいことだなと思うんですけれども、このふれあい元気教室も含め、今後もこ
ういういろんな取組をしていただいて、住民にやってもらうのがいいのかなと思いますので、よろ
しくお願いします。

それと、次の質問なんですけれども、いきいきくまとり高齢者計画2024の中で、高齢者独居世帯
数の推移はある程度把握しているんですが、5番、本町で身寄りのない高齢者の状況なんか分か
れば教えてください。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、5点目の本町での身寄りのない高齢者の状況についてご答弁申
し上げます。

本町では、身寄りのない高齢者を把握しておりませんので、独居高齢者の状況としてご答弁させ
ていただきます。

本町では、独居高齢者の世帯数について毎月集計しているものではございませんが、令和7年9
月末時点の住民基本台帳での集計で申し上げますと、3,430世帯となっております。

また、いきいきくまとり高齢者計画2024においても、高齢者世帯数の増加とともに独居高齢者の
世帯数も伸びる見込みと推計してございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

3,430世帯ということなんですけれど、これ高齢者計画の数字よりもはるかに上回っていったような状況なのかなというふうに思うんですけれど、どうですかね。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）この3,430世帯というのが住民基本台帳上ですので、実際の独居の方なのかどうかというところまではちょっと把握はできておりませんが、増えてきているということは確かであり、計画上よりもということも意識しながら施策を進めていかないといけないというふうに考えております。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

ちょっと時間もあれなんで次にいかせてもらうんですが、厚生労働省は、増え続ける身寄りのない高齢者を支援するために、2026年から2027年度をめどに新たな支援事業を全国で制度化する方針だということで、6番、身寄りのない高齢者等への包括支援モデル事業の考えについて教えてください。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）続きまして、6点目の身寄りのない高齢者等への包括的支援モデル事業についてご答弁申し上げます。

国の高齢社会対策大綱においては、身寄りのない高齢者の支援として重層的支援体制整備事業などの活用により、地域の様々な団体が連携して支援する環境に取り組むことや、身寄りのない高齢者等の相談を受け止めて、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメントを行うコーディネーターを配置した窓口整備の取組など、必要な支援の在り方について検討を進めることとされています。

身寄りのない高齢者の生活上の課題に対応し、地域で安心して生活を継続できるように、行政だけではなく、相談支援機関や医療機関及び介護サービス事業所、高齢者に関わる機関、法務分野の専門家など他機関との連携が必要です。本町にとってどのような仕組みで推進していくのが望ましいのか、先進団体の事例を注視しながらしっかりと調査研究してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

国の補助金というか、専門コーディネーターというのがあるそうなんですけれども、こういう専門的に対応していただける方なのかなと思うんですけれども、これなんかも補助金なんかがつくという話なので、今後単身世帯も増えてくる中で、やっぱり身寄りのない高齢者等への対応というか、支援なんかもしっかり検討していただけたらありがたいと思いますので、よろしく願いしときます。

次の質問なんですけれども、以前にも訪問介護の報酬が下がったときにも質問しているんですが、私が介護事業をしていた頃も慢性的に不足していた状況なんですけれども、実際、7番、介護人材不足の状況について教えてください。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、7点目の介護人材不足の状況についてご答弁申し上げます。

令和6年3月策定の大阪府高齢者計画2024によりますと、大阪府では、2026年に約2万4,000人の介護人材が不足すると推計されているところです。そのため、府では、児童・生徒など、将来の介護・福祉を担う人材の確保に向けた教育との連携や、施設へのアンケート調査を実施し、離職理由の把握と分析を行い、早期離職防止と業務改善による定着の促進を図っております。

町内の一部の介護サービス事業所からも、介護人材不足の状況は本町においても聞き及んでいる

ところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

これはもう熊取町だけじゃなくて、全国的なことだと思うんですけども、実際、僕が事業所やっていた頃からそうなんですけれども、なかなか介護の仕事に魅力がないというか、対価に対する報酬がないというような状況とか、いろいろ精神的なこともあるんだと思うんですけども、何とか介護人材の不足というのを解消をこれから考えていく必要はやっぱりあるかな。もうこれ不足するというのが分かっている状況なので、考えていく必要があるのかなというふうに思います。

何か僕も聞いた話では、ケアマネは5年に1回とか更新を、今まで更新研修をわざわざ高いお金払って受けに行かなあかんというような状況やったんですけども、そういうのもうやって、逆に言うたら更新研修にお金を払ってやっていって、そこまでしてまでもこの仕事を続けていこうかという思いにもならへんかなというふうにも思うので、そのケアマネの中では、更新研修の廃止なんかの声なんかも聞こえてきているので、前向きな形になってくれたらいいなというふうに思います。

人材不足の件に関して、先日ですけども、高市首相は、国会の答弁で介護人材の確保に向けて処遇改善は重要とおっしゃられました。今年度の補正予算、来年度の介護報酬臨時改定で最大1.9万円の賃上げを実施するなどを紹介していました。他の職種と遜色ない処遇改善に向けて取り組んでいくとおっしゃられています。仕事そのものが、僕も経験ありますけれども、精神的・肉体的に厳しい環境にある状況です。これ、最大1.9万円の賃上げがあったとしても、まだまだ少ないのかなというのは僕が感じている現状です。

介護人材の待遇向上はもちろん、介護保険業務での業務内容の軽減なんかも考えていく必要があるかと思しますので、政党に所属されている方はさらなる後押しをしていただいて、介護の仕事をしたいという方をたくさん増やしていただけるようによろしくお願いいたします。

次、最後の質問なんですけれども、全国的には2040年がピークとされていますが、8番、介護保険1号被保険者のピークの時期について教えてください。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、8点目の介護保険1号被保険者のピーク時期についてご答弁申し上げます。

介護保険制度では、65歳以上の方を第1号被保険者と規定しているところでございます。本町の第1号被保険者数は、令和7年9月末の実績では1万2,680人となっており、いきいきくまどり高齢者計画2024での推計と同様に、令和6年度から横ばい状態が続いております。

今後、団塊ジュニア世代が全て65歳以上となる令和22年には1万3,179人と増加し続けると見込んでございます。

ご質問のピーク時期につきましては、計画値が令和22年までのため、その後の推計は行ってございませんが、厚生労働省の最新の推計では、令和25年頃にピークを迎えると推計されています。ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

このピークが来ると、給付の維持と負担の公平化という、この両立が最大の課題になってくるのかなと思うんですけども、一番ピークのときというのは、例えば介護保険に係る費用も最大化するような時期になるということでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）高齢者数というのは徐々にで、そんなに急には増えないんですけど、課題になるところは、それを下支えしている生産人口、若い方の人口の割合が減ってくるということ

の大変さですので、介護に携わる人材のところの確保ということが課題になってくるというふうに思うことと、あとは、65歳の方は介護保険1号になっても、ほとんどの方は使っておりませんが、やっぱり80、85、90となっていくと、1年ごとに使われる方の割合が増えていきます。その後期高齢者が増えてくるということも一つの課題というふうに考えてございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

さっきもお話しいただきましたけれども、介護保険1号被保険者のピークを境に給付対象となる高齢者が増える一方で、保険料を支払う現役世代が減るために一人一人の負担が限界に近づくという状況だと思います。

今後、介護保険料が高騰することも考えられるのかなということなんですけれども、この今、物価高でいろんな苦しい中で、また介護保険料どんどん上がっていくのかというのは、なかなかちょっとその辺難しいところではあるんですけども、今後、介護保険料は上がっていくんじゃないかなというふうに僕も思っています。そういうピークの時期が来るということは、もう大体把握されていると思うので、当然そこには町負担も関係してくる。その金額なんかも増えてくるというところで、自主財源の確保であったり、いろんな意味で考えていく必要が、もう2040年とかだったらあつという間やと思うので、今からいろんなケースを考えていく必要があるのかなというふうに思います。

今回、質問するに当たり、私も専門職のときに関わっているケースが多いがために、ターミナルやとか様々なケースがあって、知らず知らずに慣れてしまうということがあったなというふうに、ちょっと今回勉強したことで僕も反省しました。冒頭のACPへの考えもそうですが、例えば2号被保険者の若い方もがんの末期で介護保険を使われ、サービスを使いながら最期を迎えられる方もあるのかなというふうに思います。

介護保険課には、今後支援が必要な住民が頼りにして来られることがますます今後多くなるのかなというふうに思われます。業務もそれで増えていくのは間違いないと思うんですが、こちらについても、いきなり介護保険の制度全てを理解してもらうのはなかなか難しいと思うので、まずは傾聴であったり共感の姿勢で、住民に丁寧な対応を今後お願いしたいなと思います。

最後に、いつもお願いしていますが、ホームページについてなんですけれども、介護保険関連でも心が伝わるようなホームページをつくっていただけるようお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（文野慎治君）以上で、多和本議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後3時30分まで休憩いたします。

（「15時08分」から「15時30分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

1項目めはエレベーター地震対策についてです。

まず1点目、地震時等にエレベーター内に閉じ込められる事故を防止するために、平成21年（2009年）、建築基準法が改正されまして、2009年9月28日以降に着工した建築物のエレベーターには、戸開走行保護装置や地震時管制運転装置の設置等が義務づけられました。地震時管制運転装置とは、地震の揺れ、主に初期微動のP波や主要動のS波を感知するとエレベーターを自動的に最寄りの階に停止させてドアを開き、乗客を速やかに避難、救出させる安全装置であります。

本庁の庁舎等、公共施設のエレベーターの地震時管制運転装置の設置状況についてお聞かせください。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）エレベーターの地震対策についてのご質問の1点目、庁舎等、公共施設へのエレベーターの地震時管制運転装置の設置状況についてのご質問にお答えします。

まず、熊取町の公共施設におけるエレベーターの設置状況につきましては、熊取町役場をはじめ、10施設に合計14基のエレベーターが設置されております。

ご質問の地震時管制運転装置につきましては、地震等の加速度を検知して自動的に籠を昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ当該籠の出入口の戸及び昇降時の出入口の戸を開くことができる装置でございまして、現在、14基のエレベーターの全てにこの機能が備わっています。

なお、その内訳といたしましては、大きく2種類ございまして、1つ目が先ほど言われました平成21年9月施行の建築基準法施行令の改正内容に合致し、地震波における初期微動、いわゆるP波の段階で感知して対応するもの、これが9基でございます。次に、平成21年9月の改正前の法令に合致し、地震波における主要動、いわゆるS波に感知して管制運転を行うものが5基でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。全てのエレベーターに設置されているということで、P波とS波の分があるかと説明いただきました。

今、10施設というふうにおっしゃっていたんですけれども、その10施設をちょっと教えていただけますか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）10施設ですけれども、言っていきますと、1つが役場でございます。

それと総合保健福祉センター、ふれあいセンターでございます。それと老人福祉センター、いきいきセンターです。それと総合体育館、熊取図書館、公民館、かむかむプラザですね。熊取駅です。熊取駅には、東西自由通路に合計で東側に1か所、西側に2か所ございます。大原住宅、ここにも3棟ございますので、エレベーターは3基ございます。それと中央小学校、それと熊取中学校で10施設14基ということになっております。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。10施設14基ということで、全て設置していただいているということで、何かあったときには近くの階で自動的に止まってドアが開くということで、避難できるという体制は装置的にはできているというところでございますね。分かりました。

それで、次の2点目になるんですけれども、2018年の大阪北部地震ではエレベーターが停止し、多くの閉じ込め事案が発生をいたしました。閉じ込められた方々の救出に時間がかかり、最大5時間もかかったそうです。地震、停電、故障時に様々な要因があるかと思いますが、閉じ込められた方々の健康状態等を損なうことなく救出を待つことができるように、懐中電灯や飲料水、簡易トイレ等が収納されている防災キャビネットというものがあります。

資料をつけていて言うのを忘れたんですが、最初の安全装置と、それでまた、今回はキャビネットの写真もつけさせていただいているんですけれども、先日22日に東京スカイツリーの展望台のエレベーターが降下中に急停止した事案が発生をいたしました。そのときのエレベーターに乗っていたのが子ども2人と男女20人、約5時間半にわたって閉じ込められたということがニュースで報道されておりましたが、全員無事に救出されて本当に安心したんですけれども、そのときに、エレベーター内には非常用の飲料水や簡易トイレが備え付けられていたから、乗客の皆さんはその備品を使って救助を待つことができたというふうに報道されておりました。

ですので、これ地震だけではなくて、停電や故障など様々な原因で急にエレベーターが停止するということがあるかと思いますが、そして、そのときに幾らエレベーター内の非常ボタンを押したとしても、救助にどれだけの時間がかかるか分かりません。今、即安全装置があるからといっても、スカイツリーのエレベーターもそうだと思います。安全装置がついていたはずですが、ついていた

としても救助するのに時間がかかったというところで、住民の命を守るための防災備品として防災キャビネットを設置すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）次に、地震などでエレベーターに閉じ込められたときに備えるため、懐中電灯や飲料水、簡易トイレが収納されている防災キャビネットを備えてはどうかのご質問にお答えをします。

一定の施設において、1点目のご質問の地震時管制運転装置が設置され、対応がなされているところでございます。これにより、閉じ込めにつきましては基本的に回避されるものと考えられますが、この装置自体が大きい地震動等による予期せぬ不具合などにより閉じ込めが発生する可能性もないとは言えず、そのための対応として、ご提案の防災キャビネットの設置は有効だと考えられます。

今後、住民の皆さんのエレベーターの利用状況等を把握することやキャビネット内の食料や飲料の安全な管理方法なども整理する必要があるものと考えます。つきましては、今後、各施設の担当部署とも協議しつつ検討してまいりたいと考えますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

今、資料の中にちょっと写真もつけさせていただいたんですが、この写真は貝塚市の市役所に、最近、貝塚市役所は庁舎を建て替えしたところなのできれいな庁舎なんですけれども、役所には4基のエレベーターがあって、その4基のエレベーター全てにこの防災キャビネットが設置されておりました。その分を写真を撮らせていただいたんですけれども、椅子型になっているので、ふだんは高齢者の方とか、また妊婦の方とかが優先席として椅子として利用できるというものでございます。

中身は、そこにありますように、飲料水、また、紙コップ、ルミカライト、高吸水性ポリマーティッシュシート、トイレトーパー、消臭剤、除菌ティッシュ、保温用アルミシートなどが入っております。ルミカライトというのは、8時間ぐらい程度点灯するようになっているそうなんです。だから、停電になっても、エレベーターの中が暗くなってもライトが点灯するというところで活用できるというふうになっておまして、大変便利なものを設置しているなって、本当に住民が安心されるグッズを整備しているなということで視察して、すごく熊取町の庁舎にも、また、一番利用者が多いふれあいセンターのエレベーター等にはもう必需品やなというふうに感じて帰ってきて、今回質問させていただいたわけなんです。

町営住宅につきましても、住民が常時使っているエレベーターですので、何かあったときにやっぱり住民の命を守るためには必要かなというふうに考えるわけなんですけれども、今、検討、それぞれの施設管理者と協議して決めていきたいということなんです、どうですか。ここだけは必要やなって思うところはないですか。ふれあいセンターは必要じゃないですか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）危機管理担当といたしましては、地域防災計画にも閉じ込め対応ということも計画しておりますので、必要性は十分感じております。

ただ、防災でいろいろ備品であったりとか設備を整備する際に、これはいつも直面する問題なんですけれども、ふだんの使用のことも考えないといけないということが1つあると思うんです。例えばベビーカーを使用している方が使用するであったりとか、奥のコーナーのどっちかをそこで使ってしまうので、やはり使える面積というのはどうしても少なくなってしまうというのがあります。コーナーを使えなくなるということもございます。そういったことであったりとか、あと、荷物を運ぶ際の台車の使用であったりとか、そういうことを考えますと、ふだんの使用がちょっと不便になるという面は否めないと思うんです。

しかしながら、災害時、地震等の場合に5時間とか閉じ込められたというお話も聞きますので、そういった場合は危機管理の観点からは必要かというふうに考えます。ですので、一定各部局と調整をするとお答えしたのはそういう面でございまして、一定そういったことも考慮しながら町としての結論というか考え方を出していきたいというところでございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。前向きに検討していただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

ふれあいセンターは結構エレベーターも広いエレベーター、室内が広いので、そこに置いても台車が置けない、入れないとかいうこともないかと思ひますし、4階までありまして、高齢者の方、先ほどもふれあい元気教室のお話が出ていましたが、高齢者の方が4階まで上って教室を利用しております。

ですので、本当に必要性としては、利用量を見てとか言ってはりましたが、結構ふれあいセンターのエレベーターは住民が利用しているかと思ひておりますので、前向きに検討していただきますようによろしくお願ひしておきます。

では、2項目めにいきます。

2項目めは、子宮頸がん予防についてです。

日本では毎年約1万人の女性が子宮頸がんを発症し、年間約3,000人が亡くなっています。近年は若い女性の発症が増えていて、特に20代から30歳代で罹患率、死亡率の上昇が深刻な問題になっております。30歳代までのがんの治療で子宮を失ってしまう人は、1年間に約1,000人おります。35歳から45歳の子育て世代に患者が多いことから、このがんはマザーキラーとも呼ばれているそうです。

最大の特徴は、ほとんどの子宮頸がんの原因がHPV、ヒトパピローマウイルスの感染であるとはっきり分かっているということです。約8割の女性が生涯のうちに一度は感染しますが、その多くは免疫の働きによって自然に治る人がほとんどです。しかし、一部の人で持続感染し、前がん病変となり、その一部ががんに進んでいきます。前がん病変なら子宮を摘出せずに治すことができます。

予防には、定期的な検診とワクチン接種が有効なのですが、検診受診率やワクチン接種につきましては、日本はほかの国に比べて、先進国に比べて進んでいないのが現状であります。

そこで、まず1点目ですが、本町の子宮頸がん検診の受診状況についてお聞かせください。

議長（文野慎治君） 石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君） それでは、2つ目の子宮頸がん予防についてご答弁申し上げます。

まず、ご質問の1点目の子宮頸がん検診の受診状況についてでございますが、20歳から69歳までを対象とした地域保健・健康増進事業で報告している過去3年間分の受診率の推移を申し上げます。

令和4年度は17%、令和5年度は18.7%、令和6年度は20.5%と増加してきております。また、令和5年度について、熊取町の18.7%に対し大阪府は16.2%、全国は15.8%と府や国より高い受診率となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。

令和6年度は20.5%あったというところなんですけど、受診率の目標というのを掲げているかと思うんですが、目標は何%ですか。

議長（文野慎治君） 石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君） がん検診の目標値ですけれども、がん検診受診率、子宮がんは28%。子宮がん検診はベースラインの令和6年度が17%前後でございましたので、それよりも増やしていくと。

国・府よりも高い水準にございますので、それよりは増やしていくということをベースラインにさせていただきます。

以上です。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 最初28%っておっしゃっていましたが、じゃなくて、国・府よりも増やす。それが目標。数値的な目標ってないんですか。

議長（文野慎治君） 石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君） 健康くまとり21の目標値でいきますと、胃、大腸、肺がん等につきましては目標値を定めております。乳がん、子宮がんにつきましては、ある一定、国・府の実績より高い実績がございますので、目標値については、今よりも上げていくということの数値の目標値にさせていただきます。

以上です。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

健康くまとりので目標値があるのかなというふうに思っています、今言うのはKPIの数字を言っただけですかね。28%というのは乳がんのですかね。

議長（文野慎治君） 石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君） 目標値の出し方が、それは前計画の目標値を出しました。ここになぜ差があるかといいますと、今、受診率の出し方というのが全員に対しての受診率ではなくて、今の出し方が20歳から69歳までを対象ということで、70歳以上の受診率はカウントしない計算法で出されていますので、ちょっと受診率の出し方が前計画の出し方と違うので、少し差が出ている状況です。申し訳ないです。すみません。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

いずれにしても目標が、出し方が違うかもしれないですが、20.5%というのはかなりやっばり。今言う大阪府や全国平均よりは高いとおっしゃっていましたが、やっぱり20.5%では低いほうかと思うんですね。

前はもっとその出し方、40%とかいうふうに目標を掲げていたかと思うんですが、がんを早期発見するためには、やっぱり検診を早くして早く発見するのが一番の予防になるかと思しますので、そういった面では、受診率についてはしっかりともう少し目標を明確に定めて取組を推進していただきたいというふうに思うんですけれども、受診率向上に向けての検診の受診を推進するためにどのように取り組んでいるのか、その辺のところを教えてください。

議長（文野慎治君） 石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君） 子宮がん検診につきまして、周知方法ですけれども、健康カレンダーを年1回発行させていただくとともに、広報くまとり、あとは若い方というお話がありましたので、乳幼児健診時であるとか、あとは成人式のときにも受けましょう。乳がんに対しても、早期の自己検診法みたいな形の分についても併せて周知というのはさせていただくとともに、受診勧奨はがきのほうも対象の年齢の方には送らせていただいております。

以上です。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

コール・リコールという感じではがきも出していただいているかと思うんですが、なかなか検診が進まないというのが現状かなというふうに思うわけなんですけれども、その中で本町における子宮頸がんの罹患者とか罹患者率とかいうのは分かるのでしょうか。それは分かりにくいものなのでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）今ちょっと数字を持ち合わせていませんが、なかなか罹患率というのは、データとしても大分ちょっと古めのしかないです。あるとしたら、子宮がんで何人亡くなられたかというのは分かります。罹患率を見ると、府とか府県単位でしたら出るんですけど、町ではちょっと出ません。死亡率だけです。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

ちょっとその分は分かりにくいのかなというふうに思うんですが、やっぱり早期発見するのが一番大切なというふうに思っております。

それで、検診を勧奨するということが、それが一番やと思うんですけど、先ほども言いましたが、子宮頸がんの受診の勧奨と、そしてワクチン接種というところの予防が一番かと思うんですけども、次、そしたら2点目にいきます。

2点目ですが、子宮頸がん検診は、子宮頸部の細胞を取って異常があるかどうか調べる細胞診ですが、HPV感染の有無を調べるのがHPV検査です。子宮頸がん発症のリスク保持者を細胞診よりより早く見つけられます。HPV検査では、大体8割から9割程度が陰性となりますが、陰性であれば次の検査は5年後で済みます。2年に1回の細胞診と比べて、受診者の負担軽減にもなるかと思えます。

2024年度からHPV検査が自治体が行う公的検査として導入できるようになりました。早期発見、早期治療へつなげるためにHPV検査を導入してはいかがかと思いますが、いかがお考えですか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）続いて、2点目、早期発見、早期治療へつなげるためにHPV検査を導入してはどうかについてでございますが、HPV検査単独法については、令和6年4月より厚生労働省の要件を満たす自治体に限り、新たに導入することができます。検診対象者は30歳から60歳とし、検診間隔は5年に1回とされましたが、HPV検査の結果、陽性の方には細胞診を行い、異常なしでも1年後にHPV再検査を行う必要があることなど、検診結果により異なる受診間隔や検査内容が細胞診単独法と比べ複雑であることが課題の一つです。

また、HPV検査単独法の効果を自治体の検診精度の中で発揮するためには、HPV陽性者に対する長期の追跡を含む精度管理体制の構築が前提であり、追跡が遵守できない場合は効果が現行の細胞診単独法を下回る可能性があるとされております。

なお、大阪府内で導入している団体はございません。

子宮頸がん検診の精度を保つための取組として、熊取町以南の3市3町と協力医療機関、検診業者において子宮がん検診精度管理連絡会を開催しており、毎年意見交換を行っております。令和7年9月にはHPV検査単独法について意見交換を行ったところですが、検査間隔が5年に1回になることへの不安、検査体制や検体管理の整備の難しさ、対象者及び受診者の管理の複雑さなどの課題が挙げられました。

HPV検査単独法の導入に際しては、3市3町足並みをそろえて、泉佐野泉南医師会や検診業者とも調整が必要であることから、今後も先行事例など情報収集に努めながら検討を重ねてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

今ご説明があって、なかなか複雑だということは私も理解しているんですけども、まず、HPV検査の有効性について3つ紹介したいと思います。

まず、有効性というのが日本産婦人科学会のほうからの説明で、前理事長から3つのメリットがあるということでお話を聞きました。1つは、従来の細胞診と比較して病変を見つける力である感度というのが、細胞診は65.8%であるのに対し、HPV検査は93.3%。だから、ほとんど検査で発

見できるということですね。検査してHPVに感染しているというのが93.3%、確率性があるというところが1つ目のメリット。

2つ目のメリットは、従来の細胞診は2年に1回。2年たったら、2年、あつという間ですよ。2年に1回の検診をしなければならない。それでも今、まだまだ2年に1回でも検診が進んでいないところがございますが、20%程度ですが、HPV検査であるならば5年に1回でいいという。陰性であれば5年に1回の検査でいいというところ。負担は軽減されますよね。2年に1回よりか5年に1回というところで。

3つ目のメリットは、陽性であっても、またもう一度検査しなくても、一回HPV検査で陽性になっても、採取した同じ検体を使って検査できるというところ。陽性の人はその分で再来院、もう一回病院に行かなくてもいいという、受診者の負担が軽減されるという3つのメリットがあるというふうに説明を受けました。

ということで、メリットはあるんですが、それは受ける方の、受診者のメリットでありまして、実際検査するほうにつきましては課題があるというところなんです。複雑というところ。その辺のところ、検査機関のほうはまだ十分にいろいろ整えないといけないものがあるというところの説明かと思うんですが。

今、それで自治体としても進んでいるのが、今やっているのは横浜市というふうに聞いております。横浜市では今、実際に導入しております、横浜市などを含む4自治体というところで。でも、今、厚生労働省のほうアンケート調査したところ、337自治体が導入予定だと、そして、737自治体は検討しているというふうにアンケートでは答えがあったらしいんです。

まだいろいろな課題はあるかと思うんですが、早期発見できる検査ですので、今、その辺につきまして、3市3町で去年も協議されたというふうにご答弁がありました。3市3町の医師会でしっかりと、大阪でまだ取り組んでいるところがないのであるならば、この泉州の3市3町でまずもって女性の命を守るためにHPV検査を始めたということ全国的にアピールできることかと思っておりますので、しっかりとまた熊取町のほうを音頭を取って3市3町の医師会に働きかけていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）医師会の先生方も子宮がん検診にすごく好意的で、今の細胞診自体も精度はいいです。なので、それで早期に見つかっている方もいらっしゃるし、懸念としては、5年に1回になるということで、もしかしたらがんの発見を5年間放置するリスクがあるんじゃないかというご意見であるとか、偽陽性はやっぱりどうしても出てしまうので、その辺はどうかということと、先ほどありましたHPVワクチンのほう、海外のほうは接種率がすごい高い上での導入でうまいこといっているんですけど、そっちの接種率も高くしていかないといけないというご意見もございました。

5年に1回となると、いつ受けたかご本人自体が分からなくなってまいりますので、そういった本人が5年後です。うちのアイテルに登録していただいていますと、それであなたは今年対象ですよというような通知は送れるんですけども、そういった通知の仕方というののもちょっと検討しないといけないのかなというふうには感じております。

ただ、5年に1回になりますと、検診に係る費用のほうは2年に1回から5年に1回ということ町にかかる負担というのは、それも減るといのは一つのメリットかとも考えますので、そこはどのようなことがいいのかというのは、医師会の先生方も含めて本当に真剣に考えていただいておりますので、うちは導入しないではなく、導入予定だが時期を検討中というところでエントリーしておりますので、もう少し議論のほうをさせていただけたらと思います。

以上です。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。前向きに3市3町力を合わせて検討していただきますようお願いし

ておきます。ありがとうございます。

では、3項目めにいきます。

3項目めは、高齢者のいきがいくりについてです。

1点目、昨年6月議会で高齢者のプチ就労について、介護予防の一環として大阪府が伴走支援している健康・生きがい就労トライアル事業の取組について質問をさせていただきました。介護予防に向けた就労的活動として早速取り組んでいただくようで、評価するものでございます。どのように取組を進めていかれるのかお聞かせください。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、ご質問の3つ目、高齢者のいきがいくりについての1点目、健康・生きがい就労トライアル事業の取組内容についてご答弁申し上げます。

令和7年6月定例会一般質問でもご答弁申し上げましたとおり、年齢を重ねても生きがいや役割を持ち、無理のない範囲で就労し、介護サービス事業所等の現場で働く方のサポートをする取組で、大阪府の市町村支援事業でございます。また、介護サービス事業所において、高齢者が専門職でなくてもできる仕事をサポートすることで、専門職が本来の仕事に集中できることにもつながり、施設の人材不足にも二次的効果があると考えております。

本町では、令和7年8月、10月に先行実施している団体を視察した後、本事業へ参画することといたしました。12月には事業者向け説明会を開催し、さらに、令和8年3月末に開催する住民向け説明会には、熊取町シルバー人材センター及び熊取町社会福祉協議会にもご参加いただき、就労トライアル以外でも、就労やボランティアなどで高齢者が幅広く活躍できる場所として周知していただきます。

現在は3月の説明会にご参加いただける住民の方を広報紙及びLINE等を活用し、募集を開始しているところでございます。4月以降の3か月間の就労トライアルに参加していただき、今後の就労につながればと準備を進めております。

本事業により、高齢者がいつまでも生き生きと暮らせる地域づくりのため、無理のない就労参加、モチベーション維持により継続した介護予防の効果が期待できると考えているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ありがとうございます。早速取組を進めていただき、ありがとうございます。

12月に事業所への説明会を行ったということですが、何事業所が参加されたんですかね、その説明会に。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）今回、初めての取組ということで、お声かけさせていただいたのが特養と老人保健施設ということで、事業所の雇用がたくさん生まれそうなところに声をかけさせていただきました。4事業所に声をかけさせていただいて、4事業所ともご参加はいただきました。

以上です。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

そしたら、4事業者が事業に協賛というか参画してくださるところですね。じゃない。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）ご参加いただけて、それをするには、今持つてはる事業をまず洗い出しして、洗い出しの中で資格がなくても高齢者の方でもできる事業というのを出して、それには何人ぐらいだったらお願いできるかなという作業を各事業所でやっていただいた結果、4事業所のうち3事業所が今回手を挙げていただけたということになっております。

以上です。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。3事業所が受け入れてくださるところですね。

そして今、住民向けの、シルバーや社協のほうにご協力いただいて、こういった事業がありますということをごPRしていただいているということで、町のほうも広報とかLINEとかも拝見させていただきました。PRしていただいている、定員が30名というふうになっておりますが、今現在、申込みは何人ぐらいありますか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）現在20名程度でして、もうちょっと来ていただきたいなど。せっかく事業者のほう頑張ったので、あとはボランティアとかも知る機会にもなりますので、これからあとまだ2週間程度ありますので、しっかりとPRしてまいりたいと考えております。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

3月23日でしたよね、説明会が。まだ日にちは20日程度ありますので、まだこれを知らない人が多いかと思うんですね、こういうことをやるというところ。いろんなところでPRを私たちがまたしていきたいと思うんですが。

申込みについては電話ですか。QRコードで申し込むというのはなかなか難しいん違うかな、高齢者の場合とかと思うんですけど。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）申込みは電話または二次元コードからお申込みくださいということですので、2通り用意しております。今、教室とかこの間行った研修会でも配って、配ったときに、お問合せがある方はこのまま介護保険課に来てくださいというようなこともご案内しておりますので、やり方が分からない方は窓口でもということとさせていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

しっかりPRをしていただきまして、やっぱりお元気で少しでも働けるといいう方、働いてお小遣いを稼げるということやったらやりたいという方はたくさんいらっしゃるかと思いますので、またしっかりPRをしていただきたいと思います。

今取り組んでいらっしゃる先進の自治体におきましても、前回紹介させていただいたところでは、柏原市なんかでも、もう80歳代の方でも何かその取組に申し込んで今現在も就労しているという方がいらっしゃるそうですので、周知の徹底と丁寧に取り組まれることを期待しております。また、継続雇用となるように、そういったところも期待しておりますので、よろしくお祈りします。

2点目ですが、令和6年3月に策定したいいきいきくまとり高齢者計画2024で、基本目標の2の誰もが支え合い・助け合いつながるまちづくりがあります。地域共生社会の実現は、高齢者の生きがいづくりにもつながるものと考えます。その中の重点取組に、介護予防・生活支援ボランティアポイントの導入とあります。

その介護予防・生活支援ボランティアポイント事業については、令和6年6月議会でも質問させていただきましたが、その進捗状況についてお聞かせください。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）続いて2点目、介護予防・生活支援ボランティアポイント事業導入に向けての進捗状況についてご答弁申し上げます。

ボランティアポイント制度は、一般介護予防事業の通いの場や地域の支え合いにつながる担い手の確保の推進を目的に、介護予防事業への参加やボランティア活動に対しポイントを付与するものでございます。

担い手確保の課題としては、高齢者人口の増加とともに介護予防の推進と併せて重要な施策であり、いきいきくまとり高齢者計画2024では、本事業について目標を掲げ、調査研究をしてまいりましたが、就労することがより要介護認定リスクを下げる効果があるとの見解から、現在、健康・就

労トライアル事業を優先させて取り組んでいるところでございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。今のプチ就労、そちらのほうを優先して取り組むというところのご答弁やったんですね。

また観点が違うかなと思うんですね。働くというのは人のためにもなるんですが、自分のためにもなりますので。ボランティア、この介護ポイントというのは、本当に小さなことでいい。それで別にいつでもいいわけですよ。困っている人が今、買物に行きたいの、一緒に乗せて行ってほしいとか、また、朝、ごみ出しも大変やからごみを出してほしいとか、そこにある電球を取り替えてほしいとか。本当に施設で困っていることではなくてご近所の方の支え合いというか、そういったボランティアなんですよね。そういったことに対してのポイント事業というところで、全然その目的というか観点が違うかなって。生きがいがづくりは生きがいがづくりなんですけれども、違うかなと思うんですけれど。

今、就労は就労でそれはもうそれで効果はもうすごくいいことやと思うんですが、就労までいかないけれども、働くことまでは無理なんやけれど、ちょっとしたお手伝いならできますよという、そういう人の介護支援なんですけれど。その辺でちょっと考え方が違うんじゃないか、観点が違うんじゃないかなと思うんですけれど、その辺はなぜ一緒になって、もういいって考えられたんですかね。ちょっとその辺、理解できないんですが。

議長（文野慎治君） 石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君） このボランティアポイント事業について、もうこっちをやったから、就労をやったからやらないという観点ではなく、どんなふうにしたらいいのかなということではほかの市町村のところを見ると、ボランティアポイント事業のほうがちよっと頭打ちになっているというお話が何ぽかありまして、そういう事業の中、どうしていったらいいんだろうというところに話が入ってきたのがこの就労トライアル事業であったので、まずこっちをやってみようというほうで先に進めさせていただいたところです。

ただ、議員おっしゃったように、地域の中の小さな支え合いというのは、これからの担い手が少なくなっている中、とても大事なことやというふうに思っておりますので、このポイント事業についても、調査研究というのは続けさせていただきながらちょっと検討したいと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） よろしくお願ひします。

一応計画の中に、2024の計画は計画期間が令和6年から令和8年になっています。だから、令和8年度、令和9年3月31日まで計画期間に入っていますので、この介護ポイントの事業、まだ期間中なんで諦めずに検討していただきたいなって。

小さな、今一番困っていることって本当に身近なことなんですよ。私でもご近所の方が電球を替えてほしいとか言って高齢者の方、お2人とも。独居の方が今多くなったとおっしゃっておられましたが、本当にそういう小さなことも自分ではできない方が増えてきているわけなんです。だからお互いさま。

前回説明したときも、和泉市のおたがいさまサポーター事業というのを紹介させてもらったんですけれども、お互いに高齢者のちょっとした困り事を支え合うということで、何かやってもらったら気を遣うけれども、やってもらったことに対して、やってくれた人にポイントがつくんやったら、そのポイントが何かに還元されるのであれば頼むほうも気を遣わないですよ。

だから、そういった事業、この計画にこれが載ったとき、すごくいい事業を進めてくれたな、計画してくれたなって思っております。ですので、ちゃんとした形になりますように、まだ1年ありますので、諦めずに計画、検討をしていただけたらと思います。町で何かポイント制度が、くま

ポとか、そんながあったらポイントがつけられるのか分からないんですが、何か考えていただくようお願いしておきます。

次、4項目め、子どもの居場所づくりについてです。

1点目、学童保育運営事業で、令和7年度受入れ許容児童数超過により追加された経費について、資料で回答をお願いいたします。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）それでは、子どもの居場所づくりについてのご質問の1点目、学童保育運営事業で、令和7年度受入れ許容児童数超過により追加された経費につきましては、別添の資料のとおりとなっております。

内訳といたしましては、令和6年度中の準備経費及び令和7年度の運営経費の決算の見込み数値となっております。

なお、令和7年度は中央小学校区と西小学校区において施設許容人数を超過することとなり、同じ校区内の空き店舗等を利用し、全ての児童を受け入れることができました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）資料でありありがとうございます。

1点目、中央学童、西学童超過ということで、中央学童は22人超過することによって、結局合計1,925万4,780円歳出で要するということですよ。一般財源としては442万円というところの説明になっていますが。西学童につきましては、9人超過することによって271万911円、歳出としてはなかったということですね。そして、一般財源としては254万2,911円歳出したというところの表になっているかと思うんです。

結局、31人増えたことによりましてこの合計。すみません、合計するのを忘れていますが、これだけ、2,100万円か、ぐらい増えてきているというところになっているかと思うんですけれども。2,196万円。31人増えることによって2,196万円歳出の追加ということになったかと思うんですが、この分につきましては、今のNPO、現指定管理者で対応はできたんですね、運営は。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）令和7年度の受入れに関しましては、この追加経費につきましては全て指定管理委託料に乗っておりますもので、NPOのみでの対応となっております。

以上です。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。ありがとうございます。

次に、2点目ですが、令和8年度も超過により令和7年度予算の補正を専決で対応し、令和8年度必要経費を債務負担行為として対応するようですが、その説明と、毎年このような状況になることについての何か対策を考えているのかお聞かせください。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）続いて、2点目の令和8年度も超過により専決で対応している、毎年、このような状況について何か対策を考えているのかについてご答弁申し上げます。

令和8年度の受入れに関しましては、西小学校区と東小学校区において施設許容人数を超過する見込みとなったため、新たな拠点整備を行うべく、臨時学童保育所設置に係る専決補正を行わせていただいたものでございます。

これまで学童保育所の入所児童数増加の対応につきましては、指定管理者との連携の下、施設の拡張や拠点整備によって適宜対応することが可能でしたが、令和8年度に向けましては、受入れ施設の確保だけでなく、指定管理者による人員確保のめどが立たなかったため、学童保育運営事業の業務経験が豊富な事業者に業務を委託し、臨時学童保育所を開設することといたしました。

今後の対応につきましては、令和9年度から令和13年度を指定期間とする指定管理者の選定作業

を行う中で、入所希望児童数の動向も見据えながら、長期休業期間中の対応も含め、必要な受入れ体制が整えられるよう、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

令和8年度、西学童は19人超過、東学童は11人超過で30人超過というところで、今回、7年度の一般会計の補正予算第7号におきまして、債務負担行為ということで2,800万円の専決予算が計上されているんですけども、一応2,800万円が今回その分で要するというところになるかと思うんですが、その分につきまして、昨年、令和7年度は31人増えたことによりまして2,196万円、そして今年度、令和8年度は30人超過することによって2,800万円の追加予算が要するというところに、また債務負担行為になっているというところになるかと思うんですが。

その中でちょっとお尋ねしたいんですが、令和8年度は、西学童は同じように大久保ルームを使って、東学童につきましては民間の事業者を使って実施するということですが、令和8年度はそれぞれ賃貸の契約をされたというところなんですが、大久保ルームにつきましても、また、民間の事業者につきましても、これは令和8年度限りですか。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） 西小学校区と東小学校区ともに賃貸借契約を、こちらのほうは町が契約主体としてお借りさせてもらって、事業の運営をNPOとは別の事業者へ委託をするという形態で考えております。その方向で今進めているところでございますが、まずは、これは指定管理の委託ではございませんので、単年度の契約という形で今のところは考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。部屋、空き家とか、事業所も単年度で借りるところですね。分かりました。

そして、今回は暫定的措置という形で民間事業者へ債務負担行為という形で事業を委託するということになっているんですけども、令和9年度からは、指定管理につきましては今現在のNPOは令和4年から令和9年3月31日までの随意選定でなっているかと思うんですが、それも見直すということなんでしょうか、令和9年度からは。

議長（文野慎治君） 阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君） 令和8年度中に令和9年度以降の指定管理者を選定することにはなりませんけれども、その際の手法につきましては現在検討中でございますが、実際のところ、今、令和7年度は17クラブ、今回、臨時学童として2クラブ増やします。この状況でいきますと19クラブという形にはなるんですけども、このぐらいのレベルを1つの事業者で賄えるのかということもNPOに率直にお聞きはこれまでも何度もしている中で、到底無理ですと言われてございます。

ですので、これぐらいの規模を維持するのであれば、他の事業者も含めた選定という形を取らざるを得ないのかなというのは今のところの考えでございますけれども、早急にそのあたりは整理した上で手法についてはお示しできるようにしたいと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

現在のNPOに随意選定したときには、令和4年から9年3月31日までというところにつきましては公募によらず現NPOを随意選定するという、そういった考えの下で現NPOを選定されたかと思うんですが、でも、今のNPOが19クラブも受け付けられないというところ、そのNPOからのご意見があるので、それを踏まえて令和9年度からは公募にするのか随意選定にするのか、それも今後、令和9年度については検討するというふうに理解したらよろしいですか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）随意選定とするか公募にするか、そのあたりにつきましては今のところは定まったものはありませんので、今後検討してまいります。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。ちょっとその辺のところは議会にもしっかりと説明をしていただきたいというふうに思います。

次、ちょっと時間がなくなりました。3点目、令和6年3月定例会の冒頭に町長が所信表明されたのですが、子どもの居場所づくりや学習習慣の定着を目的に、地域の方と連携して実施している放課後子ども教室の全小学校での実施に向け取り組んでまいりますとありました。

放課後子ども教室を全小学校で実施することにより、つまり、放課後子ども教室を活用することにより学童保育事業の受入れ超過を解消できないでしょうか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、子どもの居場所づくりについての3点目、放課後子ども教室の活用はできないかについてご答弁をいたします。

放課後子ども教室につきましては、子どもたちに放課後や休日に学習や文化活動、スポーツなどを通じて安全・安心に楽しく過ごせる居場所を提供するもので、本町におきましてもくまもり元気広場として、NPO法人や大学生など地域で活動されている9団体やボランティアの皆様にご協力をいただき、様々なプログラムを実施しており、令和6年度におきましては165回、延べ1,462人の児童の参加があったところでございます。

ご質問の放課後子ども教室の活用につきましては、令和7年12月に文部科学省とこども家庭庁が示した放課後児童対策パッケージ2026においても多様な居場所づくりの推進が示されておりますので、引き続きくまもり元気広場を実施するとともに、他市町での運営方法なども調査研究しながら、児童が安全・安心に過ごせる居場所づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

私も今、理事がご答弁いただきました放課後児童対策パッケージ2025を紹介しようと思っていたんですが、そこにも放課後子ども教室と学童保育事業とを連携した事業というところも推進するというふうに記載しておりましたので、今、学童保育事業の中で、超過するごとに事業拡大するよりかは、放課後子ども教室を利用して連携してやっていけばいいのではないかな、地域の方の力を借りながら放課後子ども教室を推進することによって、そのたび毎年超過する児童の受入れをどうするのかやって対策を練るよりかは、そういった子ども教室を推進することによって解消できるのではないかなということを思って質問させていただきました。

今現在、放課後子ども教室を実施している学校というのはどこか教えてください。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）学校といいますか小学校区というくくり、校区というくくりですけども、一応5校区全てで対象としております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）というよりか、学校を利用してはやっていないということですね、そしたら。空き教室とか学校。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）学校の施設としては、体育館と運動場を使っているケースはあります。ただ、普通教室あるいは特別教室、学校の中に入って教室を使ってということに関しては現在のところございません。

以上でございます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

ちょっと取り組んでいるところ、先進地をまた研究していただきたいんですが、以前は東小学校と中央小学校でも教室を使って子どもの放課後、宿題を見たりとか地域のボランティアが来てやってくれていたというふうに私は認識しているんですけども、今、それもなくなったというところなんですかね。

議長（文野慎治君） 三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君） 放課後の子ども学習というところで2校、今おっしゃっている2校でたしかやっていたと思いますけれども、そこは普通教室というのを使って、学校の教室を使って宿題とかをやっておられて安全管理員が見ているというのは、これはございます。これは元気広場ということではなく、放課後子ども教室の全体としてのもう一つの種類としてやっているというところでございます。

議長（文野慎治君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） すみません、時間が来たので終わりますが、もう一つのほうの取組を私は推進させていただいております。

茨木市では全32小学校全部で、全小学校でその取組をやっておるそうです。放課後子ども教室推進事業につきまして、またしっかりと先進地の取組を研究していただきまして、熊取町の町長がおっしゃられたように、全小学校区で放課後子ども教室が展開されますことを期待いたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（文野慎治君） 以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

次に、坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君） それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

持続可能な財政運営と将来投資の確保についてということで質問を出させていただきます。

1点目、現在の財政状況の認識についてお伺いします。

令和6年度一般会計決算では、5.4億円の基金繰入れが必要となりました。経常収支比率は98.5%となっています。このような状況の下で、本町の財政は現在、どの段階にあると認識しているのか、財源不足が生じている主な要因について、歳入面と歳出面、それぞれどのように分析しているのか、町の基本的な認識をお伺いいたします。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） それでは、ご質問の持続可能な財政運営と将来投資の確保について答弁いたします。

まず、1点目の現在の財政状況の認識についてでございますが、議員ご指摘のとおり、令和6年度一般会計決算は5.4億円の基金繰入れが必要となり、経常収支比率は98.5%となるなど、非常に厳しい財政状況であり、この状況が長期的に続いた場合、将来的に基金が枯渇、予算編成の支障や臨時的事業、緊急事案への対応に困難を来すことも想定されるところでございます。

一方で、令和7年度決算見込みにつきましては、これから詳細把握を行う段階ではございますが、現状の見込みといたしましては、賃金上昇等により個人町民税が増収見込みであるほか、国の所得税や法人税、消費税等の増収に伴い、地方交付税や地方消費税交付金などの各税交付金が増額見込みとなっており、これら経常的な歳入の伸びが物価高騰などによる経常的な歳出の伸びを上回るものと見込んでおります。

これにより、財源不足による基金繰入れは一定減少すると考えておりますが、依然として基金繰入れは必要となる見込みであり、引き続き厳しい財政状況下にあることに変わりはないと考えております。

なお、財源不足が生じている主な要因につきましては、9月議会の決算などでも申し上げました

とおり、特に歳出面で物価高騰による全体的な歳出増加に加えて、右肩上がりに増え続けている社会保障関連経費や人件費などの義務的経費の増加が大きいものと認識しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）7年度の決算については、多少経常収支比率については改善するのではないだろうかという見通しかなということですね。

基金の取崩しが続いたときに残高というのは徐々に減っていくことになると思うんですけども、現在の財政についての取組なんですけれども、中長期的な基金残高の水準を見据えた運営であるという理解でいいのかということと、もし現状の傾向が続いた場合、今後の財政運営について財政の自由度、経常収支比率はもっと下がっていくというのは維持できると見ているのか、それとも、段階的に縮小していく可能性があるかと認識しているのか、町としての認識をお聞かせください。

それと、歳入面についてなんですけれども、ふるさと納税の寄附額の動向も財源の構造に影響していると考えています。この傾向をどのように分析しているのか、今後の財政見通しの中でどの程度織り込んでいるのか、お示してください。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）2点目の質問と違うという理解でよろしいでしょうか。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）ちょっと似ているんですけども、違うというところをお願いします。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）ちょっと盛りだくさんで最初の質問等を忘れかけているんですけども、基金の繰入れがまず織り込み済みかということにつきましては、当然現APでも織り込み済みでございます。それでこのまま何も手を打たなければ、先ほど答弁で申し上げたとおり、基金が枯渇してスパイラルに陥っていく可能性があるということも含めて、だからこそAPの目標を基金繰入れに依存しない持続的な行財政運営。それとともに、最低でもというのは入れていないんですけども、令和9年度末で財政調整基金10億円を確保しよう。これがやっぱり弾力性に関係してくるところであろうということを見込んでおります。

何個もあつてすみません、答弁が漏れていたらまたおっしゃっていただければいいんですけども、ふるさとにつきましては、この後、会派等も含めてまた答弁で出てくるんですけども、今年度約5,000万円の見込み。前年が4,600万円ということで若干増になっておるというところで、これは今まで全て職員対応でやってきたというところで非常にしんどい。特に専門的な写真、ポータルサイトへ掲げる文面、写真、いろんなことを含めて、SEO対策も含めて非常に難しいものがあるというところでこの3月1日に中間管理事業者に委託したというところで、これをもってやっとスタートラインに並べると、競争できる土壌ができるというところでございます。

ただ、現状ではAP上は1億5,000万円、実入りベースでは7,500万円、毎年というような目標を立てており、なかなか難しい、厳しいものがあると想定していますが、一定中間管理事業者のほうからは心強いお言葉もいただいております。ちょっと数字等はこの場ではご容赦願いたいんですがというところでございます。すみません。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。

では、2点目です。今後5年間を見据えた財政見通しについてお伺いします。

現在、社会保障関連経費の増加や物価高騰が続いています。この状況が一定程度継続することを前提とした場合、今後5年間の財政見通しをどのように描いているのか、義務的経費や経常経費の推移について、どのような前提条件を置いてどのように推計しているのかお伺いします。また、想定を上回る状況が生じた場合、基本的な対応の考え方について併せて教えてください。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）続いて、2点目の今後5年間を見据えた財政見直しについてでございますが、昨年度、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の見直しにおいて、令和9年度までの収支推計をお示しいたしましたが、その推計においては、今後の経常的経費の推移について、議員もご指摘のとおり、社会保障関連経費の増加や物価高騰が今後も長期化することを見越しまして、近年の伸び率や消費者物価指数を踏まえた右肩上がりの推計としております。

具体的な推計方法といたしましては、令和5年度決算額を基本ベースといたしまして、扶助費であれば児童福祉費で4.4%、社会福祉費、老人福祉費で3.6%を毎年の伸び率として試算し、物件費であれば消費者物価指数の前年比上昇率を用いており、当時直近で最も大きい伸び率であった令和6年2月分の2.8%上昇を毎年の伸び率として試算しております。また、人件費につきましては、令和6年度人勸の改定率2.76%を見込んだほか、公債費につきましては、既発債分の元利償還金に加えて、推計の令和6年度以降の投資的経費で見込んだ新発債を加える形で試算しております。

次に、想定を上回る状況が生じた場合の基本的対応でございますが、例えば現状においても、先ほど消費者物価指数の前年比上昇率を当時最大であった2.8%で試算したと説明いたしましたが、令和7年度において、この数値は最大で3.7%上昇となった月もございます。ただ、月によって凸凹があるというのはご承知のとおりでございます。

このように、歳出増が想定を上回る場合で歳入増が追いついてこないことが続くような場合は、一般的にもそうなんですけれども、予算編成における歳出抑制、優先順位精査の上、短期的には未利用地処分等による一時的な歳入確保策や基金取崩し、起債発行等により対応するなど、いわゆるつなぎ資金を確保しながら、その間に行革見直しを進め、中長期的な対応を行うものでございます。

次に、今後5年間を見据えた財政見直しといたしましては、現在、第4次行革プランが令和9年度までの計画でございますので、令和9年度に令和10年度以降の次期行革の策定に向けて、改めて収支推計に取り組むこととなりますが、先ほど申し上げましたとおり、現状では想定を上回る歳出増もございますが、町税や地方交付税などの経常的な歳入の伸びがこれを上回っている状況でもあり、令和6年度に収支推計を行った当時と比べれば、一定改善の兆しも見えるところでございます。

しかしながら、今後の社会経済情勢に左右される部分が大きく、依然として財源不足による基金繰入れが発生している状況も鑑みますと、今後の見直しについてもまだまだ厳しい財政状況にあると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）分かりました。厳しいですけど、改善するところもあるのかなど。そこには期待したいなと思うところなんですけれども。

財政の自由度を判断するときに、僕も以前、何か人件費の伸びとかをちょっと質問したときにも、いろんな指標を見てみたいな答弁があったと思うんですが、財政を見るに当たっては、基金残高の水準、経常経費の伸び、将来の更新費用の確保状況とかという観点はあると思うんですけども、本町としてどの水準であれば財政の自由度が維持されていると判断しているのか、財政運営の基本的な考え方、どの指標を見ているのかなどいうのを教えてください。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）具体的にはというと、最終的には先ほど申し上げた行革A Pになってしまうんですけども、指標が3つあるというのを何度かやり取りさせていただいているかと思うんです。堅実性、弾力性、行政水準の確保、この3つが一般的に財政では見ている基準になってきます。

堅実性というのは、収支状況でございます。黒字か赤字か。当然黒字がいいという形ですが、本町の場合は基金で黒字を維持している状況であるというのがあると思います。

そして2点目、弾力性、こちらは経常収支比率でございます。経常収支比率が冒頭議員が申し上げましたように98.5%というところで非常に硬直化が進んでおると。どうでしょう。大阪府内ではやっぱり町村では95%以下を目指すというところになってくると思います。ただ、95%も非常に町

村であってもハードルは高い数字になってまいります。

行政水準の確保、これはいわゆる類似団体であったり、本町の場合は類似団体というよりも、もう地域性が非常に大きなところがございますので、行革の中でも岸和田市以南でどうなのかというようなところで判断させていただいているというところがございます。

それで、これは一体どこを目指すのかというと、究極、先ほどの95%というのはあるんですけど、経常収支率というのは後からついてくるものでして、やっぱり持続可能な行財政運営ということであれば、基金繰入れをしないで済む財政構造。基本的には経常の入が1億円増える、もしくは経常の出の一般財源が1億円減る。これで1%。1億円入が増えたら、税が1億円増えたら1%改善されるというような、もう単純にはそういう指標になっておりますので、ここが非常に大きい。ゆえに3億円例えば繰入れしていた。これは税の代わりにございますので、これがやっぱり抑えられることで経常収支比率も改善されるでしょうし、基金繰入れもしないで済むような財政構造にしてい

く。
これはもうまさにAPに書いている。先ほど申し上げました、基金繰入れに依存しない持続可能な行財政運営、それと財政調整基金を10億円、財政部局としては最低でも確保したいと。そしてこの間に10年の新たな行財政構造改革。これは今後の社会経済情勢を踏まえてどう収支が推移するかによって大きく変わってくるところですけれども、それに向かっていくと。いわゆる今の行革はそこに向けたつなぎ的な部分でもあると考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）ここ数年というか、最近是人勧とかでも職員の給料が上がっていったり物価高騰であったり、アクションプログラムをつかったにしても、いろいろ修正を加えたりしていかなあかんような厳しい状況とかはあると思うんですが、達成できるように頑張っていただきたいなと思います。

3点目です。将来に向けた政策的選択の余地についてお伺いします。

現在、総合体育館や図書館の大規模改修など、投資的事業が進められています。一方で、学校施設の更新、インフラ整備、防災対策など、今後も継続的に必要となる事業もあります。このような財政環境の中、将来にわたり必要となしに必要な投資ができる状態を維持できると考えているのか、5年後を見据え、本町が政策的選択の余地を確保できていると認識しているのかお伺いいたします。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは3点目、将来に向けた政策的選択の余地についてでございますが、議員ご指摘のとおり、現在、総合体育館や図書館の大規模改修などの投資的事業を進める一方で、今後も学校施設の更新やインフラ整備を控えており、加えて、子育て・教育施策などのソフト事業も含めて、継続的に必要となる事業が多くございます。

ご質問が、そのような財政環境の中で、将来にわたり必要となしに必要な投資ができる状態を維持できると考えているのか、そして、政策的選択の余地を確保できていると認識しているのかという内容でございますが、こういったことができる状態を維持していくことが、まさに行革プランの目標としている基金繰入れに依存しない持続可能な行財政運営の確立と財政調整基金の令和9年度末残高10億円を確保であり、この目標を達成することが必要となる財源を確保できることになると考えるからこそ、行革の着実な推進が必要になるものであり、現在、成果を上げるべく全庁的に取り組んでいるところでございます。

今後の税などの状況も含め、社会経済状況によるところは大きいですが、今なすべき行革をしっかりと推進した上で、10年度以降の次期行革につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）アクションプログラムを確実に遂行していくというご答弁かなと思いますが、今後

学校とかが10年ぐらいたったら、その後10年ぐらいにわたって更新の時期に入ってくると思うんですけども、学校施設、インフラの更新が重なる局面でも安定的に改修を続けられる見通しは立っているのか、また、経常経費がさらに増加した場合、更新費用の確保のバランスをどのように取っていくのか、将来の基盤整備を見据えた財政運営の考え方をお示してください。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） 基本的にハード事業として急務と言われているようなものは、全て行革APに織り込んでおります。そして、織り込む中で当然時期をずらしたりであるとかというような、縮小したりであるとかというようなことはしていますが、基本的には織り込んだものやっていくというところがございます。

そして、また後ほどの答弁でも出てくるかも知れへんですけども、その上で単独事業はできるだけ補助事業化する、何とか知恵等を出し合って。いわゆる、よく国が今やっていますのは、すみません、後の答弁でも出てきたら申し訳ないんですけども、こういう計画をつくったら、そしてここの計画に乗せたら補助採択しますよというのが今、もうここ数年トレンドになっているようなところがあって、そういうものをしっかり活用しながら進めていく。これによって一般財源の負担は非常に少なくなります。大体よくあるのが、今は2分の1補助金にしましょう、その裏、起債で見てください。その起債の元利償還に対して30%であるとか50%であるとか、交付税措置で見てくださいよということで非常に薄くなるというような傾向がございます、そういうような制度をしっかりと活用しながらやっていくと。この2段階のステップを踏むことでできるであろうし、そのためにやっぱり自由度の高い基金は残しておきたい。万一ということに備えてというのがありますが、というようなところがございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君） 分かりました。

アクションプログラムが確実にそのとおりにいけばいいと思うんですけども、いろんなところで戦争が始まったりして、熊取町がどう頑張ろうが避けられない要因というのも出てくることもあると思うんで、いろいろ考えていただいて進めていっていただきたいなと思っていますところ。

4つ目の質問にいかせていただきます。行財政改革の目的と位置づけについてということです。

現在、事務事業の見直しや行財政構造改革プランに基づく取組が進められています。これらの改革は単なる歳出の抑制や効率化を目的とするものなのか、それとも、将来にわたり必要な投資ができるようにするための仕組みづくりを目的とするものなのか、歳入確保の強化、公共施設の見直し、DXの推進などの取組がどのような全体像の下で進められているのか、町としての考えをお伺いいたします。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） 4点目の行財政改革の目的と位置づけについてでございますが、先ほども申し上げましたが、本町における行革目的は、単なる歳出の抑制や効率化を目指すものではなく、それにより住民サービスの向上を図っていくもので、特に本町がこれまで大切にしてきた子育て・教育や安全・安心の取組のさらなる推進をはじめ、将来にわたり必要な投資ができるようにするためのものがございます。

行革全体の方向性は、質の高い、きめ細かな住民サービスを安定的に提供していくために、行政の無駄をなくし、効率化を図り、健全で持続可能な行財政運営を目指すものということで、第4次行財政構造改革プランにも記載させていただいているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君） 分かりました。

プランに書いているのは存じ上げていたんですけども、読んだんですが、そこがすつとどこに

つながるんだというのが少しやっばり書き方として、字は書いているんですけども、これをやったからこうなるよという全体像、フレームが見えにくいのかなと思いました。なので、この質問をあえてさせていただきました。なので、もうちょっと分かりやすく、職員含めて、住民にも示していただけたらなというふうに思います。

5つ目の質問です。基金繰入れに依存しない財政運営への道筋と点検の在り方についてということです。

基金の繰入れに依存しない自立した財政運営を目指すと言われていています。その状態に向けてどのような段階を経て改善していくのか、また、その進捗を議会や町民が確認できるようにするために、どのような指標や点検の仕組みを持っているのか、中長期的な財政運営の進め方について町のお考えをお伺いいたします。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） 続いて、5点目の基金繰入れに依存しない財政運営への道筋と点検の在り方についてでございますが、まず、基金繰入れに依存しない自立した財政運営の考え方といたしまして、これを端的に示す指標としましては、先ほど私が申し上げた3つの指標、このうちの財政構造の弾力性という面では経常収支比率であり、堅実性という面では一定の基金残高水準が一般的に財政の健全性を判断する基準として重要視されてございます。

現在、本町の財政状況はこの経常収支比率が高い水準で、かつ基金取崩しが続いている状況であり、財源に余裕がない、いわゆる財政の硬直化が進んでいる状態でございます。そのような中で、各事業の推進に際しては、これも先ほど申し上げましたが、従来であれば単独事業となるようなものでも国庫補助事業化し、起債についても有利な条件の制度が活用可能となるよう、職員が知恵を出し、工夫しながら推進しているところでございます。

これら経常収支比率や基金残高水準の改善が、健全で持続可能な行財政運営に向けての第一歩と考えており、行革プランでも具体的には、何度も申し上げますが、令和9年度末の財政調整基金残高を10億円確保することを目標としているところでございます。

その進捗につきましては、現在も行革アクションプログラムの実績報告という形で各部門の有識者等で組織いたします行革審議会にお諮りし、議会でも毎年9月議会の議員全員協議会や決算審議において報告を行うとともに、ホームページなどで決算状況を含め、住民の皆様にも確認できるようにしているところでございますので、議員におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君） 坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君） そういう進捗とかを毎年報告いただいているのは分かっているんですけども、効果額とかが出ているんですけど、それが財政調整基金の確保につながっているのかとか、一個一個の数字が一体どれにつながっているのか。経常収支比率がそれでよくなっているのかなとかというのがもう少し分かりやすくなったらなと。僕も結構考えるんですけど、よく分からないですよ。いっぱいやってくれているので、頑張ってくれているのは非常に分かるんですけども、その数字全体として、果たしてそれが財調の積み上げ、経常収支比率の改善につながっているのかというところが見えにくいので、何かいい方法で示せないのかなというところはあるんですけども、その辺についてのお考えはいかがですか。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） 実はそこは非常に難しいと我々も感じているところでして、財政の職員がいわゆる職人に近いようなところになってしまう。もう非常に大きなピースを集める形で財政が成り立っておるといようなところで、経常収支比率はこうしたからこうなるなんていうものであれば非常に分かりやすいんですけど、そうじゃないというのが非常に難しい。さりとて、住民には分かっていたきたい部分がありますので、そこは非常に我々も悩みながら、できるだけグラフを使ったりというようなところはしますが、そういった根幹的な部分というのは、制度をまず理解し

ていただかないとなかなか説明は難しいというのも含めまして苦労しているところでございますので、何かいろんな知恵があれば逆に教えていただければというところでございます。我々もしっかりと考えて、住民にPRすべきところはPRしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（文野慎治君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）様々な見直しとか効率化の取組が進められているというのは重々承知しております。でも、令和6年度決算では基金繰入れにより財政運営を維持している状況となっておりますし、今後の財政の自由度をどのように確保していくかというのは重要な課題であります。

今後、本町では学校施設をはじめとした公共施設の更新が順次必要となり、一定期間更新が続く時期を迎えることが見込まれています。その時期をどのように乗り切り、将来にわたって必要な投資を安定して進めていくのかは、本町の財政運営にとって重要なテーマであるというふうに考えています。財政の改革の取組が基金に頼らない財政運営につながるのか、将来の施設更新を安定して進められる財政基盤につながっているのか、必要なときに必要な投資ができる財政の余力を生み出しているのか、そして、そのことが将来に課題を先送りしない持続可能な財政運営につながっているのか。こうした点について町として方向性がより明確になり、分かりやすくなることを期待しまして質問を終わらせていただきます。

議長（文野慎治君）以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

議長（文野慎治君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

（「17時00分」延会）

3月熊取町議会定例会（第2号）

令和8年3月定例会会議録（第2号）

月 日 令和8年3月5日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり12名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 坂上 昌史	6番 大林 隆昭
7番 坂上巳生男	8番 江川 慶子	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	13番 田中 圭介	14番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 南 和仁
教 育 長 吉田 茂昭	総 合 政 策 部 長 田中 耕二
総合政策部統括理事 明松 大介	総合政策部統括理事 松浪 敬一
総 務 部 長 永橋 広幸	総 務 部 理 事 井口 雅和
住 民 部 長 山本 浩義	住 民 部 理 事 奥村 光男
健 康 福 祉 部 長 石川 節子	健 康 福 祉 部 理 事 橋 和彦
健 康 福 祉 部 理 事 阪上 正順	都 市 整 備 部 長 白川 文昭
都 市 整 備 部 理 事 坂本 佳弘	都 市 整 備 部 理 事 庭瀬 義浩
会計管理者兼会計課長 根来 雅美	教 育 次 長 巖根 晃哉
教育委員会事務局理事 河合 淳	教育委員会事務局理事 三原 順

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 木村 直義	書 記 阪上 高寛
-------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

議案第1号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告について
議案第2号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告について
議案第3号 熊取町職員の配偶者同行休業に関する条例
議案第4号 職員等旅費条例の一部を改正する条例
議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
議案第6号 遺児福祉年金条例を廃止する条例
議案第7号 就学経費等助成条例を廃止する条例
議案第8号 熊取町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第10号 介護保険条例の一部を改正する条例
議案第11号 工事請負変更契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）
議案第12号 工事請負契約の締結について（熊取町立熊取図書館整備工事）
議案第13号 町有財産の無償譲渡について
議案第14号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第8号）
議案第15号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第16号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第17号 令和7年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）
議案第18号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）
議案第19号 令和8年度熊取町一般会計予算

- 議案第20号 令和8年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第21号 令和8年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第22号 令和8年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第23号 令和8年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第24号 令和8年度熊取町下水道事業会計予算

議長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年3月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（文野慎治君）発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第4 一般質問を行います。田中議員。

13番（田中圭介君）おはようございます。

今回、大きく3点、また質問をさせていただこうと思います。

1点目は、先般1月27日公示の2月8日投票日だった第51回衆議院議員選挙におきまして、私が所属しております自由民主党が316議席、戦後最大の議席を取らせていただきました。また、選挙管理委員会の皆様におかれましては、その前の知事選挙、あれはどのような選挙だったのか僕にはちょっと理解ができませんが、それとプラス衆議院の選挙、それが終わって、またよく分からない府議会議員の選挙と選挙が立て続けに、この質問等を出したことによってちょっと負担が生じたかと思われそうですが、その点をご理解いただけたらなと思います。

去年の9月議会ですか、参議院選挙についての質問もさせていただきました。今回も1点目、衆議院選挙2026についてでございます。これの質問にまず入っていきたいと思います。

まず、1、期日前投票は全体の何%だったか教えていただけますか。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）それでは、衆議院選挙2026についての1点目でございます。期日前投票は全体の何%だったかについてご答弁申し上げます。

令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙の本町でのまず投票率でございますが58.3%であり、前回、令和6年執行の第50回衆議院議員総選挙の投票率である52.7%から5.6ポイント上昇いたしました。

期日前投票の全体に占める割合でございますが、投票総数2万531人のうち期日前投票者数は1万392人であり、50.6%、約半数の方が期日前投票で投票された状況でございます。

以上、答弁といたします。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）そしたら、もう半分の方が期日前を利用されているということですが、これ、ちょっと遡って令和6年と令和7年の期日前のパーセンテージは分かかりますかね。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）ちょっとパーセンテージ、後ほどご報告させていただきます。すみません。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）これはまた次、2番も期日前投票のことになります。

期日前投票の最大の待ち時間はどれぐらいだったのかと、今回、多分待ち時間がかかなり多かったと聞いております。僕も見たら入り口のほうまで並んでいたときもあったかと思われそうですが、待ち

時間を解消する方法があるのならば教えていただきたいと思います。

議長（文野慎治君） 井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） ご質問の2点目、期日前投票の最大の待ち時間はどれくらいだったのかについてご答弁申し上げます。

今回の衆議院総選挙は、急な解散と解散から公示までが非常に短い期間であったことにより、入場整理券が有権者のお手元に届くことが大変遅れました。また、投票日の2月8日の天候を危惧いたしまして期日前投票期間の後半に有権者が集中したこと、加えて今回については大阪府知事選挙、衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査の合わせて4つの投票を行うことから、選挙人が投票を行うことに時間を要することとなったものでございます。期日前投票所はかなり混雑し、最もお待ちいただいた選挙人の方々にはおおむね30分から40分お待ちいただいた状況でございます。

次に、待ち時間を解消する方法でございますが、現在、バリアフリーの観点を含めまして、期日前投票所は役場北館の1階の会議を期日前投票所としております。今後、今回のような多くの選挙を同時に行うこととなった場合は、選挙人への丁寧な説明とご案内を今回同様行うとともに、選挙人様の動線やフロアの利用方法などの検討を行う必要があると認識してございます。

以上、答弁といたします。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） ほかの市町だと3階のもうちょっと大きいところの期日前投票所とかで使用しているところもあると思うんですが、今のところ現在の役場の庁舎内では1階のところを継続していくという考えですかね。それかもうちょっと大きい場所も今後検討していくこともあるのか、その辺教えてください。

議長（文野慎治君） 井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） 熊取町の庁舎の中でもう少し広い会議室というのはもう一つ、北館の3階にございますが、そこまでの動線を考えますと、エレベーターを利用させていただくこともエレベーターが1基しかございませんので、今の状況では1階で期日前投票所を設けさせていただくほうがかなり動線としてはいい感じなのか、場所としては確かに少し手狭ではございますが、一番ご利用しやすい場所だと考えております。

以上です。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） ふれあいセンターの1階でも第7区の投票所を当日やっていると思われるんですけども、あそこか使えるということはないんですかね。

議長（文野慎治君） 井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） 場所としては広くて動線もよいのですが、期日前の期間中そこを全て占有するというのがふれあいセンターのほうの事業にも影響することもございます。そちらでなかなか、横の施設を全て占有するというのはちょっと難しいかなと考えてございます。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） 本館の1階もほかの業務も、かなりあそこはごちゃごちゃしていたと思われるので、僕、ふれあいセンターの1階のほうが、逆にほかの住民が税やいろいろしている横で列をつくっているなら、ふれあいセンターのそこも考えてもいいのかなとも思ったんですが。

議長（文野慎治君） 石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君） ふだん投票所としては使わせていただいておりますけれども、もう選挙の期間に開けるとなると、健診であるとか乳幼児健診であるとか、もう年度当初から予約を取ったりご通知申し上げている事業がたくさん入っておりますので、会議等でしたら何とか融通は利くんですけども、住民の皆さんが使える事業が週1回は大体入っておりますので、なかなか続けてというのは1階のスペースは難しいというふうに考えております。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君）分かりました。

衆議院に関してはもう急な選挙ということで、参院選、また地方統一選挙というのは前々から分かっているの、そこを入れないというところはちょっと難しいんですか。前々から分かっている選挙。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）1階というのが、まずふれあいセンターの中でも例えば4階のサロンのお部屋とかだと事業によっては、例えば今も確定申告をやっておりますので、そういう形で前もって分かっているものであれば可能性としてはあるかもしれません。

ただ、4階というまた動線がございますので、そこは確認しながらになるかと思えますけれど、1階というのは少し、もうこの今の時点で年間予定が決まって、健診業者も勤務される医師であるとか歯科医師の先生たちももう押さえておりますので、ちょっと変更が難しいかなと思います。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）分かりました。

期日前投票というのは全体的にやはり増えてきているのかなと、これ、熊取町だけではなくて、よその市町も増えているかと思われま。

また、熊取町におきましては、50%といったらもう約半分の方が期日前、2月の投票日がかなり雪が降るぐらいの寒い日だという報道もあったのかなというようなことと、やはり期日前を利用される方が基本的に多くなってきたのかなと考えております。

次にいかせていただきます。3点目、防災無線を使用して期日前投票……

議長（文野慎治君）ちょっと待ってください。井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）申し訳ございません。先ほどの前回衆議院選挙での期日前投票の割合でございますが、44.5%でございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）去年の参院は分かりますかね。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）参議院選挙の分については47.4%でございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）これは、よその市町も同じくだんだんと数字が上がってきております。なので、早いところで言うたら来年の地方統一選挙が一番早いかなと思われまので、これ以上、期日前に来てあの列がだんだん外に出ていくという可能性ももしかしたらなきにしもあらずかなということで、僕はもうちょっと広いところを確保していく方法があればそういうふうなことも考えていただきたいなと。なかなか外でお待ちにね。多いところやったら1時間ぐらい待ったというところもあったんで、そういうことがなく、1時間待つんやったらもうやめるわというので、やはりせっかく投票に来ていただいた方も投票せずやめてしまうのを防いでいただきたいなというところがございます。

いいですか、もう一回。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）今回は、誠に皆さんにお待ちいただいて申し訳なく思っております。

今回の対応につきましても、急な選挙でございますして、有権者が来られてご案内のほうにも部を越えて応援をいただいて、投票人に丁寧な説明をした上でご理解いただき、私も対応いたしました。それだけ待つのでしたらもう一回出直しますとか、当日に寄せてもらいますと言っていた投票人の方もおられました。今後は、その辺を十分考慮して様々な面で検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）検討をよろしくお願ひいたします。

そしたら3点目、防災無線を使用して期日前投票のアナウンスは何回行ったか、教えてください。
議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）ご質問の3点目でございます。防災無線を使用して期日前投票のアナウンスは何回行ったかについてご答弁申し上げます。

防災行政無線を使用した期日前投票のお知らせは、2月1日の午前10時に放送を行いました。2月1日に実施した理由といたしましては、今回の選挙においては期日前投票の開始日が、知事選挙が1月23日、衆議院議員総選挙については1月28日、最高裁判所裁判官国民審査が2月1日ということもあり、それぞれ異なった期日からの開始となりましたので、選挙人様の混乱を避けるため、全ての投票が可能となる2月1日に放送を行ったものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）これ9月議会、先ほどと同じでございますが、隣の泉佐野市におきましてはやはり6日間朝夕、プラス公用車で啓発をしているので、熊取町も防災無線を使って啓発するというのは、お金がかからないからぜひともやっていただきたいということで、理事の前の答弁におきましても、毎日とは断言できませんがさせていただきますということでお答えをいただきました。

2月1日だけじゃなく、最高裁が2月1日からとかという理由も分からんでもないんですが、泉佐野市に関しましてはどの選挙にもかかわらず6日間必ず朝夕の啓発、防災無線を使うと。それはもう市議会選挙でも市長選挙でも国政の選挙でも必ず朝夕6回、計12回使うということで、泉佐野市におきましてもやはり啓発、できるだけ投票に行っていたとところで、防災無線というのは比較的使いやすいという、お金もかかりませんしね。公用車に関しましては、誰が運転するという人材が選挙管理委員会の人も忙しいと思いますが、防災無線2月1日だけやったら僕はちょっと寂しいなど。もうちょっとやっていただけないでしょうか。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）前回はそのようなご指摘をいただきましたが、防災無線のほうも毎日というのはなかなかいろいろ……。ほかの案件ではございますが、やはり全域に均等に聞こえるわけではなく、かなり大きく聞こえる地域もあったりして、その辺での苦情といいますか、ちょっと控えてほしいというご意見もあるとは聞いてございます。

特に選挙については当然皆さんにご周知しないといけないものですので、今回は、申し訳ございませんが全ての投票が始まる2月1日しか行いませんでしたが、こちらもよその市域をいろいろまた調査もさせていただいて、検討させていただきたいと思っております。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）特に大きい選挙につきましては期間も参院はさらに長い、府知事も長い選挙で、選挙カーもなかなか来ない。今回は掲示板の設置もやはり遅れているということで、もう期日前のパーセンテージも上がっている中、告知というか啓発をできるだけ2日に1回ぐらいしていただけたらありがたいかなど。また来年の統一選挙にも関わってくると思いますので、来年の統一選挙、我々の町議会議員選挙もその中に入ってくると思いますので、最低2回ぐらいは町民の皆様にごやっておるぞというのを啓発していただいて、一人でも多くの方が投票に行こうか、行かなあかんなどというようなことをやっていただきたいと思いますが、1回以上は増やしてくれますかね。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）申し訳ございませんがお約束はできませんが、しかし今回、ちょっと急な選挙でなかなか周知も困難、入場整理券もなかなかお手元に行かない状況でありながら、投票率としては58.3%と非常に高い数字でございました。だからといって今までどおりでいいとは確かに思っておりませんので、改良できる点は改良していきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）58.3%というのはやはり高市旋風であって、去年の参院に関しましては参政党のブームであったかと。若年層がやはり今回も大きく来たと思います。参院選からしたらあれ、投票率が下がっていますよね。上がっていますか。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）若年層の投票率ですか。全体ですか。

昨年の令和7年7月の参院選については58.74ですので、そちらのほうが高かった状況でございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）ということで、去年の参院選のほうがやはり投票率は高かった。しかし今回は期日前は3ポイントぐらい上がっているというところで、ぜひとも期日前プラス当日もそうでございますけれども、増やすようにしていただきたいと思います。

4点目へいきます。

投票所の入場整理券、今現在熊取町におきましては1人1通のはがきでございます。そのはがきから1世帯1通の封筒に変更する考えはありますか。はがきでも投票所が分かるようにできないのか、ご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）それでは、ご質問の4点目です。投票所入場整理券を現在の1人1通のはがきから1世帯1通の封筒に変更する考えはあるかについてのご質問でございます。

はがきで分かるようにということでございますが、こちらについてですが、現在の投票所入場整理券につきましては、はがきのサイズでの印刷された連票という長い用紙になるんですが、そちらで住所、氏名、投票区、管理番号などを町の保有するシステムのほうで有権者お一人ごとに印字、裁断の上、郵送してございます。

1世帯分をまとめてする発送でございますが、近隣市町では実施されており、郵送料につきましては個々に発送するに比べ安価となるものですが、世帯ごとでの発送につきましては郵送用の封筒、封入封緘業務の外部委託など別途経費が必要となることを見込まれます。

なお、地方公共団体の基幹業務システム統一化でございます。こちらでも選挙人名簿管理システムも対象と含まれておまして、投票所入場整理券のフォーマットについても標準化されたシステムにより提供される予定となっております。システム標準化の後に行われる予定が、令和9年4月に執行が見込まれる統一地方選でございます。選挙人様の利便性並びにシステム変更となれば経済性も十分検討して、投票所の地図の印刷のことも含めまして他自治体の運用を参考、また研究してまいりたいと考えてございます。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）その情報システムの標準化等々の中の1個の枠に選挙人名簿管理システムというジャンルが入っているというところで、そこが全国统一、標準化されていったら、何項目かの今アイデアというか、サンプルが出てきているんですかね。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）現在、案として出ておりますのが、熊取町で採用している従来型のはがきタイプのもので泉佐野市でされている封書、世帯ごととする場合、もう一つが、よく圧着式でシール式でめくるタイプ、そういうフォーマット、今3種類案が来ておまして、現行のはがきであれば現在の町のシステムなり印刷の機械などは変わる必要はないのですが、封書式になるとサイズが大きくなりますので、プリンターという施設が別物になりまして、そちらの設備に関しては若干必要になりますので、そこも含めて情報政策部局と今後調整していく予定でございます。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）今回、衆院は多分まだ分からないと思うんですけれども、参院選に関しまして熊取

町のその製作費と郵送費、分かるんだったら教えてください。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）今回ののはがきにつきましては印刷費で、ちょっと概算で申し訳ない、14万円程度でございます。はがきを作る印刷代でございます。

郵送費につきましては、ざくっと85円の約3万6,000通ですので280万円ほどがかかります。封書にした場合は、発送する世帯数になりますので減ります。若干郵送料は上がりますが、総価としては安くなる方向にはなります。

以上でございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）僕が聞いているところによりますと、はがきが85円ですかね。区内割ありで。なしで。

（「なしで」の声あり）

13番（田中圭介君）なしで。ですよね。それで、封書というか封筒タイプだと110円が区内割だと81円になるんですよ。81円やったらこっちもこっちも値段が一緒で、なおかつこっちが4人有権者の方がおれば81円で4枚送れます。しかし、今の熊取町やったら85円掛ける4やから、どうしてもこれは泉佐野市、そしてまた茅ヶ崎市、神奈川県ですね。からもお答えをいただいているんですけども、どうしてもはがきのほうがコストはかかる。1.7、8倍かかります。

でも、先ほど作成費14万円というところが、ほかは市なので外注に出しているんですけど、僕、知らなかったんですけども、熊取町は手作業で分けているんですよ、職員が。違うのかな。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）印刷自体、はがき自体は外注で印刷をしてもらっています。連続用紙というタイプの用紙に町の情報政策課のほうでシステム情報から印字をしています。はがきははがきでメリットがありまして、今回、熊取町での発送数というところも、職員で対応できる数というところも事実あります。

そこで一番メリットが、何分早く発送できます。町のシステムで出力して町の職員でさばきながらできますので、外注に出す時間がないところと費用もかかっていないというのが大きな差と。あとは発送直前に転出した方とか、失礼ですがお亡くなりになられた方の投票書の抜き取りという作業がございます。その辺の手間はすごくはがきのほうが迅速に対応できます。封書になると、ちょっと一旦封書にしたやつを探し出して、中の1枚、例えば世帯の中のお一人様が転出されたとなると1枚だけ抜くとか、そういう作業についてはちょっとお時間がかかるかなと見込んでおります。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）これ、決まった選挙で、茅ヶ崎市なんですけれども、人口24万人ぐらいおる都市で、作成費、いわゆる印刷、ここは令和6年から封筒からはがきに変えたらいいんですね。そこで作成費、印刷、そしてまた郵便局に持って行ってもらうとかというところの外注が一般競争入札で98万円だそうです。

ということは、僕は職員の手間を考えたら外注をしてもいいのかなとも思うんですけど、あと、何が言いたいかという、僕の資料の1ページでもいいですし、2ページが熊取町、3ページ、4ページが泉佐野市ですね。となったときに、何を言いたいかという、投票所の場所しか書いてない。泉佐野市を見てください。5ページぐらいに投票所の地図、しっかりと載せているんですね。

僕らはいつもいつも行くから、この投票所、僕の場合は熊取町ふれあいセンターで、何々会館とかもあるんですかね、公民館。ありますよね。でも引っ越しして全く違うところから来て3か月以上たって、はい来ました、何とか公民館、場所どこやねんというところで、泉佐野市は優しく地図を書いています。先ほどの茅ヶ崎市も、はがきにはしましたが、ここにしっかりと地図を載せているんですね。熊取町は僕、今選挙中これ検索したら、場所がどこかで載っていますか、ホームペー

ジで。載ってないの。載ってますか。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）11投票所の地図をホームページでは掲載してございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）というふうに、僕は簡単にこの間ここにQRコードをつけて投票所が分かるようにしたらとか、一々ホームページで探すような手間がなく、やはり場所がはっきり分かるとか投票所に住所を書いたりとかというところを丁寧にしないと、この投票所、熊取ふれあいセンター、何々小学校、中学校とかでやったら分かりやすいんですけども、各地区の公民館と言われても、引越してきた方からしたらこれどこやねんというところがあると思うんで、来年、再来年ぐらいにまた標準化でちょっと様式が変わるところのタイミングで、ぜひとも地図が分かる、すぐに。ようなことをやっていただきたいと思います。

皆さん、見比べていただきますと、泉佐野市と熊取町では全く熊取町は字が、裏なんか特に何を書いているか見にくいところもありますし、泉佐野市だけじゃなくて、封筒のいいところでいろんなことが書けますので、ぜひともこれは標準化になったときに変えていっていただきたいと思います。

経費のことにしても、これ、どちらがいいかはちょっと難しいところだとは思いますが、場所だけ書くんじゃないで、やはり今QRが入られるのかどうか分かりませんが、しっかりと地図、ここだよ。地図を出してももうちょっと詳しい地図を出してくれとかというようなことも言われるらしいんですけども、最低限の投票所の地図をやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）今の状態が完璧だとは確かに思ってございません。確かに、現在のはがきのほうで期日前に来ていただいた方には裏面の宣誓書の記載が必要になります。現在の記載欄については非常に狭くてなかなか書きづらいというご意見も確かに現場ではいただいております。

裏面の文字でございますが、ちょっとお伝えしたいことがたくさんあるのでどうしても書いてしまっているところもあるのですが、ここら辺は当然また改良のほうを進めたいと思いますし、標準化のフォーマットのどのタイプになるかはまだ決定していませんが、極力皆様に分かりやすいような内容になるように検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）ぜひとも地図、そしてまたQR等々が入られるような入場整理券にさせていただきたいと思います。またホームページにでもすぐ検索できるようにと、あと防災無線を使ったところをやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、2番にいきます。憩いの家についてでございます。

全憩いの家のトイレの種類別の個数を教えてください。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、2つ目の憩いの家についてのご質問についてご答弁いたします。

まず、1点目の全憩いの家のトイレの種類別（和式・洋式・ウォシュレット付）の個数につきましては、老人憩いの家全37施設において和式5基、洋式62基となっています。また、洋式は62基のうち42基が温水洗浄機能つきとなっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）和式は、そしたらもう5個しか残っていないですかね。ちなみにどこどこか分かりますか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）和式は山の手台、自由が丘、五門、紺屋、大久保の公民館併設の部分の老

人憩いの家の5施設になります。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）これ、前回でも男女で分けられないかというような質問をさせていただきましたが、今回、ウォシュレットつきが42あるということはまあまあ……。これは年々替えていっているんですかね。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）定期的には、まず和式を洋式に、それでトイレが破損したとかそういう場合は、できるだけ和式の場合は洋式で、最近ではウォシュレットつきということもしながら行っているところです。

最近では、令和3年、令和4年にウォシュレット化を行っております。令和3年には洋式のトイレに改修のほうを1個、和式から洋式1つ行っております。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）分かりました。2番へいきます。

自治会がウォシュレット式に替えていただきたいとしたらどうしたらいいんですかね。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）続いて、2点目の自治会がウォシュレットに替えたければ、どうしたらいいのかについて、自治会から老人憩いの家の温水洗浄機能化の要望がございましたら、個別具体的なお話を聞かせていただきながら対応しているところでございます。

なお、老人憩いの家の設備等に関するご要望などについては、議員ご質問の温水洗浄機能付トイレへの付け替え以外にも様々なお話をいただいており、その緊急性や逼迫状況等を勘案しながら、優先順位をつけながら適切に対応しているところでございます。

このように基本的には町予算で対応しておりますが、自治会が町による対応を持たずに自らの費用負担で温水洗浄機能化を図りたいとのご意向がございましたら、自治会より工事施行承認申請書をご提出いただき、熊取町が工事施行承諾書を発行するという手順を踏んでいただくことで、温水洗浄機能付トイレに替えていただくことは可能でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）ざっくり言うたら、ほかのトイレ以外の修繕もあるからトイレだけを優先するわけにはいかないというのと、自分らで替えていっている自治会もあるということですよ。

でも、そもそも前も言いましたが、老人憩いの家というのは町の所有ですよ。のこのころのトイレというたら、災害時にやはり一番近くに避難というか、人が寄るといのは憩いの家の一つの役割だと僕は思っております。それに対しての自主防災組織の強化を今していますよね、各自治会。なので、各自治会は各自治会でやっていただきたいという中で、トイレというのはすごく非常に生理的なものなので、誰もが使うと思われま。

今回、図書館のトイレ、またひまわりドームのトイレも改修をされると聞いております。国が2分の1補助金を出すからと言うておりますが、確かに公共施設ですが、この憩いの家というのはやはり町民、特に近い住民、自治会に入っている方が使用を主にされる場所です。ウォシュレットつきというのがやはり今もう主流になっておりますので、これ、和式があと5つ残っているところをウォシュレット型にどうにかしてできないのかと。

それは、図書館、ひまわりドームにすごくお金をかけてやるのはいいです。今回、大宮地区がすごく、あれは公民館に当たるんですかね。憩いの家には当たらないんですよ。公民館に当たるということで、多目的トイレもついていますよね。やはり多目的トイレ等々バリアフリーのところもあれば、男女がもう兼用で、しかもまだ和式が残っているところを素早く替えていってほしいなど。どうしても女性の方が嫌がりますよね、共同のトイレというもの。バリアフリーにもも

ちろんなっていない構造になっていますし、その男女のすみ分けをこの間していただけないかといったら、場所によってはかなり厳しいところが多いというご回答だったんですけども、まずは和式のトイレを洋式化に替えていく方向で進んでいただきたいと思いますと思いますが、それに関してはどうでしょうか。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それは私たちも思っているところです。

ただ、中には和式を残してほしいという区もございますので区のご意見を聞かせていただくことと、区によってはほかのところ、段差を解消してほしいとかいろんな要望がございますので、それも勘案しながら、あとは急な台風等で玄関扉がというようなことについては、それはもう早急にしないといけないということも見ながらですけども、基本的にはやっていきたいというふうには考えているところです。

すみません。先ほど答弁で和式の洋式化ですけど、和式の洋式化は平成30年に行ったのが最新です。ウォシュレット化は令和3年、令和4年に行っております。すみません。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）ぜひとも、熊取町民の皆様が一番近くで集会所として寄れるところが憩いの家だと思いますので、快適に催しができるような体制を、熊取町所有の憩いの家ということであるので、よろしく願いをいたします。

次、もう3点目にいきます。公式のSNSなどについてでございます。

1番、和田山ベリーパークをインスタの「場所を追加」で出てくるようにできないか、ご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）それでは、ご質問の公式SNSなどについての1点目、和田山ベリーパークをインスタの「場所を追加」で出てくるようにできないかについてご答弁申し上げます。

和田山ベリーパークのInstagramにつきましては、実施主体であるグリーンパーク熊取が開設しているものでございます。

今回、田中議員からのご質問を受け、Instagramの投稿時に場所の追加が選択できるよう、グリーンパークが和田山ベリーパークの位置情報を登録したとのことでございます。

ただし、Instagramに反映されるまでは数週間かかる場合があるというところでございまして、まだ実際には反映されてはおりませんが、設定のほうはもう既に完了しているということで聞いてございますので、よろしく願いいたします。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）早速やっていただけてありがとうございます。

以前に野外活動では場所づけできたと思うんですけど、これだけ肝煎りで推している和田山ブルーベリーパークが位置づけできなかつたら、あれをぼんと押すだけでその場所を追加して、投稿した人がずらっと出てきますので、ぜひとも野活のほうと分けてしていただきたいなど。僕も以前、ブルーベリー狩りに行ったときに場所づけしようと思ったらできなかったの、これはもうぜひともやっていただかないと、それを見て来る人も結構多いと思われまますので、早速していただけてありがとうございます。

次へいきたいと思えます。

これはもう今さらなんですけれど、僕が議員になり始めぐらいに一般の質問をさせていただこうかと思った内容でございます。

2点目でございます。公式のマスコット、ジャンプ君、メジーナちゃんのLINEのスタンプを制作してはどうですかのご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君） それでは、公式マスコットのLINEスタンプの作成につきまして答弁申し上げます。

初めに、改めまして本町のマスコットキャラクターについて若干確認させていただきます。

ジャンプ君は、町制施行35周年の昭和61年に誕生し今年で40年になる、熊をモチーフとしたキャラクターでございます。メジーナちゃんは、町制施行60周年の平成23年に誕生し今年で15年になる、町の鳥メジロをモチーフとしたキャラクターでございます。

この2体のキャラクターは、町の刊行物やマンホール、看板などにあしらわれているだけでなく、貸出しも含め愛くるしい着ぐるみが各イベントに登場するなど、様々な場面で町のPRの一翼を担っているところでございます。それに加えて、町内事業者の方が商品のデザインにジャンプ君とメジーナちゃんを使用していただいている例もあり、近年様々な広がりを見せているところでございます。

さて、ご提案のLINEスタンプについてでございますが、令和6年にLINE登録者数の増加を目指した取組の一環としてマスコットキャラクターのLINEスタンプの無料配布、これは登録いただいた方への特典としてスタンプを無料で配布するという取組ですが、こちらを検討した経緯がございます。しかしながら、スタンプの無料配布には多額の経費、その当時で200万円程度必要となることが確認されたために断念し、登録者数増加キャンペーンとしましてはチラシ配布やポスター掲示などといったなるべく費用のかからない方法を選択したところでございます。

今般、改めまして確認しましたところ、令和6年度当時確認した200万円よりさらに値上がりしておりまして、現在は600万円以上が必要となることが確認されましたことから、無料配布のためのスタンプ作成の予定、これは残念ながらございません。

一方、有料による販売という形にしますと、無料配布ほどの多額の経費がかからないことは確認してございますが、スタンプ作成には様々なポーズの製作に伴うデザイン料などの経費が必要となってきます。また、スタンプ作成のニーズにつきましても、現状、確認した中ではスタンプを有料で購入いただける見込みも低いものと考えられ、費用対効果も見込まれないことから、現時点、販売方式によるスタンプ作成の予定もございません。

ただし、今後スタンプの無料配布が例えば費用なしで行えるなどといった状況が大きく好転してきた場合などにつきましては、公式LINE登録者数増加の取組の一環などとして検討していくものと考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 田中議員。

13番（田中圭介君） 久しぶりに明松理事の声を聞けたかなと思います。

確かに無料配布は別に僕、せんでもいいと思うんですね。クリエイターズスタンプというて、自分らで作って上げて今150円ですかね、もうちょっと上がっているんですかね。120円でしょう。というところで、各市町、大分前からクリエイターズスタンプで各市町のマスコットキャラクターを緩くしたバージョン等々で、これはもう遊び心ですよ。

それで、何で僕がこれを今さら言うたかという、資料の6ページぐらいですか、僕の議席番号とジャンプ君が写っている風船を持っている、これ、僕のSNS、前回の議会が終わったときにアップしたもののなんですが、これを見たちょっと若い方が、ジャンプ君めっちゃかわいいなど、これ。熊取町になじみのある方で、やはりジャンプ君というのは昔から、先ほど言われましたように40年前から、もうゆるキャラのもっと前からあるものであって、需要がないとか効果がないというのはやってみな分らないかなと思います。

以前、クリエイターズスタンプを作ろうと思ったらめっちゃめっちゃハードルが高かったんですね。今、結構緩くなっていると思われまして、ぜひとも遊び心のある熊取町というところで、これが売れるか売れないかは分かりませんが、やはりかわいらしい、スタンプを多分、皆さんこの議場の中でLINEをやっている方がほぼ9割以上おられると思います。LINEスタンプを使っている

方もおられると思いますので、このクリエイターズスタンプをちょっと熊取町、面白い感じで作っていただいたら、また子どもたちも今LINEがもう主流になっておりますので、子どもたちの目線からもジャンプ君等があったら僕はLINEが面白いかと思いますので、もちろん隣の泉佐野市も作っておられます。市長自らLINEのスタンプを送っていることもありますので、作っていただけたら、熊取町長もLINEのスタンプを使っているいろいろな楽しいメッセージのやり取りができるようなまちづくりをしていただければなと思って、今さらこれを出してくるかと思いますが、需要があるなしじゃなくて、熊取町はこういうのがまだあるんだよという、熊のこのままじゃなくて、もっと崩してゆるキャラのメジナちゃんとジャンプ君でもいいと思いますし、ちょっと手間になるかもしれませんが、やらないという方向じゃなくて、こういう案があつて簡単にできるならばぜひチャレンジしていただいたら、我々12人の今、議員も恐らく全部買っていただけるのかと思われまますので、よろしく願いいたします。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）ご提案ありがとうございます。

本当に議員もおっしゃられているとおり、LINEというのは日本で7,200万人の方が登録されているということで、非常にニーズの高いものということで認識しております、我々も田中議員と気持ちは一緒でございます。

本当に熊取町の知名度向上につなげていきたいと。また財源、僅かですが120円、これ1件42円財源としては入ってくる。ただ、手間のほうが実際かかっているというのはもう先行自治体に確認してしまして、費用対効果はないというところはこれはもう確認はできているんですけども、ただ、公式LINEの増加にもつながっていく一助になるのではというそういった強い思いで、今後も継続してご提案のLINEスタンプ、これはもとより、また熊取町をPRできる点、これを模索、調査研究しながら広報戦略、シティプロモーションに努めてまいりたいと思いますので、議員皆様方のご理解とご協力もよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）ありがとうございます。前向きに検討していただいて、楽しい熊取町を目指していると思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、4点目に入ります。キターネホールについてでございます。

外壁が汚れている原因が何かでございます。資料も同時に見ていただいたら分かると思います。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、ご質問のキターネホールについての外壁が汚れている原因についてご答弁いたします。

現在、キターネホールの外壁に白い汚れのようなものがあります。これは白華現象と呼ばれ、壁面のひび割れから入った雨水の影響でコンクリート中の成分である水酸化カルシウムとCO₂、二酸化炭素が反応し、その後、水分が蒸発して表面に白い結晶として残ったものです。

一般的に、コンクリート造りの建物は竣工後数年間はコンクリートが乾燥、収縮を繰り返すために、細かいひび割れがどうしても生じます。キターネホールにおいても、令和6年3月に竣工してから細かいひび割れが生じており、令和6年10月には一度、請負業者による洗浄及びタッチアップ補修を実施いたしました。令和7年7月に新たな白華現象を確認しました。とりわけ、外壁については色が濃いブルーのため白華が色合いとしてよく見える状況となっており、ご心配をおかけしております。

キターネホールの建設に当たっては、コンクリートの養生を適切に行い、施工中に行った圧縮強度試験についても問題なくクリアしております。また、今回の白華の原因となっているコンクリート中の成分である水酸化カルシウムは、僅かながら流れ出てはいますが、コンクリートそのものの強度に影響を及ぼすほどでもなく、現状のひび割れ幅0.1ミリ程度がすぐに広がるようなものでも

ございません。

これらの点を踏まえ、令和7年8月にはキターネホールにおける白華現象についての原因説明と今後の対応についての記事を本町ホームページ並びにキターネホールSNSにて掲載いたしました。

なお、今月中旬から下旬にかけて、施工業者による点検補修としまして清掃・補修を実施する予定としておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）以前もこれの2、3倍の白い、鳥のふんがついたような、今のこの画像の、1回塗っていますよね、これ。その前、もっとひどい、同じような感じで白がすごくにじみ出てきます。今月、3月中にもう一回これまた色を塗り直すという理解でいいですかね。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）議員おっしゃるとおり、色をもう一回塗り直すということなんです、この白華の状態を補修する方法としては、一旦洗浄するというごさいます。一旦洗浄して白い汚れが取れなければ、その上からタッチアップペイントということで色を塗るということになります。

以上でございます。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）これ、聞いたところによると2年間は無料で補修をやっていただけると聞いておりますが、令和6年3月やから、もう2年以上たったら、今度こういうひび割れで白くなってきたりしたら自分でやはり修繕していかないといけないんですか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）議員お見込みのとおりでございます、業者との契約の中では施工後2年間は無償での補修対応をしていただけますが、2年を越えることになってきますと、出てくる白華現象については町の費用で補修することになります。

ただ、最初のご答弁でもありましたように、施工後数年間はクラックが入りやすい、そういう状態にはなりますので、今回の今の白華現象として見えている数としては少し多く見えるのは見えると思います。ただ、2年経過した後、徐々にそのクラックの数というのは減っていくだろうと思われれますので、そこについては、出てきたとしたらその補修は必要ですが、今ほどの多さにはならないのかなというふうに見込んでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）ちなみに、今回これ業者が無償でやってくれるということですが、同じぐらい白いのが出てきたら、町でやろうと思ったらどれぐらい費用かかるんですか。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）すみません。ここはちょっとリサーチのほうはできておりません。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）また後でよろしくお願いたします。

やはりこの色が紺色に近かったら白いのはすごく目立つと思うんで、次のページ、コンクリート打ちっ放しのところも白い、同じような水酸化カルシウムが出てきております。これ、比較的紺色と比べていただいたらちょっと分かりにくいかなと、打ちっ放しのほうが。なので、上の色を変える予定はないですかね。紺色から打ちっ放しみたいな色にしたら、亀裂が入ったときには分かりにくいからというようなのはあまり考えていないですかね。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）現在のところ、そこは全く考えてございません。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）これはまたいずれ、多分コンクリートのことなのでひび割れ等々出てくると思われ

ます。確実に出ないことはないと思います。見た目も一般の方からしたら何かほんまに大きい鳥のうんこがついているのかとよく言われたので、これは横ですけれども、入り口の上のところも何か所か確認しておりますので、これ、2年以上かかってやはり町の単費ですということになったら、財政的にもどれぐらいかかるか今日お答えいただけなかったんですけど、塗る費用ね。それも考えて、あまりにもこれがひどいのが続くようであれば、上も打ちっ放しのような色の検討も考えていってもいいのかなと思います。その点の考えもよろしく持っていただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（文野慎治君）以上で、田中議員の質問を終了いたします。

以上で、一般質問を終了いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第5 議案第1号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告についての件及び日程第6 議案第2号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告についての件、以上2件を一括して議題とします。

本2件について説明を求めます。田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、まず議案第1号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年1月19日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、衆議院議員総選挙及び大阪府知事選挙に係る経費の補正でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

3ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,676万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ180億9,614万1,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 府支出金、項 委託金、目 総務費委託金の衆議院議員選挙費委託金1,338万1,000円の増額及び知事選挙費委託金1,338万円の増額につきましては、それぞれ選挙経費に係る委託金でございます。

続きまして、歳出予算でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款 総務費、項 選挙費、目 衆議院議員及び知事選挙費の衆議院議員及び知事選挙運営事業、投・開票管理者等報酬154万2,000円の増額につきましては投票管理者等の報酬、会計年度任用職員報酬40万8,000円の増額につきましては選挙事務補助員分でございます。次の超過勤務手当618万円、休日給7万5,000円、管理職員特別勤務手当72万6,000円の増額につきましては、それぞれ投票・開票事務従事者分及び事務局職員分でございます。次の報償金1万5,000円の増額につきましては点字投票の判読及び手話通訳者への報償金で、謝礼金2万2,000円の増額につきましてはポスター掲示場等の借上げに係る謝礼品でございます。次の費用弁償1万7,000円の増額につきましては会計年度任用職員の通勤分、普通旅費1万円の増額につきましては大阪府庁への出張分でございます。次の消耗品費22万1,000円の増額につきましては投開票場等の選挙事務用品、燃料費5万3,000円の増額につきましては投票所暖房用灯油、食糧費19万6,000円の増額につきましては投票立会人等の賄い、印刷製本費29万8,000円の増額につきましては投票所入場整理券の印刷経費でございます。

次の通信運搬費311万円の増額につきましては入場整理券等の郵送代、投票所照明仮設料39万6,000円の増額につきましては3か所の投票所の照明仮設料、電話回線架設料3万円の増額につきましては開票速報システムネットワーク等の回線架設料、計数器等調整手数料40万円の増額につきましては計数器、交付機等の調整に係る経費でございます。次の電子計算機器等保守管理委託料68万2,000円の増額につきましては期日前及び当日投票システム運用サポート経費、期日前投票所設置委託料26万6,000円の増額につきましては期日前投票所設営に係る経費、人材派遣委託料383万9,000円の増額につきましては期日前投票所及び当日投票事務に係る人材派遣委託料、開票所設営委託料49万6,000円の増額につきましては開票所設営に係る経費、選挙公報配布委託料259万8,000円の増額につきましては選挙公報の戸別配布に係る経費、ポスター掲示場設置等委託料378万4,000円の増額につきましてはポスター掲示場の設置及び撤去に係る経費でございます。次の駐車場使用料5,000円の増額につきましてはJR熊取駅期日前投票所に係る駐車場使用料、機械器具借上料75万8,000円の増額につきましては当日投票所パソコン端末等を借り上げる経費、物品借上料54万3,000円の増額につきましては暖房器具などの当日投票所物品を借り上げる経費、投票所借上料3万3,000円の増額につきましては各地区の公民館を投票所として借り上げる経費、個人演説会場借上料5万8,000円の増額につきましては指定演説会場の借り上げに係る経費でございます。

続いて、12ページからの補正予算給与費明細書でございますが、こちらにつきましては、先ほど申し上げました投・開票管理者等報酬、会計年度任用職員報酬、職員手当について、それぞれ比較の行で今回の補正における増額を示しております。

以上で、議案第1号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして令和8年2月2日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるところでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、大阪府議会議員、泉佐野市及び泉南郡熊取町選挙区補欠選挙に係る経費及び臨時学童保育所開設に係る債務負担行為設定を行うものでございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

3ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,916万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ181億1,530万1,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

次に、第2条につきましては債務負担行為の補正でございますので、順次説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第2表債務負担行為補正、1、追加でございますが、臨時学童保育所管理業務委託につきましては、令和8年度までの契約行為を今年度中に行うため、令和7年度から8年度までの期間で限度額を2,800万円に設定するものでございます。

続いて、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 府支出金、項 委託金、目 総務費委託金の府議会議員選挙費委託金1,916万円の増額につきましては、府議会議員補欠選挙の経費に係る委託金でございます。

続きまして、歳出予算でございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

款 総務費、項 選挙費、目 府議会議員選挙費の府議会議員選挙運営事業、投・開票管理者等報酬93万2,000円の増額につきましては投票管理者の報酬、会計年度任用職員報酬28万8,000円の増額につきましては選挙事務補助員でございます。次の超過勤務手当432万9,000円、休日給17万4,000円、管理職特別勤務手当72万6,000円の増額につきましては、それぞれ投票・開票事務従事者分及び事務局職員でございます。次の報償金1万5,000円の増額につきましては点字投票の判読及び手話通訳者への報償金、謝礼品費2万2,000円の増額につきましてはポスター掲示場等の借りに係る謝礼品でございます。次の費用弁償3万4,000円の増額につきましては会計年度任用職員の通勤分、普通旅費1万円の増額につきましては大阪府庁への出張分でございます。次の消耗品費24万7,000円の増額につきましては投・開票所等の選挙事務用品、燃料費5万3,000円の増額につきましては投票所暖房用灯油、食糧費17万9,000円の増額につきましては投票立会人等の賄い、印刷製本費28万5,000円の増額につきましては投票所入場整理券の印刷経費でございます。次の通信運搬費30万8,000円の増額につきましては入場整理券等の郵送代、投票所照明仮設料39万6,000円の増額につきましては3か所の投票所の照明仮設料、電話回線架設料3万円の増額につきましては開票速報システムネットワークの回線架設料、計数器調整手数料35万9,000円の増額につきましては計数器、交付機等の調整に係る経費でございます。次の電子計算機器等保守管理委託料68万2,000円の増額につきましては期日前及び当日投票システム運用サポート経費、期日前投票所設置委託料26万6,000円の増額につきましては期日前投票所設営等に係る経費、人材派遣委託料169万5,000円の増額につきましては期日前及び当日投票事務に係る人材派遣委託料、開票所設営委託料49万6,000円の増額につきましては開票所設営に係る経費、選挙公報配布委託料157万3,000円増額につきましては選挙公報の戸別配布に係る経費、ポスター掲示場設置等委託料189万2,000円の増額につきましてはポスター掲示場の設置及び撤去に係る経費でございます。次の駐車場使用料5,000円の増額につきましてはJR熊取駅期日前投票に係る駐車場使用料、投票機械器具借上料75万8,000円の増額につきましては当日投票所及びパソコン端末等を借り上げる経費、物品借上料54万3,000円の増額につきましては当日投票所物品を借り上げる経費、投票所借上料3万3,000円の増額につきましては各地区の公民館を投票所として借り上げる経費、個人演説会場借上料5万8,000円の増額につきましては指定演説会場の借りに係る経費でございます。

続いて、14ページからの補正予算給与費明細書でございますが、こちらについては、先ほどご説明申し上げました投・開票管理者等報酬、会計年度任用職員報酬、職員手当について、それぞれ比較の行で今回の補正における増額をお示ししております。

18ページは債務負担行為に関する補正調書でございます。

以上で、議案第2号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本2件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。石井議員。

4番（石井一彰君）ちょっと教えていただきたいです。

第2号議案の府議会議員の選挙費の件なんですけど、これは無投票になりました。それによって、この運営事業費、ここまで費用はかかってないと思っております。最終的には府支出金は返納されるのかなと思うんですが、どのタイミングで返納されるんでしょうか。

議長（文野慎治君）井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）今回予算を計上しておりますが、結果、無投票とはなりましたが、実際に必

要となった経費はもう既にごございます。例えばポスター掲示場を既に設置しております。投票所入場整理券についても印刷し、発送もしてございます。

今後、大阪府選挙管理委員会のほうから執行経費の精算の手続がございます。そちらで、この予算を全て執行しているわけではないですが、やはり執行している分もございますが、そちらをご報告の上、最終的に執行経費充当分というのはまた来年度になろうかと思えます。

以上です。

議長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、議案第1号及び議案第2号について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第2号を1議案ごとに採決いたします。

初めに、議案第1号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（文野慎治君）次に、日程第7 議案第3号 熊取町職員の配偶者同行休業に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）それでは、議案第3号 熊取町職員の配偶者同行休業に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、地方公務員法第26条の6に基づく配偶者同行休業制度について定めるため、この条例案を提出するものです。

まず初めに、制定の背景についてご説明いたします。

職員の配偶者同行休業は、職員の継続的な勤務を推進するため、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度で、円滑な運営に必要な本条例の制定を行うものでございます。

それでは、各条文の概要についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

第1条は趣旨の規定で、地方公務員法の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるとしてございます。

第2条は承認の規定で、職員が配偶者同行休業を申請した場合に、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の勤務成績やその他の事情を考慮し承認することができるとしております。

第3条は期間の規定で、3年を超えない期間としております。

第4条は対象となる配偶者が外国に滞在する事由の規定で、6月以上にわたり継続することが認められるものに限り、外国での勤務、外国での事業経営、外国の大学の修学の3つの事由とするも

のです。

3ページをご覧ください。

第5条は承認の申請の規定で、第1項は外国に住所または居所を定めて滞在する事由を明らかにしなければならない規定で、第2項は、確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる規定でございます。

第6条は期間の延長の規定で、第1項は第3条に規定する3年間の期間を越えない範囲において延長を申請することができる規定で、第2項は準用の規定でございます。

第7条は再度の延長ができる特別の事情の規定で、特別な事情を規定するものでございます。

第8条は取消し事由の規定で、取消しの事由を規定するものでございます。

4ページをご覧ください。

第9条は届出の規定で、第1項は届出が必要な場合の規定で、第2項は準用の規定でございます。

第10条は休業に伴う任期付職員及び臨時的任用の規定で、第1項は、休業した職員の業務を処理することが困難であると認めるときの任用及びそれぞれの任用期間を規定するものでございます。第2項は休業期間の申請期間に満たない場合の任期の更新、第3項は更新する場合は同意を得る規定でございます。

5ページをご覧ください。

第11条は、復帰後における号給の調整の規定でございます。

第12条は、退職手当の取扱いの規定でございます。

第13条は、規則への委任規定でございます。

附則でございます。

第1条は施行期日で、令和8年4月1日から施行することとしてございます。

第2条は育児休業条例の一部改正で、育児休業条例の一部を次のように改正する。次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。

6ページをご覧ください。

改正後の第2条第1号に、地方公務員法第26条の6第7項、配偶者同行休業制度を加えるものでございます。

以上で、議案第3号 熊取町職員の配偶者同行休業に関する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第8 議案第4号 職員等旅費条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）それでは、議案第4号 職員等旅費条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に準じ、鉄道賃の急行料金支給に係る距離要件の廃止、日当の廃止及び宿泊手当の新設、その他所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、条例の改正内容についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

職員等旅費条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものと
ございます。

右が改正前、左が改正後でございます。

第2条は用語の定義を削るもので、今回の改正により、本条例において一般職給与条例で規定する一般職における職員給における区分を一律とするため、職員給の定義を削るものと
ございます。

第6条は旅費の種目及び内容の規定で、旅費の種類を今回の改正による種目及び内容に改正する
もので、改正前「車賃、日当、宿泊料及び移転料」を改正後「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、
包括宿泊費、転居費及び家族移転とし、これらの内容については、この条例に定めるところによ
る。」に改正するものと
ございます。

改正前第8条、旅費日数の計算、3ページの改正前第9条、日当を異にする場合の計算を削るも
のは、日当の支給がなくなることに伴い削るものです。

改正前第10条、旅行中の年度の経過または職務の級の変更の場合の計算を削るものは、今回
の改正により、本条例において一般職給与条例で規定する一般職における職員給による区分が一
律となり、計算が不要となるため削るものです。

改正後第8条は鉄道賃の規定で、改正前第11条第1項では旅客運賃、急行料金及び特別車両料
金並びに座席指定料金、4ページ、第2項では急行料金の距離区分、第3項では特別車両料金、第
4項では座席指定の距離による支給を、3ページ、改正後第8条、鉄道賃では、鉄道を利用する
移動に要する費用として、第1項の運賃に加え、公務のために特に必要と認められるに限り、
2号から4ページの6号までを支払うものに改正するものと
ございます。

改正後第9条は船賃の規定で、改正前第12条では旅客運賃、特別船室料金を規定していた
ものを、改正後第9条では、船舶を利用する移動に要する費用として、5ページの記載のと
おり、第1号の運賃に加え、公務のために特に必要と認めるものに限り2号から5号まで
を支払うものに改正するものと
ございます。

改正後第10条は航空賃の規定で、改正前第13条では町長または天災などやむを得ない事
情に限られていたものが、改正後第10条では航空機を利用する制限がなく、他の移動手段
と同様に利用できるものに改正するものです。

改正後第11条はその他の交通費の規定で、改正前第14条車賃を改正後第11条では6
ページの1号、バスの利用運賃のほか、2号から4号の費用は特に必要とするものに
限り支給するものと改正するものと
ございます。

改正後第12条は宿泊手当の規定で、改正前第15条、日当の規定を廃止し、改正後第
12条、宿泊手当に改正され、宿泊手当の額は2,400円を超えない範囲で規則で定める
額に改正するものと
ございます。

改正後第13条は宿泊費の規定で、改正前第16条では宿泊費は出張中の1夜当たり
定額支給としていたものを、改正後第13条宿泊費として、宿泊に要する費用として、
その額は地域の実情及び旅行者の職務を勘案して、規則に定める額を超えない
範囲に改正するものと
ございます。

改正前第16条の2移転料は、7ページの改正後の第15条転居費及び8ページ第
16条家族移転費として支給されるため、移転料を削るものと
ございます。

7ページをご覧ください。

第14条は包括宿泊費の規定で、包括宿泊費は移動及び宿泊に対する一体の対価
として支払われる費用で、第8条から第11条までに規定する交通費及び宿泊費の
合計額として新たに規定するものと
ございます。

第15条は転居費の規定で、第1項は、転任を命ぜられた職員に、勤務地への赴任
に伴い転居を要すると町長が認めた場合は職員に対し転居費を支給すること、第
2項では、転居費の額は転居の実態を勘案して算定した額をそれぞれ規定し、
8ページ、第3項では町費による支給が適当でない場

合を除くとし、第4項ではほかからの転居に係る費用の支給がある場合の会計処理を規定してございます。

第16条は家族移転費の規定で、第1項では赴任に伴う家族の移転に要する費用を規定し、9ページ、第2項ではやむを得ない場合は家族移転費の期間の延長を規定してございます。

9ページをご覧ください。

改正前第17条、日額旅費の規定については、常時出張する職員に対しても改正後の規定に基づく旅費を支給するため、削るものとしております。

改正後第19条は遺族の旅費の規定で、改正前第20条「死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職相当」を改正後「出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した」に改正するものでございます。

10ページをご覧ください。

改正前第22条、研修等の旅費は、旅費が定額支給から全て実費支給となり、研修費の旅費の区分がなくなるため削るものでございます。

改正後第21条は外国旅行の旅費の規定で、改正前第23条「別表第3」を「別表第1」に、「種類」を「種目」に改正するものでございます。

第22条は旅費の支給額の上限の規定で、旅費は、現に支払う額または支払うことを超えて支給できないことを規定するものでございます。

次に、表の改正です。

改正前別表第1 日当が廃止となり、宿泊料の定額支給が実費支給に変わるため削るものです。

11ページ、改正前別表第2につきましても、移転料の距離区分による支給がなくなり、実費支給に変わるため削るものです。

11ページ、改正後の別表第1につきましても、改正前別表第3、第23条表中区分の「町長」と「7級から4級の職務にある者」及び「3級から1級の職務にある者」を改正後別表第1、21条表中、区分の「特別職」及び「一般職」にそれぞれ改正するものでございます。

12ページをご覧ください。

附則でございます。

第1条は施行期日でございます。この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

第2条、第3条は経過措置で、第2条、第1条の規定による改正後の職員等旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。第3条、新条例第19条の規定は、旅行日以後に死亡した場合について適用し、旅行日前に死亡した場合は、なお従前の例によるものとするものでございます。

次に、非常勤特別職職員報酬等条例の一部改正でございます。

第4条、非常勤特別職職員報酬等条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。右が改正前、左が改正後でございます。

13ページをご覧ください。

改正前別表、学校医（内科）の項、報酬の額の欄中「19万円」を改正後別表、学校医（内科）の項、報酬の欄中「24万500円（小学校）年額21万4,500円（中学校）」に、改正前、同項「50円」を改正後、同項「100円」に改正し、改正前、同項「水泳前健診1回当たり額1万1,000円 就学時健診1回当たり額2万3,000円 持久走前健診1回当たり額1万1,000円」を削る。

14ページをご覧ください。

改正前別表、学校医（眼科）の項及び学校医（耳鼻咽喉科）の項、報酬額の欄中「6万4,000円」を改正後別表、学校医（眼科）及び学校医（耳鼻咽喉科）の項、報酬の額「7万1,500円」に、改正前同項「50円」を改正後同項「100円」に改正し、次に別表、学校歯科医の項 報酬の額「19万円」を改正後別表、学校歯科医の報酬の額「22万400円（小学校）年額19万7,200円（中学校）」

に、15ページをご覧ください。

改正前同項、同欄中「50円」を改正後同項「100円」に改正し、改正前同項「就学時健診1回当たりの額2万3,000円」を削る。

次に、改正前別表、学校薬剤師の項、報酬の額「7万9,000円」を改正後別表、学校薬剤師の報酬の額「8万4,000円」に改正し、改正前別表、教育委員会の項から学校薬剤師の欄まで、旅費の額の表中、別表の町長の職にある者の旅費相当額を改正後別表12ページ、教育委員会からの項から15ページの学校薬剤師の項までの旅費の額、別表に掲げる特別職の旅費相当額に改めるとするものでございます。

15ページにお戻りください。

表中、中略以下の社会教育指導員の旅費の額の欄、改正前「3級から1級の職にある者の旅費相当額」を改正後「一般職の旅費相当額」に、消防団、団長、分団長においては改正前「町長の職にある者の旅費相当額」を改正後「特別職の旅費相当額」に、分団長、副分団長においては改正前「7級から4級の職にある者の旅費相当額」及び分団部長、分団班長、団員、改正前「3級から1級の職にある者の旅費相当額」を改正後「一般職の旅費相当額」に改正するものでございます。

16ページをご覧ください。

最後に、議会議員報酬等条例の一部改正でございます。

第5条、議会議員報酬等条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。右が改正前、左が改正後でございます。

第3条は費用弁償の規定で、第2項、改定前「中、町長に支給する旅費の例による。」を改正後「に規定する特別職の例による。」に改正するものでございます。

以上で、議案第4号 職員等旅費条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第9 議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）それでは、議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、公益的法人等に派遣することができる再任用職員の規定について、地方公務員法の改正に伴い、定年前再任用及び暫定再任用に係る規定が整備されたことにより、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものでございます。

2ページをご覧ください。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。

第2条は職員の派遣の規定で、改正前「地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項」を改正後「地方公務員法第22条の4第1項又は地方公務員法改正法附則第4条から第7条まで」と改正するもので、提案理由でもご説明いたしましたとおり、地方公務員法の改正に伴い、再任用職

員が定年前再任用及び暫定再任用に定義されたことによる改正でございます。

附則でございます。

この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第10 議案第6号 遺児福祉年金条例を廃止する条例の件及び日程第11 議案第7号 就学経費等助成条例を廃止する条例の件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）それでは、議案第6号 遺児福祉年金条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

まず、提案理由でございます。令和6年度に児童手当法改正による支給対象年齢の拡大や児童扶養手当法改正による所得制限限度額の引上げなどが行われたことに伴い、本町が単独で行ってきた本条例の対象者に対する国からの支援が拡大したため、この条例案を提出するものでございます。

次のページをご覧ください。

遺児福祉年金条例は、廃止するとしてございます。

附則でございますが、この条例は令和9年4月1日から施行するものでございます。現状の物価高騰などの社会情勢を勘案し、条例廃止を1年後とするものでございます。

以上で、議案第6号 遺児福祉年金条例を廃止する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

それでは、続きまして議案第7号 就学経費等助成条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

まず、提案理由でございます。

令和6年度に児童手当法改正による支給対象年齢の拡大や児童扶養手当法改正による所得制限限度額の引上げなどが行われたことに伴い、本町が単独で行ってきた本条例の対象者に対する国からの支援が拡大したため、この条例案を提出するものでございます。

次のページをご覧ください。

就学経費等助成条例は、廃止するとしてございます。

附則でございますが、この条例は令和9年4月1日から施行するものでございます。現状の物価高騰などの社会情勢を勘案し、条例廃止を1年後とするものでございます。

以上で、議案第7号 就学経費等助成条例を廃止する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第12 議案第8号 熊取町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）それでは、議案第8号 熊取町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

まず、提案理由でございます。乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を行う事業者を、支援給付の対象施設として確認するため、事業の運営に関する基準を条例で定める必要があることから、この条例案を提出するものです。

なお、この条例は基本的に国が定めた基準の内容に準じるものでございます。

では、内容の説明に移らせていただきます。

2ページをご覧ください。

熊取町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例でございます。

条例の構成は、第1章の総則から第3章の雑則までの3章立てとしてございます。

まず、第1章、総則でございます。

第1条は趣旨で、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるもので、第2条は用語の定義となっております。

次に、第3条は、一般原則について事業者に対する責務や努力規定、欠格要件について、次のページ以降にわたって規定しております。

続いて、第2章、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準の第1節、利用定員に関する基準についてでございます。

第4条は、事業者に対して1時間当たりの利用定員と一月当たりの利用定員を定めるよう規定するものでございます。

第2章第2節、運営に関する基準でございます。

第5条は、面談について、初めての利用に際し、事業者による保護者との面談を行うよう義務づけるとともに、併せて面談に当たっての重要事項の交付及び説明を行った上で同意を得なければならないと規定するものです。

第6条は、事業者は、正当な理由がない限り利用を拒んではならないと規定するものです。

次に、第7条は、町からの利用あっせん及び要請に対してできる限り協力するよう規定するものです。

第8条は、利用に際し、乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認を適切に行うよう規定するものです。

第9条は、乳児等支援給付の認定を受けていない保護者から利用申込みがあった場合は、必要な援助を行うよう規定するものです。

第10条は、利用する子どもと保護者の心身の状況や子どもの養育環境、他の事業所での利用状況等の把握に努めるよう規定するものです。

第11条は、利用する子どもが幼稚園や保育所に継続的に通園することになる場合は、情報提供など当該施設等との密接な連携に努めるよう規定するものです。

第12条は、事業者が支援を提供した場合、その日時、時間、内容等の記録をするよう規定するものです。

6ページをご覧ください。

第13条は、保護者が法定代理受領の方法によらず直接町から給付費を受領する場合は、当該事業者が提供した支援に係る費用と合わせて徴収することとする規定となっております。

第2項は、前項の規定のほか、必要と認められる対価について、その支払いを保護者から受けることができると規定するもので、第3項では、日用品や食事提供費用等についても受け取ることができるよう規定するものです。第4項は、これらの費用の支払いを受けた場合の領収証交付に関する規定となっております。

7ページをご覧ください。

第13条第5項は、支払いを受ける場合の金額の根拠や理由等について保護者に説明し、同意を得ることについて規定するものです。

第14条は、乳児等支援給付費の確保に係る通知等について、法定代理受領による場合とそうでない場合のそれぞれの保護者への通知方法について規定を行うものです。

第15条は、支援の取扱方針について、法律等に定められた指針に準じて支援の適用を適切に行うよう規定するものです。

第16条は、事業者による支援の自己評価を行うとともに、定期的な外部評価を受け、常に改善を図るよう努めることを規定しております。

8ページをご覧ください。

第17条は、利用する子どもと保護者の心身の状況等の把握に努め、相談に応じるとともに、必要な援助を行うよう規定するものです。

第18条は、事業所の職員に対する緊急時等の対応について規定するものです。

第19条は、利用者が偽りや不正な行為によって乳児等支援給付を受けた場合等は、遅滞なく町に通知するよう規定するものです。

第20条は、事業者に対し、次の各号に定める重要事項に関する規定を定めるよう規定するものです。

9ページをご覧ください。

第21条は、適切な支援を提供できるよう、事業者に対し、職員の勤務体制を定め、資質向上のための研修機会を確保するよう規定するものです。

第22条は利用定員遵守に関する規定で、第23条は、運営規程の概要や職員の勤務体制等の重要事項等について掲示し、ホームページ等で閲覧できるようにするよう規定するものです。

10ページをご覧ください。

第24条、第25条は、子どもに対する差別的扱いの禁止と虐待の禁止について規定するものです。

第26条は秘密の保持で、事業所の職員及び管理者に対して、職員であった者も含め秘密を守ること、また、外部の機関へ情報提供する場合はあらかじめ文書による同意を得ておくことを規定しております。

11ページをご覧ください。

第27条は、利用者が適切に事業者を選択できるよう支援の内容に関する情報提供に努めること、また、広告に際しては偽りや誇大なものとしないうよう規定するものです。

第28条は、事業者が乳児等通園支援事業の実施に関連して、教育・保育施設等との間で生じた利益の対象として金品等の供与や收受を行ってはならない旨、規定するものです。

第29条は、苦情受付窓口の設置等、苦情解決に関して必要な事項を定めるものでございます。

12ページをご覧ください。

第30条は、事業者に対して地域との交流に努めるよう規定するものでございます。

第31条は、事故発生の防止及び発生時の対応に関して、事故防止のための指針の整備や研修を行うことなど、その他所要の事項を定めるものでございます。

13ページをご覧ください。

第32条は事業会計の区分を他の事業と区別するよう規定するものであり、第33条は、事業所の職員、設備、会計に関する記録の整備とそれらの保管期間等について定めるものです。

続いて、第3章、雑則でございます。

第34条は、事業者が記録、作成、保存等を行うもののうち、この条例の規定において書面等で行うとされているものについて電磁的記録により行うことができるよう規定するもので、第2項以降15ページにわたり、その運用手順等についても定めるものでございます。

また、第6項につきましては、第2項から第5項までの規定について、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用できるよう規定するものでございます。

最後に、附則についてでございます。

この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第8号 熊取町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）この議案につきましては、また事業厚生常任委員会で詳細は質問させていただきますが、1点だけ、特定乳児等通園支援事業者というこの言葉の規定ですが、特定乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の事業ですが、それに参加する民間事業者は今のところない、手を挙げる事業所がないという状況かと聞いておりますが、4月から熊取町の公立保育所、町立保育所で実施する予定となっているんですが、この事業者の中に熊取町の保育所も入るんでしょうか、その点だけ教えていただけますか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）町立保育所につきましても、この事業を行うに当たりましては町の確認作業というのが必要になりますので、届出というのは必要になります。ですので、この特定事業者の中には含まれるような形になります。

議長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議事の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「11時55分」から「13時00分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第13 議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）それでは、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行され、令和8年4月1日より子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い、国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものです。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものでございます。

右が現行、左が改正案です。

第10条の2についてでございます。現行の医療分、後期分、介護分に加えて子ども・子育て支援納付金について新たに規定することから、項立てで整理し、現行の賦課金に（４）子ども分を追加するものでございます。

3ページをご覧ください。

第10条の3につきましては、現行の基礎賦課総額について規定したのですが、こちらに子ども・子育て支援納付金をそれぞれ追加するものでございます。

5ページから6ページの第14条の6の2、第14条の6の5及び第14条の7につきましては、条例内の表現を統一するための文言整理でございます。

次に、第14条の13を追加し、子ども・子育て支援納付金賦課総額の規定を新たに設けるもので、「保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。」ものでございます。

8ページをご覧ください。

第14条の14の追加につきましては子ども・子育て支援納付金賦課額を定めるもので、「子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上の被保険者につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。」ものでございます。

第14条の15につきましては子ども・子育て支援納付金の所得割の算定を定めるもので、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の所得金額等に所得の保険料率を乗じて算定する規定を追加するものでございます。

第14条の16につきましては、所得割、被保険者均等割、18歳以上被保険者均等割、それぞれの保険料率を規定するための追加でございます。

9ページをご覧ください。

第14条の17につきましては、子ども・子育て支援納付金の賦課限度額に係る規定を追加するものでございます。

第17条につきましては、今回新たに追加する子ども・子育て支援納付金の規定に伴う項ずれや文言整理でございます。

少し飛びまして、11ページをご覧ください。

第18条につきましては低所得者の保険料の減額を規定したのですが、新たに子ども・子育て支援納付金の減額に関して、第5項において所得に応じて7割・5割・2割軽減される規定を追加すること及びそれに伴う文言整理でございます。

18ページをご覧ください。

第18条の2につきましては特例対象被保険者等の特例を規定するもので、雇用保険法に基づく非自発的失業者に対する保険料軽減措置の対象となる者の規定を子ども・子育て支援納付金についても適用するため、文言整理を行った上で改正するものでございます。

次に、19ページの第18条の3、未就学児の被保険者均等割の減額及び20ページの第18条の4、出産被保険者の保険料の減額につきましては、子ども・子育て支援納付金賦課額を減額の対象とする規定を追加するものでございます。

22ページをご覧ください。

第18条の5につきましては、18歳未満の被保険者に対する子ども・子育て支援納付金均等割額の減額に係る規定を新たに追加するものでございます。

最後に、附則でございます。

施行期日について、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、経過措置に関する規定でございます。

この条例による改正後の新条例の第10条の2、第14条の13から第14条の17まで及び第17条から第

18条の5までの規定は令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の前年度分の保険料につきましては、なお従前の例によるものとさせていただきます。

また、新条例第14条の17の規定は令和9年度以後の年度分の保険料について適用し、令和8年度分の保険料については、第14条の17中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた令第29条の7第5項第10号に掲げる額」とあるのは、「令第29条の7第5項第10号に掲げる額」と読み替えるものとさせていただきます。

以上で、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第14 議案第10号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、議案第10号 介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございます。

令和7年度税制改正における給与所得控除の最低保障額引上げに伴い、介護保険料の標準段階に係る基準の見直しが行われるため、介護保険条例の一部を改正するものです。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

令和8年度限りの保険料率算定に係る特例のため、附則第9条及び附則第10条を追加するものとさせていただきます。

2ページをご覧ください。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正するものとさせていただきます。

次の表の右が改正前、左が改正後でございます。

2ページから5ページにかけての附則第9条については、令和8年度分の保険料率の算定に用いる令和7年度の給与所得の金額、合計所得金額について、令和7年度税制改正前の給与所得控除の内容で算定した場合と同じ結果となるよう算定方法の特例について追加するものとさせていただきます。

続きまして、6ページから8ページをご覧ください。

附則第10条については、令和8年度の市町村民税の非課税者のうち、令和7年度税制改正前の給与所得控除の内容で令和7年度分の給与所得の金額、合計所得金額を算定した場合に非課税者の基準に達しない者は、令和8年度分の保険料率の算定に当たり、令和8年度分の市町村民税が課されている者とみなすとする基準の特例について追加するものとさせていただきます。

附則でございます。

この条例は、令和8年4月1日から施行するものとさせていただきます。

以上で、議案第10号 介護保険条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第15 議案第11号 工事請負変更契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）の件及び日程第16 議案第12号 工事請負契約の締結について（熊取町立熊取図書館整備工事）の件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）それでは、議案第11号 工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。

熊取町立総合体育館整備工事について、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、契約の目的でございます。熊取町立総合体育館整備工事です。

契約の金額は、変更前が8億3,862万9,000円、変更後は8億8,921万8,000円となり、5,058万9,000円の増額となるものです。

契約の相手方は、大阪府大阪市平野区長吉川辺3丁目1番14号、株式会社マツダ・シティーズ、代表取締役松田吉弘でございます。

本件工事につきましては、令和7年6月議会定例会におきまして工事請負契約の締結についてご可決いただき、契約を締結いたしました。このたび契約金額について変更の必要が生じたので、議案を提出するものでございます。

次に、変更内容の概要について説明いたします。

次の2ページをお開きください。

工事概要でございます。

工事名称は、熊取町立総合体育館整備工事。

工事箇所は、熊取町久保5丁目地内。

変更工事の概要でございます。①シャワーの温度調整改善として機器の更新、②設備老朽化の対応として衛生器具の改修、③プール無料開放実施への対応としての工期の延長、④その他といたしまして防火設備等の改修でございます。

変更する工期限は、令和8年12月18日から令和9年1月29日までに延長するものでございます。

次の3ページは、1階、2階の改修工事箇所の平面図をお示ししてございます。

以上で、議案第11号 工事請負変更契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第12号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

熊取町立熊取図書館整備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございます。熊取町立熊取図書館整備工事です。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、2億6,194万1,900円です。

契約の相手方は、大阪府泉南郡熊取町小垣内2丁目841番地の4、株式会社阪南工務店、代表取締役植圃清美でございます。

続きまして、入札の経過についてご説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱をはじめ、熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、令和8年1月14日付で指名連絡をファクスにて5者に行いました。令和8年2月17日執行の応札業者4者による開札において最低価格を提示した4者において、落札者をくじ引により決定いたしました。

た。

次に、2ページをお開きください。

工事概要でございます。

工事名称は、熊取町立熊取図書館整備工事です。

工事箇所は、熊取町野田4丁目地内。

工事概要ですが、a. 大規模改修工事といたしまして内装改修工事1式、トイレ改修工事1式、エレベーター改修工事1式、自動ドア取替え3か所、防火シャッター取替え3か所。bとしまして非構造部材改修工事でございます。一般開架室天井改修工事として645平方メートル、ガラス飛散防止フィルム貼りとして514平方メートル、書架耐震固定として52か所でございます。

工期は、議決日より令和9年2月26日まででございます。

次の3ページに平面図、改修工事箇所をお示ししてございます。

以上で、議案第12号 工事請負契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第17 議案第13号 町有財産の無償譲渡についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、議案第13号 町有財産の無償譲渡についてご説明申し上げます。

旧大宮老人憩いの家については、耐震基準を満たしていないことから、大宮区より大宮地区集会所として移転を伴う建設要望を受け、令和6年4月1日付で大宮区地区集会所建設及び大宮区老人憩いの家併設大宮会館の処分に係る基本協定書を締結の上、移転先での建設が進められてきました。このたび、大宮区地区集会所の開所に伴い、用途廃止した旧大宮老人憩いの家を大宮区に無償譲渡を行うものでございます。

それでは、議案の内容につきましてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

町有財産の無償譲渡について、下記のとおり町有財産を無償で譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1. 建物の名称、旧大宮老人憩いの家でございます。

2. 建物の所在地、泉南郡熊取町大宮2丁目486番3、泉南郡熊取町大宮2丁目487番1、泉南郡熊取町大宮2丁目904番でございます。

3. 譲渡物件、建物、木造平屋建て74.08平方メートル、鉄骨造平屋建て122.86平方メートル、合計196.94平方メートル、備品、エアコン3点、カーテン3点、テレビ1点。

続きまして、2ページをご覧ください。

消火器4点、冷蔵庫1点、合計12点でございます。

4. 譲渡先、泉南郡熊取町大宮2丁目5番12号、大宮区、代表者南浦 敬でございます。

5. 譲渡予定日、令和8年4月1日でございます。

以上で、議案第13号 町有財産の無償譲渡についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第18 議案第14号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、議案第14号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算の主な内容でございますが、歳入については国・府支出金などの確定に伴うもの、歳出については一定の不用額が発生するもの及び事業未執行のもの、国補正予算に係る補助金を活用する事業などがございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,066万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ178億8,463万4,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては継続費の補正、第3条は繰越明許費の補正、第4条は地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

第2表継続費補正、1、変更でございます。

款 教育費、項 保健体育費の総合体育館大規模改修事業につきまして、令和6年度から8年度の3年間で総額9億4,041万8,000円の継続費を設定しておりますが、その年割額について、令和7年度は補正前の2億6,400万円から1億9,124万円に減額し、令和8年度は補正前の5億85万8,000円から5億7,361万8,000円に増額するものでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

第3表繰越明許費補正、1、追加でございます。

款 総務費、項 総務管理費の住民記録システム改修事業295万1,000円、項 戸籍住民基本台帳費の戸籍附票システム等改修事業292万6,000円、款 衛生費、項 上水道費の上水道事業会計出資事業3,000万円、款 土木費、項 道路橋りょう費のボックスカルバート点検事業510万円につきましては、いずれも国補正予算に伴う国庫補助金を活用するために令和7年度に予算計上し、全額次年度に繰り越すものでございます。

一番下の款 消防費、項 消防費の大阪府衛星無線等再整備事業1,054万5,000円につきましては、大阪府衛星無線整備計画の見直しに伴う工期延長により次年度に繰り越すものでございます。

次に、7ページをご覧ください。

第4表地方債補正、1、追加でございます。

水道事業会計出資債につきましては、国補正に伴う繰越明許費補正でございました水道事業会計出資事業、水道管路の耐震化に対する出資金の財源として借り入れるもので、限度額は3,000万円でございます。

続いて、2の変更でございますが、町道舗装事業につきましては、町道舗装修繕工事の財源として借り入れるもので、限度額を補正前の2,470万円から2,020万円に減額するものでございます。

路面下空洞化対策事業につきましては、路面下空洞補修工事の財源として借り入れるもので、限度額を補正前の110万円から80万円に減額するものでございます。

総合体育館非構造部材耐震補強事業につきましては、総合体育館大規模改修工事の財源として借り入れるもので、限度額を補正前の1億3,060万円から7,900万円に減額するものでございます。

いずれも、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。10ページ、11ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 町税、項 町民税の所得割の1億3,000万円の増額につきましては決算見込みによるものでございます。

次の款 利子割交付金500万円及び款 配当割交付金1,000万円及び款 株式等譲渡所得割交付金4,000万円及び款 法人事業税交付金600万円、款 地方消費税交付金8,000万円のそれぞれ増額及び款 地方特例交付金の500万円の減額につきましては、それぞれ交付見込みによるものでございます。

次の款 地方交付税の普通交付税2億6,959万4,000円の増額につきましては、追加交付によるものでございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金の障がい者自立支援給付費負担金150万円の増額につきましては、介護訓練等給付費に充当するものでございます。

その下の障がい児通所給付費等負担金200万円の増額につきましては、障がい児通所給付費に充当するものでございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

右側、13ページ一番上、保険基盤安定負担金312万8,000円の減額につきましては、国庫負担金の確定によるものでございます。

次に、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金587万7,000円の増額につきましては、国補正に伴う繰越明許費補正でございました住民記録システム改修事業及び戸籍附票システム等改修事業の財源として追加交付されるものでございます。

次に、目 民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金46万6,000円の増額につきましては、民間保育所等に対する事業継続支援事業に充当するものでございます。

次に、目 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金293万8,000円の減額につきましては、補助金の確定による513万8,000円の減及び国補正予算に伴う繰越明許費補正、ボックスカルバート点検事業の財源として220万円追加交付されるものでございます。その下の都市構造再編集中支援事業費補助金4,690万円の減額につきましては、総合体育館大規模改修工事に係る補助金の確定によるものでございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 民生費府負担金の障がい者自立支援給付費負担金75万円の増額につきましては、国庫と同じく介護訓練等給付費に充当するものでございます。その下の障がい児通所給付費等負担金100万円の増額につきましても、国庫と同じく障がい児通所給付費に充当するものでございます。その下、保険基盤安定負担金1,010万6,000円の減額につきましては、府負担金の確定によるものでございます。

次に、項 府補助金、目 総務費府補助金のスマートシティ戦略推進補助金59万9,000円の増額につきましては、大阪府デジタル人材シェアリング事業に充当するものでございます。

その下の目 民生費府補助金の子ども・子育て支援交付金46万6,000円の増額につきましては、国庫と同じく民間保育所等の事業における事業継続支援事業に充当するものでございます。

その下、目 農林水産業費府補助金の森林病虫害等防除事業補助金152万2,000円の減額につきましては、対象被害木がなかったことに伴う未執行によるものでございます。

次に、項 委託金、目 土木費委託金の主要地方道泉佐野打田線歩道整備事業委託金1,476万9,000円の減額につきましては、当該事業の執行見込額減によるものでございます。

次に、款 財産収入、項 財産運用収入、目 利子及び配当金の基金利子94万9,000円の増額につきましては、決算見込みによるものでございます。

その下、項 財産売払収入、目 不動産売払収入の土地売払収入392万7,000円の増額につきましては、旧里道敷、水路敷等の町有財産払下げに伴う収入でございます。

14ページ、15ページをご覧ください。

款 寄附金、項 寄附金、目 総務費寄附金のくまとりふるさと応援寄附金2,525万7,000円の減額につきましては、寄附金の見込みによるものでございます。

次の款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金1億円、財政調整基金繰入金2億1,225万5,000円、くまとりふるさと応援基金繰入金2億円、減債基金繰入金1億円のそれぞれ減額につきましては、財源調整または財源振替によるものでございます。

次の款 諸収入、項 雑入、目 雑入の電算機使用負担金683万3,000円の増額につきましては、介護保険事業特別会計に係るシステム改修によるものでございます。その下のデジタル基盤改革支援補助金6,575万2,000円の減額につきましては、標準準拠システムの移行時期変更に伴う執行見込額の減によるものでございます。その下のスポーツ振興くじ助成金1,839万9,000円の増額につきましては、総合体育館大規模改修工事の一部に充当するものでございます。

最後に、款 町債につきましては第4表の説明で申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

なお、財源振替の項目については説明を省略させていただきます。

16ページ、17ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業（一般管理費一般職分）、退職手当2,406万7,000円の増額につきましては、職員退職に伴う所要見込額の増によるものでございます。

次の目 財産管理費の財政調整基金積立事業、財政調整基金積立金100万円の増額につきましては、基金利子の決算見込みによるものでございます。その下、公共施設整備基金積立事業、公共施設整備基金積立金486万1,000円の増額につきましては、歳入でございました土地売払収入及び基金利子の積立ででございます。その下、減債基金積立事業、減債基金積立金3,355万1,000円増額につきましては、地方交付税の追加交付の際、令和8年、9年度で措置される予定だった臨時財政対策債償還基金費の一部が令和7年度で措置されたことに伴い積み立てるものでございます。

次の目 企画費のくまとりふるさと応援基金積立事業、くまとりふるさと応援基金積立金2,672万7,000円の増額につきましては、寄附実績による積立ででございます。その下、くまとりふるさと応援寄附事業、クレジットカード等決済手数料282万1,000円の減額、返礼品委託料2,545万円の減額、ふるさと応援寄附支援業務委託料970万円の減額、ポータルサイト使用料1,045万円の減額につきましては、それぞれ執行見込額の減によるものでございます。

次の目 電子計算費の電子計算システム整備事業、電子計算システム開発委託料9,873万5,000円の減額につきましては、国補正に伴う繰越明許費補正、住民記録システム改修事業分の295万1,000円の増額及び標準準拠システム移行時期変更に伴う執行見込みの減によるものでございます。その下、電子計算システム管理事業、電子計算機器管理運営委託料198万円の減額、電子計算機器賃借料613万8,000円の減額、情報システムクラウド使用料1,607万1,000円の減額につきましては、それぞれ標準準拠システムの移行時期変更に伴う執行見込額の減によるものでございます。

次の項 戸籍住民基本台帳費、目 戸籍住民基本台帳費の戸籍事務事業、電子計算システム開発委託料184万8,000円の増額及びコンビニ交付システム開発委託料107万8,000円の増額につきましては、国補正に伴う繰越明許費補正、戸籍附票システム等改修事業のシステム改修経費でございます。その下の戸籍振り仮名追加業務委託料751万7,000円の減額につきましては、執行見込みの減によるものでございます。

続きまして、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉費の障がい者自立支援給付事業、介護・訓練等給付費300万円の増額につきましては、執行見込額の増によるものでございます。

18ページ、19ページをご覧ください。

項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の民間保育所等助成事業、保育事業補助金47万5,000円の増額及びその2つ下の学童保育運営事業、学童保育所指定管理委託料85万円の増額につきましては、物価高騰対策として国補正において措置された民間事業者等に対する事業継続支援でございます。その1つ上、児童発達支援事業、障がい児通所給付費400万円の増額につきましては、執行見込額の増によるものでございます。

次の項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の保険基盤安定繰出事業、保険基盤安定繰出金1,764万4,000円の減額及び国民健康保険事業特別会計繰出事業、国民健康保険事業特別会計繰出金749万4,000円の増額及びその次の項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金1,784万8,000円の増額につきましては、繰り出し金額の確定によるものでございます。

次に、款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費の高齢者予防接種事業、個別接種委託料2,800万円の減額につきましては、執行見込額の減によるものでございます。

次の項 上水道費、目 上水道費の水道事業会計出資事業、水道事業会計出資金3,000万円の増額につきましては、国補正に伴う繰越明許費補正、水道事業会計出資事業の財源として借入予定の水道事業会計出資債3,000万円を全額出資するものでございます。

次に、款 農林水産業費、項 林業費、目 林業振興費の町有林管理事業、害虫駆除委託料430万円の減額につきましては、対象被害木がなかったことに伴う執行見込額の減によるものでございます。

20ページ、21ページをご覧ください。

款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費の産業活性化基金積立事業、産業活性化基金積立金6万5,000円の増額につきましては、基金利子の積立てによるものでございます。

次の款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路維持費の道路維持事業、測量・設計・監理等委託料1,200万円の減額につきましては、国補正に伴う繰越明許費補正、ボックスカルバート点検事業510万円の増額及び執行見込みの減、町道等補修工事費900万円の減額につきましては、執行見込額の減によるものでございます。

その下、目 道路新設改良費の熊取駅西整備事業、用地購入費290万6,000円の減額及び物件移転等補償費1,160万7,000円の減額につきましては、それぞれ執行見込額の減によるものでございます。

次に、項 河川費、目 浸水対策費の浸水対策事業、測量・設計・監理等委託料500万円の減額につきましては、執行見込額の減によるものでございます。

次に、項 都市計画費、目 公園費の公園維持管理事業、永楽ゆめの森公園及び永楽墓苑指定管理委託料640万円の増額につきましては、公園駐車場利用料金見込額の減に伴うものでございます。その下、草刈工事費700万円の減額につきましては執行見込額の減によるものでございます。

続いて、款 消防費、項 消防費、目 常備消防費の泉州南消防組合運営事業、泉州南消防組合負担金2,739万6,000円の増額につきましては、人事院勧告及び退職手当に伴うものでございます。

その下の目 災害対策費のくまとり防災基金積立事業、くまとり防災基金積立金15万8,000円の増額につきましては、基金利子の積立てによるものでございます。

22ページ、23ページをご覧ください。

2段目、款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校教育情報化推進事業、校用器具費1,200万円、目 教育振興費の小学校就学援助事業、要保護・準要保護児童就学援助費600万円、目 建設事業費の小学校施設整備事業、プレハブ借上料784万6,000円、施設整備工事費2,727万円、その下、項 中学校費、目 学校管理費の中学校教育情報化推進事業、校用器具費1,000万円、目 教育振興費の中学校就学援助事業、要保護・準要保護生徒就学援助費1,000万円のそれぞれ減額につきましては、執行見込額の減によるものでございます。

1つ飛びまして、項 保健体育費、目 体育施設費の体育施設維持管理事業、測量・設計・監理等委託料596万3,000円の減額、大規模改修工事費6,679万7,000円の減額につきましては、継続費補

正でも説明いたしました総合体育館大規模改修工事及び工事監理の年割額の変更によるものでございます。

24ページから26ページまでの補正予算給与費明細書、27ページの継続費の補正調書、28ページの地方債の補正調書につきましては、それぞれ今回の補正予算に係る調書となっておりますので、後ほどお目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、議案第14号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第19 議案第15号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。橘健康福祉部理事。

健康福祉部理事（橘 和彦君）それでは、議案第15号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の主な補正の内容は、保険基盤安定負担金、未就学児均等割保険料免除及び産前産後保険料免除に伴う繰入金の確定、地方交付税算定における係数の変更に伴う財政安定化支援事業繰入金の増額並びにマイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るシステム改修費及びPay-easy端末更新費用による特別調整交付金の確定に伴う補正となっております。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきまして、4ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、先に1つ飛ばしまして2段目の款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 社会保障・税番号制度システム整備費補助金1万3,000円の増額につきましては、国費の確定によるものでございます。

次に、款 府支出金、項 府補助金、目 保険給付費等交付金1,161万7,000円の増額につきましては、府費の確定によるものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）1,138万9,000円の減額、保険基盤安定繰入金の保険者支援分589万7,000円の減額、職員給与費等繰入金1,163万円の減額、財政安定化支援事業繰入金1,912万4,000円の増額、未就学児均等割保険料繰入金37万円の減額及び産前産後保険料繰入金1万2,000円の増額につきましては、それぞれ本年度の繰入額が確定したことによるものでございます。

なお、一番上の款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 国民健康保険料148万円の減額につきましては、一般会計の繰入額の確定に伴う財源調整でございます。

続きまして、8ページ、9ページの歳出予算は財源振替を行ったものでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第15号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第20 議案第16号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、議案第16号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の主な補正予算の内容でございますが、介護給付費の実績に伴う増額及び令和8年度の保険料率算定に係るシステム改修費計上と、それに伴う国費、府費等をそれぞれの負担割合に応じて補正するものでございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,223万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億8,968万円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、4ページ以降の事項別明細書によりご説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 介護給付費負担金2,308万円の増額、その下の項 国庫補助金、目 調整交付金144万3,000円の増額、1つ飛ばしまして款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 介護給付費交付金3,115万8,000円の増額、その下の款 府支出金、項 府負担金、目 介護給付費負担金の1,442万5,000円の増額、その下の款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 介護給付費繰入金の1,442万5,000円の増額につきましては、介護給付費の増額に伴うそれぞれの法定負担分を増額計上するものでございます。

次に、恐れ入りますが上から2段目にお戻りいただきまして、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 介護保険事業費補助金のシステム改修補助金341万円の増額及び下から2段目の款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 その他一般会計繰入金の事務費繰入金342万3,000円の増額につきましては、令和8年度の保険料の算定等に係る特例に対応するためのシステム改良によるものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金3,086万9,000円の増額につきましては、介護給付費の増額に伴い不足する保険料を準備基金から補填するものでございます。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の電子計算機使用負担金683万3,000円の増額につきましては、先ほどご説明いたしましたシステム改修経費による増額でございます。

その下の款 保険給付費、項 介護サービス等諸費、目 介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費の1億1,540万円の増額につきましては、令和7年度介護給付費の給付見込みから増額計上するものでございます。

以上で、議案第16号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第21 議案第17号 令和7年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）それでは、議案第17号 令和7年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の主な補正内容でございますが、墳墓返還見込数の増加に伴う墓苑使用料等還付金の増額及び使用区画数の確定に伴う使用料及び手数料の減額となっております。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

令和7年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとしてございます。

第1条 歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ451万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,782万2,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので説明を省略させていただき、6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 基金繰入金、目 墓地基金繰入金385万2,000円の増額につきましては、歳出における墓苑使用料等還付金の財源でございます。

次に、款 使用料及び手数料、項 使用料、目 墓苑使用料818万円の減額につきましては、永代使用料において、当初の売却見込み数20件に対し売却できたのが7件となったことによるものでございます。

また、その下の項 手数料、目 墓苑手数料21万6,000円の減額につきましては、管理手数料において当初の納付対象者を490人と見込んでおりましたが、467人に確定となったことによるものでございます。

次に、款 財産収入、項 財産運用収入、目 利子及び配当金2万6,000円の増額につきましては、墓地基金利子の増加によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 墓苑費、項 墓苑費、目 墓苑総務費の墓苑使用料等還付金385万2,000円の増額につきましては、当初、墳墓の返還者数を18件と見込んでおりましたが、年度末見込みにおいて37件に上方修

正したことによるものでございます。

次に、款 基金積立金、項 基金積立金、目 墓地基金積立金837万円の減額につきましては、歳入における使用料及び手数料の減額分と墓地基金利子の増額分を相殺したことによるものでございます。

以上で、議案第17号 令和7年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第22 議案第18号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）それでは、議案第18号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の内容ですが、令和7年4月人事異動及び人事院勧告に伴う退職手当負担引当金繰入額に係る補正を行うものでございます。

それでは、資料の1ページをご覧ください。

第1条の総則でございます。

令和7年度熊取町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条 収益的収入及び支出の補正でございます。

令和7年度熊取町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出として、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用の既決予定額に45万5,000円を増額し、補正後の額を10億5,021万2,000円とするものでございます。それにより、第1款 下水道事業費用の補正後の額を11億5,221万9,000円とするものでございます。

次に、第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費を次のとおり補正するものでございます。

職員給与費の既決予定額に45万5,000円増額し、補正後の額を9,922万1,000円とするものでございます。

次の2ページは、令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画でございます。

詳細については、6ページの説明書でご説明いたしますので、6ページをお開きください。

収益的支出でございます。

第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用の総係費45万5,000円を増額は、人事異動及び人事院勧告に伴う退職手当負担引当金繰入額によるものでございます。

以上により、収益的支出合計の既決予定額11億5,176万4,000円に補正予定額45万5,000円を増額し、11億5,221万9,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

令和7年度熊取町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第3号）でございます。

4ページは、補正予算給与費明細書でございます。

また、5ページは令和7年度熊取町下水道事業予定貸借対照表補正（第3号）でございます。
いずれもこのたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくさせていただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第18号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（文野慎治君）次に、日程第23 議案第19号 令和8年度熊取町一般会計予算の件、日程第24 議案第20号 令和8年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第25 議案第21号 令和8年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第26 議案第22号 令和8年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第27 議案第23号 令和8年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び日程第28 議案第24号 令和8年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上6件を一括議題といたします。
本6件について順次説明を求めます。

初めに、議案第19号 令和8年度熊取町一般会計予算について説明を求めます。南副町長。

副町長（南 和仁君）それでは、議案第19号 令和8年度熊取町一般会計予算についてご説明申し上げます。

8年度における町政運営の基本的な考え方と主要な施策につきましては町長が町政運営方針によって申し上げましたので、私からは予算の内容につきまして予算書に基づき、主に増減額が大きかったものを中心にご説明申し上げます。

予算書の3ページをご覧ください。

議案第19号 令和8年度熊取町一般会計予算。

令和8年度熊取町の一般会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

まず、第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ182億4,090万3,000円で、令和7年度と比較いたしますと12億6,025万5,000円、7.4%の増でございます。

第1条第2項では、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によることとさせていただきます。主な増減など内容につきましては、後ほどご説明いたします。

続いて、第2条につきましては債務負担行為、第3条は地方債ですので、こちらも順次ご説明いたします。

次に、第4条の一時借入金でございます。これは、一時的な資金繰りのために金融機関等から資金を借り入れる場合の限度額を定めたものでございます。令和8年度も前年度と同様に10億円を限度として設定してございます。

次に、第5条 歳出予算の流用でございます。各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用を可能とすると定めてございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

第2表債務負担行為でございます。

主なものとして、上から2段目の総合体育館指定管理委託につきましては、令和12年度までの期間で限度額が3億3,888万6,000円でございます。

次のOA機器等賃借及び保守委託につきましては、令和13年度までの期間で限度額は1億159万2,000円でございます。

次の永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑指定管理委託につきましては、令和12年度までの期間で限度額は8,877万6,000円となっております。

続いて、9ページをご覧ください。

第3表地方債でございます。

上から人事給与システム整備事業440万円、保育所支援システム整備事業600万円、広域廃棄物処理場整備事業150万円、ごみ処理施設整備事業2,100万円、町道舗装事業2,470万円、交通安全施設整備事業310万円、熊取駅東西自由通路改修事業270万円、路面下空洞化対策事業130万円、町道高田桜谷線法面修繕事業290万円。

続いて、10ページをご覧ください。

公園整備事業1,350万円、河川維持事業1,680万円、朝代地区浸水対策事業3,940万円、小学校施設改修事業4,850万円、小学校情報通信ネットワーク整備事業2,840万円、中学校空調機器整備事業で3億2,470万円、中学校情報通信ネットワーク整備事業で1,680万円、総合体育館非構造部材耐震補強事業で2億6,670万円、図書館大規模改修事業1億4,370万円となっております。合計で9億6,610万円となっております。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、表に記載しているとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に従いまして説明させていただきます。

16ページをご覧ください。

まず、町税でございます。

項 町民税、目 個人につきましては22億9,767万8,000円で前年度比8,175万8,000円の増額となり、次の目 法人につきましては1億453万6,000円で前年度比1,001万8,000円の減額となり、町民税合計で24億221万4,000円で、前年度比7,174万円の増額となっております。増額の主な要因につきましては、賃金上昇等による個人住民税の増加などによるものでございます。

次に、項 固定資産税につきましては17億2,837万2,000円で、前年度比1,096万円の増額となっております。主な要因は、新築家屋の増などによるものでございます。

次に、項 軽自動車税につきましては、環境性能割と種別割を合わせまして1億3,250万円で、前年度比144万6,000円の減額となっております。主な要因は、環境性能割の廃止によるものでございます。

その下、項 町たばこ税につきましては1億8,902万円で、前年度比146万円の減額となっております。主な要因は、売渡し本数の減によるものでございます。

次の地方譲与税からその次のページにございます各種交付金や地方交付税につきましては、国が発表する地方財政計画の伸び率などを参考に算定してございます。

18ページをご覧ください。

上から3段目の株式等譲渡所得割交付金につきましては1億400万円で、前年度比5,000万円の増額となっております。

その2つ下、地方消費税交付金につきましては10億4,000万円で、前年度比7,300万円の増額となっております。

その3つ下、地方特例交付金につきましては9,000万円で、前年度比3,200万円の増額となっております。これは、地方揮発油譲与税の暫定税率廃止と環境性能割の廃止に対する補填相当額を計上させていただいたものでございます。

一番下、地方交付税につきましては41億1,300万円で、前年度比2億2,000万円の増額となっております。

続きまして、22ページをご覧ください。

使用料及び手数料でございます。

2段目、項 手数料、目 衛生手数料につきましては1億763万円で、前年度比3,267万5,000円の増額となっております。これは、右側23ページにございますごみ処理手数料の見直し及びサイ

ズの追加導入に係る一般廃棄物処理手数料の増加などによるものでございます。

続きまして、24ページをご覧ください。

国庫支出金でございます。

項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金につきましては22億6,183万7,000円で、前年度比1億2,374万3,000円の増額となっております。これは、右側25ページにございます障がい者自立支援給付費負担金や子どものための教育・保育給付交付金の増加などによるものでございます。

続きまして、2段目の項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金につきましては1億3,756万8,000円で、前年度比9,983万2,000円の増額となっております。これは、右側25ページにございます総務管理費補助金の地方創生臨時交付金の増加によるものでございます。

2つ飛ばしまして、目 土木費国庫補助金につきましては4億6,716万2,000円で、前年度比2億8,252万5,000円の増額となっております。これは、右側25ページにございます都市計画費補助金の都市構造再編集集中支援事業費補助金につきまして、総合体育館及び図書館の大規模改修に係る工事費等の増加によるものでございます。

次に、26ページをご覧ください。

2段目の府支出金でございます。

項 府負担金、目 民生費府負担金につきましては10億5,344万8,000円で、前年度比5,801万1,000円の増額となっております。これは、右側27ページにございます障がい者自立支援給付費負担金や子どものための教育・保育給付交付金の増加などによるものでございます。

次に、28ページをご覧ください。

項 府補助金の一番下の目 教育費府補助金につきましては7,913万3,000円で、前年度比6,517万3,000円の増額となっております。これは、右側29ページにございます小学校給食費無償化に係る給食費負担軽減交付金の皆増によるものでございます。

一番下の項 委託金、目 総務費委託金につきましては7,786万9,000円で、前年度比3,849万5,000円の減額となっております。これは、参議院議員選挙費委託金と国勢調査交付金の皆減などによるものでございます。

30ページをご覧ください。

上から4段目、繰入金でございます。

項 基金繰入金、目 くまとりふるさと応援基金繰入金につきましては4億6,000万円で、前年度比2億6,000万円の減額など、基金繰入金合計は15億4,747万7,000円で、前年度比2億4,649万6,000円の減額となっております。

32ページをご覧ください。

5段目の款 諸収入、項 雑入、目 雑入につきましては2億5,948万2,000円で、前年度比5,227万8,000円の減額となっております。これは、35ページにございます標準準拠システムに係るデジタル基盤改革支援補助金が減少したことなどによるものとなっております。

次の町債につきましては、36ページをご覧ください。

先ほど第3表地方債のところでご説明申し上げましたが、合計が9億6,610万円で、前年度比4億6,050万円の増額となっております。これは、中学校空調機器整備事業債や総合体育館非構造部材耐震補強事業債、図書館大規模改修事業債が増加したことなどによるものでございます。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、歳出予算につきましては、主なものを前年度と比較しながら説明申し上げます。

40ページをご覧ください。

総務費でございます。

項 総務管理費の目 一般管理費につきましては9億5,468万6,000円で、前年度比6,155万5,000円の増額となっております。これは、右側11ページにございます職員給与関係事業（一般管理費一般職分）におきまして、定年退職の増により退職手当が増額したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、52ページをご覧ください。

目 財産管理費につきましては1億2,350万3,000円で、前年度比5,926万4,000円の増額となっております。これは、55ページの一番下、町有地処分事業において、未利用地の処分に係る経費が増加したことなどによるものでございます。

また少し飛びまして、62ページをご覧ください。

目 電子計算費につきましては3億4,753万3,000円で、前年度比1億1,687万1,000円の減額となっております。これは、63ページの電子計算システム整備事業において、標準準拠システム移行に係るシステム開発委託料が減少したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、76ページをご覧ください。

項 統計調査費の目 指定統計費につきましては237万7,000円で、前年度比2,339万9,000円の減額となっております。これは国勢調査事業の皆減によるものでございます。

続きまして、民生費でございます。

78ページをご覧ください。

項 社会福祉費の目 社会福祉費につきましては13億2,450万9,000円で、前年度比1億603万9,000円の増額となっております。これは、少し飛びまして83ページにございます障がい者自立支援給付事業において、介護・訓練等給付費が増加したことなどによるものとなっております。

次に、90ページをご覧ください。

目 後期高齢者医療費につきましては8億4,698万1,000円で、前年度比5,015万9,000円の増額となっております。これは、91ページの後期高齢者医療事務事業の療養給付費負担金が増加したことなどによるものとなっております。

次に、92ページをご覧ください。

項 児童福祉費の目 児童福祉総務費につきましては20億5,713万9,000円で、前年度比8,125万8,000円の増額となっております。これは、民間保育所等助成事業におきまして、95ページにございます民間保育所運営委託料や施設型給付費が増加したことなどによるものとなっております。

次に、96ページをご覧ください。

目 児童福祉施設費につきましては13億988万2,000円で、前年度比8,253万2,000円の増額となっております。これは、99ページにございます児童発達支援事業におきまして障がい児通所給付費が増加したことや、101ページにございます学童保育運営事業におきまして臨時学童保育所管理委託料が皆増したことなどによるものとなっております。

次に、102ページをご覧ください。

3段目、項 介護保険費の目 介護保険費につきましては7億3,478万4,000円で、前年度比5,153万1,000円の増額となっております。これは、介護保険特別会計繰出事業におきまして、103ページにございますように介護保険特別会計繰出金が増加したことなどによるものでございます。

続いて、衛生費に移ります。

106ページをご覧ください。

項 保健衛生費の目 予防費につきましては3億2,335万9,000円で、前年度比2,068万9,000円の減額となっております。これは、109ページの高齢者予防接種事業において個別接種委託料が減少したことなどによるものでございます。

続いて、土木費に移ります。

少し飛びまして、136ページをご覧ください。

項 道路橋りょう費、目 道路維持費につきましては1億8,338万2,000円で、前年度比6,390万7,000円の減額となっております。これは、道路維持事業において次の137ページにございます町道等維持修繕工事費が減少したことなどによるものでございます。

次に、140ページをご覧ください。

項 河川費、目 河川維持費につきましては2,118万5,000円で、前年度比4,495万9,000円の減額

となっております。これは、右側141ページにございます河川維持事業において維持修繕工事費が減少したことなどによるものでございます。

続きまして、142ページをご覧ください。

項 都市計画費、目 公園費につきましては1億9,559万2,000円で、前年度比1,511万7,000円の増額となっております。これは、公園維持管理事業において次の145ページにございます公園等維持修繕工事費が増加したことなどによるものでございます。

次に、消防費に移ります。

148ページをご覧ください。

項 消防費、目 常備消防費につきましては6億1,961万4,000円で、前年度比2,824万2,000円の増額となっております。これは、泉州南消防組合運営事業において組合負担金が増加したことなどによるものでございます。

次に、150ページをご覧ください。

目 災害対策費につきましては1,333万3,000円で、前年度比2,800万4,000円の減額となっております。これは、防災事業において防災行政無線長寿命化更新に係る修繕料が減少したことなどによるものでございます。

続きまして、教育費に移ります。

少し飛びまして、160ページをご覧ください。

項 小学校費の目 学校管理費につきましては3億7,011万円で、前年度比7,318万5,000円の減額となっております。これは、165ページの小学校教育情報化推進事業におきまして、1人1台のG I G A端末更新に係る校用器具費の減少などによるものでございます。

次に、166ページをご覧ください。

目 学校給食費につきましては3億523万7,000円で、前年度比1億847万3,000円の増額となっております。これは、小学校給食におきまして、169ページにございます給食費の無償化に伴う給食費補助金の増加などによるものでございます。

次に、174ページをご覧ください。

目 建設事業費につきましては3億3,895万9,000円で、前年度比3億1,516万7,000円の増額となっております。これは、中学校施設整備事業において屋内運動場空調設置に係る施設整備費、工事費の増加などによるものとなっております。

少し飛びまして、186ページをご覧ください。

項 社会教育費の目 図書館費につきましては4億6,370万6,000円で、前年度比3億2,075万1,000円の増額となっております。これは、189ページの図書館施設管理事業におきまして図書館の大規模改修工事費が皆増したことなどによるものとなっております。

続いて、192ページをご覧ください。

項 保健体育費の目 体育施設費につきましては7億3,818万1,000円で、前年度比3億2,297万4,000円の増額となっております。これは、195ページにございます体育施設維持管理事業におきまして総合体育館の大規模改修工事が増加したことなどによるものです。

次に、196ページをご覧ください。

公債費につきましては、目 元金が10億3,220万4,000円で前年度比4,553万3,000円の増額となっており、その下の利子につきましては6,078万円で、前年度比1,362万5,000円の増額となっております。

その下、災害復旧費につきましては、一番下の項 公共土木施設災害復旧費の目 河川災害復旧費におきまして2億2,235万7,000円で、前年度比1,773万円の増額となっております。

次に、198ページをご覧ください。

予備費につきましては、緊急かつやむを得ない場合に予算外の支出や予算超過の支出に充てるため、前年度と同様の予算措置をしてございます。

200ページ以降につきましては、給与費明細書、継続費に係る調書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書となっておりますので、別途配付してごきます予算附属資料と併せて後ほどお目通しのほどよろしくお願ひいたします。

以上で、議案第19号 令和8年度熊取町一般会計予算についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）次に、議案第20号 令和8年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算及び議案第21号 令和8年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。橘健康福祉部理事。健康福祉部理事（橘 和彦君）それでは、議案第20号 令和8年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の3ページをご覧ください。

令和8年度熊取町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億6,808万7,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

次に、第2条 一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を5億円と定めるものでございます。

第3条では、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものであり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合、同一款内でのこれらの経費の各項の間で流用を規定しております。

それでは、内容につきましては、9ページ以降の事項別明細書で主な項目のみ説明させていただきます。

9ページ、10ページは総括ですので、説明は省略させていただきます。

12ページ、13ページをご覧ください。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 国民健康保険料は8億4,240万8,000円で、前年度比2,800万円の減額となっております。保険料の予算額は、大阪府が事業費納付金の財源内訳として示している保険料額から保険基盤安定負担見込額を除く金額を計上しております。主な減額理由といたしましては、推計被保険者の減少に伴うものでございます。

次に、2つ飛びまして款 府支出金、項 府補助金、目 保険給付費等交付金は32億1,518万7,000円で、対前年度比1億6,750万2,000円の減額となっております。このうち普通交付金について、大阪府から保険給付の財源として交付されるものでございますが、被保険者数の減少により、療養給付費等の年間支出見込総額が前年度と比べ下回るものと見込まれ、1億6,586万1,000円の減額となっているものでございます。

次に、一番下、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金は3億9,360万3,000円で、対前年度比3,400万9,000円の減額となっております。これは、繰入れ基準に基づく一般会計への繰入れで、その内訳につきましては右側の13ページと15ページの説明欄をご覧ください。

まず、保険基盤安定繰入金につきまして、保険基盤安定繰入金は保険料軽減分と保険者支援分がでございます。軽減分は、低所得者に対する保険料軽減額を公費で賄うため繰り入れるものでございます。府が4分の3、町が4分の1を負担しております。また、保険者の支援分は、各市町村の平均的な保険料を基に、軽減対象者数と国が定める支援率により算出した金額を繰り入れるもので、国が2分の1、府と町がそれぞれ4分の1ずつ負担するものでございます。これらの基準に基づき、保険料軽減分が1億7,856万円、対前年度比で1,696万2,000円の減額、保険者支援分につきまして

は9,472万円、対前年度比864万9,000円の減額となっております。保険料軽減分につきましては、大阪府へ納める事業費納付金のうち、保険料負担分の一部に充当されるものでございます。

続きまして、15ページをご覧ください。

職員給与費等繰入金につきましては、歳出の款 総務費の財源として7,767万3,000円を繰り入れるものですが、令和7年度に計上していた標準システムへの移行に係る電子計算機器使用負担金が不用となった影響などで591万1,000円の減額、その下の財政安定化支援事業繰入金の3,484万6,000円につきましては、保険料軽減世帯割合が変わることによる係数の増加に伴いまして906万8,000円の増額となっております。

続きまして、款 繰入金、項 財政調整基金繰入金、目 財政調整基金繰入金705万4,000円につきましては、財源調整として財政調整基金から繰り入れるものでございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

16ページ、17ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費でございますが、7,093万2,000円、前年度比で557万2,000円の減額でございます。一般管理費につきましては、保健事業への人件費の振替に伴う人件費の減少や、令和7年度に実施しました標準システムの移行に係る電子計算機器使用負担金分の減によるものでございます。

続きまして、少し飛びまして20ページ、21ページをご覧ください。

款 保険給付費、項 療養諸費でございますが、合計で27億109万8,000円、対前年度比で1億7,868万9,000円の減額となるものです。1人当たりの医療費は増加が見込まれておりますが、被保険者数の減少による医療費総額の減額を見込んでいるものでございます。

次に、款 保険給付費、項 高額療養費でございますが、合計で4億1,185万円で、前年度比1,747万5,000円の増額となります。1人当たりの医療費の増額を見込んだものでございます。

続きまして、22ページ、23ページをご覧ください。

款 保険給付費、項 傷病手当金、目 傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行いたしましたので、時効2年間の関係で令和7年度が最終年度として計上していたものが不用となりましたので、令和8年度は皆減となるものでございます。

次に、款 国民健康保険事業納付金、項 医療給付費分につきましては8億2,228万7,000円で、対前年度比6,851万9,000円の減、その下の項 後期高齢者支援金等分は2億4,777万7,000円で、前年度比1,953万円の減、その下の項 介護納付金分は8,016万9,000円で、前年度比445万1,000円の減額となるものでございます。

また、令和8年度から追加される項 子ども・子育て支援納付金分につきましては2,279万7,000円の皆増でございます。

これらの納付金は大阪府から示された金額を計上するもので、保険料率のほか、各市町村の推計被保険者数や所得状況、保険料収納率などにに基づき算定されており、子ども・子育て支援納付金分を除く医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分は、被保険者の減少に伴いそれぞれ減少するものでございます。

次に、一番下の段、24ページ、25ページの款 保健事業費、項 特定健康診査等事業費につきましては、合計で4,279万1,000円で、対前年度比709万1,000円の増額となります。総務費からの人件費の振替や、被保険者は減少するものの受診率が上昇していることから特定健康診査等委託料の増加を見込んだものでございます。

次に、款 保健事業費、項 保健事業費、目 保健衛生普及費につきましては、推計被保険者数の減少に伴う人間ドック、脳ドック受診者の減少により、減額を見込んでいるものでございます。

以上が歳出の主な内容となっております。

なお、28ページから34ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきますの

で、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第20号 令和8年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして議案第21号 令和8年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の3ページをご覧ください。

令和8年度熊取町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億3,478万8,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

内容につきましては、9ページ以降の事項別明細書で主な項目のみ説明させていただきます。

9ページ、10ページは総括ですので、説明は省略させていただきます。

12ページ、13ページをご覧ください。

歳入についてご説明させていただきます。

款 後期高齢者医療保険料、項 後期高齢者医療保険料、目 後期高齢者医療保険料8億8,722万円、前年度比1億4,488万3,000円の増額でございます。主な増額理由といたしましては、被保険者数の増加によるもので、予算算定上の平均被保険者数を令和7年度の7,576人から令和8年度は7,838人と262人の増加を見込んでいるとともに、保険料の改定があることによる増額となっております。

次に、1つ飛びまして款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金は2億4,079万9,000円で、前年度比2,081万9,000円の増額でございます。このうち事務費繰入金につきましては、人件費の減少などにより360万9,000円の減額となっております。また、次の保険基盤安定繰入金1億7,127万1,000円につきましては、低所得者等に対する保険料の軽減分を公費で負担し、その負担割合は府4分の3、町4分の1となっている中で、それを繰入れするためのものでございまして、被保険者数の増加等に伴い2,442万8,000円の増額となっております。

次に、1つ飛びまして款 諸収入、項 受託事業収入、目 高齢者保健事業受託収入671万5,000円につきましては、後期高齢者の集団健診に係る広域連合からの受託費用となっております。被保険者数の増加に加え受診率も上昇していることから、集団健診の受診見込み者数の増加に伴い健康診査受託料は197万1,000円の増額を見込んでおります。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

14ページ、15ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費でございますが、4,035万円、前年度比430万7,000円の増額でございます。主な増額理由につきましては、人件費の増額によるものでございます。

次に、款 総務費、項 徴収費、目 賦課徴収費285万1,000円、対前年度比12万4,000円の増額ですが、主な増額理由は、一般管理費として計上していた電子計算機使用負担金の一部を賦課徴収費の負担金として計上したのものによるものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをご覧ください。

款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金につきましては10億8,357万2,000円、対前年度比1億6,147万7,000円の増額でございます。内訳につきましては、被保険者から納付された保険料と保険料軽減に伴う保険基盤安定繰入金の合計を保険料等負担金として計上するものが10億5,749万6,000円で、前年度比1億6,892万6,000円の増額となっております。

これは、被保険者数の増加に伴う保険料徴収金及び保険基盤安定繰入金の増加によるものでございます。続いて事務費負担金につきましては、広域連合における事務費等総務的経費に対する本町の負担金が2,607万6,000円、前年度比744万9,000円減額でございます。広域連合標準システム改修費用の負担などが減少したことによるものでございます。

次に、款 保健事業費、項 保健事業費、目 保健事業費671万5,000円、対前年度比139万7,000円の増額につきましては、集団健診実施に係る受診見込み者数の増に伴う委託料の増額となっております。なお、この健康診査委託料につきましては、全額、大阪府後期高齢者医療広域連合からの受託費用で賄う予定でございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

なお、18ページから28ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第21号 令和8年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。議長（文野慎治君）次に、議案第22号 令和8年度熊取町介護保険特別会計予算について説明を求めます。石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）それでは、議案第22号 令和8年度熊取町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、予算の概要についてでございますが、いきいきくまとり高齢者計画2024の策定に伴う計画期間の推計並びに令和7年度保険給付費の実績に基づき、保険給付費等の増加を見込んだ予算となっております。

それでは、予算書の3ページをご覧ください。

令和8年度熊取町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ44億1,610万8,000円で、令和7年度と比較いたしますと2億9,349万7,000円、7.1ポイントの増となっております。なお、主な増減理由につきましては後ほどご説明させていただきます。

第1条第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によることとございます。

次に、第2条では債務負担行為について定めております。内容につきましては後ほどご説明させていただきます。

次に、第3条 一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を前年度と同様に4億円と定めるものでございます。

続きまして、第4条 歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間での流用を可能とすると定めてございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

第2表債務負担行為でございます。

ふれあい元気教室評価及び運動指導業務につきましては、令和9年度までの契約行為を令和8年度中に行うため、令和8年度から令和9年度までの期間で限度額を103万1,000円と設定するものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、9ページ以降の事項別明細書により主な事項についてのみご説明させていただきます。

9ページ、10ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

12ページ、13ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

款 保険料、項 介護保険料、目 第1号被保険者保険料につきましては、前年比534万円減の9億2,134万7,000円となっております。これは、被保険者数が計画値に対しまして減と見込んでいたためでございます。

款を1つ飛ばしまして、次に款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 介護給付費負担金の前年比5,810万7,000円増の7億7,519万円、次の項 国庫補助金、目 調整交付金の前年比346万2,000円増の5,128万9,000円につきましては、歳出予算における保険給付費見込額の増加により、国の法定負担分の増額でございます。

その下の目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、前年比66万3,000円減の1,896万1,000円で、介護予防事業費等の減額に伴う国の法定負担分の減額でございます。

また、その下の目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、前年比247万3,000円増の1,234万5,000円で、育休代替職員任用に伴う人件費増額に係る国の法定負担分の増額でございます。

続きまして、その下の目 保険者機能強化推進交付金につきましては前年比35万4,000円減の325万7,000円、その下の目 介護保険保険者努力支援交付金につきましては前年比18万2,000円減の663万円と、それぞれ交付見込額の減額によるものでございます。

次に、款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 介護給付費交付金につきましては、前年比7,479万6,000円増の11億783万8,000円で、保険給付費見込額の増額によるものでございます。

また、その下の目 地域支援事業支援交付金につきましては、前年比101万6,000円減の2,661万円で、一般介護予防事業の減額及び重層的支援体制整備事業の第2号保険料相当の減額に伴うものでございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 介護給付費負担金につきましては、前年比3,192万4,000円増の5億5,832万円で、保険給付費見込額の増額による府負担分の増額でございます。

次に、款 府支出金、項 府補助金、目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援事業）の前年比38万9,000円減の1,115万5,000円、その下の目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、前年比123万6,000円増の617万3,000円につきましては、いずれも地域支援事業に係る府負担分の増減によるものでございます。

次に、14ページ、15ページをご覧ください。

2段飛ばしまして、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 介護給付費繰入金につきましては、前年比3,462万6,000円増の5億1,288万8,000円で、保険給付費見込額の増加により、町の法定負担分が増額となるものでございます。

次に、その下の目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）の前年比38万9,000円減の1,115万5,000円、その下の目 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）、前年比123万6,000円増の617万3,000円は、いずれも地域支援事業に係る町の負担分の増減によるものでございます。

その下の目 低所得者保険料軽減繰入金につきましては、前年比73万8,000円減の4,024万9,000円は対象者数の減によるものでございます。

その下の目 その他一般会計繰入金につきましては、前年比1,679万6,000円増の1億6,431万9,000円で、人件費等事務費繰入金の増額によるものでございます。

次に、項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金につきましては、前年比7,786万8,000円増の1億8,120万7,000円で、保険料不足を調整するため介護給付費準備基金から繰り入れるものでございます。

歳入の説明は以上でございます。

次に、16ページ、17ページをご覧ください。

続きまして、歳出予算でございます。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費につきましては、前年比1,527万8,000円増の9,990万1,000円で、一般管理経費に係る人件費の増額などによるものでございます。

次に、18ページ、19ページをご覧ください。

1つ飛ばしていただきまして、款 総務費、項 介護認定審査会費、目 認定調査等費につきましては、前年比103万6,000円増の4,820万7,000円で、認定調査に係る人件費の増額によるものでございます。

20ページ、21ページをご覧ください。

20ページから25ページにかけては保険給付費でございます。全ての総額では前年比2億7,702万円増の41億320万7,000円で、今年度の給付実績に基づいた見込みを計上しております。

24ページ、25ページをご覧ください。

款 地域支援事業費、項 介護予防・生活支援サービス事業費、目 介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、前年比55万3,000円減の8,261万7,000円で、ふれあい元気教室に係る健康運動指導士を2名から1名に変更したことに伴う介護予防事業委託料の減額によるものでございます。

次に、26ページ、27ページをご覧ください。

款 地域支援事業費、項 一般介護予防事業費、目 一般介護予防事業費につきましては、前年比253万8,000円減の641万8,000円で、3年ごとに策定するいきいきくまとり高齢者計画に伴うニーズ調査委託が令和7年度に終了したことによる減額でございます。

その下の項 包括的支援事業・任意事業費、目 包括的支援事業・任意事業費につきましては、前年度比645万2,000円増の3,216万1,000円で、育休代替職員任用に係る人件費の増額によるものでございます。

少し飛ばしていただきまして、30ページ、31ページをご覧ください。

上から3段目、款 基金積立金、項 基金積立金、目 介護給付費準備基金積立金につきましては、前年比49万6,000円減の1,038万8,000円で、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の減額によるものでございます。

次に、32ページ、33ページをご覧ください。

上から2段目の款 諸支出金、項 繰出金、目 一般会計繰出金につきましては、前年比339万9,000円の減の1,534万8,000円で、重層的体制整備事業に係る事業財源となる介護保険料を一般会計に繰り出す額が減額することによるものでございます。

なお、34ページ以降は給与費明細書及び債務負担行為につきましては、説明については省略させていただきます。後ほどお目通しいただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第22号 令和8年度熊取町介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）議事の途中ですが、ただいまより午後3時15分まで休憩いたします。

（「14時54分」から「15時15分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第23号 令和8年度熊取町墓地事業特別会計予算について説明を求めます。山本住民部長。

住民部長（山本浩義君）それでは、議案第23号 令和8年度熊取町墓地事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

まず、予算の特徴でございますが、歳入につきましては、使用料及び手数料において予算上見込む永代使用料について近年の実績等を考慮したこと、また、管理手数料につきましては5年ごとの納付対象者数の増加を見込んだこと、一方、歳出につきましては、総務費の墓苑使用料等還付金に

において墳墓返還者数を令和7年度における実績等を考慮したこと、また、予備費において突発的な施設修繕や想定外の分を返還に備え増額したことなどとなっております。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

予算書の3ページをお開きください。

令和8年度熊取町墓地事業特別会計予算は、次に定めるところによるとしてでございます。

第1条 歳入歳出予算でございますが、第1項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,103万6,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしてでございます。

次に、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

少しページを進んでいただきまして、8ページ、9ページは総括でございますので説明のほうを省略させていただき、10ページ、11ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 基金繰入金、目 墓地基金繰入金につきましては1,933万円で、前年度に比べ336万6,000円の増額となっております。これは、永代使用料及び管理手数料を積み立てている当該基金から事業財源として繰り入れる額が増加したものでございます。

次に、款 使用料及び手数料、項 使用料、目 墓苑使用料につきましては722万円で、前年度に比べ441万円の減額となっております。これは、永代使用料において空き区画に対する募集分を、近年の実績等を考慮し、前年度の20区画から14区画に絞ったことによるものでございます。

また、項 手数料、目 墓苑手数料につきましては1,370万7,000円で、前年度に比べ909万3,000円の増額となっております。これは、納付対象者が5年一括納付の方が多くなる周期となり、前年度の490人から780人に増加したためでございます。

次に、款 財産収入、項 財産運用収入、目 利子及び配当金につきましては15万円で、墓地基金利子でございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入につきましては62万9,000円で、墓苑管理棟のLED化に伴い増額した公園事業事務費負担金61万4,000円と駐車場利用カード再発行実費徴収金1万5,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

款 墓苑費、項 墓苑費、目 墓苑総務費につきましては1,495万9,000円で、前年度に比べ197万7,000円の増額となっております。この主な要因でございますが、墓苑における照明設備のLED化に伴う修繕料の増額や、墓苑管理システム導入から5年が経過したことによる賃借料の減額、また、墓苑使用料等還付金において、近年における実績に基づき、墳墓を返還される方の見込みを前年度の18区画から31区画に拡大したことによる増額などが影響したことによるものでございます。

次に、款 基金積立金、項 基金積立金、目 墓地基金積立金につきましては2,107万7,000円で、前年度に比べ471万9,000円の増額となっております。この主な要因でございますが、歳入における永代使用料及び管理手数料について、その全額を一旦当該基金に積み立てることとしてございますが、これらの合計が増額したことによるものでございます。

次に、款 予備費、項 予備費、目 予備費につきましては、突発的に発生する修繕や想定外の墳墓返還等に備え、前年度に比べ200万円増額の500万円としてでございます。

以上で、議案第23号 令和8年度熊取町墓地事業特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。議長（文野慎治君）次に、議案第24号 令和8年度熊取町下水道事業会計予算について説明を求めます。庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）それでは、議案第24号 令和8年度熊取町下水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書3ページをお開きください。

第1条 総則でございます。

令和8年度熊取町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条 業務の予定量は、次のとおりとするものでございます。

1、汚水整備済み区域内人口は3万6,105人、2、年間下水道布設延長は0.9キロメートル、3、年間下水道整備面積は3.0ヘクタールとしてございます。布設延長は前年度比0.2キロメートルの増、整備面積は前年度比2.8ヘクタールの減となっております。4、建設改良費6億5,321万7,000円は前年度比1億33万6,000円の減、主要な建設改良費6億877万5,000円は前年度比1億61万5,000円の減、流域下水道建設負担金1,351万3,000円は前年度比93万2,000円の減となっております。

次に、第3条 収益的収入及び支出でございます。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

収入の部でございますが、第1款 下水道事業収益12億4,118万4,000円、内訳としまして、第1項 営業収益6億320万5,000円、第2項 営業外収益6億3,797万4,000円、第3項 特別利益5,000円としてございます。

次に、支出の部でございます。

第1款 下水道事業費用11億8,407万6,000円、内訳としましては第1項 営業費用10億7,962万3,000円、第2項 営業外費用9,817万7,000円、第3項 特別損失127万6,000円、第4項 予備費500万円としてございます。

4ページをお開きください。

第4条 資本的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものでございます。

収入の部でございます。

第1款 資本的収入6億8,590万6,000円、内訳としまして第1項 企業債4億3,220万円、第2項 負担金452万5,000円、第3項 補助金1億8,786万8,000円、第4項 他会計出資金6,131万3,000円としてございます。

次に、支出の部でございます。

第1款 資本的支出10億5,273万6,000円、内訳としまして第1項 建設改良費6億5,321万7,000円、第2項 企業債償還金3億9,951万9,000円としてございます。

なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足しておりますが、第4条括弧書きのとおり、不足する額3億6,683万円は当年度分消費税資本的収支調整額3,354万円、減債積立金1億909万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1億2,702万8,000円及び当年度分損益勘定留保資金9,716万9,000円で補填するものでございます。

主な増減など、内容につきましては後ほど説明いたします。

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定めるものでございます。水洗便所改良資金融資あっせんに伴う損失補償、水洗便所改造資金融資償還完済補助金、令和8年度から9年度にまたがる事業としまして公共下水道基本計画変更検討業務となり、これらの期間、限度額は表に記載のとおり定めるものでございます。

5ページをお開きください。

第6条 企業債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定めるものでございます。

公共下水道事業として4億1,880万円、流域下水道事業として1,340万円をそれぞれ限度額とし、起債の方法、利率及び償還の方法は表に記載のとおりでございます。

次に、第7条 一時借入金の限度額は6億円と定めるものでございます。

次に、第8条 予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるもので、営業

費用及び営業外費用の間の流用としてございます。

6ページをお開きください。

第9条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならないとしてございまして、職員給与費9,952万5,000円としてございます。

次に、第10条 他会計からの補助金でございます。

一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、2億3,115万3,000円としてございます。

次の7ページ、8ページには、令和8年度熊取町下水道事業会計予算実施計画を記載してございます。説明については後ほど24ページ以降の予算説明書にてご説明いたします。

9ページをお開きください。

令和8年度熊取町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。令和8年度における資金収支の状況を活動区分別に表示したものでございます。

1点目の業務活動では3億4,647万円のプラス、2点目の投資活動では4億2,775万円のマイナス、3点目の財務活動では9,399万4,000円のプラスとなっております。

10ページから14ページは職員の給与費明細書でございます。ご説明は割愛させていただきますので、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

15ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書でございます。内容は、先ほど4ページでご説明いたしました事項のほか、電子計算機器貸借料、公共下水道布設工事（R7-4）となっております。前年度末までの支払い義務発生見込額、当該年度以降の予定額、財源内訳を記載してございます。

16ページから18ページは、令和8年度熊取町下水道事業会計予定貸借対照表でございます。財政状況を明らかにするため、令和9年3月31日時点に保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書でございます。

16ページ最下段、資産合計1,70億4,152万3,581円となり、18ページ最下段、負債資本合計額と同額となっております。

18ページは、令和7年度熊取町下水道事業会計予定損益計算書でございます。令和7年度1年間の営業成績を明らかにするため、収益と費用を記載し、純損益などを表示した報告書でございます。

20ページから22ページは、令和7年度熊取町下水道事業会計予定貸借対照表でございます。令和8年3月31日時点の財政状況を表しています。

なお、これらの財務諸表は、令和8年度当初予算及び令和8年3月補正、令和7年12月補正、令和7年5月補正に基づき作成したものでございます。

23ページは、令和8年度重要な会計方針及び財務諸表に関する注記でございます。財務諸表と併せ、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

24ページをお開きください。

令和8年度熊取町下水道事業会計予算説明書でございます。

主なものについてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の部でございます。

収入の部、収入の第1項 営業収益、目 下水道使用料、節 下水道使用料5億8,775万8,000円は、前年度比1,083万8,000円の減で、人口減少を見込み減収となるものでございます。

次に、項 営業外収益、目 他会計補助金、節 他会計補助金2億1,590万2,000円は、前年度比2,804万3,000円の増で、国が定める繰り出し基準に基づき算出したものでございます。

これらにより、収益的収入合計12億4,118万4,000円は、前年度比2,325万4,000円、1.9%の増となっております。

25ページをお開きください。

収益的支出でございます。

支出の第1項 営業費用、目 管渠費、下から2つ目、委託料のポンプ施設管理委託料1,615万1,000円、マンホールポンプ数の増により208万9,000円の増となっております。

飛びまして、27ページをお開きください。

支出の第1項 営業費用、目 総係費、6行目の節 委託料の一番下の下水道ビジョン改定業務委託料は、令和7年度発生の単年度経費であり、令和8年度の委託はなく、皆減となっております。

次に、9行目の節 負担金補助及び交付金の水洗便所改造助成金ですが、前年度と比べ、受益者負担金の賦課件数が減少となることから本助成金も減額となったものでございます。

次に、一番下の流域下水道維持管理負担金ですが、施設の管理委託費の高騰や維持管理に係る整備費などの計上により、前年度比2,625万5,000円増となるものでございます。

28ページをお開きください。

これらにより、収益的支出合計11億8,407万6,000円は、前年度比3,038万2,000円、2.6%の増となっております。

29ページをお開きください。

資本的収入及び支出の部でございます。

収入の第1項 企業債、目 企業債の公共下水道事業債4億1,880万円は、前年度比2,130万円の減で、これは建設事業費の減少によるものでございます。次の流域下水道事業債につきましては、前年度と同額の1,340万円となっております。次の資本費平準化債につきましては、減価償却費が起債償還額を上回ったことから起債発行の条件を満たさなくなったため、皆減となるものでございます。

次に、項 補助金、目 補助金、節 国庫補助金の社会資本整備総合交付金（通常分）1億7,444万7,000円は前年度比3,222万6,000円の減、（防災安全分）1,342万1,000円は前年度比1,266万5,000円の減で、いずれも事業費の減によるものでございます。

これらにより、資本的収入合計6億8,590万6,000円は、前年度比1億910万3,000円、13.7%の減となっております。

30ページをお開きください。

支出の第1項 建設改良費、目 下水道建設事業費、上から8行目の節 委託料9,069万円は、前年度比372万2,000円の増で、整備工事に係る実施設計委託料6,990万3,000円、ストックマネジメント計画に基づく污水管及び青葉台の雨水管の調査委託料1,138万3,000円、令和9年度と2か年で下水道事業の計画変更を行う計画策定委託料940万4,000円を実施することによるものでございます。

次に、節 工事請負費 管渠等更新工事費2,937万円は、ストックマネジメント計画に基づくマンホールポンプの施設の更新を予定してございます。次の公共下水道整備工事費4億2,585万7,000円は、前年度比9,754万7,000円の減となっております。整備箇所につきましては、大宮地区、和田地区の南小学校に向かう面整備、朝代地区、府道泉佐野打田線京大前の2か年にわたる推進工事のほか、緑が丘地区での舗装の本復旧工事を予定してございます。

次に、項 企業債償還金、目 企業債償還金、節 企業債元金償還金3億9,951万9,000円は、前年度比2,629万6,000円の減で、償還満了に伴い減となっております。

これらにより、資本的支出合計10億5,273万6,000円は、前年度比1億2,663万2,000円、10.7%の減となっております。

31ページから35ページは企業債償還明細書でございます。ご説明は割愛させていただきます。

また、令和8年度下水道事業会計予算附属資料では、令和4年度からの収益的収支及び資本的収支の推移や整備人口、普及率、使用料収入及び建設事業の推移を記述してございますので、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

最後に、一般会計からの繰入金の総額は、基準内繰入れのみの2億9,246万6,000円となり、前年

度比2,180万8,000円、8.1%の増となっております。

以上で、議案第24号 令和8年度熊取町下水道事業会計予算についてのご説明を終わります。よろしく審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（文野慎治君）以上で、議案第19号から議案第24号までの6件についての説明を終わります。

それでは、令和8年度町政運営方針及び各会計予算の諸議案について、会派代表質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、大阪維新の会熊取を代表して、長田議員。

3番（長田健太郎君）それでは、議長よりお許しをいただきましたので、会派大阪維新の会熊取を代表いたしまして会派代表質問をさせていただきます。

まず、本日ちょっと体調が優れず、マスクを着用したまま質問を続けさせていただこうと思えます。お聞き苦しい点があるかと思いますが、どうかご了承のほどよろしくお願いいたします。

まず、1点目です。

地域振興券事業につきまして、重点支援地方交付金の追加交付によりまして、地域の実情に応じた物価高騰対策として、地域経済を活性化させる視点も加え、全住民を対象に1人5,000円の地域振興券が今月より支給されております。ご説明の際にもスピード感を持って迅速に対応するというお話でしたけれども、今回1点目の質問です。

所得制限を設けず、一律給付とした理由をお聞かせください。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）それでは、地域振興券事業についての1点目、所得制限を設けず、一律給付とした理由につきましてご答弁申し上げます。

地域振興券事業は、物価高騰により大きな影響を受けている住民生活及び地域経済を支援することを目的に実施するものでございます。この事業において所得制限を設けず一律給付とした理由につきましては、住民を幅広く支援し世代間の公平性を確保するという点に加え、対象者を絞り込む期間を要せず迅速に地域振興券を配付することができることから、全住民を対象とした一律給付としたものでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）この事業につきましては、住民の皆様の家計支援という側面だけではなく、地元店舗や事業者にも経済効果をもたらすという目的も含まれております。過去の同事業につきまして、効果検証としまして、振興券が使用された金額や利用率については毎回ご報告はあるんですけれども、利用された側、地元の店舗、そして事業所側にはどのような効果があったのか、お聞かせください。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）次に2点目、過去の同事業の効果検証として、登録店舗側にどのような効果があったのかについてご答弁申し上げます。

令和6年1月1日を基準日として実施した前回の地域振興券事業においては、熊取町内の店舗、事業所等が241店参加し、登録店舗により利用金額にばらつきがあるものの総額で約2億1,040万円が換金されるなど、事業者支援に効果があったものと考えてございます。

また、事業者の声について、地域振興券の換金業務等を受託している熊取町商工会へ確認したところ、令和8年1月1日基準日の今回の地域振興券事業の登録店舗の募集においても、前回の事業者がおおむね引き続き登録されるなど、地域振興券事業にメリットを感じていただいております。加えて当該事業を通じて新規顧客の獲得につながったとの声もいただいております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）241店舗が参加していただいているということなんですけれども、これ、町内の

お店、事業者に対して大体何%ぐらい参加していただいているんですか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）正確なところはなかなかあれなんですけれども、一つの目安にはなるんですけれども、令和7年度の熊取町商工会の会員数というのが678でございます、そのうち小売業が150、サービス業が172でございますので、それに対して243店舗というところでございますので、かなりの事業者の方がこの事業に参加していただいているというふうに考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ということは、やはり一部ですけれども参加されないところもあるということで、そのお店に対して理由か何かを聞かれたこととかはありますか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）この事業者の募集等については、直接は熊取町商工会のほうやっていたいておりますので我々直接的に確認したことはないのですけれども、商工会のほうは、広く募集をしていただいた結果としておおむね先ほどにいきますと7割程度の事業者の方がご参加いただいたというふうに確認してございます。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

どうしても店舗、事業者も一部のところはちょっと高齢化してきて、そういう申請が苦手だということで、近隣ではそういう申請サポートなんかをされている部分があるんですけれども、うちの熊取町はホームページに商工会の募集要項があって、それをファクスやら電話やらで申し込むという形なんですけれども、そういう店舗側に申請されていないところにお伺いして、申請どうですか、されませんかというサポートなんかはされているんでしょうかね。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）全てできているのかというのはあれなんですけれども、商工会のほうで、新たにこういう事業があるんですけれどもどうですかというような形で営業のほうも、一部ではございますが行っていただいておりますということは確認してございます。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

そうしましたら、その241店舗、サービス業、小売業と多種多様なお店があるということなんですけれども、どのような業種、例えば私の場合はいつも飲食店で利用するんですね。そういう人もおれば家電を買ったりする人もいてると思うんですけれども、どういう業種にたくさん使われたかとかいう、そういう統計とかは出ているんですかね。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）前回の実績というのを一定検証しておるんですけれども、やはりスーパーとかドラッグストア、そういうところが利用が多いということで実績としては上がってございます。

しかし、一方で例えば町内のスイーツ店や衣料店、あるいは外食系のところも前回であれば数十万円から100万円を超えるようなご利用もいただいております。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

やはり地域振興ということですから、地域全体の経済循環につながる仕組みづくりが重要だと考えております。そのためには利用実績の分析や事業者から直接の声を聞いていただいて、次回以降制度設計に反映されることで、振興券が配って終わりではなくて、地域の店舗や事業者が確実に恩

恵を受けられる施策へと進化していくと思いますので、より効果的な仕組みづくりに今後も取り組んでいただくことを期待しておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、大きな項目の2点目です。防犯についてです。

本町は、23年前に決して忘れてはならない痛ましい事件を経験いたしました。先日、この未解決事件につきまして、初めて大阪府内広域で情報提供を求める広報活動も行われました。時代は変わりまして、防犯の在り方というのは大きく変化しております。取り組むべき課題は多様化しておりまして、昨年9月に私のほうから提案させていただきまして、特殊詐欺対策機器の無償貸与拡充、こちらは既にもう追加募集が実施されていること、高く評価させていただきます。現場の声を踏まえて、本当に迅速に進めていただきましたことに心から感謝申し上げます。

質問項目なんですけれども、1点目、熊取町安全パトロール隊について、昨年度の効果実績を教えてください。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）それでは、防犯についてのご質問の1点目、「熊取町安全パトロール隊」の昨年度の効果実績についてお答えします。

熊取町安全パトロール隊につきましては、町民の皆様が安心して暮らすことができることを目的に、4名の警察官OBの隊員が2台のパトロール車に分乗し、4時間かけて町内全域をパトロールしております。パトロールは4つの時間帯をシフトを組んで実施しており、小・中学生の下校時間帯である日中を中心に、毎月8日の子ども安全デーや始業式・終業式に合わせて、登校時間帯である早朝、また、下校後のパトロールとして夕刻及び夜間に実施しております。

パトロールの内容につきましては、通常警戒として、ひったくり・空き巣警戒や少年等のたまり場の警戒、痴漢・変質者警戒や公共施設等の警戒、また、不法投棄の警戒や熊取駅前のたばこの警戒などを実施しております。

また、不審者情報等が入った場合は自治・防災課から速やかに安全パトロール隊への連絡を行い、対象場所周辺を重点的に見回っていただくなど、臨機応変に対応しております。

昨年度の実績につきましては、2人乗り等危険行為への注意が77件、魚釣り注意が42件、駅前での喫煙注意が14件のほか、不法投棄や落書きを発見しての報告や町道で倒木を発見しての報告、高齢者から道を尋ねられてパトロール車でのご案内など、多岐に対応したところでございます。

この安全パトロールを含め、町全体で防犯対策の取組を実施したことによる数値的な効果実績といたしまして、刑法犯罪から特殊詐欺などの知能犯を差し引いて求めた犯罪認知件数の実績と比較いたしますと、大阪府全体では令和5年が7万4,757件、令和6年が7万4,870件ということで113件の増加となっている一方で、熊取町では令和5年が161件、令和6年が158件と3件の減少となっているところでございます。

パトロールに当たりましては、町民の方々への積極的な挨拶と声かけを心がけて、犯罪を近づけない環境づくりに努めています。それに対して住民の方々からは、パトロールに対するお礼や激励をいただくことや、気軽に呼び止めていただいて助言をさせていただくこともあり、町民の方々から一定の信頼を得ており、これが隊員の方々にとって士気の向上につながっているところでもあります。

このような安全パトロール隊による顔の見える防犯活動により、地域の防犯意識の醸成や防犯環境の向上につながっているものと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）もう本町のパトロール隊も歴史は長いですがもんね。古いですがもんね。私も本当によく見かけます。回る場所なんかは、先ほどご答弁ありましたけれども重点地域ということで、熊取町は縦に山から広いですから、繁華街以外でもちょっと山手のほう、あちらのほうなんかも回られたりすることってあるんですか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）基本的には大阪外環状線を挟んで北のエリアと南のエリアに分けていまして、2隊に分かれてパトロールをしております。ですので、外環から山手の地区については山手の高田地区、和田地区というふうなところも回るように、コースに組んでいるところでございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

次の質問にもなるんですけども、やはり防犯カメラ150台、検証については後ほどお伺いしますけれども、そういうのが行き届いていない地域を重点的にとか、そういうのもあるんですか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）防犯カメラについては、町内全域で150台あるんですけども、そこは各自治会からの要望を受けまして、警察にもチェックいただいた中で、町内満遍なくバランスを取った形で配置しております。ですので、防犯カメラが手薄なところをパトロールしているというわけではなくて、パトロールにつきましてはもう町内全域をくまなく回っているというところが実情でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

そのパトロール、公用車になりますけれども、ちょっと立ち入ったことですので、ドライブレコーダーはちゃんとつけていますか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）公用車と同様につけております。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。肝腎なその車についていなければ何かあった場合に映像として残りませんので、必ずそれははしていただければと思います。

次の質問になります。

防犯カメラ150台の設置効果、これについて、検証についてお聞かせください。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）次に、2点目の防犯カメラ150台の設置効果の検証について、ご質問にお答えします。

防犯カメラにつきましては、直近では令和5年度に47台の増設を行い、令和6年3月から150台の稼働をしております。

設置効果の検証としての大阪府と熊取町における刑法犯罪から特殊犯罪などの知能犯を差し引いて求めた犯罪認知件数の実績は、先ほどご答弁で申し上げたとおりでございます。

また、泉佐野警察署から防犯カメラ映像データの照会が令和5年度で48件、令和6年度で24件となっており、本町の防犯カメラの映像が警察による犯罪捜査に寄与したところでもございます。

なお、防犯カメラの設置場所につきましては、これまで各自治会への意向調査を行いまして要望箇所に沿った形で設置しているため、住民の皆さんの安心感にもつながっているものと考えております。

以上を踏まえると、防犯カメラ150台の稼働により、一定の犯罪抑止効果があったものと認識するところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）この150台なんですけれども、令和6年4月から150台頭打ちということで、これまでは順調に、数が少なかったからどんどん増やしていったという経緯はあると思いますけれども、これ、6年4月から150台のままです。現状、この150台が妥当な数だなというようなご判断でしょ

うかね。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）6年度、昨年度47台増設をいたしまして、特に今のところ増設の要望というのは聞いてございません。泉佐野警察にも以前相談したこともあるんですけども、今現状では150台、町内バランスよく配置されている中で、やはり増設というよりは、何かあったときにしっかりと映像が撮れるように維持管理をやってほしいというふうなことは求められているところでございます。

安全パトロール隊の方々にもお伺いとかはしているんですけども、特に今のところここにつけたほうがいいのかという強い要望はなくて、パトロールの時間帯とかちょっと工夫したいなという意見はいただいております。そういったところは対応していきたいと思っておるところでございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）150台ということで、これ、要望があって設置する、自治会からというお話でしたけれども、新たな要望は今のところはそんなにないということですけども、これ、熊取町で地図ベースでそういう防犯カメラがどれぐらいカバーできているとかかいう、そういうカバー率とかは出されたことはありますか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）交差点数に対してどれぐらいのパーセンテージというのは詳細に出したところはないんですけども、自治会への入り口になる大きな交差点には大体ついているかなというところと、あと、車道ではなくても、例えばつばさが丘北から町民グラウンドに下りていく通学路であったりとか、あと中央公園から図書館に抜ける人が通る通路であったりとか、そういうところにも配置されていまして、一定、犯罪につながるようなところには配置されているのかなというふうには捉えております。パーセンテージまではちょっと出しておりませんので。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

やはりそういうカバー率とかエリアなんかを検証することによって、先ほどの安全パトロール隊がもっともっと効率よくパトロールできたりするかもしれないですね。そういうカメラがしっかり監視しているところは回らず、回ってもいいんですけども、それが手薄なところに、より多くパトロールの時間を割くとか、事故を検証するのではなくて抑止的にするために、昨日河合議員もちょっとお話ししましたけれども、ダミー的なカメラをつけて防犯カメラで検証中とかいう貼り紙を貼るとか、そういったことでも防犯という目的に対しては非常に効果があることだと思うんですね。

23年前のような悲劇を絶対に繰り返すことなく、犯罪被害を未然に防ぐための実効性のある対策を進めること、その本当に強い決意こそが我々の議会、そして行政に課せられた責任であると考えておりますので、引き続き、創意工夫していただいでよろしくお願いたします。

それでは、大きい質問の3項目めになります。行政運営についてです。

1つ目です。アクションプログラムの改革項目の見直しにつきまして、1つ目、見直しから1年、目標効果額に対する進捗をお聞かせください。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、ご質問の1点目、見直しから1年、目標効果額に対する進捗状況について答弁いたします。

令和6年度に見直しを行った第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」については、初年度となる令和7年度が各改革項目の着実な実施に向けた非常に重要な年度となるため、庁内に設置している行革プロジェクトチーム等において進行管理を行うなど、成果を上げるべく全庁的に

取り組んでいるところでございます。これら取組成果が効果額として現れ、それをお示しできるのは令和7年度決算確定後の令和8年度以降になりますので、現時点での目標効果額としてはアクションプログラム見直し時に設定したものとなります。

なお、現在の取組の進捗状況につきましては、歳入強化の確保につきましては、中間管理業者への委託化などによるふるさと納税の推進、旧大原衛生公苑をはじめとした未利用地処分、町指定可燃ごみ袋のサイズ追加導入及びごみ処理手数料の見直しなどの取組を進めており、また、事務事業の見直しについては、会計年度任用職員の縮減、マイナンバー関連業務等旅券発行業務の委託化、行政キオスク端末の導入、電子入札システムの導入に取り組むほか、施設の管理運営の見直しについては駅下にぎわい館の開館時間等見直し、ふれあいセンター夜間開館の廃止などに取り組み、令和8年度当初予算にも一定反映した形となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）昨年8月の議員全員協議会でも進捗報告というのはいただいておりますけれども、では、きっちり出るのは8年度終了後ということなんですけれども、次の質問です。現状、最も効果が現れている改革項目は何ですか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）続いて、2点目の最も効果が現れている改革項目ということで、現れているということですので先ほどの答弁と同じで、まだこれからのことになってまいります。

ただ、現状最も効果を見込んでいる改革項目といたしましては、アクションプログラム改革項目見直しの際の重点取組項目でもある未利用地の処分、ふるさと納税の推進、町指定可燃ごみ袋のサイズ追加導入及びごみ処理手数料の見直し、会計年度任用職員の縮減などがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）見込みということで、次の質問になるんですけれども、目標未達成のおそれのある改革項目はありますか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）続いて、3点目の目標未達成の恐れのある改革項目について答弁いたします。

現在、先ほど来申し上げておりますが、全ての改革項目において目標を達成すべく全庁的に取り組んでいるところであり、現時点では目標未達成のおそれとなる改革項目はございません。しっかりとこの後も含めて改革項目に取り組み、行革プランの目標としている基金繰入れに依存しない持続可能な行財政運営の確立を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

先ほど幾つか改革項目がありましたけれども、ちょっと私、一つ前々からお話しさせていただいている施設の管理運営の見直しという部分で、学校給食場の改修方針の検討が昨年度からされています。こちらのほうの進捗はいかがでしょうか。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）昨年、一定その方針を策定するに当たっての基礎資料というところをしっかりと設計させていただいた中で、今現在、鋭意その方針というところを形にしているところでございます。一定めどは立っておるんですけれども、ただ、以前にも議会の中でもご答弁させていただいたように、やはり給食調理場単体だけで自校方式であるとかセンター方式であるとかというところは、これは学校の施設の適正配置というところに大きく左右される。調理場だけでの単独の投資というのはやっぱりなかなか難しいというところで、一定給食調理場の方針はできつつあるんですけ

れども、令和8年度以降で施設の適正見直しのところを考えていこうと考えておりますので、どういう形でまた議員の皆様の方にお披露目できるかというのはちょっとまだ今現在検討中でございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

次に、先ほどもちょっとお話がありましたふるさと納税、この推進についての進捗はいかがでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）昨日の一般質問の際にも少し触れましたが、この3月1日によりやく中間管理事業者との契約を終えて、今、鋭意ページの写真であるとか文字も含めて見直しを進めておると。昨日からもう実は変わっていつておるといところでございます。昨日も申し上げましたが、よりやくスタートラインに並べたといところで、目標額として1億5,000万円、年間といところで掲げておりますが、実際問題なかなか厳しいものがありますが、業者の方からは一定、期間内に目標を達成できるであろうといようなお言葉もいただいております。それに向けて業者と共に頑張りたいといところでございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）あろうという言葉なんで、できるだけ……。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）今申し上げたのは、実は業者選定の際、また当初段階でいろいろお話しする中で、もう生で申し上げます。そのときに中間管理事業者の方からその時点で示していただいた目標というのが、令和8年度が8,000万円、令和9年度1億2,000万円、令和10年度で1億5,000万円、これをクリアしたいといような形での心強い言葉をいただいております。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）今、数字も聞かせていただいて、私たち、何かいろんなところに逃げ道をつくっているんじゃないかなと思う節もあるんですけども、やはりこうやって金額を教えていただいたということは明確な目標がきちりできているということですから、今後もそういった進捗を事あるごとに聞かせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

同じく収入確保の強化で企業誘致の推進につきまして、こちらは新しく来られている地方創生専門員の動きを含めて進捗いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）今、議員おっしゃいましたとおり、今年度、地方創生支援、国からの官僚の方からいろいろアドバイスをいただきまして、よりやく熊取町の基本方針というものを立てたところでございます。来週の議員全員協議会の方で内容をご説明させていただくといつたところで今考えておるところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）期待しております。

では、続きまして質問2番になります。

旧大原衛生公苑の売却想定価格を教えてください。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）それでは、ご質問の2点目、旧大原衛生公苑の売却想定価格についてご答弁申し上げます。

旧大原衛生公苑につきましては、世代間交流センター用地など周辺地と一体となった売却を予定してございまして、令和8年度、9年度の2か年間で測量など売却条件の整理を行い、売却価格に

つきましてはその業務の中で検討していくとしてございます。したがって、現時点でお答えできる状況ではございませんが、本町といたしましては可能な限り歳入の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

建物もあって、先日ちょっと中を見させていただいたんですけれども、非常に立派な、古いとはいえども頑丈な建物だなという印象を受けたんですけれども、町として誘導したい産業分野なんかはあるんですか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）総務部としては、一旦売却というところになっていますので、条件をつけなければ一番高く売れるであろうということはあるんですが、周辺との調和も入れまして、今後あのまま有姿で売却するのか、撤去を条件で売するのか、その辺をまだ今後検討していくところではございます。今のところ、なるべく環境に調和したといいますか、周辺の部分でなるべく高く売れる状況を探しているところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

先日もその作業に関しましては業者のほうに委託するというお話でしたけれども、やはりそういう先ほどのイメージも大事ですし、そのかたがすぱっと売れてしまえば何の問題もないんですけれども、このままずるずる残したままという、何かしらやはり行政としても営業活動をして売り込んでいかないといけないと思うんですね。どうしてもやはり衛生公苑跡ということなんで衛生イメージというんですか、食品だとかそういう業種からは敬遠されると思うんですけれども、熊取町が目指す循環型社会、また脱炭素の構築への取組という形で、再生可能エネルギー産業、こちらなんかは非常にいいと思うんです。国の補助金と非常に相性がいいですし、民間事業者との協働という形であれば負担も抑えられます。小規模なバイオマス発電の施設なんかでしたら、町内で発生したごみを回収してその施設に持っていき、または廃油をその施設に持っていき、そういうことを活用することによって、本町が目指すゼロカーボンチャレンジへの明確な取組としまして評価されると思いますので、先ほども言いましたけれども、売却というのがスムーズに進めばいいんですけれども、そういった活用もあるということでひとつご提案させていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

続いての質問です。

行政キオスク端末による人件費削減効果を教えてください。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）それでは、行財政運営についての3点目、「行政キオスク端末」設置による人件費削減効果についてご答弁申し上げます。

ご質問の人件費削減効果でございますが、行政キオスク端末の設置につきましては令和8年10月からの設置を予定しており、設置に伴い会計年度任用職員1名を削減することとしております。人件費削減効果としましては、会計年度任用職員の人件費1名分として年間359万円を削減効果として想定してございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

やはりこれを置くことで窓口の待ち時間の解消とかにもつながると思いますし、ただ、やっぱり効果ですね。1,000万円ですね、1台。これの人件費削減効果ということで、今、会計年度職員

のお一人分ということですが、これが検証していくに当たって2人分、3人分となり得ることもあると思うんですね。高価なキオスク端末ですが、例えば、役場に置くので行政関係になりますけれども、これをホールに置くことによって座席の予約、チケットの販売、こういったことにも使えます。体育館に置くことによってホールの予約、会議室の予約、鍵を貸す、そういったことまでキオスク端末というのは対応できると思うんですね。そういったことで検証していただいて、高価ではありますがどんどんそういうことを増やしていくことがDX化の初めの一歩やと思いますので、今後も費用対効果という部分では明確に金額を出していただけたらと思います。

次の質問なんですけれども、また今回、電子入札、こちらのほうにも取り組んでいただくということで、この導入による人件費削減効果を教えてください。

議長（文野慎治君） 井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） ご質問の4点目でございます。電子入札の導入による人件費削減効果でございます。ご答弁いたします。

本町におきましては、電子入札を建設工事と建設コンサルタント業務を対象に令和9年4月から運用開始を予定してございます。

電子入札の導入による人件費削減効果といたしましては、令和6年度の入札の件数から試算をいたしますと、電子化に伴い入札関係図書の発送が不要になることや職員の入札業務に携わる従事時間が大幅に削減できることなどから、年間でおおむね900時間分、人件費にして約400万円程度の効果があるものと見込んでいます。

以上、答弁いたします。

議長（文野慎治君） 長田議員。

3番（長田健太郎君） 案件の金額にするとやはり建設というのが大部分を占めると思うんですが、案件数といいましたら、やはり建設だけではなくて、役務その他も件数がありますよね。なぜ今回、建設の2つだけにされたのかなという、その辺いかがでしょうか。

議長（文野慎治君） 井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） こちらの今回導入いたします電子入札システムなんですが、大阪地域市町村共同利用電子入札システムということで、大阪府下の自治体が共同利用するというシステムでございます。現在、大阪府下の23自治体が既に導入をしまして、なぜ共同であるかという、大阪府のほうで先導していただいて、こちらのもともとのスタートが国土交通省の外郭がシステム化された入札システムです。今のところ建設工事と建設コンサルタント業務を対象にしたシステムであって、既に導入されている自治体にいろいろヒアリングも我々させていただいて聞いてみますと、やはりせっかくシステムを入れるんだから物品や業務でも対応というのは、こちらのシステムをつくられているほうにはご要望はしているそうですが、今のところまだそちらのほうまでは至っていないということです。

以上です。

議長（文野慎治君） 長田議員。

3番（長田健太郎君） 分かりました。標準化を徐々にされるということなんですけれども、入札業務なんですけれども、入札参加資格審査申請、こちらは電子化されないんでしょうかね。

議長（文野慎治君） 井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君） 今のところ、まだ紙のほうで頂いている状況でございます。

こちら、国土交通省のほうからは各自治体に今、そちらも様式を標準化できないかということで調査は来ています。それは各自治体で必要としている書類が違いますので、まずそれを統一化すれば事業者のほうにもかなりメリットが出るということで、様式を共通化できないかということで今調整中ということで、できれば我々も共通化になれば電子化するという方向にはなろうかと思えます。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）私は事業のほうでそれを申請する側の立場なんですけれども、同じような書類を各自治体全部に用意しないといけないんですね。これは皆さんもご存じだと思いますけれども、職員がぱっとロッカーから手に取っていただけるようになるまでを私たち作成するんですね。それをお届けして、それを置いていただいて初めて指名される場所に並ぶという形なんですけれども、ほぼほぼ泉州地域の自治体は様式は一緒です。特に、田尻町かどこかがちょっと独特のやり方をされていて、貝塚市が印鑑でちょっと細かいという部分を除けばほとんど南のほうの自治体は同じような仕様ですので、広域化という部分でそういったことを考えていただくと、資格審査を申請する業者、2年に1回なんですけれども、多いところでは20、30、同じものをつくる作業になりますので、そういったこともひとつご検討いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問です。

今回、6月議会のほうで近隣市が実施している予約資料受け取りロッカーの設置を本町にもお願いしましたところ、早速駅のほうへ設置していただけるということで、ありがとうございます。

議長（文野慎治君）長田議員、ちょっと項目が飛んでいる。

3番（長田健太郎君）申し訳ありませんでした。

5番ですね。窓口業務について、マイナンバーカード及びパスポートに関連する業務を民間事業者に委託することになった経緯を教えてください。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）続きまして5点目、窓口業務のマイナンバーカード及びパスポートに関連する業務を民間事業者に委託することになった経緯についてご答弁申し上げます。

窓口業務の委託化につきましては、第4次行財政構造改革プランの改革項目に掲げ検討を行ってきたところであり、先行団体の状況や費用対効果を検証し、マイナンバーカード及びパスポートに関連する業務の定例かつ業務量が多い2業務を委託化することになったものでございます。

委託化する目的につきましては、継続的に安定した住民サービスの提供につなげるとともに、住民課窓口業務において限られた職員数で多様化する行政ニーズに対応していくためには、住民課職員の人的資源の最適配置により、政策の企画立案等創意工夫を要する業務、住民との相談業務等きめ細かな業務に注力し、業務の質の向上を図ることが必要であること、また、職員の長時間労働の解消やワーク・ライフ・バランスの推進を図ることを目的としてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）作業が標準化されていて非常に委託しやすいという部分があると思うんですけれども、やはり個人情報扱う業務なんで、委託によるリスクマネジメントはしっかり図られているんでしょうか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）我々のほうも、今回この委託化業務を検討するに当たりまして、先行してやっている団体のほうに視察に行つて実際に伺つておるところでございます。そういったところによりますと、やはりそういう受託する事業者についてもしっかりと個人情報の管理というのを行っているところでございますので、我々のほうも、この予算を認めていただきましたら選定等へ入っていくんですけれども、そういったしっかりした業者に担っていただくような形で選定してまいりますというふうに考えてございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。安心しました。

飛ばしまして大変失礼いたしました。

続いての質問です。ロッカーですね。

今回設置した理由が駅下にぎわい館の開館時間が変更されたことに伴つての対応ということなん

ですけれども、このロッカーの設置について教えてください。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、熊取駅への予約図書が受け取れるロッカーの設置についてご答弁をさせていただきます。

予約図書が受け取れるロッカーは、予約された図書を指定のロッカーに入れておき、予約した人へロッカーを開錠する番号等をメール通知することで、利用者が予約した図書を受け取るサービスでございます。このサービスは、現在図書館サービスを行っている駅下にぎわい館の開館時間の見直しに伴う代替サービスとして新たに導入するもので、設置場所はJR熊取駅東西自由通路西側を予定してございます。

具体的なサービス内容としましては、利用者が予約をする際に予約図書の受け取り場所を予約ロッカーと指定することで、予約された図書をロッカーに職員が収納し、利用者に予約ロッカーの番号と開錠ナンバーを通知します。通知を受けた利用者は予約ロッカーの本を受け取ることとなります。ロッカーの予約図書収納期間は、駅下にぎわい館と同じく1週間程度を想定してございます。また、返却ボックスも予約ロッカーの隣に設置する予定であること、さらには、ロッカーの設置と並行して駅下にぎわい館での予約図書の受け取り及び図書の返却も継続する予定でございます。

導入の時期については、駅下にぎわい館の午後5時以降が閉館となる10月までには稼働できるよう準備を進めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。そういう24時間365日対応ということは、非常に町民の方、私個人的にもなんですけれども、利便性はよくなります。本当にありがとうございます。

また、その施設の評判がよければほかの行政施設なんかにも置くということを今後は検討していただけたらと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

では、次の質問となります。職員の定期人事異動についてです。

1つ目、本町の定期人事異動は何を目的とされておりますか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）次にご質問の職員の定期人事異動についての1点目、本町の定期人事異動は、何を目的としているのかについてご答弁申し上げます。

まず、人事異動は、職員の能力や適性、経験を踏まえ、各部署において最大限の力を発揮できるよう適正な配置を図ることを目的としてございます。人事異動を通じまして幅広い知識と経験の習得を促進し、複数の部署を経験することによりまして、より多くの住民の皆様と関わる機会をつくることができ、町政全体の理解を深め、柔軟かつ的確な対応が可能となるものと考えてございます。

加えまして、新たな業務への挑戦や環境の変化は職員の意欲を高める効果も期待でき、組織全体の活性化や職員の成長につながるものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

大体何年ぐらいで異動するとかいう、そういう決まったルールじゃないですけども、そういうなのってあるんですか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）書いたものという形はないんですが、今、人事のほうで考えておりますのは、新採の職員、10年以内には複数の部署に、なるべく若いうちにある程度の企画なり管理なり住民にということろで、なるべく10年以内の職員については複数部署経験という形は思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）逆に、もう長く、この人もう10年ぐらいこの部署にいらっしゃるとかいう方もいらっしゃるんですか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）以前の議会答弁でもお答えしましたが、やはり人事異動というのはリフレッシュ等もなりますので、大体5年程度では異動していくんですが、ただ、ベテラン職員になりまして、もうその部署の要になる、新しいもう全ての部署を経験しましてそこに特性があるという職員におきましては、その部署である程度固定という職員もございます。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

やっぱり近年、行政課題というのも高度化していますし、当然、先ほどおっしゃったように学校のこととかなったら1年、2年ではなくて3年、4年、5年で計画していくような事業が多くなってくると思うんですけれども、本当にこれから専門性とか継続性が今まで以上に求められる時代が来ると思うんですが、その辺いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）私たち、ある程度小さい自治体ですので、大きい自治体ですと何十人も作業が何人もやっているんですが、私たちの自治体の規模でいきますと、1人がその業務をやっているということがあります。

私、思いますのは、教える側と教わる方の役割をきっちり分担できて初めて人事異動と思っていますので、教える側になった時点で人事異動の対象という形で、その基本は守りたいと。早く教える側になっていく職員が増えて、多くの部署を経験していただきたいところでございます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）いいお話を聞かせていただきましてありがとうございます。

定期人事異動には、先ほどご答弁にもありましたけれども、様々な目的があることはもう当然理解しております。でも一方で、異動というものが役場の慣例として続いているのではないかと、また、効果についてきっちり検証されているのかという懸念も実際あります。やはり人事異動、民間の方からしましたら、異動するよりしないほうが専門性でいいんじゃないのかというお話もあるんですけれども、やはり目的と、あと実態を丁寧に見直していただいて、必要に応じて柔軟な配置や長期的な担当制とかも導入していただいて、より効果的な運用を本当に検討していただきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

次なんですけれども、町政運営方針のほうを拝見いたしまして、それぞれの部局で新たな施策や拡充が計画されていることに本当に敬意を表します。

でも、しかし同時にちょっと私、施策が各細かい分野ごとに縦に積み上がっている印象を受けましたので、次の質問なんですけれども、部局の縦割りによって施策を分断する懸念があると思うんですけれども、部局間の連携は十分でしょうか、その辺をお聞かせください。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）次に、2点目の部局の縦割りにより施策の分断を懸念するが、部局間の連携は十分かについてご答弁申し上げます。

部局の縦割りにつきましては、行政課題を専門分野に分けることで迅速な判断と安定した行政サービスを維持できるものの、複雑な行政課題や類似した業務が複数の部署にまたがる場合は、連携不足となり、効率性の低下を招いてしまうことが懸念点の一つだと考えられます。

しかしながら、本町では関連する業務や相談・問合せなど日常業務におきまして各部局間での連携を十分行っておりまして、特に重要な行政課題や目標に対しましては、必要に応じ、部局を超えた関係部署のメンバーで構成しますプロジェクトチームの編成を行うなど、最適な推進体制を構築し、施策の実効性をより高められるよう努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

ちょっと私も勉強不足で、この後プロジェクトチームなんかは立ち上がっているんですかとお聞きしようと思ったんですけども、もう立ち上げされているということで、例えば、今まででそういう2つ3つの部局を横断的にして成功した事業というのが何か一つあれば教えていただきたいんですけどね。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）近々で私が今プロジェクトチームのリーダーをしておりましてのが、旧大原衛生公苑と周辺地の処分チーム、これがプロジェクトチームになってございました。プロジェクトの担当につきましては、私、総務部長、総務課長、企画財政担当の課長、企画財政の経営の財政担当の参事、あと人事、それに意見交換として環境部局、健康福祉部局、道路公園部局、生涯学習部局、図書館等々と綿密に連携を取りまして、ですので、一旦今総務のほうでその処分チームの意見を受けまして、町長から意見を受けまして、新体制で処分だけをするチームというのが新しくできましたので、そこから発展したのが一つ事例とさせていただきます。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）総務部長と共にチーム長なんですね、じゃ。ありがとうございます。

昨日、石井議員の質問のときにでも小・中学校の防災教育、そのときに自治・防災課のお話の最中に教育委員会と連携してというご発言もありましたし、そういった連携、これは、いざそういうことをやっていこうとなりましたらどちらが誘導してそういうお話を持ってつくり上げていくとか、そういう規則的なものってあるんですか、フローとかそういったものが。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）明確にフローというのはないんですが、今先ほど1つ目のご答弁でさせていただいた適切な定期的な人事異動をしておりますと、相談業務にたけている部署にしますと住民課を経験して福祉を経験しますと、どこかアンテナを張っているんです。これは貧困なのか、これは教育に問題があるのか、そこは自然発生的に積極的に皆さんが発信して、課長間なり担当間なりで発信していきますので、そこの辺は十分連携を取れているものだと思います。

以上です。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。安心しました。

私どもの会社では、そういった場合、ああもう向こうが言うてくるまで待ってたらいいんちゃうとかいうときもあるんですよ。そういうことにならないように、そういうふうな人事異動で経験された部分を生かしてとかしていただいているということで、本当に安心しました。

これ、実は町民の方から、役場は担当の違いとか、あと判断の持ち回り、それによって対応が遅いという意見を直接いただいたんですね。しかし、これは本当、職員の個人個人の方の努力ではもう到底解決できない。もうこれは本当に役場の仕組みという問題だと受け止めております。

本当に先ほどお話のありました部局間の連携、これを強化するということは、やはり一般職員の方の負担を減らして、町民の皆様にとって本当に分かりやすく、途切れのない支援につながることでと確信しております。町全体で一体的に取り組める仕組みの構築、これからもどんどんいいものにしていただけたらと思いますので、期待しております。よろしく願いいたします。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）今後もお客に最後まで寄り添った業務を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（文野慎治君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

最後になるんですけれども、これまで私、議会のたびにくどいほど大阪・関西万博の話題を繰り返させていただきました。本当に多くの方が関心を寄せていただいて、地域として熊取町としても盛り上がりを共有できたこと、本当にうれしく思っております。

そして、大阪・関西万博が幕を閉じた今ちょっとお伺いしたいんですけれども、次の国内で開催される国際イベント、これ皆さんご存じですかね。議員の方はご存じですか。

理事の方、あまりどうかというようなんですけれども、実は今度、2027年国際園芸博覧会、これが神奈川県横浜市で来年の3月19日から9月26日まで開催されます。

これ、皆さん多分覚えていらっしゃると思うんですけれども、1990年、大阪の鶴見で花博というのがありました。あれが日本で1度目の大きな園芸博だったんですね。今度、横浜で開かれるのが日本で2度目の大きな園芸博ということで、横浜は遠いと思われると思うんですけれども、この園芸博というのは、鶴見のときもそうだったんですけれども、自然との共生だとか、あと持続可能なまちづくりがテーマということで、本当に私たちの暮らしに深く関わる内容ですので、また大阪・関西万博の次のステージとして、ぜひこれを機会に皆様方にも横浜園芸博、ちょっと気にしていただけたら非常にうれしく思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私からの会派質問を終わります。ありがとうございました。

議長（文野慎治君）以上で、長田議員の質問を終了します。

議長（文野慎治君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

（「16時34分」延会）

3月熊取町議会定例会（第3号）

令和8年3月定例会会議録（第3号）

月 日 令和8年3月6日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり12名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 坂上 昌史	6番 大林 隆昭
7番 坂上巳生男	8番 江川 慶子	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	13番 田中 圭介	14番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 南 和仁
教 育 長 吉田 茂昭	総 合 政 策 部 長 田中 耕二
総合政策部統括理事 明松 大介	総合政策部統括理事 松浪 敬一
総 務 部 長 永橋 広幸	住 民 部 長 山本 浩義
住 民 部 理 事 奥村 光男	健 康 福 祉 部 長 石川 節子
健 康 福 祉 部 理 事 阪上 正順	都 市 整 備 部 長 白川 文昭
都 市 整 備 部 理 事 庭瀬 義浩	会計管理者兼会計課長 根来 雅美
教 育 次 長 巖根 晃哉	教育委員会事務局理事 河合 淳
教育委員会事務局理事 三原 順	

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 木村 直義	書 記 阪上 高寛
-------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第19号 令和8年度熊取町一般会計予算
議案第20号 令和8年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第21号 令和8年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第22号 令和8年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第23号 令和8年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第24号 令和8年度熊取町下水道事業会計予算

議長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年3月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（文野慎治君）発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

次に、日本共産党熊取町会議員団を代表して、江川議員。

8番（江川慶子君）おはようございます。それでは、私から、日本共産党熊取町会議員団を代表しまして質問させていただきます。

初めに、アメリカとイスラエルによるイランに対する先制攻撃により紛争が激化しています。国

連憲章も国際法も先制攻撃を認めていません。いかなる理由があっても、先制攻撃で他国に攻め入り、罪のない人たちを死に至らしめることは断じて許せないことです。誰一人殺されない、そして誰一人殺さない、日本のミサイルが人を傷つけないように願っています。これ以上悲しむ人たちが増えないよう、一日も早く平和的解決ができるよう、平和的な外交が進むよう願っております。

それでは、1つ目の質問に入らせていただきます。

町政運営に書かれています「一人ひとりの意識とご近所のふれあいで暮らしやすいまち」についてお伺いします。

主要な施策であるとして、第4次総合計画にも1番目に位置づけられております。私もとても大切なことだと考えています。しかし、地域の状況は少子高齢化の影響を受けており、加入率の低下、役員の成り手不足、そして特定の人への過度な負担があります。行政として具体的な支援が必要ではないでしょうか。

そこで、質問いたします。

熊取町の自治会への加入率と地域コミュニティの柱である地域子ども会、婦人会、長生会の加入状況と5年間の推移をお伺いいたします。よろしくお願ひします。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君） それでは、「一人ひとりの意識とご近所のふれあいで暮らしやすいまち」についてのご質問の1点目、熊取町の自治会加入率及び地域コミュニティの柱である地域子ども会、婦人会、長生会の加入状況と5年の推移についてご答弁申し上げます。

まず、本町の自治会加入率の推移につきましては、令和2年度は76.3%、令和3年度は76.6%、令和4年度は74.9%、令和5年度は72.4%、令和6年度は71.5%となっており、全国的に見ても平均以上の加入率を維持しつつも、年々減少傾向となっている状況でございます。

また、地域の子ども会の連合組織としての熊取町こども会育成連絡協議会の状況につきましては、令和3年度からの5年間の加入団体数の推移は6団体で増減はなく、加入人数については、特に傾向はなく答弁資料のとおりでございます。

次に、各自治会の婦人会の連合組織である熊取町婦人会につきましては、令和2年3月31日をもって解散となっておりますので、令和元年度のデータによりますと6団体で、加入人数は306人となっております。

一方、各自治会の長生会の連合組織である熊取町長生会連合会におきましては、加入団体数の推移といたしましては、令和3年度の25団体から令和7年度の23団体へ減少しており、加入人数は、構成団体間で差異はあるものの、全体的にはやや減少傾向になっているところでございます。

なお、この数値は、各自治会で把握している数字ではなく、連合組織として把握している数字であり、以上のような状況となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君） 答弁資料をつけていただいて、細かくありがとうございます。

今、ご説明がありましたように、やはり加入率の低下というのが出ているのだなということが示されたんですけども、全国の平均以上ということをおっしゃられたんですけども、全国の平均というのはどのぐらいに当たるのでしょうか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君） 全国の平均の数値ですけども、令和4年度に国の総務省が調査した結果が出るんですけども、その数値で言いますと、令和2年度の段階で71.7%という数字が出ております。少し古いんですけども、先ほども答弁の中で、熊取町の令和2年度の加入率が76.3%ということですので、同時点で比較すると、国の加入率に比べて熊取町が勝っているというところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）ありがとうございます。

加入率の低下というところで、本当に私も今悩んでいるところで、自治会の皆さんやその地域の皆さん、とても頑張っておられます。それなのに次に引き継ぐときになかなか役員の成り手が見つけられなくて、その人たちへお願いするときもとても苦勞されているという現状を見るわけですね。私自身もそれを感じています。その方々への負担軽減というんか、事務作業がまず多いということと、それと責任が重いから、それから自分の時間が取られて休みがなくなるとか、会議に出席するだとか、そういうことが非常に声として聞くんですけども、役員負担を軽減するための簡素化に対して、2つ目の質問になりますね、これ。町はどういうふうな支援をしていく考えがあるのかをお伺いしたいです。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）それでは、2点目の役員負担を軽減するための簡素化に対しての町への支援についてのご質問にお答えをします。

町の自治会の皆様への基本的なスタンスでございますが、町政連絡事務嘱託員連絡会及び自治連合会総会の場合や自治・防災課窓口で個別にお話を伺うことや、毎年実施している自治会アンケートを通じて、自治会と行政間で課題を共有した上で、共に解決策を模索するなど、行政が各自治会それぞれの課題や要望に寄り添った支援に努めているところでございます。

また、自治会の加入数を高水準に保つことが共助の意識の醸成、ひいては役員の負担軽減や成り手不足の解消につながるものと考え、従前から転入される方への加入促進に努めているところであり、令和8年度は、自治会集会所などに掲出いただくのぼり旗を増加し、未加入の方々への加入促進に向けた環境づくりに寄与していきたいと考えております。

また、直近で、役員負担を軽減するための簡素化策を進めてきたものといましては、今年度から、これまで別に申請をいただいております自治会管理の防犯灯の電気料金への補助金と自治会等活動交付金を一本化し、事務手続を簡素化し、自治会の役員の方々の負担の軽減を図ったところ です。

また、自治会で実施いただいております自主防災訓練等につきましても、企画の段階から相談に乗らせていただき、必要な関係機関との調整をさせていただくなど、できるだけ役員の方々が円滑に取り組めるように支援をさせていただいております。

また、自治会連合会の総会を年5回実施しておりますので、その際に、自治会からの意見を伺い、様々な事務手続がその際に完結できるように心がけており、顔を合わせる機会を大切にしているところでございます。

今後におきましても、自治会からの意見を伺いながら、自治会運営を円滑に進めることができるように、制度面の改善とともに、タイムリーな対応に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）ありがとうございます。

いろいろ年5回ですか、総会を行って、それ以外にも個別な聞き取りだとかアンケートだとかいろいろやっているんだということをご説明あったんですが、課題や要望に寄り添った支援というふうなことを大ざっぱにおっしゃられたんですけども、ちょっと1つでも具体的な内容があればお示ししていただけますか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）自治会からの要望につきましても、区長なり役員の方々、ほぼ毎日に近いほど自治・防災課の窓口へ来ていただいておりますのでございます。その中でも予算に絡むものであったりとかいう分につきましては、要望書という形で区長から受け取って

対応しているところでございます。ちなみに、令和6年度で言いますと24件、令和7年度については、現時点で13件の要望を受けているというところでございます。それに加えて、要望書には至らないんですけども、こちらのほうが多いんですけども、いろいろご相談をいただいて、関係課があるところは事前に自治・防災課と共に調整をさせていただいて、解決に向けて努めているというところでもございます。

内容といたしましては、ごみステーションのことでありまして、あと地区の公共施設のことでありまして、あと自治会独自の規約、それを実態に即した運用しやすい規約に改正する等の相談であったりとか、あと最近でしたら、認可地縁団体に移行したいという団体もありますので、そういった支援をしているところでございます。というところの中で、随時、自治会の区長、役員の相談に乗らせていただいて、対応に努めているところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）ありがとうございます。よく分かりました。

熱心な区長、毎日役場にいられているということで、それがまた負担にも一部なっているんですけども、町のほうも身近に相談して一緒に考えるという方向であるということは理解しています。

事務的なところで、例えば地区の会費を集めるだとか広報を配る。ちょっと最近は折り込みも増えているので大変な作業になっていると思うんですね。それと回覧板、そういったことの事務的なところをもうちょっと合理化するというか、何か負担を減らすようなことというのは、意見とか出てないでしょうか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）広報の配布につきましては、データでホームページなんかでは出しているんですけども、それを電子化してメールで送るとかというやり方もあるんですけども、それは自治会連合会総会の中でも話が出たことがあるんですけども、一方では、やはり電子化することによって、人と人との接触の機会も少なくなるというところで、これは賛否両論あるところではございます。あと、回覧板等につきましては、各自治会で工夫していただいています、自治会の中では、回覧板をPDF化してLINEで送るとかという工夫をしているところもございます。各自治会のほうでいろいろとそういった簡素化といいましょうか、そういったところを工夫して実施しているというところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）ただいま広報紙の配布のご意見というところでございますが、正直、広報の同時配布物というのが非常に増えているということで、何とか減量化することはできないかというご意見は多数いただいております、それを受けまして、この取組は3年ぐらい前から始めているんですけども、極力同時配布物、調整を行いまして、広報紙本体に書いているものをもう一度同時配布物でチラシを配布するというような、こういったことは避けるようにという内部ルールをつくったり、そういったことで、少しでも同時配布物の減量化を行いまして、あれが結構仕分けるも大変であったりとかというお声もいただいておりますので、そういった地道なところの努力は行っているというところでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。いろいろと配慮しているということですよ。

これを自治会に任せるのではなくて、どこかの委託みたいな形で配布をお願いすれば、配布の苦勞もないのかなというのを感じたりもするんですけども、仕事を減らすということ、作業を減らしてもう少し楽にするという方法というのは何か検討はされてないですか、それ以外に。

議長（文野慎治君）答弁。江川議員。

8番（江川慶子君）そしたら、難しいみたいやね。すみません。いいですか。ありますか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）答弁の中でも申し上げたんですけれども、自治会と熊取町の間でいろいろお金のやり取りとかございますので、そういった面については、先ほど答弁の中でも申し上げたとおり、簡素化できるものは簡素化するというふうな方向で今考えておまして、できるものについては、今後もそういった形で負担軽減につながる取組をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）ありがとうございます。

あと、成り手不足というところで、地域の皆さんに協力を得ることになるわけですよね。その点の支援というのはどのようなことをされているのでしょうか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）これ成り手不足、少子高齢化に伴う役員の成り手不足というのは、これは全国的な傾向でございまして、各自治会で対応いただいているとともに、町としてもそのあたりはしっかりと認識をさせていただいております。個別にご相談に来ていただいた場合は、解決に向けて相談というか、お話を聞いてご提案をさせていただいたりということはするんですけれども、一定やはり自治会の役員の成り手不足というところにつきましては、やはり共助の意識というのが大切だと思っております。共助意識の一層の醸成を図るという意味で、防災の取組というのをキーにして今取り組んでいるというところでございます。自主防災組織の運営でありましたりとか、避難所の運営のことでありましたりとか、そういった取組を通じて共助の意識が高まっていくような取組に力点を置いて取り組んでいるところでございます。

そういったところの中で役員になられる方、ご苦労だとは思いますが、その役員をみんな支えるという考え方も非常に大切だと思いますので、そういったところを意識して取り組むようにしているところでございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）成り手不足の部分を共助という形で協力をお願いするという形、あくまでも町としてはお願いするという形の取組になっているんですけれども、そこを仕組み的に何かできればいいなど、具体的な何かができるかどうかということを感じるんですけれども、役が回ってくる義務感で受ける人もおれば、責任が重過ぎて辞める、受けない方もおられたりで、いろんな地域の状況というのは、地域が一番、区長がよくご存じなんですけれども、その中ですごく悩んでおられるというのがすごい実情で、心から楽しく触れ合えるような環境なんかを構築できるような活動が必要なのではないのかなと思って質問させていただいているんですが、答弁資料で出された自治会加入率の部分です。第4次総合計画は10年間の措置ということで、2018年から2027年度の令和9年度まで、だからあと2年ということなんですけれども、自治会加入率が平成28年度には89%あったと。それが目標は92.5%という目標が持たれていました。しかしながら、この間、コロナ感染症などがあって、自治会活動も取り組みにくい状態の中で71.5%、令和6年度。そこは減っているんですけれども、頑張っているのかなとも思えるんですけれども、この第4次総合計画の中の1つ目にこのご近所とふれあいで暮らしやすいまちというのを掲げている中で、もうちょっと取組を強化していかなければいけないなというふうに感じているんです。その部分で3つ目の質問をさせていただきます。

住民の自治組織に対し、町としてどのような具体的・財政的支援を検討しているのか、ちょっとこれ、私も悩んでいるところなので、答弁も難しいのかもしれませんが、町長のご認識を伺いたいと思います。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君） それでは、一旦私のほうから、3点目の住民の自治組織に対して、町としてどのような具体的・財政的支援を検討しているのかにつきましてご答弁させていただきます。

各自治会に対しましては、従来より、自治会活動の支援及び地域との協働を推進するための交付金として自治振興交付金を交付し、この中の補助項目の一つとして自治会管理の防犯灯に係る電気料金の補助金を交付しております。この自治会管理の防犯灯に係る電気料金の補助金について、令和5年度から大幅に補助金額を拡充し、自治会運営に充てていただいているところです。

さらに、自治会活動において必要となる備品について、令和8年度から、一般財団法人自治総合センターの助成金事業を活用し、整備を進めていくこととしております。

また、自治会活動の拠点となる自治会集会所についても、令和7年度において、大宮区の自治会集会所整備について、地区集会所等耐震化事業補助金及び一般財団法人自治総合センターのコミュニティセンター事業助成金を原資とした町からの補助金を交付し、自治会の運営を支援したところであり、今後もコミュニティ活動の拠点となる活動自治会集会所の新築、改築、大規模修繕などについても支援してまいりたいと考えております。

その他自治会への支援として、自治会運営を効率的に実施していくための規約等の改正に取り組む自治会への支援でありましたり、認可地縁団体の認可を目指す自治会に対しての説明や書類作成の支援、自治会内の様々な困り事への対応などを行うなど、効率的に自治会運営をしていただけるように努めているところでございます。

今後におきましても、自治会からの意見を伺いながら、自治会運営を円滑に進めることができるように、ソフト面、ハード面双方でタイムリーに支援していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 基本的には、今、松浪理事からお答えさせていただいたような状況なんですけれども、自治会の問題、これは本当に時代の流れというんでしょうか、人の心の変化というんでしょうか、時代とともに人間関係が変わってきて地域社会も変わってきた中で、こういう昔と比べると本当に希薄化が進んでいるというふうな状況にあると思います。それをいかに以前のような状況に戻すかというふうなことが求められているというのは確かなんですけれども、時代が変わるという意味では、いろんな組織、個人もそうですけれども、やっぱり時代に沿うような形を求めていく必要があると思うんですね。

それがどこにあるのか。いろんなことを考えていただいている自治会もあります。情報伝達をスムーズにするために、LINEを採用して連絡網を迅速、スピーディーにやってはる、そういう自治会もございます。これは行政がいろんなお手伝いもしたというふうなことはあるんやと思いますけれども、皆さん自発的にそういう悩みをどう解決していくかということを実際に考えてくれた中で、行政のほうにも手伝うというふうな形が取れて、それが成り立ったというふうに思うんですね。だから、いろんな組織も個人も自らがやっぱり変えていこうという気持ちをいかに持ってもらえるか、それが熊取町役場と行政としての仕事かなというふうに思う次第なんです。

だから、今、理事からもありましたように、自主防災訓練なんかで自助、共助、公助というふうな形で、私も防災訓練を拝見しに行ったときに挨拶の中で、自助、共助、公助という言葉が前面に出して挨拶させてもらうんですけども、そういうことで自らが考えてやっていたかかないと、防災に関しては自ら考えてやっていかないと自分の命は守れないんですよ。それにヒルイチということではないですけども、自分たちの地域は自分たちで連携して和やかにしていこうという皆さん方の気持ちをいかに醸成していくかというのが仕事だと思いますので、そこに幾らかのお金も必要というのはあると思いますけれども、そういう気持ちの前例踏襲じゃない時代に沿ったそういうやり方をどこに求めるのかということを実際としてはお手伝いをしていくのが大きな役割かなというふうに思います。

若い世代が熊取町へ越されて引っ越しされていますけれども、自治会に対して意味がないというふうな言葉があります。自治会、何やってんのと。これに対して、自治会役員の皆さん方と役場の我々がどんなふうにそれを受け止めるか。それをどう解決していくかというのが求められていることではないかなというふうに思います。

財政的と言われましても限度がございますので、だから、そういう関係性をいかに自治会とは皆さん方にとって大きく生活の上で支援、応援できますよというふうなことを理解してもらえるような、そういうものを構築していく必要があるのかなというふうに思うんですけども、私的には若い人らのそういう思いを受け止めながら、自治会の役割、それがどう自分に跳ね返ってくるかということを理解してもらい、そういったところを考えていく必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）町長、ありがとうございます。

本当に若い世代が自治会に加入してくるといふ部分、メリットというんですか、自治会に入って隣近所仲よくなるのが自分がここで住むことによる価値がどうか、人生を送る上でのそういうものなんだと。今までお世話になっていたから今回はお世話をさせていただきますみたいな温かさのある地域の触れ合いで暮らしやすいまちというのを醸成できるようにお願いしたいと思っております。

私も一個人なんで、一緒に悩んでいることで今回は質問させていただいたので、何か手だてがないかなと思って質問させていただきましたので、今後とも一緒にやっていきたいなと思います。よろしく願いいたします。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

今もちょっと防災についての話が含まれていたんですが、防災・減災の観点から入浴施設の再開について伺います。

町内には入浴施設がありません。過去に老人福祉センター内にありましたが、床やタイルなどの改修後に閉鎖した経過があります。ボイラーの更新に費用がかかることや、利用者が限られていたことなどが当時の説明理由にありました。今回、質問するに当たっては、福祉というよりは災害時の対応としてマンホールトイレ等の整備などは進んでいますが、入浴施設はございません。もし使えれば、体育館のシャワーぐらいではないでしょうか。

国の緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費が延長されたということもありまして、それをきっかけにいきいきセンター、現在、福祉センターからいきいきセンターと名前が変更されましたが、入浴施設の復活を求めています。質問させていただいておりますが、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）災害時の対応としての入浴施設の再開について、緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費を活用していきいきセンターへ入浴施設を復活させてはどうかのご質問にお答えをします。

入浴は、衛生面の保持だけでなく、被災された方の精神面の不安を和らげる効果が期待でき、災害発生時に避難所生活が長期化した場合には、風呂等の提供を行うことが必要となるものと考えます。

本町におきましては、町域内に入浴施設はございませんが、大規模な災害の発生に備え、町内の大学施設等との間で災害時における協定を締結しておりますので、大規模災害が発生し、避難所生活が長期化する場合には、これらの施設の利用についての協議を行ってまいります。

また、民間事業者からの仮設風呂などのレンタルについても手配していく必要があるものと考えております。

さらに、大阪府では、仮設入浴施設を広域防災拠点に1基ずつ備蓄しているほか、民間事業者と入浴サービスの提供に関する協定を締結しており、災害発生時に大阪府を通じて提供依頼することが可能であるとともに、陸上自衛隊においても、第3師団の後方支援部隊に野外入浴セットが装備され、提供依頼することができることとなっております。

大規模な災害が発生し、避難所生活が長期化する場合には、これらの活用を図ることにより、被災者の生活支援を行ってまいります。

したがって、現時点で、防災・減災の観点から入浴施設を整備することについては考えておりませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）そういう答弁が出るだろうなど、ちょっと質問に対しても、福祉の面と防災の面とくっつけた形で出しているの、予算書にもないことを何でまた急にというところもあったんですけども、これについては平成25年、2013年に老人福祉センターから入浴施設がなくなったんですね。それまでは入浴施設があった。この前もちょっといきいきセンター、新しく改修されて中を見に行ったところ、その施設はそのまま置いてあったという現状を見て、何かがあったときには活用できる施設として使えるのではないかなという発想でこの分は質問させていただきました。今は考えていないことですが、今後について、これを取り入れることも含めて検討していただきたいと思うんです。というのは、緊急防災・減災事業債について、有効活用というのがやっぱり必要ですし、もしそれが可能であれば、日頃平時でも使えて住民サービスが行えるということもありましたので、そのようにぜひ検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）今、議員のほうから緊急防災・減災事業債のお話があったんですけども、これは条件がございまして、この起債を受けるという条件といたしましては、一応指定避難所における避難者の生活環境改善というところが条件になりますので、現状老人福祉センター、いきいきセンターについては指定避難所の指定をしておりませんので、この事業債の対象にはならないということになっております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）財政的などところもありますので、私のほうから少しだけ補足。

緊急防災・減災事業債、いわゆる緊防債と言われるんですけど、もう一つ、緊急自然災害防止対策債、これ緊自債と言われている。1つ、緊自債のほうはそもそも対象外です。緊防債のほうは対象になってくるというところ。緊防債の対象になるためには指定避難所になっているということというのが大前提、ここからのスタートになってくるというところなんです。

もう一点、そもそも我々財政のスタンスとしては、そういう制度があるから実施するのではなくて、まず、必要なかどうかというのを見極めた上で、必要であれば当然有効な制度を活用するというスタンスでございます。ちょっとその辺が本末転倒になってもあきませんので、整理としてはそんな整理に財政上は考えております。今までもそうです。

議長（文野慎治君）石川健康福祉部長。

健康福祉部長（石川節子君）今のいきいきセンターの、かつてお風呂場があったところの現状だけちょっとお伝えさせていただきます。

現在、あそこは、お風呂場ではなく倉庫として使われておりまして、浴槽自体はあるんですけども、水の配管、全部もう撤去しておりますので、お水もためられないような状況であります。だから、すぐに使えるという状況ではないということもご理解いただけたらというふうに思います。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）ありがとうございます。

そういう状況だということは理解しているんですが、一から造るのではなくて、そこまであるのであれば、あと配管とボイラーですか、それも費用がかかるんだなということで、せっかくあるものを眠らせて倉庫にしてしまうのではなくて、活用したらいかがかないということで、必要だから質問させていただいていると。こういう緊急債とか緊防債があるからどうだという発想にはつながったのはそうなんですけれども、必要だから発案している、今回、質問しているということはお理解していただきたいなと思います。ありますか、何か。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）今の老人福祉センター、いきいきセンターなんですけれども、これは大規模災害が起こったときの役割としてはボランティアセンター、町外の有志の方でのボランティアの登録をしていただいたり調整をしたりというふうな施設になりますので、一定そういう役割を持った施設でありますので、そういった面からもそこに入浴施設というというのはちょっと現実を見た場合に厳しいかなというふうには考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。

緊急避難所ではない、ボランティアセンターなんだということだということで、今の時点ではそういう位置づけだということで理解します。一つ、そういった町有の財産があるので、そこを活用するというのも頭に入れた上で検討もあればなということをお待ちしております。

先ほど町内で大学などの施設で使えるお風呂ってあるんですか、ちょっとそのように聞こえたんですけれども。もし、その場所があるんでしたら教えてください。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）大学施設の中では一番大きいのが大阪体育大学でございます。その中にセミナーハウスにも男性、女性、シャワー室がございますし、あとキャンパス内にもございます。あと、クラブの更衣室にもシャワーが一定数ございますので、それを災害時に協力依頼することにより、使用することが可能となるということで確認はしております。

あと、昨年11月にスーパーホテルと災害時の協定も結んでいるんですけれども、そこは入浴施設がございます。スーパーホテルにつきましては、お客さんのそのときの状況にもよるんですけれども、そのとき使用がオーケーということで確認が取れば使用も可能だというふうな確認はしておりますので、そういったところで活用していきたいというふうには考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）一定そういったところで入浴を利用できるような提携はしているということで理解しました。ありがとうございます。せっかくある町の施設で、そういう入浴施設を活用して、平時も利用できて、緊急なときにも活用できるようなものができればいいなと期待を込めて、この質問は終わらせていただきます。

次の質問に入らせていただきます。

次は、小学校の給食についてですが、令和8年度4月から、国の小学校給食費の抜本的な負担軽減が行われ、完全の無償化が始まります。本当にありがとうございます。

熊取町は、これまで小・中学校の学校給食の無償化に向けて、単年度ではありましたが、すごく努力をしてきたところだと認識しております。段階的に上げが、今度、中学も行われると思いますが、小学校給食についてお伺いします。

国が示している支援の基準額は、月1人当たり5,200円とされています。4,700円と物価高騰分としての500円が加算されているということなんですけど、そこでお聞きいたしますが、現在、アレルギーなどでお弁当である児童数、また、理由があり給食を食べていない児童数を答弁資料をつけてご説明をお願いいたします。また、その児童に対する対応もお伺いいたします。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）それでは、小学校給食についての現在、アレルギーなどでお弁当である児童数、また、理由があり給食を食べていない児童数及びその児童に対する対応について答弁申し上げます。

ご提出させていただいています資料をご覧くださいませでしょうか。

小学校全体の児童数が2,231人中、令和7年度において、アレルギーを理由とした除去食対応児童数は40人であり、そのうち①完全弁当持参対応である児童数は1人となっております。この完全弁当持参の1人につきましては、給食費の徴収は行っておりません。

その他②③④の理由、一部の給食を喫食できていない児童は39人で、うち主食であるパンやご飯、牛乳を喫食できていない児童は16人となっております。主食と牛乳の単価は明確でございますので、その単価相当額については徴収いたしておりません。

また、理由があり給食を食べていない児童数は、不登校児童の人数とさせていただきます。

小学校における不登校者数は34人で、そのほとんどが保護者との相談の上、基本的には在籍する学校で給食を作り、給食費を徴収させていただいておりますが、保護者からの申出により、給食発注数から除外し、給食費を徴収していない児童が3人いるという状況でございます。

なお、これらの対応は、給食費を徴収しているときのものであり、現在、3学期については無償化を実施しているので、全ての児童から給食費は徴収していないという状況でございます。

議員がおっしゃられたように、来年度からは給食費の負担軽減が始まりますが、これら非喫食者への対応につきましては、文部科学省から発出されている「学校給食費の抜本的な負担軽減」に関するQ&Aの中で、非喫食者の範囲に関する考え方やその対応例を今後示す予定となっておりますので、その内容を確認し検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）ご答弁、資料もつけていただきまして、ありがとうございます。

ちなみに、今の給食費というのは、たしか低学年と高学年では金額が違ったと思うんですが、今現状はお幾らになりますか。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）小学校低学年で1食当たり225円、中学年で235円、高学年で245円、これが実際ベースの金額となっておりますが、実質ここに物価高騰分というのが入ってきますので、ちょっとざっくりですけれども、実質これにプラス100円ぐらいが加算されているような状況になります。単価としてはそれくらいになるというところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）ごめんなさい、月にしてみたら、集金額は幾らぐらいになるんですか。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）今回の国からの補助金という形、5,200円入ってくるというところで、うちの本町のほうでの先ほど物価高騰分も足した分が実質給食費であろうというところで試算させていただきましたら、ちょっと低学年とかというのじゃなくて、ざっくりと総括で試算したところ、月6,200円ぐらいになるという試算になってございます。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）ちょっと6,200円ぐらいの、今、給食を食べているということなんですね、補助金も含めて。分かりました。

そしたらば、5,200円ということであれば、実際には足りないことが出てくるということなんですよ。それはどうされる予定なんですか。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）一旦来年度予算というところにつきましては、一応その不足分のところにつきましては、町のほうで予算計上させていただいているというところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）ありがとうございます。ちょっと安心しました。ここで不足分を保護者が負担をすることがあるのかなとちょっと今危惧したのでお聞きしました。その点はそのように考えているということで、予算には出ているんですね。分かりました。ありがとうございます。

それと、主食と牛乳については単価が分かっているのというお話だったんですが、次で聞かせていただきたいんですけども、どのぐらいか、主食、牛乳、ちょっと分かりにくいですか。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）しばらくお待ちください。ごめんなさい、申し訳ございません。単価は出しておるんですけども、ちょっとそれを……。すみません、単価で申し上げます。パンで低学年で52円、中学年で54円、高学年で55円、ご飯につきましては、低学年で83円、中学年で90円、高学年で98円、牛乳につきましては74円という形で、月の日数、回数なんですけれども、これで18日とかで掛けていただいたらその額になるのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）ありがとうございます。

今現在は、牛乳や主食を食べれない子、また、お弁当を持ってきている子に対しては、その金額を引いた形になっているんですね。4月以降もそのような形になりますか。4月以降、お弁当の子どもに対しては、どのような対応になりますでしょうか。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）4月以降、今の3学期もそうなんですけれども、先ほど答弁させていただきました無償化を実施しておりますので、そもそも給食費を徴収しておりませんので、今現在も単に給食費を徴収していないという形になっているんですね。4月以降は、そこに国から補助金という形で一定の額が本町のほうに入ってきますので、実際完全弁当持参であるとか、そういうアレルギーで完全に食べれませんよというような子に対して対応をどうするかというのは、先ほど答弁させていただいたように、国のほうで非喫食者の範囲、これがアレルギー対応なのか不登校児童・生徒なのかということも含めて、その範囲でありますとか、あとその児童とかに対する対応、どういうふうに対応していきますという例を国のほうが示していただけるので、それを見させていただいた中で対応を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。

Q&Aがこれから出るということなので、そこで示されるのかも分かりませんが、親のほうもお弁当を作るとしたら、それなりの毎日の負担がかかってくるので、その分をやはり保護者の方にお渡しできるような形になればいいかなというふうには個人的には感じております。保護者の負担軽減がまず、今回の給食費の無償化の国の出している内容では、保護者の負担軽減と、あと農林水産省などの関係省庁が連携して、栄養水準の確保や地産地消の推進なども含まれていて、給食の質の向上に向けた取組も推進されています。ちょっと値段を聞いて、現状よりもまだ満たないということを知ってびっくりしてしまったんですけども、無償化による質の低下が起こらないように、つながらないように、ぜひ補填していただくということなので、大丈夫なんだなということで理解しました。

あと、保護者の有志の皆さんの中でも、食材で国産や添加物のない食材を給食に使ってほしいと、そういった取り組まれているグループも親御さんの中で生まれていることも住民からお聞きし、心

強く思っております。自校式給食を続けている熊取町ですので、その点では食事の面では、防災面でも安心の持てる施設ではないかなと思っております。

小学校の給食の無償化を令和8年度から実施したことは、これまで請願を出し続けてきた、粘り強く要望を重ねてこられた住民の皆さんの熱意がついに政治を動かしたのかなという大きな成果でもあり、心より歓迎しております。同時に、食物アレルギーや個別事情等で食べられないお子さんへのご家庭に対しても、決して取り残すことのないよう、丁寧な対応と支援を強く要望して、私からの質問を終わりたいと思います。何かありましたら、いいですか。ありがとうございました。

議長（文野慎治君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

次に、熊取公明党を代表して、二見議員。

10番（二見裕子君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、熊取公明党といたしまして、会派の代表質問をさせていただきます。

今回は、財政運営及び令和8年度の事業についてお聞きをしたいと思います。

令和8年度熊取町の予算規模は、一般会計の当初予算が182億4,090万3,000円となり、過去最大の予算規模です。予算規模が過去最大となった要因は、社会保障関連経費の増加に加え、物価高騰の影響、さらに総合体育館、図書館の大規模改修や中学校屋内運動場への空調設置といった投資的事業が重なったことにもありますが、令和8年度予算は、財源不足を基金の繰入れなどで補うなど、極めて厳しい財政状況です。この状況を改善し、将来にわたり自立した財政運営を確立することについて、町としてどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

1点目、熊取町の令和8年度予算において、人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費は、一般会計歳出総額の50.2%を占めております。この義務的経費が財政に与える影響等、今後の見通しについてお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、1点目の義務的経費が財政に与える影響と今後の見通しについて答弁いたします。

義務的経費である人件費、扶助費、公債費が増え続ける状況が長期的に続きますと、財政的には、いわゆる硬直化が進み、子育て・教育をはじめとする政策的な経費に充てる財源に余裕がない状態となり、弾力的な行財政運営に支障を来すことが懸念されます。

また、今後の見通しといたしましては、物価高騰をはじめ、賃金や金利が上昇基調にあり、加えて社会保障関連経費が増え続けている状況を鑑みますと、義務的経費は今後も上昇するものと考えております。

一方で、令和8年度予算におきましては、賃金上昇等により個人町民税が増収見込みであるほか、国の所得税や消費税等の増収に伴い、地方交付税や地方消費税交付金などの各税交付金も増収を見込んでおります。これらにより、財源不足による基金繰入れは、前年度より2億6,000万円減少するなど、一定改善の兆しも見えるところではございますが、今後の社会経済情勢に左右される部分が大きいため、第4次行革プランで目標としている基金繰入れに依存しない持続可能な行財政運営の確立と、財政調整基金の令和9年度末残高10億円確保に向け、引き続き同アクションプログラムの各改革項目にしっかりと取り組んでいくことが重要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。昨日も長田議員のほうから様々財政についてはお聞きをされておりましたので、ちょっと同じようなことなのかなというふうに、すみません、思っております。

義務的経費というところで、本当に家計でいえば削ることができない固定費というところが予算の半分を超えているような状況であるというところで、人件費につきましても、収入が増える分、人件費としても町としての人件費も上がってくるのかなというふうに思っております。

義務的経費の総額が5年間見たときに約20%、15億円増加をしているような状況であることを見

たときに、やっぱり本当に今後、しっかりとAP使いながら、APで示しておられるようにやっていただくことがすごく重要なのかなというふうに思っております。町としてもしっかりと取り組んでいただいているところであるのかなというふうには思っております。

それでは、2点目にまいります。

令和8年度の町債発行額が9億6,610万円と前年度から91%増加をしていますが、大型施設の改修が重なったことにもよるものですが、今後の公債費負担にどう影響するのか、また、将来の公共施設等の改修についてはどうかをお聞きいたします。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）続いて、2点目の令和8年度町債発行額が、今後の公債費負担に与える影響と、将来の公共施設等の改修について答弁申し上げます。

まず、令和8年度起債発行額9億6,000万円のうち、主なものとしたしましては、総合体育館及び図書館の大規模改修工事、中学校屋内運動場空調設置工事の3事業となります。このうち、総合体育館大規模改修工事が2億7,000万円、図書館大規模改修工事が1億4,000万円、合わせて4億1,000万円を17年間の償還期間で起債発行し、利子総額では9,000万円、元利合計では5億円の償還額となります。なお、元利償還額に対しまして20%の交付税措置がございますので、実質的な負担額は元利合計で3億9,000万円、年間では毎年2,000万円の負担となってまいります。

次に、中学校屋内運動場空調設置工事につきましては、3億2,000万円を11年間の償還期間で起債発行し、利子総額では4,000万円、元利合計では3億6,000万円の償還額となります。なお、こちらでも70%の交付税措置がございますので、実質的な負担額は元利合計で1億1,000万円、年間では毎年1,000万円の負担となるものでございます。

このような形で、交付税措置のある起債のみを発行することで、財政健全化指標の一つである実質公債費比率、こちらのほうも大阪府内でも7番目に低い水準を維持しているものですが、先ほども申し上げましたとおり、現在、金利上昇局面にあり、この1年で利率は、例えば20年借入れであれば1.4%から2.5%になるなど急上昇していることから、今後も義務的経費である公債費の増加が想定されることとなります。なお、7年度借入れからは、利息のみを償還する据置期間設定、こちらをせずに、翌年度からすぐに元金償還を開始し、早期返済することで、できるだけ利息負担を軽減するなどの対応もしているところでございます。

次に、将来の公共施設等の改修でございますが、今後、小・中学校施設整備、ふれあいセンター、煉瓦館の大規模改修といった投資的事業が控えており、公共施設総合管理計画や各施設の個別施設計画でも大きな財政負担が見込まれているところでございます。こういった大型事業につきましては、行革アクションプログラムの中で位置づけをしっかりと行い、財政担保しながら進めることはもちろん、各事業の推進におきましては、できるだけ国補助事業化し、起債も有利な条件のものを活用できるよう職員で知恵を絞りながら、工夫しながら実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

うまく国から借りられるものでしっかりと手当てしていただいていることかなというふうに思っております。2020年代が改修のピークで、2030年代から更新、建て替えがピークになっていくのかなというふうに考えたときに、このあたり、町としても本当にこれからが大変だなというふうに思っております。今後の更新については、本当に町として必要な施設なのか、人口減少していく中で必要な施設なのか、また、広域で利用できる施設はないのかということも含めて検討をしていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次、3点目にいきます。

自主財源の確保についてはどのように進めているのかというところで、ふるさと納税、未利用町有地の売却、企業誘致について、基金繰入れに依存しない自立した財政運営の確立を目指すという

ところでありますので、この辺のあたり、教えていただきたいと思います。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、財政運営及び令和8年度の事業についての3点目、自主財源の確保をどのように進めるのかについて答弁申し上げます。

はじめに、ふるさと納税につきましては、令和8年3月1日付で中間管理事業者と業務委託契約を締結したところであり、寄附額増加に向け、最も基本的かつ重要な事項を優先して取り組んでまいります。

具体的には、返礼品写真の撮影・加工、デザイン改善、検索エンジン最適化、いわゆるSEO対策など、ポータルサイトの再構築を推進してまいります。また、本町の高品質なタオルを生かしたギフト対応の強化によるサービス拡充や、SNSでの発信によるプロモーション強化などに返礼品提供事業者と共に連携しながら取り組むとともに、タオル以外の2本目の柱となる返礼品開発などに取り組み、他自治体の返礼品との差別化を図ってまいりたいと考えております。

次に、企業誘致につきましては、現在、国の地方創生支援官3名の協力の下、企業誘致の推進に係る基本方針の策定に向け、関係課と連携しながら取り組んでいるところであり、内容につきましては、会期中の議員全員協議会で説明させていただく予定となっております。

この基本方針は、良好な住環境との調和に留意し、本町の特徴等を踏まえながら企業誘致を推進するための基本的な方向性を明らかにするものであり、令和8年度においては、当該基本方針に基づき、企業誘致を推進してまいりたいと考えております。

最後に、未利用町有地の売却につきましては、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」に基づき、現在、旧大原衛生公苑をはじめとする未利用地の処分に向け、全庁的に取り組んでおります。令和8年度は、アクションプログラムの計画期間内での速やかな売却に向け、用地測量や不動産鑑定、売却支援のための委託業務に着手してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。様々本当に町政運営方針の資料の結びにも、全職員の意識改革によって基金に依存しない運営を目指す強い決意ということが語られておりましたし、今、現時点では、立て直しのための土台づくりを進めているところであるかなというふうに思いますので、本当に大変な中ではありますが、やっただいて感謝を申し上げたいと思います。

それで、質問としまして、今、令和7年2月から配置をされている地方創生専門員という方が入っていただいていると思うんですけども、この方が入ることによって、成果として何か上がってきているようなものがありましたら、企業誘致等地方創生、熊取ブランドの構築とか企画とかいろいろやっただいていただいているかなと思うんですけども、そのあたり、今の時点で何か成果として上がっているものがありましたら教えていただきたいんですが。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）地方創生専門員の方、昨年の2月から採用いたしました。基本的にいろんな企業等も含めたコンサル的な部分をやっておられて、そちらのほうにも非常に実力を持っておるといっても含めて、基本的には新規返礼品の開発等にも携わっていただいております。事業者に営業に行ってもらって、じかに話をしながら返礼品を開発しておると。その中では、今、2月末時点で返礼品数が678品目ございます。このうち、地方創生専門員が中心になって、先ほど言ったようにやり取りしながら作っていただいたのが93品目というようなところでございます。現在、これに加えまして、さらに18品目について総務省のほうに認定申請中というようなところでございます。それぞれこれに基づく返礼品というのも出てくるというところでございます。

一旦以上でございます。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）すみません、企業誘致の関係でございますけれども、先ほども答弁ありまし

たとおり、この会期中の議員全員協議会のほうで企業誘致の推進に係る基本方針というのを策定するに当たりまして、この3名の方については、お一方は、経済産業省でまさに企業誘致に今取り組んでおられる方ですので、こういった方からのいろいろアドバイス等をいただいて、こういう方針のほうを今つくっているというところでご協力をいただいているところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。企業誘致することによって、雇用の創出と法人税の増収というところにつなげていけるのかなというふうに思っておりますので、その辺、今年度、議員全員協議会でまた企業誘致の基本方針というのがつけられるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、税収の増というところで転入定住促進、令和6年度から令和8年度で3年間でやっているのかなと思ひますけれど、また次に向かって新たな検討がこの8年度から入るのかなというふうに思っておるんですけども、何かこれというのがありますでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）いわゆる今のような転入定住促進策というのは、実施、もう延長しないということ今を今の計画を策定するときに議員全員協議会等でもキャッチボールさせていただいた。これは何かというと、そういうものじゃなく地に足をつけた、いわゆる今まさに力を入れている教育・子育て、過去からです。こういうものにしっかり取り組んでいこうというところで、インセンティブを与えるようなものが直接どこまで転入定住につながるのか。

これ、本町がやり始めた平成24年当時は、まだというか目新しい、非常に特出ししてやっていくような施策で目新しかったんですが、今はもうどこでもやっておると、当たり前のようにやっておるとということも含めて、特にインセンティブを与えるようなものというのは、現状で新しいものは考えておりません。ただ、今あるものは、効果があるものは継続すると。一般施策的に継続するという形で、やっぱりしっかりと地に足をつけた子育て・教育、安全・安心、これの施策を推進していくと、そのための行革でもあるというところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

税収を伸ばしていこうと思っても、企業誘致もですが、人が町の中に来ていただかないと、熊取町って本当に町税って大きいのかなと思っているんですけど、そのあたり、転入定住というところの促進ではなくて、現状のあるもので勝負していくというふうなお考えということでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）インセンティブとしてはという意味でございまして、いわゆる先ほど言いました子育て・教育なんていうのはさらに進めていくというところですので、新しいものをしていく。具体的にはというのはまだ申し上げることはできませんけれども、さらに進めていくというところで、しっかりと選ばれる、子育て世代に選ばれるまち、これは今までの統計上も子育て世代については転入者のほうが多いというのが実績として出ております。これがインセンティブによるものかということ、どうもやっぱりなかなかさうでもなくて、やっぱり今までやってきた、例えば今は当たり前ですけども、小・中学校の給食であるとかプールがあるですとか、過去からしっかり子育て、教育をやってきた結果であろうと、これをさらに推し進めるというところでございます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。さらに推し進めるというところで、インセンティブはなくやっていくということでもいいということですかね。分かりました。町としてどこもやっているであろうと言われている転入定住促進というところで、じゃ何をもって町として勝負していくのかということころは、もう本当に現状のあるものの中でやっていくというふうな答弁でございましたが、そのあたり、

本当にそれでしっかりと転入、また若い人たちが来ていただけるのかなというところは少し考えていけないといけないのかなというふうに私は感じました。

では、次にいきます。

議長（文野慎治君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）インセンティブということで、ちょっとお答えというんか、考え方を述べさせていただきますと思います。

熊取町は、ご存じのように、教育のまち、子育てのまちということで進んできているわけですね。これを大阪府内の自治体の中で評価しますと、泉州地域では、熊取町の教育という評価は、不動産関係の皆さんに話を聞く中では、そういうことを選択肢では熊取町が一番ですねと、そういう返事が、話が多いわけなんです。実際、熊取町の教育に関しては、安心していただけるというふうな若い世代のお話も聞きます。先達が、先人が教育を重点的にやってきた。そういう流れをもってこれからもこの教育、しっかりと進めることが、お金に、インセンティブに頼らないという町政運営の基礎になるのかなというふうに思っております。

インセンティブで近隣自治体と競争できる、そういう財務体制には私はないと思っています。だから、いかにそういったところで皆さんに選んでもらえるか。今の時代、子どもの数が少なくなってきて、子どもに対する親御さんの思いが相当高くなっておりますので、その中で一番はやっぱりいかに育ていってくれるか、そして教育がしっかりと受けられるかという、そういうものが親御さんにとって一番大きな思いではないかなというふうに思いますので、しっかりとこれからも熊取町の教育に関しては、ユネスコスクールなんかも導入をしていただいている熊中もありますけれども、そういった世界のほうへ視野を向けた考え方も取り入れながら、しっかりと教育に関しては進めていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。町としても見せ方というところでしっかりとアピールをしていただくということも、町長おっしゃっていたように一つかなというふうに思いますので、よろしく願います。

4番目、いきます。

行政運営の効率化を目指す一方で、役場、熊取ふれあいセンター、駅下にぎわい館の開館時間が短縮により、町民の利便性は損なわれないか、お聞きします。

議長（文野慎治君）永橋総務部長。

総務部長（永橋広幸君）次に、ご質問の4点目、行政運営の効率化を目指す一方で、役場、熊取ふれあいセンター、駅下にぎわい館の開館時間短縮により、町民の利便性が損なわれないかについてご答弁申し上げます。

役場及び熊取ふれあいセンターの窓口受付時間の短縮につきましては、令和7年8月21日議員全員協議会においてご説明しましたとおり、令和7年2月と5月の2回にわたり来庁者数調査を行い、住民サービスへの影響が少ないと考えられる時間帯を考慮の上、午後5時30分から午後5時へ30分短縮するものでございます。

なお、現在、住民票の写しなどにつきましては、役場閉庁時間においても全国のコンビニで取得可能であり、住民の皆様へより一層の啓発を図るとともに、行かない・書かない窓口の推進などに取り組み、利便性が損なわれないよう努めてまいります。

次に、熊取ふれあいセンターでは、現在、4階の4室を貸し出しておりまして、4月から夜間開館を廃止するに当たり、公民館での代替利用を検討したところ、熊取ふれあいセンターでの貸出し条件と同程度の条件にて利用できることを確認してございます。また、夜間の利用団体は限られておりまして、公民館等他施設への利用へとスムーズに移行したと思われております。

次に、駅下にぎわい館の開館時間短縮につきましては、図書の貸出し・返却等一部の行政サービ

スを含みますが、主に待合機能として開館時間を延長している時間帯を整理するものです。

図書の貸出し・返却につきましては、図書予約受け取りロッカーを設置し利便性の確保を図るとともに、待合等でご利用されている方に対しましては、時間短縮によりご不便をおかけしますが、より効率的な施設の管理運営と維持管理経費の削減を図るためのものであり、ご理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。一番ちょっと駅下にぎわい館の開館時間が短縮というところは、私はバスの待合機能を含めておりますので、以前から住民も本当にあそこが開いていることによって、時間を遅く開けてくれていればそこで寒いときも待てるというふうなお声もいただいている中で、この駅下にぎわい館が早くに閉まるというところがどうなのかなというところで、少しお聞きをさせていただきます。

それと、ちょっと窓口業務のところで、昨日も長田議員、お聞きになられていましたけれど、この行政運営の効率化というところで、窓口業務の民間委託というところで効率化を目指すということで、この民間委託というふうに切り替えるというところで、これはどのように募集をしていくのか、教えていただきたいと思います。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）窓口業務につきましては、昨日もお話ありましたとおり、まずはマイナンバーとパスポートに関する業務について委託をしていく予定でございます。こちらのほうにつきましては、他団体等にも視察して状況等を確認させていただきまして、この年度が替わりましたら、まずはプロポーザルのような形で、一番いい、お任せできる民間事業者のほうを選んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、5点目いきます。

役場本庁舎のキオスク端末設置やJ R熊取駅の図書予約受け取りロッカーの新設が住民の利便性をどこまで向上させるのか、具体的な利用の見込みが分かりましたらよろしくお願ひします。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）それでは、財政運営及び令和8年度の事業についての5点目につきまして、まず、役場本庁舎の行政キオスク端末設置で町民の利便性をどこまで向上させるのか、具体的な利用見込みについてご答弁申し上げます。

行政キオスク端末の本庁舎への設置につきましては、住民票の写し、印鑑登録証明書等簡易な証明書発行を最寄りのコンビニ交付での発行につなげるため、コンビニ設置と同型のキオスク端末機を設置し、書かない窓口の第一歩として当該端末を利用していただくことで、コンビニ交付の活用を促し、将来的に行かない窓口へとつなげていくことを目的としてございます。

具体的な利用見込み数でございますが、証明書発行の実績につきましては、令和6年度全体の証明書発行件数が3万2,054件となっております。そのうちコンビニでの交付利用件数が1万2,020件、コンビニ交付率が37.5%となっており、約2万件が窓口での対応となっているのが現状でございます。

役場本庁舎にキオスク端末を設置することによりまして、今後3年間で約2万件の窓口交付のうち4,000件をコンビニ交付のほうに誘導し、令和10年度コンビニ交付率50%を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）続きまして、J R熊取駅の図書予約受け取りロッカーの新設につ

いてご答弁いたします。

具体的な利用見込みについてですが、令和6年度の駅下にぎわい館で予約図書の受け取りをした人数は3,883人となっており、図書館全体の予約図書受け取り人数の約6.7%に当たります。また、駅下にぎわい館の開館時間縮小に当たる月曜日、火曜日、それと午後5時以降の予約図書の受け取り人数は、駅下にぎわい館全体の約半数でございまして、1日当たり約6人となります。現在検討している予約ロッカーは約30扉、30ボックスを一応見込んでおりますので、1週間の予約図書収納期間を考えますとほぼ賄える数となります。

予約ロッカーの設置後は、予約図書の受け取りが24時間可能であるといった利便性向上の側面もあり、併せて駅下にぎわい館での受け取りサービスも継続することから、利用者にあまりお待たせすることなく運用できるのではないかと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。効果があるというところで、分かりました。

行政キオスク端末の設置ということで、これ、今、おっしゃっていましたが、コンビニ交付している機械と同じというところではないでしょうか。

以前ちょっとご相談いただいて、所得証明書がコンビニのこの機械で取れないというところで、窓口に来ないといけないということを言われたことがあるんですけど、マイナンバーカードができたので、そのあたり、所得証明書を取ることもなくなってきているのかなと思うんですけど、このキオスク端末、コンビニの端末と同じ中にほかの証明書の機能を取るようなことは考えてはないんですか。

議長（文野慎治君）奥村住民部理事。

住民部理事（奥村光男君）今回、本庁舎のほうに設置するキオスク端末につきましては、いわゆる住民課で所管しているような住民票でありますとか、あるいは印鑑証明でありますとか、そういった今コンビニで取れるものとは全く同じようなものを取れるものということで設置する予定でございます。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）じゃ、そのまま同じ内容でいくということですかね。分かりました。

すみません、6番目にいきます。

こども誰でも通園制度が4月から町立保育所で開始されますが、通常の保育体制との両立、また、障がいのある子どもが利用できるような提供の体制はどうかということでお聞きをいたします。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）それでは、6点目のこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）が4月から町立保育所で開始されるに当たり、通常の保育体制との両立、また、障がいのある子どもが利用できるような提供体制はどうかについてご答弁申し上げます。

本町におけるこども誰でも通園制度の実施方式につきましては、通常の保育受入れ可能枠の範囲内で受け入れる、いわゆる余裕活用型での実施を予定しており、日常的に保育の必要性を有する方の受入れを優先させてまいりたいと考えております。そのため、利用定員につきましては、各保育所、0歳児1人、1歳児1人、2歳児1人と各クラス年齢それぞれ1人ずつに設定することを考えてございます。また、通常の保育受入れ可能枠が上限に達している状況にあっては、こども誰でも通園制度をご利用いただく体制を整えることはできないものと考えてございます。

また、障がい児の受入れ対応についてでございますが、本事業の対象が0歳児から満3歳未満児と、もともと保育士配置基準の手厚いクラス年齢であることから、基本的には通常保育の職員体制での対応と考えているところではございますが、ご利用を希望される保護者・児童との事前面談におきまして、どのような関わり方が望ましく、またそれに応えられる体制が整えられるかどうか

つについては個々に判断していくことになると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

各定員が達していればなかなか難しいというところは本当に分かっているところかなというふう
に思うんですけれども、条例のところにも、利用申込みの条例第6条に、正当な理由がなければ拒
んではならないというところの文言もありましたので、この障がいの子どもでもやっぱり通常の子
どもと触れさせたい、まずは少しの時間でも触れさせたいと思っはる親御さんがいる場合、定員
の人数に達していれば仕方がないのかなというふう思うんですけれども、そのあたりの配慮とい
うところはどんなふう考えているんですか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）この事業に関しまして、一定国からの支援といいますか、給付等は頂け
る形にはなっておるんですけれども、それは一定基本単価としまして、現状の案では、0歳児につ
きましては1人1時間当たり1,700円、1・2歳児で1,400円というような時間単位での補助という
ものが予定はされておりますけれども、実際に人を雇うということになりましたら、スポットで雇
える方というのがどれだけいらっしゃるのか。スポットで雇うような方、雇えるような方に対して、
安心して子どもをお預けできるというふうに感じていただけるかということもあります。

ただ、実際にこういった需要がございましたら、我々としては門前払いというふうには考えてご
ざいませので、先ほど答弁で申し上げたとおり、通常の職員体制で対応が可能かどうか。そうで
ない場合、人を配置してでもお受けさせていただくべきであるのか。そうであれば、どのよう
にして財源を捻出していくべきか。これは町独自で考えることと併せて、国や府等にも財政支援とか
を求めながら、常勤配置ができるような仕組みというのはできないのかと、それに対する補助が一
定加算されないのかとかというようなところは、今後、考えていきたいと思っております。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。なかなか難しいなというふうには思っておりますけれども、この申
込書を見たときにも障がい等の有無のチェックするところもあつたりとかがあつたので、もしかし
たら保護者の方は、通常の保育園でも少し受入れしていただいてというふうな期待もあるのかなと
思いますので、そのあたり、そういう方が申込みがあつた場合は丁寧に対応していただければな
というふう思っておりますので、よろしく願いいたします。

次、7点目にまいります。

くまとり女性防災支援隊の詳細についてお聞きをいたします。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）財政運営及び令和8年度の事業についての5点目、くまとり女性防
災支援隊の詳細についてのご質問にお答えをします。

まず、本組織を創設する経緯でございますが、近年の国内における災害経験から、防災に女性視
点を取り入れることが重視されてきており、また、昨年7月に政府の地震調査委員会が南海トラフ
の発生確率を、今後30年以内に80%程度から30年以内に60から90%へ変更するなど、当該地震の発
生が現実味を帯びつつある中で、女性防災士をはじめとした女性の力を熊取町の地域防災に発揮し
ていただける環境づくりを行い、熊取町の地域防災力の一層の向上を図っていくために創設する
ものでございます。

組織の概要につきましては、今後、作成予定の要綱に基づくボランティア組織として、人数はお
おむね20名以内とし、隊員資格については、防災士の資格を有する方、あるいは、その他防火・防
災に関し相当の活動経験がある方としたいと考えております。

具体的な活動内容につきましては、平常時の防火・防災活動として、自治会、小・中学校、保育
施設等への出張講座の実施、自主防災組織連絡協議会への参画、また平常時の救急普及活動として、

自治会等へ出張講座の実施や消防団救急関係研修での普及活動を行うものでございます。また、災害時における災害対策本部の災害対応の後方支援活動として、指定避難所の運営支援等の活動も行っていたきたいと考えております。

次に、支援隊の運営につきましては、基本的には独自に活動を行うボランティア組織であり、町とは相互に連携・協力を行いながら防災事業に取り組んでいただきます。

経費につきましては、支援隊隊員の活動日数に応じた謝礼金費、啓発用パンフレットや応急手当普及員の講習受講に係るテキスト代などの消耗品費、支援隊員の活動服等の被服費、活動に係るボランティア保険料、防災紙芝居やDVDなどの防災備品費として全体で144万7,000円を当初予算案に計上させていただいております。

なお、今後のスケジュールにつきましては、本予算をご可決いただいた上で、5月に隊員募集を行い、選考及び町長の委嘱を経て6月に発足して活動を開始していきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

私たち、女性消防団ということで質問させていただいておりましたが、じゃ、女性消防団というのはつくりたくない方向になったということではないのでしょうか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）女性防災士を活用するに当たりまして、熊取町にとって最もふさわしい方向性ということで、条例に基づく消防団ということにこだわらず検討を進めてきたところでございます。その中で、やはり防災士の方々、柔軟な活動をしていただけるというところで、消防団につきましては条例に基づく定数は確保させていただいており、高い意識で活動いただいているところの中で、こういった形態を選択したところでございます。

将来、消防団への女性のというお話でございますけれども、今は定数充足をしてしっかり活動いただいておりますので、今のところはこういう形態で始めたいというふうに考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

20人というところで募集をかけるというところで、町長からも委嘱はあるということですが、これ、何年とか別に自由に出たり入ったり、ボランティアというところなので、それはどんなふうにお考えですか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）要綱に基づく委嘱なので、特に何年ということは定めてはおりません。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

今、消防団のほかに災害協力隊というのも熊取町ではありますが、そのあたり、災害協力隊という形はどのようになっているんですか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）災害協力隊につきましては、行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の中でも、地域防災力の向上という項目の中で、運営の見直しというのを定めさせていただいております。そんな中で、協力隊のほうからは解散の方向でということをお考えということで聞いておりますので、それを受けた形で今後対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

じゃ、災害協力隊の方々は一且解散ということで、今回、このくまとり女性防災支援隊ということということですかね。分かりました。

女性の防災士、町でやっていただいたので、その方にしっかりと協力していただくというところのくくりにおいては、女性防災支援隊というのはすごく必要なのかなというふうに思うんですけども、ただ、この活動の場というところで、自治会に出張したりとかお仕事を持っていてできるのかなとか、いろんなことを考えたりするのかなと思うんですけども、その辺は自由な感じでやっていただけるという方は、本当に手を挙げていただくというふうなことでよろしいんですか。参加はなかなか難しくても、協力したいという方は入っていただくというふうに考えていいんですか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）まさにそういった形で、自分の時間を生かして活動いただけるというところの中で、こういった要綱に基づく組織ということを選択したところでもございますので、できるだけ意欲のある方で時間が活用できる方については、できるだけ入っていただく方向で考えていきたいと考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）年齢の制約もないですか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）年齢の制限を特に要綱の中に入れるということは、今のところは考えてはございません。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。しっかりとまたこのようないい形でもって女性の防災士を生かす組織というのをやっていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次、8点目、交通安全対策事業についてお聞きします。

自転車に関する改正道路交通法が4月から施行をされます。自転車の、すみません、これ、ちょっと間違っているんですけど、安全運転講習会というところの実施は、町としてどのようにお考えでしょうか、お聞きかせください。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）自転車に関する改正道路交通法が4月から施行されるが、自転車の安全運転講習会の実施はどうかについて答弁申し上げます。

本町では、保育所、幼稚園、小・中学校の17施設におきまして、泉佐野警察と合同で交通安全教室を年に1回実施しており、令和5年4月より自転車ヘルメットの着用努力義務が施行されたことに伴い、小・中学校におきましては、特に自転車の安全利用について重点的に実施しているところでございます。また、浪商学園におきましても、泉佐野警察の協力の下、中、高、大学の全在校生を対象に交通安全講習会が毎年実施されてございます。

次に、令和8年4月1日より施行される自転車への交通反則通告制度、いわゆる青切符の町内広報といたしましては、ホームページやLINEでの情報発信のほか、役場庁舎等主要公共施設や各区・自治会の町広報掲示板を用いてのポスター掲示により発信、啓発に努めているところであり、広報誌につきましても、3月号にて記事を掲載したところでございます。

ご質問の自転車利用に対する安全運転講習会の実施につきましては、泉佐野警察と協議したところ、毎年春・秋の全国交通安全運動期間の前の3月と9月に泉佐野警察と合同で実施してごます自動車等安全運転講習会に併せて、今回改正される自転車の交通反則通告制度、青切符についても説明していただけることとなっております。

今後も引き続き、泉佐野警察と連携を図りながら、交通安全対策事業に鋭意取り組んでまいりま

すので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

交通安全の自動車に対するところで自転車も一緒にやっていただくというところで、これは日曜日とか土曜日とか多くの方が参加できるような日程でもっていただけるんですかね。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）今は3月号広報でも掲載させていただいておりますが、来週3月9日の月曜日、それから3月11日の水曜日、かむかむプラザ2階文化創造室のほうで、午後7時、19時から実施をさせていただいております。これまでも定期的に年2回、2日間ですか、年4回実施させていただいている中、今年は警察、答弁でもございましたが、自転車についても一定触れていただいて、ご説明いただけるというふうに考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

障がいを持たれているところの施設の方からもちょっと自転車の講習を、切符ができることによって、やっぱり急に止められて罰金と言われたときに、本当に対応がなかなか難しいんだというふうなお話を聞かせていただきましたので、今回、ちょっとこのような形で質問させていただいたんですが、熊取町、坂は多いですけども、今、高齢者の方も電動の自転車等乗られますので、車の免許を持っていれば違反とか反則というのは本当に分かっていることなんですけれども、免許を持っておられない方、今まで自転車も同じような本当はこの違反があったわけなんですけれども、今まで自由に乗っていた自転車、急にこんな形が変わるというところで、やっぱり町としてもしっかりとそのあたり、広報ではやっていただいておりますが、平日の夜とかではなくて、やっぱり休みの日とか、もうちょっと皆さんが参加しやすい日程でもって少し考えていただいてもいいのかなというふうに、夜ちょっと7時では高齢者の方は参加はできないのかなと思ったりするんですけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）そういうお問合せも頂戴しておるところですけども、この辺はくまとり井戸端セミナーという生涯学習推進課のほうで受付をさせていただいている部分で、交通安全について考えるというそういう講座というんですか、そういう一定の人数が集まってそういう場所を提供いただける中で、出前講座的な形で参加させていただくというような場もございますので、そういうのを活用していただければ、一定の人数で時間指定いただいた中で、講師として警察のほうから行っていただくというような形でも制度はございます。

それと、あと1点、先ほど高齢者の方で運転免許を持たれずに交通ルールが分からない中というところで心配されておりますが、まず警察から聞いてございますのは、一定まずは罰金というところの制度としては4月から運用されますが、まずは指導、警告等にとどめて、広く周知に努めていくというところから入りますので、いきなり、悪質な場合は別ですけども、そういうことから周知をされていくと。それとあと大阪府警察、それから警察庁においても、広くPRに努められておるといところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

その出前の講座ですけども、井戸端セミナー、私もちょっとホームページを見て、あるなというふうに思ったんですけど、これ、でもあれですよ。平日ですよ。土日とかお昼間、呼べたりできたんですけど。平日の昼間、何か時間の制約はない、あるんですかね。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）すみません、ちょっとその辺は詳しくは存じ上げてないんですけども、臨機応変に対応できる範囲内で対応はさせていただけたらと思います。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。交通安全のセミナーもあるということで、利用すればというふうなご返事もいただきましたので、またそのようにお伝えもしていきたいなというふうに思っております。

それでは、最後の項目になります。

小学校の現場を支える専門人材の配置というところで、これは、今この令和8年度、どのようになっているのかということと、また、町としての加配教員の採用はどのように考えているか、お聞かせください。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）それでは、二見議員のご質問のうち、小学校の現場を支える専門人材の配置についてご答弁申し上げます。

町立小学校では、スクールカウンセラーや不登校支援員など大阪府の制度を活用するとともに、本町独自にスクールソーシャルワーカーや学校図書館司書などの専門人材を配置し、子どもたちの複雑化・高度化する課題に対応できる体制の充実を図っております。教育課題が多様化する中で、専門人材に加え、支援教育介助員やスクール・サポート・スタッフ等の外部人材も活用しながら、多職種が連携する支援体制を構築することが重要であると認識しております。

次に、町としての加配教員の採用についてご答弁申し上げます。

義務教育における教職員配置は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育費国庫負担法に基づく府費負担教職員制度を基本としております。

本町といたしましては、府の加配制度を有効活用することが適切であると考えており、町独自で恒常的に教員を配置することにつきましては、財政面や人事管理面での課題もあることから、現時点で制度設計を行う予定はございません。

今後も府制度を最大限活用することで、持続可能で実効性ある教育環境の整備に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

小学校の現場を支える専門の人材というのは、本当に手厚く配置をしていただいております。本当にそこはすごくありがたいなというふうに思っております。ただ、今日議員としてちょっとお話を聞く中で、やはり今、障がいの子どものも増えていく中で、本当にこの配置の基準だけではなかなか勉強、先生が1人の子を持つ基準というところが本当に大変やというふうなこともお聞きをいたしました。当然町の教育委員会のほうも現場の声はお聞きかなというふうに思っているんですけども、先ほど府からの加配の教員の基準というのは、それは重々分かっていることではありますけれども、やはりどうしても必要であるという、支援を必要とする子どもがいる学校については、何か手だてというのか加配教員としてなのか、何かそういうところは考えられるところはないのかなということで、町としての加配教員というふうなことで言わせていただいたんですけども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）課題のある子どもがいるという中での教員の負担軽減というところも重々考えているところです。その中で、やはり大阪府の制度の中で、必要とあれば加配を要求するというようなことも当然ございます。その中で、加配がついてきているケースもございまして、しっかりと要望しながら学校のほうも支援していきたいと考えております。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

しっかりと要望していただいているところと、なかなか今、教員不足というのも、今日も読売新聞のほうでも載っておりますが、本当に全体としての教員が不足する中で、なかなか講師の先生の登録も少ないというふうにもお聞きしておりますので、そのあたり、熊取町は本当に、先ほど町長言われたように、教育のまちとしても位置づけてやってきた中で、やっぱり熊取町の中で教員されていた先生もOBってたくさんいらっしゃるのかなというふうに思ったときに、その方々にやっぱりちょっとお願いをして、本当にボランティアという形にはなるのかもしれないですけども、そのあたりでもしっかりとお願いをして、現職の教員の先生の負担も軽減できるようなつくりというのをやっていただければというふうに思うんですが、現在もやっているのかなというふうに思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（文野慎治君）河合教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（河合 淳君）今現在も、たくさんの退職された先生に講師としてお声かけしながら、急遽の対応を、急遽お休みされる先生がいた場合とかの講師の対応という形で来ていただいているという現状でございます。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

退職された先生には本当にやっていただけることがすごいありがたいなというふうに思っておりますけれども、何とか学校の現場というところで、次、4月からまた新しい学年の始まりになりますけれども、本当に先生の配置がきちっとできるように、また教育委員会のほうでもしっかりと府に要望するものは要望していただいているところと、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君）すみません、途中で。

先ほどの私の答弁で、くまもり井戸端セミナーの中で、これは平日が原則となっております。この制度を変えるというものではございません。道路公園課のほうで事前にお声がけいただいて、その中で警察も土曜日、日曜日の勤務というのはどういう状況か分かりませんので、どういう形になるのか分かりませんが、ご相談はいただければ警察と調整しながら進めたいと。井戸端セミナーのルールを変えていくというものでございません。先ほどちょっと三原理事のほうからいらまれましたので、よろしくお願ひいたします。

議長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）井戸端セミナーの原則ですけれども、平日の午前9時から午後9時というのが原則でございます。ただ、なお書きでこれ以外の曜日、あるいは会場も含めて開催が可能な場合もあるというふうなことをホームページでも一応記載はさせていただいておりますので、そこは個別の調整ということでご理解いただけたらと思います。

以上です。

議長（文野慎治君）二見議員。

10番（二見裕子君）ちょっと現場の方がしっかりとご相談をいただいて、対応が可能であればということですね。分かりました。ありがとうございます。

以上で、会派代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（文野慎治君）以上で、二見議員の質問を終了いたします。

会派代表質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「11時55分」から「13時00分」まで休憩）

議長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、熊愛を代表して、多和本議員。

2番（多和本英一君）会派熊愛を代表して、通告に従い質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

ここ数年、基金の繰入れが必要になるなど、財源不足の状態が続いています。現在、好転に向けて努力はしていただいているのは理解しています。町長も運営方針の中で、私自身はもとより全職員が一丸となった意識改革を図ると、前向きな決意の言葉を述べられました。今回初めて、ふるさと納税について具体的な質問をさせていただきますが、考えを共有し、理解を深め、課題抽出し、歳入増加につなげられるように考えていきたいと思ひます。

現段階では、手段、金額の大小にかかわらず、歳入の可能性全てに積極的、戦略的、集中的に方向性を決め、結果につなげる強い意志が必要だと思ひます。令和8年度町政運営方針に示されている健全で安定した持続可能な町であるためには、歳入確保の強化は必須と考えます。

最初の項目、歳入確保の取組強化についてですが、現時点での歳入の可能性を考えると、ふるさと納税についていま一度考え、この制度が存在する以上は挑戦する意味があるのかなと思ひます。本町内で地場産品、新規返礼品の開発などはなかなか簡単ではなく、日々努力していただいていると思ひますが、1番、ふるさと納税、新規返礼品開発の進捗状況を教えてください。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、歳入確保の取組強化についての1点目、ふるさと納税、新規返礼品の開発の進捗状況について答弁申し上げます。

令和8年2月末時点の返礼品数は678件であり、令和7年4月1日時点に比べ189件増加しております。加えて、令和8年1月22日付で総務省に対し新規返礼品を27件申請中であり、承認が下り次第、順次ポータルサイトに追加してまいります。

なお、寄附実績額は令和8年2月末時点で約4,800万円であり、昨年度の同時期に比べ約11%増加しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。品数も増えているということなんですけれども、実際、今年度も新規返礼品の開発を継続して進めるとなっているんですけれども、何かこういう商品を開発したいとか、具体的な目標とかそういうのはあるんでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）後の答弁でも出てくるんですけれども、本町、これまでもそうですが、どうしてもやはりタオルが一つの柱という、この柱はもちろんあるんですが、もう一本の柱を開発していきたい。それは何なのかというのは、中間管理事業者も含めて地方創生専門員、また返礼品事業者も含めて検討していきたいというようなところでございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。いろいろ考えていただいていると思うんですけれども、なかなか本町内で新規返礼品を開発するってそんな簡単じゃないかなと僕も思っているんですけれども、本町での新規返礼品の開発をする上で、何か難しいなと思うようなことってあったりしますでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）新規返礼品、返礼品数もそうなんですが、基本的にはやはり事業所数が少ないという部分であります。あと、そういう意味では事業所を誘致、いろんな事業所に来ていただきたいけれども、その見合ったような土地と申しますか場所と申しますかというのはなかなかないというところで。1件、目新しいと申しますか、河合議員介して今取り組んでおる新規返礼品で、今総務省に申請中なんですけれども、大宮地区でウナギの養殖をやっているって、それを分かりやすく言ったらかば焼きにまでして商品として出すと。まだ稚魚の段階でして、これが成魚になるのは6月ぐらいかなというふうに聞いておるんですが、これなんかは一つ、例えば土用の丑の

日なんかに向けての結構売れ筋にはなってきたほしいというようなところも含めて、そういう取組はしておるといふところでございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。いろんな取組をしていただいている、当然品数を増やすのも大事かも知れないですけども、狙って今おっしゃったような形でこれをやっていこうというような、そういうのが大事じゃないかなというふうに思います。

この新しく増やしていただいている返礼品なんですけれども、私の勉強不足なのかも知れませんが、この新規返礼品ができたときに、私や住民が知るすべというのは今現状あるんでしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）新規返礼品ができたときには、要は総務省にまずこういったものを新規返礼品として考えていると、これにはいろんな条件があるんですけども、それを申請しました、大体2か月ぐらいかかります。それが認められる、認められた段階でホームページにアップできるように準備をしておく、当然、写真、文章を含めて全て準備をしていくというようなところで。住民の皆さんが知るのはそのようになって、住民というよりもふるさと返礼品として認知していただけるのはそのようになって初めて、しても構わないと、それまではまだ返礼品ではありませんので、返礼品の候補であるといふところでございます。

もう一つ、実はこれも苦労して宿題を町長、副町長からいただいているんですが、何とか生活必需品を、例えばティッシュであるとかというふうなものです、日常使うようなものを何とか返礼品にできないか。これはいろんなことを検討しなければいけないんですが、そこはいろいろ近隣市町にも教えていただきながら、努力をしていきたいというふうに考えておるといふところなんです。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。返礼品ができて、総務省の認可を受けて、ポータルサイトに掲載されるということなんですけれども、このポータルサイトに掲載されたときに、例えば住民に、逆に言ったらそのポータルサイトを踏んでいただくことでSEOが上がるというか、評価が上がっていく可能性が僕はあると思うんです。だから、できたらこれが追加されましたという時点で、逆に言ったらお知らせ的な、LINEでもいいかも知れないですし、こういう新しい商品が追加されましたというようなPRも戦略の一つなんじゃないかなということになってきます。後で、SEOの話もしますけれども、まず住民が寄附をするとかしないとかではなくて、住民の力を、そこを一回踏んでもらうことでSEO対策の一つにもなってくるんじゃないのかなと思いますので、またその辺はよろしくお願ひしたいなど。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）議員おっしゃいますように、いろんなところで認知していただくといふか、知っていただく。直接住民にふるさと寄附をしていただくといふマイナスになりますので、口コミという意味では、広めていただくといふ意味では、いろんなことを我々は考えていかんといかんと思っていますので、そういうやり方も当然あるかなと思います。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

大体、僕もネット等で調べると、売れ筋といふか、1万円から1万5,000円ぐらいのやつが基本売れ筋になるかと思うんですけども、今現状4,800万円前年であるということなんですけれども、その中でも大体それぐらいの金額のものがよく出ているような状況でしょうか。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）金額的なものはちょっと手元にはないんですけども、例えば昨日来お伝えしておりますように、3月4日から楽天のところのポータルサイトのトップページを、中間管理事業者が変更していただいている、これは実は契約前からいろいろやり取りして頑張っていたといふのがありますが、その中でも特集を組んでおります。8つの特集を組んでいる中の1つで、1

万円以下の返礼品特集、やはりこれはニーズがあるというところでそういう特集を組んでいただいて、1万円以下の寄附に対する返礼品を特集しておるといふようなところでございます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。やっぱりそのあたりが結局売れ筋というか、寄附をしやすい金額になってくるといふので、そのあたりもしっかり狙いを定めて考えていただけたらいいのかなと思います。

ふるさと納税ですが、2024年に寄附を受領した地方公共団体は1,590団体、全体の95%に達しており、ほぼ全国の自治体が参加しています。ふるさと返礼品の総点数は、主要ポータルサイトの合計で数百万点から1,000万点以上に達するという事です。その中で、世界に一つしかない商品だと競合することはありませんが、ほとんどの返礼品では、同じカテゴリーの中でライバル、競合が多数あり、その中で本町が選ばれるには、ポータルサイト内で上位に表示されなければ選ばれる確率は低くなるのかなというふうに思います。

私自身も素人なんですけれども、過去に会社を経営していたときや、今も自身のウェブページを運営していますが、ウェブページを公開した日から、日々試行錯誤しながらSEO対策に取り組んでいます。対策をしていないと、どんなにすばらしいウェブページであっても、考え得る検索キーワードで上位に表示されなければ、見られることはないのかなと思っています。

次の質問なんですけれども、運営方針にあるポータルサイトのページデザイン等の業務を専門的知見、技術を要する業者に委託することにより、寄附額の増額を図りますとのことで、結果を出していただけると期待はしています。2番、全国の他自治体も専門的知見、技術を要する事業者へ委託していると思いますが、その中で後発の本町が選ばれるための根拠とか戦略を教えてください。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）次に、ご質問の2点目、全国他自治体も専門的知見、技術を要する事業者へ委託していると思うが、その中で後発の本町が選ばれるための根拠や戦略について答弁申し上げます。

先ほど二見議員への答弁でも申し上げましたとおり、令和8年3月1日付で中間管理事業者と業務委託契約を締結したところであり、寄附額増加に向け、最も基本的かつ重要な事項を優先して取り組んでまいります。

具体的には、返礼品提供事業者へ改めて詳細ヒアリングを行い、各返礼品の強みや特徴を洗い出した上で、ポータルサイトに掲載する返礼品写真の撮影・加工、返礼品の紹介文やデザイン改善など、ポータルサイトの再構築を推進してまいります。また、中間管理事業者が持つふるさと納税市場に関するデータを踏まえ、他自治体で類似返礼品がある場合は、大きさや色などに多様性を持たせたり価格決定を戦略的にまいります。加えて、本町の高品質なタオルを生かしたギフト対応の強化によるサービス拡充や、豊富なタオルの品ぞろえを生かし、子育て世代をターゲットにしたSNSでの発信によるプロモーション強化などに、返礼品提供事業者とも連携しながら取り組むとともに、タオル以外の2本目の柱となる、これ先ほども申し上げましたが、返礼品開発などに取り組み、他自治体との返礼品の差別化を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。中間業者はプロなんで、当然ポータルサイトの仕組みであったりとか、SEOの仕組みであったりとか分かってはると思うので、それは間違いなく実績は上がってくると思います。ただやっぱり、SEOを自分がやっていると思うんですけれども、今日何かを登録したから明日上位に表示されるというものでは決してなくて、これはずっと永遠に続けていかないといけないというようなアルゴリズムになっていますので、そういったところもやっぱり業者に全てお任せばかりでもよくないし、いろんな対策をそこにつけていくということも、今後やっぱり検討していく必要があるのかなというふうに思います。

ちょっと聞きたいんですけども、その中間業者、他の自治体をやられていて、その成果なんか分かりますでしょうか。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） 何点か特徴のある会社でございますので、先ほどの例で言いますと、全国で73自治体を受託しております。令和6年度の寄附実績は261億円というところになってございます。

この会社でございますが、本町も含めて非常に大きなポータルサイトといいますかECといいますか、アマゾンと楽天、これは買物等をする上で非常に大きなサイトでございます。楽天を例にとりますと、全国では40%シェアを占めておるといような状況になっていて、本町ではどうなのかというと、実は17%しか楽天は占めていない。これはなぜかということ、楽天は非常に写真、本文等も含めて専門的なので、素人がそれをいらいらおうと思うとなかなか手間も時間もかかるというところがございます。もう一つのアマゾン、これはもっと特殊になっていまして本町では一部の返礼品しか掲載できていない、これは技術的にできないという部分も含めてできていないという現状があります。

実は、この楽天とアマゾンに強いのが今回委託している会社ございまして、アマゾン出身の執行役員が数名いらっしゃるというところ、それで楽天ではいわゆる楽天市場そのものが認める認証というものがあるんですけども、この会社は安心・安全だよという基準を定めておられて、これが全国で3社しかないんですけども、そのうちの1社が今回委託している業者でございます。こういったところで、楽天、アマゾンに強いということが非常にこの会社の強みございまして、それを何とか活用したいなというところがございます。

議長（文野慎治君） 多和本議員。

2番（多和本英一君） 分かりました。当然やっぱり楽天とかアマゾンというのは寄附しやすい状況にあるのかなと、日常に使っていることなんで。今おっしゃられたように例えばアマゾンなんかやと、写真の背景は白じゃないとあかんとかそういう特殊なルールがあったりして、やっぱり専門的な技術を持った人しか扱いつらいのは確かだと思うんで、もちろん専門的にやっていただいている業者にやってもらえればいいのかと思います。

実際今現状、アマゾンは熊取町のポータルサイトでは今ないんですか。それは追加される予定になっているのでしょうか。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） すみません、今どれだけ数を掲載しているか、ちょっと手元にないんですけども、当然ながらまずは今、一遍にできないんです、なかなかそこまでいかないんですが、まず楽天に力を入れています。並行して当然ながらアマゾン、2本柱ですので、どんどん追加していくようにというところがございます。

すみません、アマゾンは40品目、今掲載しておるところです。

議長（文野慎治君） 多和本議員。

2番（多和本英一君） ポータルサイトのバナーみたいなもの、ホームページに貼ってもらったりしてはいますが、そのバナーはアマゾンのバナーも貼ってもらったりはしているような状況ですか。僕が見た感じでは5点だったかな。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） ちょっと確認します。なかったかのように思います。当然そちらのほうにも、今後貼り付けていくというようなことになろうかと思えます。

議長（文野慎治君） 多和本議員。

2番（多和本英一君） 分かりました。

実際、力のある専門の業者ということなんですけれども、その業者が扱っている商品、それだけ大きい業者であればあるほど、その業者の中で熊取町と類似する商品のバッティングはきっとある

と思うんですけども、その中で熊取町の商品を上位に持ってもらうというところの部分というのは、どういうふうなシステムを考えられているのでしょうか。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） すみません、その前に先ほどのアマゾンですが、現状40種類40商品ということで、非常に数が少ないというところもあってという、これをどんどん増やすのと同時にというようところになってくるかなと思います。

業者の中でも類似品があるだろうというところなんですけど、当然ある可能性はあるのかなと思いますが、そこはやはり丸投げすることなく、当然本町の言いたいことを言うし、本町の特徴もしっかり分かっていたかかないといけないでしょうし、もちろんながら昨日来申し上げた目標額を設定しているわけですから、それに到達するためにどういう手順を踏んで、何を中心に据えるのかというようなところは、議論しながら進めていきたいと。具体的にどうこうというようなところは、まだ始まったところで申し訳ないです、そこまでは持っておらないというのが正直なところでございます。

議長（文野慎治君） 多和本議員。

2番（多和本英一君） 分かりました。

今までそういう業者を使わずに自社でというか、職員がやられてきて、その中で一定実績も出されているのはすごいとは評価できるところはあるんですけども、今この段階になって、よそはもうちょっと先に中間業者を始めていたんじゃないかなと思うんですけども、もうちょっと前からやるという選択肢はなかったのでしょうか。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） これも何度か議論させていただき、やはり50%の経費率というところで非常に厳しい、寄附金額が少なくなると、そこがどうしても固定経費がかかってくる分になりますので非常に厳しいと。これをどうにかするには、同じ商品であっても寄附額を総額高い寄附金額の人になるか、それとも仕入れ業者に泣いていただくような形になるか、どちらかしかないんですけども、その両方含めて返礼品事業者との折り合いといいますか、話し合いというような協議の中でやっと道筋がついたというところで、やっとスタートラインに並べるようになったというようなところ、ここからと考えております。

以上です。

議長（文野慎治君） 多和本議員。

2番（多和本英一君） 分かりました。ここからということなんですけれども、やっぱり成果を上げていくためには、いろんな仕組みを考えていってもらう必要があると思いますので、お願いしておきます。

昨日の長田議員の質問に対する答弁で、ポータルサイトの業者の方が寄附額増額に向けて前向きな金額の目標をプレゼンされたという答弁をされ、大変期待はしていますが、私の勉強不足か初歩的なことをお聞きしますが、例えば1億円の寄附額があった場合、そのポータルサイト、中間業者のマージン、商品の代金、全ての経費を差し引いて、利益、手残り、どれぐらい残る試算をされているのでしょうか。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） 基本的には現状、先ほどの50%が経費率、これはもうぎりぎりまで本町の場合いきますので、1億5,000万円の寄附であったら7,500万円の実入りと。今後3年間かけてこの経費率が圧縮されていくという形で、先ほどの形でいくと、寄附額の少ないところはより厳しくなっていくというようなところはあろうかと思えます。

議長（文野慎治君） 多和本議員。

2番（多和本英一君） そしたら、例えば簡単にははじけないですけども、1億円やったら5,000万円残るという形ですね。この総務省のルールはおおむね50%以下ということで、ほんなら今、中間業

者を挟んで50%残るといふふうに思っていますか。今まではどんな感じやったんですか。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） 先ほど申し上げましたが、今まではもう分かりやすいです、送料、返礼品の商品代、あとポータルサイトへの支払うお金、これぐらいのもんやったんです。ここの返礼品の委託料のところを、今まで10%の利益だったのを、分かりやすく極端に言います、5%の利益にしてもらって、この5%分を持って中間管理業者に委託する。経費としては変わらない形で、新たな委託をするということが一つと、もう一つは先ほどの同じ商品に対しても寄附額を上げることで経費率を下げる、自然と下がるというところの2本立てで生み出した、中間管理業者に委託する財源を生み出したというところとちょっと語弊があるか分からないですけども、というような形です。

議長（文野慎治君） 多和本議員。

2番（多和本英一君） 分かりました。

さっきもちよこつと聞いたんですけども、この中間業者、具体的にさっき写真の話とか出ましたけれども、文章とかいろいろあると思うんですけど、今までもう既にある商品なんかの写真とか、今後そういう対応もされていくわけでしょうか。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） 基本的には全商品スクリーニングかけていく、どこまで変更するのか、今でも結構いける部分もあれば、それはというようなところもあるかも分からない。基本的にはスクリーニングは全てかけて、リニューアルしていくというような形になってこようかと思います。

議長（文野慎治君） 多和本議員。

2番（多和本英一君） 分かりました。

昨日の長田議員の質問に対する答弁、さっきも言いましたけれども、プレゼンされた額というのはちらっと聞こえたんですけども、それはあくまでも中間業者が熊取町に対してプレゼンされた額だと思うんで、本町として実際に目標としている数字なんかはありますでしょうか。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） 基本的には非常に高い目標ですが、アクションプログラムに掲載している1億5,000万円というのがやはり目標になる、これを目指す。ただ、厳しいという部分は持つておるといふようなところでございます。

議長（文野慎治君） 多和本議員。

2番（多和本英一君） ありがとうございます。1億5,000万円を目指すということですけども、やっぱりちょっとでも早くそこへ達成するためのことを、これから当然考えていただかないといけないですし、1億5,000万円でも結果手残りは7,500万円ということなんで、今繰入れしているような状況の中で、このふるさと納税にちょっと力を注いでやろうということであれば、1億5,000万円の目標でいいかと思うんですけども、さらにその上を目指していただいて、手残りがたくさん残るようなことをちょっと考えていただけたらと思います。

昨年4,800万円ということなんですけれども、これ金額なんですけれども、寄附件数なんかは分かかりますでしょうか。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） 令和6年度、個人からの寄附というのは、4,548万3,000円が正確な数字なんですけれども、これが1,211件という形になっております。

議長（文野慎治君） 多和本議員。

2番（多和本英一君） 分かりました。当然、売上げというか額の大きい小さい、商品によってあると思うんで、やっぱり僕が思うに、当然最終的なことは額を追い求めてもらいたいと思うんですけども、やっぱり件数1,211件ということなんですけれども、件数を増やすしかないと思うんです。件数を増やそうと思ったら、さっきも言うようにSEOであったり、いろんな仕組みをつくっていく必要があるのかなというふうに思います。

今現状、熊取町のSEO対策されていない中で、1,211件ご寄附をいただいているわけなんですけれども、こういった方のリピートの状況なんかはわかりますでしょうか。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） すみません、伸びという意味でいきますと、今年度この2月時点では1,140件で、前年度1,135件、若干の伸び、寄附金額も若干の伸びという形なんで、件数が伸びているかというところではない部分があるんですが、このリピーターというのはすみません、実は手元にはないですし、多分つかめていないかもしれないというようなところなんです。申し訳ないです。

議長（文野慎治君） 多和本議員。

2番（多和本英一君） 分かりました。現状の状態で熊取町を選んでいただいて、寄附をしていただいている方だと思うんです。だから、僕は新規のお客さんを獲得するのはもちろんなんですけれども、リピートしていただけるような、リピーターを大切にするような何か取組なんかは必要じゃないかなと思います。

現状リピートしてもらえそうな対策とかは、例えば発送時に何かを行っているとか、そういった対策等はされているのでしょうか。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） 現状リピーターに対しての何か特別なことというようなところは、すみません、やっておらないかと思えます。ただ、議員おっしゃるようなそういう部分も非常に大事な部分であるし、そういうノウハウも中間管理事業者、持っておろうかと思えますので、参考にさせていただきたいと思えます。

議長（文野慎治君） 多和本議員。

2番（多和本英一君） 分かりました。我々がネットで買ったときなんかでも、たまに例えば手書きで当店を選んでいただいてありがとうございますというのと、例えばホームページのQRをつけてとか、やっぱりそういうメッセージ、手書きのメッセージカードをつけたりとかして。私レビューなんか何回か見させてもらったこともあるんですけど、また購入したいですと書いていただいている方もいらっしゃるんです。

だから、新規の顧客も当然大事なんですけれども、1回寄附していただいた方というのは、一応熊取町の一旦ファンになってくださっている方だと思うので、やっぱりここリピートしてもらえそうな何か仕組み、さっきも言うように手書きのメッセージカードをつけるとか、ポータルサイトのQRコードつきのそういうものをつけるとか、やっぱりそういうふうな取組をやっていく必要が、こういうのが地味なんですけれども意外と効果を発揮してくるんじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） すみません、特別など申し上げたんですが、特に手書きでの礼状というのはないんですけども、礼状のほうはきちんとつけさせていただいて、ありがとうございますということと共に送らせていただいています。先ほど来、ご意見頂戴していますようなところというのは大事なことであるかと思えますので、参考にさせていただいて、今後詰めていきたいなというふうに考えます。

議長（文野慎治君） 多和本議員。

2番（多和本英一君） ありがとうございます。やっぱりリピートしていただけるお客さんって、本当に熊取町を応援しようという方だと思うので、心が通じるようなメッセージであったりとかを発信してもらおうことが、やっぱり寄附額につながってくると思えますので、そこはよろしくお願いします。

私自身、何度も町ホームページの心が伝わる情報発信をお願いしていますが、「ふるさと納税と自治体ホームページの関係性」と検索すると、「ふるさと納税において自治体ホームページは信頼できる公式情報の提供、地域の魅力発信、寄附金の具体的な用途紹介、公式サイトで信頼性を担保する役割分担が重要です」とあります。本町の寄附金の使い道、例えば子育て、教育の充実に関す

る事業であったり、健康、医療または福祉の充実に関する事業であったり、文化振興、生涯学習の推進事業など、ふるさと納税制度において自治体のホームページは寄附者にとって重要な情報源であり、寄附を促進するために関連するとても重要なツールです。今後も単なる情報発信ではなく、伝わるホームページが必要で、財源確保にも関連してくると思いますし、直接的ではないですが、これもSEOの一環なのかなというふうに思っています。

今も言いましたけれども、ふるさと納税における自治体ホームページの役割と掲載すべき情報徹底見直しなど、紹介されているサイトなんかもあります。今まで積み上げてきた本町のホームページの月間4万2,000ページビューは、財産だと私は思っています。その財産の活用、ドメインパワーとも言うんですけれども、町のホームページから関連する返礼品や生産者、製造者の紹介や商品に対する思いなんか、ポータルサイトに記入していただいているレビューの紹介なんかも入れて、記事なんかをつくっていただけないかなというふうに思っています。

インターネットは、QRコードやURLを入力する直接検索、ダイレクト検索と、キーワードなんかを入れて検索するキーワード検索、外部リンク、内部リンクで基本構成されていて、SEO対策には全ての要素が必要だと考えています。その状況を踏まえて、やっぱりせつかく月間4万2,000ページビューある本町のドメインパワーを生かして、そこからの内部リンクとなる、3番、SEO対策の一つとして町ホームページにブログ機能を追加して、生産者のストーリーと返礼品を紹介してはどうでしょうか。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） ご質問の3点目、SEO対策の一つとして町ホームページにブログ機能を追加して、生産者のストーリーと返礼品を紹介して、ポータルサイトの商品ページにリンクを貼ってはどうかについて答弁申し上げます。

検索結果をウェブサイトの上位に表示させるための検索エンジン最適化、いわゆるSEO対策につきましても、ふるさと納税において大きく分けて2つございます。

1つ目は、各ポータルサイト内でのSEO対策となります。多くの寄附者は、ポータルサイト内で検索して返礼品を探しており、ここでの検索結果の表示順位が寄附額に直結いたします。ポータルサイトによって仕様が異なりますが、おおむね返礼品ごとのキーワードや紹介文の最適化、1枚目の画像、いわゆるサムネイル画像のクリック率向上、議員ご提案の生産者ストーリー紹介によるページ滞在時間の延長、高評価レビュー獲得といった対策が必要であり、これらについて中間管理事業者の専門的知見を生かして、順次対応してまいります。

2つ目は、一般の検索エンジンでのSEO対策となります。これは、議員ご提案のブログのように、別の媒体を経由してポータルサイトの商品ページに集客するものでございます。この手法においては、本町の返礼品やターゲット層、様々な媒体の特徴を踏まえた検討が重要であると考えております。現在、中間管理事業者からは、本町の主力返礼品がタオルであることを踏まえ、30から40歳代の子育て世代をターゲットとして、LINEやインスタグラムの活用についてご提案いただいているところであり、議員ご提案のブログも有効な媒体の一つになり得るという認識の下、最も効果的な媒体について協議してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（文野慎治君） 多和本議員。

2番（多和本英一君） 分かりました。

いろんな手法はあると思うんです。その中で僕はブログがいいんじゃないかなと思いました。これは何でかと言ったら、やっぱり熊取町の事業所、生産者をしっかり取り上げてもらう、それを住民に見ていただく、その中にはポータルサイトのリンク等々も当然張っていく必要があるんですけども、一つ一つそういうふうなポータルサイトの記事をリンクするとなると、一般の人からしたらそもそもが営業っぽいシェアになってしまうんですけども、別記事を置いてもらうことによって、例えば僕なんかでも熊取町にこんな商品ありますよというその記事をリンクしたりシェア

をすれば、そこから先にきつとつながってくるんじゃないかなというふうに思います。

だから、やっぱりポータルサイトの運営でSEOを上げていくのは、もうこれ当然のことなんですけれど、こういう地味な作業というのが結果的にインターネットの中では効いてくると思うんで、いろんな手法を検討していただいて、さっきも言いましたけれど、やっぱりまた熊取町に寄附しようとか、実際レビューなんかも書いていただいているのをちらっと見たりすることがあるんですけども、そのレビューなんかは、何かの参考にされたりすることってあったりするんでしょうか。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） 当然レビューは非常に重要な要素になってくるものでございますので、それを次にフィードバックしていくというのは、当然重要なところかと思えます。それについても、今後詰めていくというようなところでございます。

議長（文野慎治君） 多和本議員。

2番（多和本英一君） 分かりました。今もおっしゃったように当然レビューというのは多けりゃ多いほどいい、さっきの繰り返し寄附をお願いするときの対策として、レビューなんかもお願いするような文章を追加していただいて商品を出していただくとか、やっぱりそういう地味な作業がきつと大事なんじゃないかなというふうに思います。

先ほど、利益というか手残りの仕組みを聞かせていただきましたが、中間事業者にお任せする効果というのは、これは間違いなくあると思えますし、結果を出していただけると思うんですけれども、少しでも多くの手残りを獲得するためには、やっぱりポータルサイトの運営と並行して、さっきもSNS等という話はあるんですけれども、違う角度からやっぱり策も考えて寄附額を増やしていければと思います。SNSでも直接記事に対してリンクが張れないSNSもあったりとか、そのあたりもしっかり検討の中に入れていただいて、熊取町を選んでいただけるようなふるさと納税をやっていたきたいなと思えます。

議長（文野慎治君） 田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君） ありがとうございます。私、商品をどこかで買うときでもレビューをやっぱり見ます。レビューというのは大事やというのは十分分かっておりますので、それも含めましてポータルサイト内、これの対策というのがやっぱりまずせないかんことだろうというのが一つ。あわせて、それだけじゃなくて、ポータルサイト外のSEO対策、これも非常に重要だということも分かっています。一つ今考えておるのは、LINEとかインスタグラム上に本町のふるさと納税の公式アカウント、これをつくりまして、これとポータルサイトであるとか返礼品提供事業者のSNSと何らかの形でリンクを張って、広がりを持てるような形のものは、現在も実はテーブルの上上げて検討を進めているというようなところでございます。

レビューについては、もう既に書けるようになっているというところでございます。

議長（文野慎治君） 多和本議員。

2番（多和本英一君） 分かりました。

本当にそういうちょっと地味な作業が、後々効いてくると僕は思っています。だから、いろんな知恵を絞っていただいて、やっぱりポータルサイト内のSEOもしっかり、ポータルサイト外のリンクという形でのSEOもしっかり考えて、ちょっとでも手残りが多く残って財源に使えるように、これは当然広報というか、今ふるさと納税をやっている担当の課だけではなくて、これはさっきも言いますようにいろんな分野を、寄附しようという方は熊取町の教育どうなっているんやろうか、ここに寄附したいなという思いの部分もきつとあると思うんで、やっぱりその辺の全体的な、月間4万2,000ページビューもある本町のホームページの質もしっかり皆さんで上げていただくことが、これはもう絶対条件だと思いますので、そこら辺もお願いしておきます。

次の質問をさせていただきます。

昔は努力を見せない美学というのもあったのかなと思いますが、今回、自治体の長による歳入強化について「トップセールスの必要性は」とAIに聞いてみたところ、「自治体の歳入強化、特に

ふるさと納税や企業版ふるさと納税、さらには地場産品の販路拡大によって、トップによるセールスは、もはや、あればなお可ではなく、必須の戦略と言えます」とのことです。見えないところでは、実際今もいろいろ動いていただいていると思うんですが、やっぱり自治体の長が自身のSNSなどで町の魅力や活動などを発信するのは、もう当たり前の時代になってきていると思いますし、もう私自身、普通にSNSを開いたら、そういう方がいろんなPRをしているのは日常のように出てきます。ふるさと納税で応援したい、寄附したいと思われる方も、最初は返礼品のきっかけがきつと大きいと思うんですけども、さっきも言いましたリピートを考えるとき、この寄附はどんなことに使われているのか、町ホームページ上の心が伝わる発信はもちろん、自治体トップの考えや発信を参考にされる方も、これからは非常に多いのかなというふうに思います。

それと、トップセールスがもたらす3つの決定的な効果として、1番、信頼性と本気度の証明、2番、意思決定のスピードアップ、3番、自身が行うことによる広報コストの削減などいろいろあるんですけども、続きまして4番、歳入確保に向け、目に見えるトップセールス強化の考えを教えてください。

議長（文野慎治君）田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）ご質問の4点目、歳入確保に向け、目に見えるトップセールス強化の考えについて答弁申し上げます。

歳入確保策の一つであるふるさと納税は、返礼品開発とプロモーションが重要であり、職員、地方創生専門員、中間管理事業者がそれぞれの強みを生かし、密に連携しながら推進することが重要であると考えております。その上で、現在、町長は事業者の方とお話をする機会を捉え、返礼品の企画を提案するとともに職員に情報共有いただいております。今後もより効果的な場面では、町長自ら前面に立っていただく機会もあろうかと考えておりますので、そのタイミングについては適切に判断してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。もちろんそうだとはい僕も認識しているし、しっかり動いていただいているというふうに思っています。

ただ、去年ホームページ関連の質問でも提案させていただいていますが、町ホームページのバナー広告などは、町と地元企業や関連機関と密接に連携ができていないかを示す指標でもあります。財源確保の取組として、町長は、京都大学をはじめ学校法人、企業のトップ同士で話す機会もあるかと思っております。お忙しいとは思いますが、効率的に営業をしていただいて、運営方針にある意識改革の一環として、町の魅力など、自身のSNSなどで誰もが見える形での発信をお願いしたいのですが、町長どうでしょうか。

議長（文野慎治君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）ふるさと納税、ふるさと寄附について細かなところをいろいろとご提案いただいております。ありがとうございます。その中でトップセールスということをございまして、いろいろと情報を探りながら、熊取町の返礼品、また熊取町の地域に合った企業誘致というふうなことを、いろいろと相談しながら進めてきてはいるんですけども、何せ熊取町で活動していますと情報源に限りがあるというふうなことでございまして、なるべく外へ出ていろんな方と会う中で、いろんな情報を得られるような、そういうところへ持っていきたいというふうな思いもあるんですけども、何せ相手のあることもございまして。

その中で考えられるところでは、熊取町のこれからの企業誘致というふうなことにに関して、不動産産業を営んでおられる方、またそういった方々との話ができるような体制とか、状況づくりには励んでいるところなんですけれども、これといった主眼を置けるような情報がなかなか手元には入ってこないということが、じれったいというふうな思いです。そういう情報があれば、すぐにも行っているいろいろな意見交換をしながら、一歩でも前へ進められるようにはしたいというふうに思

っております。

一つは、先ほど言っておりましたけれども、京大の総長と面会を求めまして、京大が考えるこれからの熊取研究所の在り方というふうなことも意見交換をさせていただきましたし、熊取町でユーザー養成講座をお手伝いしていただいている企業家にも、いろいろとInstagramとかそういうところでの助言なりを求めたりしております。

広報戦略課というふうなことが、私的には熊取町の情報発信をする、そういう考え方を象徴する課であるというふうに思っております。これを、各部署がどのように認識するか、それによって広報戦略課の重みが増していくというふうに思っております。各部署で独自にやっていく、それもありでしょうけれども、今は連携という形で縦割りをなくして横串を打って、全体で熊取町の情報発信をしていくということが本当に重要なことであるというふうなことを、この広報戦略課という名称の下に改めて認識を持っていてほしいと、また持っていかなければ熊取町の存在がなかなかメジャー化しないというふうに思っております。だから、この広報戦略、これが私的には全てであろうかなというふうに思っておりますので、トップセールス、しっかりとやらせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。できるだけ、ご自身でもいろんな発信をしていただく必要があるかなと僕は思います。

この質問をするに当たって、町長は維新なので、首長が大阪で18人いらっしゃるわけなんですけれども、そんな方のいろんなサイトなんか全部見させてもらいました。やっぱり大きいことをいきなりやるというのは、当然中間業者であったりとか専門家じゃないと大きいことはできないと思うんです。ただ、バナー広告をある程度そろえていただく、そういうことというのは、逆に言ったら僕にその立場を任命していただければ、営業にすぐ行ってお願いすれば、そんなことぐらいはきっとできると思うんです。だから、その辺も含めてやっていただきたいなというのはもうこれ間違いない、小さいことをできへんに大きい金額の仕事なんて絶対できへんと思っておりますし、熊取町が4万2,000ページビュー回っている、バナー広告をつけることに値すると僕は思うんですけれども、ネットの観点から何かありますでしょうか。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）先ほど町長のほうから広報戦略に対する熱い思いを受けて、私もまたさらに気を引き締める思いが強まったというところでございますが、バナー広告、一例が出ましたので申し上げますと、現在2社ということで七山病院系、これはしっかりとここで発言させていただきますと、七山病院とアルカディア、この2社が古くからずっと離れずに上げていただいているということで、ただ2社ということで非常に寂しいページであるということは、我々も担当と危機意識といいましょうか、認識はしております。

そんな中で町長のほうから、それを何とか増やすようにということで、これはトップセールス、我々は町長の補助機関ですので、町長の意志の下、動いているということで、町長のほうからは増やすための方策として、町内大学への周知ということで、去る2月なんですけれども、町内大学連絡会、これに出席させていただきましたし、広報誌の広告のほう、それと併せて大学のほうにも、ぜひともこのバナー広告を入れるようにという強いお願いをしております。

また、イベントなんかで言いますと、昨年12月に商工会の未来へノ地図、こちらのほうにも広報とホームページバナー広告のほうの営業を行っているといった、このようなキャンペーンも実施しております。年間6万5,000円ほどの収入なんですけれども、多和本議員おっしゃるとおり地道な一歩、バナー広告も重要な財源の一つとなっていくものと思っておりますので、そこはしっかりと対応してまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。財源ということでもあるんですけども、バナー広告を貼っていただくということは相互リンクに当たるということなので、そこからいろんなことが、さっきのふるさと納税でもそうやし、転入促進もそうですけれども、様々なことがつながってくるということだと僕は思っているんで、よろしくをお願いします。それと、町長も答弁いただきましたけれども、できるだけご自身でも、何か熊取町こんなふうにあえてところやよという発信は、ぜひしていただけるようにお願いします。

本町も、人口減少が進む中高齢化が進み、今後も様々な費用が増えてくると思います。現在はサブスクの時代で、少額であっても継続的に入ってくる収入についても考え、定期的にフォローしていく必要があるのかなと思います。健全で安定した持続可能な町にするためにも、考えられる歳入の全てを強化していただけるように要望して、歳入確保の取組強化についての質問は終わります。

次の質問ですが、タウンミーティングについてですが、私も毎年可能な限り各会場を回って、それぞれの校区の地域性、特徴のある要望や住民の質問などを聞かせていただき、タウンミーティングの必要性を感じて評価しています。私自身、自分の中で今も住民に対して財政のことなんかの話になると、自分の知識の中で話すことはあるんですけども、熊取町大丈夫やろうと思われているというか、そういう肌感の住民が多くて、僕も一人一人に会って今こういう状況なんやというようなところで、何か新しい要望を受けたときにも僕も説明し返しているような状況です。

これも、実際報告するタイミングとか、そういうものは考える必要はあると思うんですが、このタウンミーティングで、1番、財政報告の考えについて教えてください。

議長（文野慎治君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、タウンミーティングにおける財政報告の考えにつきまして答弁申し上げます。

初めに、タウンミーティングについて確認させていただきますと、町長自らが各小学校区へ出向き、住民の皆様に対しまして町施策の現状や新たな取組を報告することで、町政への理解をより深めていただき、今後のまちづくりと一緒に考えていただくことを目的として、平成29年度から過去7回実施している取組でございます。このタウンミーティングのテーマにつきましては、毎年度、住民の皆様の高関心な政策分野を中心として選定しておりまして、直近の令和7年度は、安全・安心、子育て支援、まちの活性化といった3つのテーマに絞って実施させていただいたところです。

議員ご提案の財政報告につきましては、令和8年度のテーマ選定の参考にさせていただきたいところではございますが、使用施設の関係で例年の時期より実は2か月ほど前倒しをしまして、年度当初の4月18日と19日の2日間での実施を来年度は予定しております。そのテーマでございますが、1月23日開催の町政連絡事務嘱託員連絡会での周知をはじめ、3月号広報誌にも既に掲載しておりますとおり、ごみの減量化・資源化に向けた取組と、公共施設のさらなる活性化に向けた取組の2点で決定の上、既に周知している状況でございます。

しかしながら、多和本議員ご提案の本町財政状況の生の現状を住民の皆様にご直接お聞きいただくということは、重要な視点であると想定されますので、令和9年度以降のテーマ選定の参考とさせていただきます。

以上、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。今もおっしゃったようにぜひこの財政報告のテーマも考えていただいて、マイナスというか暗くなるようなやつばかりではなくて、今から取り組まれていくふるさと納税なんかのことも、逆に言ったら住民にPRできる機会になるかも分からないんで、そういったことも踏まえて来年度以降、財政報告をタウンミーティングでやっていただけるようにお願いします。

再度になりますが、基金繰入れに頼らない持続可能な町であるためには、考えられる全ての歳入の可能性に取り組む必要があると思います。運営方針にある、全員が一丸となった意識改革の実行

をお願いして、会派熊愛としての質問を終わります。ありがとうございました。
議長（文野慎治君）以上で、多和本議員の質問を終了いたします。

次に、みらい創生を代表して、大林議員。

6番（大林隆昭君）やっと回ってきました。皆さんお疲れやとは思いますが、最後なんではりきっていきましよう。それでは、議長のお許しをいただきましたので、会派みらい創生を代表して質問をさせていただきます。

まずは、1つ目のため池、農業用用水についてですが、今現状農業従事者の減少、高齢化が進んでいく中で、今農業を取り巻く環境は大きく変化をしています。ため池や農業用用水は、長年にわたり地域の農業従事者や水利関係者の皆様によって維持をされてきました。しかしながら、昔からあるため池や農業用水路の周辺が住宅地となり、草刈りを行うにしても野焼きを行うにしても、近隣住民の皆様との協議や調整が必要となるような場面も増えてきています。農業施設でありながら、社会生活空間の一部となってきている現状の中で、地域内での相互理解と行政の関与の在り方について、今日は質問をさせていただきたいと思っています。

加えて、近年は集中豪雨の頻発により、これらの施設は農業のためだけでなく、防災、減災の観点からも重要な役割を担っていると思っています。農業水利施設は、地域を支える見えにくい社会資本であると考えています。壊れてから対応するのではなく、平時からどのように支えていくのかを、そろそろ見直していくべき時期に来ているのではないかと思います。

そこで、本町においてため池、農業用用水の維持管理の現状と課題、そして今後の在り方についてお尋ねをいたします。

現在、本町には多くのため池及び農業用水路が存在しています。これらは、農業用の施設として整備をされてきましたが、近年は農業従事者の高齢化や担い手不足が進み、日常管理や草刈り、軽微な補修作業など、維持管理が大きな負担となってきています。本町として、ため池及び農業用水路の維持管理の現状をどのように認識しておられるのか、ご答弁お願いいたします。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）ため池、農業用水路を公共インフラとして位置づける考えについての1点目、ため池及び農業用水路の維持管理の現状をどのように認識しているのかについて答弁申し上げます。

現在、ため池や農業用水路における草刈りや泥上げなどの日常的な維持管理は、基本的に受益者となる土地改良区や各水利組合で管理を行っていただいている状況でございますが、近年は、今議員もおっしゃられたように農業従事者の高齢化などにより、従来行われていた維持管理作業の担い手が減少するなど、大変苦慮されている状況であると認識してございます。

これに対し、本町としましては、ため池堤体の草刈りに対して補助金を交付し、水路で補修や整備が必要となった場合は、必要な原材料の支給、または修繕工事費の6割を補助する制度など、支援に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。昔から変わらず、支援というか物資の支給だったりとか、いろんなことはしていただいているとは思いますが、それでもなかなかしんどくなっているというのが現状なので。

2つ目の質問ですが、ため池や農業用水路は単に農業用水の確保、水が流れていくというだけでなく、たくさん雨が降ったときに一旦ため池に水がたまって、そこから順番に水が流れていくというような洪水の緩和だったり、防火用水としての、先日の小谷の火事の時も山の向こう側のため池から小谷の自警団が水引いてきましたとかというような防火用水だったり、今年の初め、口無池ですよね、コウノトリが飛んできたとかといって写真撮りに行ってきていたのは、そんないろんな野鳥とかが飛んできたりとか、そういういろんな役割も持っています。この点で考えると、受益

者というところが農業者だけなのかという、広く町民の皆様も恩恵を受けているものではないのかなというふうに考えます。

本町は、ため池及び農業用水路が有するこれらの公共的な機能については、どのように評価をされているのか、ご答弁お願いいたします。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）2点目のため池及び農業用水路が有する公共的な機能をどのように評価しているのかについて答弁申し上げます。

ため池及び農業用水路は、従来よりかんがい用水に必要な施設として、特定の耕作者が利用されている利水機能のほか、公共的な機能としまして、農閑期においては一時的に雨水を貯留し、下流域の耕作地などの氾濫を防ぐ洪水調整機能を有するほか、農業用水路については雨水排水路として機能するなど、多面的な機能を担っている施設であると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）一定は、認めてはくださっているのかなというご理解でよろしいですか。

では3つ目なんですけど、現状、維持管理というところが、農業従事者、水利関係者に委ねられている中で、公共性を踏まえると道路とか河川とかと同じように、公共インフラであるというような認識をしていかないと、これから維持管理が行き届いていかないんじゃないかなという時期になってきていると私は思っています。ため池及び農業用水路を、防災、環境、地域基盤を支える公共インフラとして位置づけ直すというような考えはあるのか、ご答弁お願いいたします。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）3点目のため池及び農業用水路を、防災、環境、地域基盤を支える公共インフラとして位置づけ直す考えはあるのかについて答弁申し上げます。

これまで、町有ため池の基盤整備については、耐震対策工事や老朽化した施設の修繕工事を行うとともに、ため池パトロールの実施や、ため池ハザードマップを作成し公表するなど、ハード面、ソフト面において様々な対策に取り組んでいるところであり、農業用水路につきましても、先ほども申しましたように必要な原材料の支給や修繕工事費の6割を補助する制度など、維持管理に必要な支援体制を整えてございます。

しかしながら、ため池及び農業用水路は道路や橋梁といった一般的な公共インフラとは違い、先ほどの答弁でも申し上げましたが、本来、特定の耕作者が主にかんがい用水の確保として、利水を目的として活用している施設であることから、これら農業用かんがい施設を公共インフラとして位置づけることは、今のところ考えてございませんが、今後も、ハード面、ソフト面における様々な基盤整備に取り組むとともに、協力できる範囲で支援してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。突然、道と同じように扱えと言うのもむちゃな話やと分かっているんですけど、ある一定公共的な機能は持っているであろうというところで、制度上はこれまでも、これからのものか、農業用施設であると、農業用の水をためていくものであるというところと、実際には雨水をためたりとか、防火用の水になったりとかというところのこのギャップというのは、これからの今の現状のままなのか、それとも何か整理していかなあかんかなぐらいいは思っているのか、ご答弁お願いできますか。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）水路なんかについては今おっしゃられるように、田んぼが減ったり、農業従事者が減ってもう使わなくなったよとかいうのも多々今出てきているかと思います。それまでを水利に見てくれというわけにもいかん、ただ、そこには農業用水路以外にも雨水が流れ込んでいるという水路も、たくさん、ほとんどがそうなっているかと思います。そんなところは農業従事者

に任せるんじゃないで、そうなってくるとやはりその辺は町が管理していかないといけないよねという思いは持っています。ですので、そんなところは、ここ田んぼなくなったからもう使っていないんでというようなことは逆に教えてもらわないと、知らん間にもう誰も水利使っていないねんというのが今現状なところもあろうかと思しますので、その辺はまた水利ともその辺の意思の疎通はどんどんして行って、お互いできるところはやっていけたらなとは思っています。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）4つ目の質問で、取りあえず今すぐに公共インフラとしては位置づけ直すということはないということなのですが、現実には先ほどもおっしゃられたように、もう使っていないところが出てきたりとか、農業従事者の減少や高齢化が進んで、従来の維持管理を続けていくことは年々困難になっていくのも事実であります。公共インフラとして再位置づけを行わないとしても、現状の枠組みのまま、このまま将来にわたって適正な維持管理がしていけるのかどうか、持続可能性というところでは、熊取町としてはしっかりと見通しを持っていただかないといけないというふうに思っています。ため池や農業用水路が、豪雨時に貯留機能や防災面においても、地域全体に影響を及ぼすものである、管理が行き届かなくなった場合のリスクは、農業従事者のみにとどまるものではないというふうに思っています。

熊取町として、ため池及び農業用水路の維持管理体制の持続可能性についてどのように認識をしているのか。また、将来にわたって管理が困難になった場合、どのような対応を想定しているのか、ご答弁お願いいたします。

議長（文野慎治君）庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）4点目の、ため池及び農業用水路の維持管理体制の持続可能性についてどのように認識しているのか。また、将来的に管理が困難となった場合、どのような対応を想定しているのかについて答弁申し上げます。

ため池及び農業用水路の維持管理体制の持続可能性を検証するに当たりましては、課題となりますのが、先ほどの答弁でもございましたが、近年の農業従事者の減少、高齢化による担い手不足など、管理負担の軽減策であると考えてございます。現在、本町では農業用ため池として利活用の必要がなくなり、土地改良区や各水利組合から町有ため池の廃止に係る取扱要綱に基づき、ため池廃止申出書が提出された町有ため池について、売却の手续に鋭意取り組んでいるものでございます。また、耕作地がなくなり、農業用水路として機能がなくなった施設などについては、土地改良区や各水利組合と今後の維持管理について協議の上、取決めを行ってございますので、個別にご相談いただければと思います。

やはり農業用水路というのも、たくさんの雨が入っているところもあって、それがもたないというところも多々、議員おっしゃるように僕らも目にしているところがございます。その辺はまた、もうそこでかくんじゃなくて、また別の考え方を持ってそっちのほうをとというふうなことも今考えていかないといけない時期には来ていると思いますので、その辺も僕らも雨の処理というところでは、考えていこうとしているところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）大変今までの答弁も聞いていて、財政的にも厳しいのは百も承知なんですけど、今すぐ何か新しく対応してくれと言っているものじゃないのも分かっています。ただ、分かっているのは、既存の制度の活用とか個別に対応しますというので治まっていくんかと、ほんまに現状の制度のまま何も変えずに5年、10年先に、今と同じようにちゃんと管理が行き届いた状態で……。今の制度のままですよ、個別対応とかも含めてですけども、ただ5年、10年先にちゃんと続いていくのかなという心配があるので、そのあたりはどのように思われますか。

議長（文野慎治君）白川都市整備部長。

都市整備部長（白川文昭君） 答弁については庭瀬が説明したとおりなんですけれども、財政的に厳しいという話からインフラが町で受け持つ範囲がないというところではなくて、ご承知いただきたいのが、岸和田市以南の中でも水路の補助金についても、熊取町はそれなりの割合で拠出させていただいてございますし、ため池の改修、維持に関しましては、岸和田市以南の市町では、水利組合もしくは土地改良区に負担を求めています。それは、先ほどからの答弁のとおり、特定の耕作者、かんがい用水確保ということで、そちらで受益、益を受けているという中で、岸和田市以南では熊取町以外の市町村は水利組合に負担を求めています。最大で50%、5割の負担を求めている市町村もでございます。熊取町は100%、町財政で対応させていただいているというところでございます。

それと、今後従事者が減る中、恒久的に維持管理ができるかというところは、それは非常に我々ほかの公共施設でも危惧しているところで、いろんな報道でも出ておりますけれども、インフラ施設をどう残していくか、優先順位を図って選択していくというところの時代にも来ているという認識をさせていただきます。そんな中、ため池については答弁でもございましたが、受益のなくなったため池については売却を進めていく、次のステップとしては受益があっても少なくなったところ、今従事者が減ってきたというところであるとは思いますが、少なくなってきたところでも代替水路で切り回しができる、水の配分がうまくできるような施設であれば、統合、廃合していくような議論が必要になってくるのではないかとこのように考えてございます。そういう中で、しっかりと維持管理に努めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（文野慎治君） 大林議員。

6番（大林隆昭君） 草刈りについても、一定補助いただいているというのも理解しています。僕が入っている池でも、年間で2万円ほどは補助金いただいているんですが、それこそ自分が行かないと、自分の父親ぐらいの人がみんな集まってきて草刈りやっているような状況の中で、いつまでこの急な池の堤の草、刈れるのかなというような池がたくさんあります。

その中で、実際に考えていってほしいのは、今の制度のまま大丈夫ですと、こういうふうにちゃんと使えなくなった池は潰れていきますし、水路も新しく引き直すとかそういうことも考えていきますと、この池1人しか使ってないやつらこっちの池から水引いてくれというようなことも取り組んでいきますというような考えがあれば、それはそれで僕は大丈夫やと思うんですが、何も思わずにこのまま、今の制度のまま5年、10年続いては僕はいかないと思っているので、そのあたりはしっかりと考えていってほしいなというふうに思っています。

現状ある制度が、いつできた制度なんかも僕も分からないですけども、いつから変わっていないもんなんかも分からないですが、今の制度と、今のたくさん家が増えたこの状況の中での実態と、昔から草刈ったら燃やしたらええんやと、農業やっている人らは池の堤は燃やすもんやというような、もちろんどちらも熊取町の住民の皆さんがやっていることなので、一概にどっちかだけやめてくれよというようなことはちょっと言いたくないなという。農業のため池を適正に管理していく中でやらないといけないことというのが、なかなか今の住宅がたくさん建った中で、難しくなっているというところには、熊取町もできるだけ関与していただきたいと思います。

当然、近隣住民の皆様から苦情が出れば野焼きはできない。それはルール、法律で決まっているのかもしれないですけども、燃やさなければ、例えばこういうふうな夏になったらたくさん虫が湧くかもしれませんよとか、燃やさないここにモグラが来ていっぱい穴開けて、もしかしたら池から水が漏れるかもしれませんよとか、そういったことをやるのは農業委員会なのかもしれないですけども、農業委員会の皆さんから例えば紙を出してもらって広報と一緒に配るとか、この時期には池の堤を燃やしますよというような広報してもらおうとか、何かしら熊取町からも少し関与をしていただきたいと思います。今もう農業従事者の方だけで、近隣の住民の方と協議を行うというのがなかなかしんどくなっているんです、いろんな問題がありまして。

議長（文野慎治君） 庭瀬都市整備部理事。

都市整備部理事（庭瀬義浩君）今の大林議員おっしゃられていること、僕らも毎日仕事していてその辺は実感してございます。ここ最近でもそのようなこともあります。確かに、高齢化になって担い手不足になって、堤の裏の斜面の草刈り、どうやってするねんという困難さというのは僕らも重々分かっています。ただ、町として寄り添えるところで、堤の草刈りでも燃やせない、ため池にとっては虫のこととかもあるので燃やすのが一番いいというのも僕らも分かっている中で、燃やせないという状況になると、だんだんそれが積もっていけば腐葉土として積もっていくみたいなことになるので、また次行ったときに去年刈った草が滑ったりとか、余計危ない状況になるというのもよく聞きますし、実際感じています。

ですので、町ができるところでということ、堤なんかでしたら、刈りっ放しを町が集めて処分しろというのはその辺は協議させてもらってなるべくないようにお願いしたいんですけども、ちょっと道のかてぐらいいまで出してくれているんやったら、あとは回収して処分しますよとか、今でも草刈りに続いて水路とかも草刈りやったり、泥上げやったりというのを水利のほうでやっていただいています。その中で同じように、やっぱり草刈ったけれど水路でも燃やされへんところというのは、言っていたら町のほうが今でも回収には行っている部分もございまして、その辺は場所場所によっていろんな条件違うんだと思いますので、またその辺はいろいろと河川農水のほう、ご相談していただければいいかなと思います。よろしくをお願いします。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。水を使っているのは農業従事者の方、これは間違いないので、しっかりやらないといけないことはやってもらった上での話やと思っています。しっかりとできる限りはやってもらって、それでも無理なら何とかしましょうというスタンスではいてほしいなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。じゃこれで、1つ目の質問を終わります。

では、2つ目の質問です。消防、防災についてお尋ねをします。

地域防災力向上を目的として、令和8年度に女性防災支援隊の創設が予定されています。防災体制の充実に向けた取組が進められていることは評価すべきものだと考えていますが、一方で火災発生時の初動体制を担う消防団の出場体制、特に平日昼間における体制の確保については、女性防災支援隊とは別の観点からの検証も必要ではないかと考えています。現場では、体制維持に向けた努力が重ねられておりますが、その努力に依拠した体制が将来にわたり安定的に継続できるのかについては、制度としての整理が求められている段階にあると感じています。

女性防災支援隊の位置づけと、消防団の平日昼間の出場体制の把握、今後の在り方についてお尋ねをしたいと思います。

まずは1つ目ですが、令和8年度予算案において、女性防災支援隊創設に係る経費が計上されています。今の熊取町災害協力隊は、解散の方向で進んでいくということなので、代わりになのか、女性の視点が必要だからというような説明でした。女性防災支援隊が創設されるとのことですが、まず創設の目的、期待される具体的な役割、先ほども答弁ありましたが、その活動範囲、また火災時の例えば現場の後方支援とか初動対応の補助などは含まれるのか、また当該支援隊員の法的な位置づけがあれば、明確にお示しをお願いします。ご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）それでは、女性防災支援隊の創設、昼間火災即応体制の強化についての1点目、女性防災支援隊の創設目的及び具体的な役割、あわせて、その活動範囲及び支援隊員の法的な位置づけについてのご質問にお答えをします。

まず、創設目的につきましても、近年の国内における災害経験から防災に女性視点を取り入れることが重視されてきており、また、昨年7月に政府の地震調査委員会が、南海トラフの発生確率を今後30年以内に80%程度から、30年以内に60%から90%へ変更するなど、当該地震の発生が現実味を帯びつつある中で、女性防災士をはじめとした女性の力を熊取町の地域防災に発揮していただける環境づくりを行い、熊取町の地域防災力の一層の向上を図っていくために創設するものでござい

ます。

次に、具体的な役割につきましては、平常時の防火・防災活動として、自治会、小・中学校、保育施設等への出張講座の実施、自主防災組織連絡協議会への参画、また、平常時の救急普及活動として、自治会等への出張講座の実施、また消防団救急関係研修での普及を行うものでございます。また、災害時における災害対策本部の災害対応の後方支援活動として、指定避難所の運営支援等の活動を行っていただきたいと考えております。

次に、支援隊の運営につきましては、基本的には、独自に活動を行うボランティア組織であり、町とは、相互に連携、協力をしながら防災事業に取り組んでいただきます。活動範囲につきましては、平常時の活動は、熊取町内における自治会集会所や小・中学校、保育施設等が主になるものと考えておまして、災害発生時は、役場や各指定避難所での活動を想定しております。また、本組織の法的位置づけでございますが、災害対策基本法第5条に基づき、市町村の責務としての防災活動の遂行を支える組織であり、今後整備する設置要綱に基づく任意のボランティア組織としての位置づけとなります。

以上でございます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。今、例えば自主防災組織が防災訓練をしますというときに、自治・防災課が来てくれて、防災のDVDを見たりとか、こんなことをやったらいいですよみたいなやつをやってもらおうという考えで大丈夫ですか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）一応自治会への自主防の訓練に参画をいただいたりとか、後は小・中学生への防災教室というか、防災講座を開催させていただいたりでありますとか、全体として防災意識の醸成に努めていっていただくのが主な業務かなというふうには考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）自主的なボランティアの団体となると、活動自体の方針であったりとか、こういうふうな活動をしてくださいねとか、年間これぐらいの活動をしてくださいねというようなことも、特に要求はしないということですか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）一応要綱に基づくボランティア組織なんですけれども、当初軌道に乗るまでは自治・防災課と連携協力をしながら、事業計画の策定であったりとか、一緒に進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）じゃ、最初に言ったような活動をまずはしてもらったりとか、慣れてくれば自分たちでこんな活動をしたいとかというふうになってくるということですね。はい、分かりました。

では、2つ目の質問にいきます。

平日昼間の火災出動時における消防団の実態なんです、消防団の出動人数をどのように把握をしておられるのか、具体的な数値をもって現状認識をお示してください。ご答弁お願いします。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）2点目の平日昼間の火災出動時における消防団の平均出動人数をどのように把握しているかのご質問にお答えをします。

令和7年度の現時点までの実績では、4回、昼間の火災出動を行っておりまして、その平均出動人数が35人で、全団員数に対する割合では44.3%となっております。

次に、近隣市町の状況では、平日昼間の平均出動人数についての岸和田市以南の市町における令和2年度から令和5年度までの4年間平均での相対的な比較で言いますと、熊取町は39人で全団員

数に対する割合は49.4%になっております。その一方で、他の市町の割合で言いますと、最も高い団体で30.7%、最も低い団体で6.2%となっております、出勤人数の割合は岸和田市以南では最も高いという状況になっております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。今年になってから結構火事が続いているのであれなんですが、今4回で35人というのは聞かせていただいたんですが、この人数というのは最終的に報告書というのが出されると思うんですが、その報告書に書かれた人数を数えているという理解でよろしいですか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）はい。報告書の人数ということで把握しております。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）各分団が消防器具庫から消防ポンプ自動車等を出場させる際に、実際に器具庫に集まった人数というのは把握はしていますか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）その時系列での人数の推移というのまでは、把握はしていないというのが実情でございます。

以上です。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）分団長ぐらいのところの話なんですけど、現場についてからの延べ人数を数えていただくと、多分さっきの人数になると思うんです。ですが、出場のときにサイレンが鳴りました、器具庫開けました、消防車に乗りました、で何人出るとい、消防車を出すという話をいつもするんです。それが1人なんか2人なんかというところで、器具庫に何人来られるのかという、一番最初に。ここがなかなかしんどくなってきたなど。1人では来ると言われていたので、これを1人で消防車で待ちぼうけをするのが申し訳ないので、じゃ消防車置いて自分の車で取りあえず火事場に行こうかとなったり、そういうことがあるので。このあたりについては特に今、熊取町ではどのように把握というか、認識はされていないということでもよろしいですか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）分団長からのお話で、議員おっしゃるようなことはお話として聞くことはございます。ただ、熊取町、だんだん被用者というかサラリーマンの割合も高くなってきているというところではあるんですけども、これも国との比較なんですけれども、国では令和6年4月1日では73%がもう被用者になっているところの中で、熊取町では同じ時期で54%にとどまっているところもございまして、これは相対的な比較の話で申し訳ないんですけども、一定そういった中でご努力いただいているというふうには受け止めております。

以上でございます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）サラリーマン率というか、自営業、昔やったらそれこそ僕らの父親らが消防団に入っている頃は、常に職場でおる自営業といいますか、糸へんのお仕事をされている人とか、お百姓の人とかというだけで多分15人集まっていたと思うので、その頃と比べ、自営業と言ってもほぼほぼ熊取町にはいないような自営業の方とかもたくさんおられます。その人たちがサラリーマンとしてカウントされているのかされていないのか僕は分からないですけど、そういうところを考えると、なかなか一番最初の人数がしんどくなってきたなどというのがここ最近の現場というか、さあ消防車出すぞというときの大変なことで。

今の現状の中で、3つ目の質問なんですけど、これから退団予定者とか年齢構成踏まえた上で、今

後の平日昼間の出動体制についてどのような見通しを持っているのか、現体制の維持が可能と考えているか、それとも新たな制度的対応が必要と認識をしているのか、ご答弁をお願いします。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）次に、3点目の平日昼間の出動体制についての見通しについての認識についての質問にお答えします。

消防団の現状につきましては、全国的には、就業構造の変化や過疎化などにより団員確保が課題となっており、本町においてもこうした傾向にあることは否めません。こうした状況ではありますが、本町の消防団につきましては、各分団が地元区の公認団体として認められ、他の自治体の消防団の大多数が条例定数を満たせなくなっている中においても、地域と一丸となって消防団体制を堅持し、定数を確保しております。また、平日昼間の出動状況も、先述のとおり比較的健全な状況を保っているところでございます。今後におきましても、各分団、地元区のご努力の中で、定員確保が図られるよう町としても支えてまいりたいと考えており、このことにより当面の間、現状の出動体制を維持していただけるものと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）分かりました。

そしたら、4つ目の質問ですが、女性防災支援隊が消防団とは別のボランティア組織として創設されるのであれば、平日昼間の火災即応体制の課題としてはこれからも続いていくのかなというふうに考えています。本町でも、これまでも田中圭介議員とか役場分団とかという話もしていただいていましたが、平日昼間の時間帯だけ出動していただく機能別消防団員制度の導入について、具体的に検討するお考えはあるのか、ご答弁をお願いいたします。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）4点目の昼間時間帯に限定した機能別消防団員制度の導入についてのご質問にお答えします。

この制度につきましては、総務省消防庁が必要な団員の確保に苦慮している市町村向けに制度化しているものであり、機能別消防団員制度として機能別団員や機能別分団などが導入できるものです。身分上は法令に基づく消防団員となりますので、ご質問のように昼間時間帯に活動可能な方を配置するとなりますと、条例上の定員を満たしている本町といたしましては、条例定数の増加とともに必要な経費を見込む必要がございます。

一方、現在の熊取町消防団の現状につきましては、平成25年の消防広域化以降、常備消防との連携が一層強化されており、現在の活動状況に大きな支障がない状況となっております。これらの状況から、現時点で機能別消防団員制度を導入するための具体的な検討は行ってはおりません。また、他方では、火災を発生させないようにする啓発活動も並行して行っていく必要があるものと考えておりまして、泉州南広域消防本部と連携しての火災予防の啓発活動、とりわけ今年度から感震ブレイカー設置の普及啓発も実施しているところであり、今後におきましても一層連携を図り、積極的に実施していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後、消防団員に継続的な欠員が生じざるを得ない状況となり、人員不足により活動が困難な状況等になった場合には、当然に機能別消防団員制度の導入も対応策の一つとして考えていかなければならないものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）確かに79名ぴったりそろっていますし、今のところあれなのかなというご答弁でしたが、申し上げましたとおり、最初に集まる人数は非常に心細くなってきています。分団長の中では、もうこのお昼に出られる人数、最小限の人数をどうやって維持していこうかぐらいの話になってきています。取りあえずは、今すぐにこの79名上に上げて何人かずつ抱えてくれというような話

ではなくてもいいんですが、取りあえずは、今から何年か後までにお昼に出られる消防車に乗って
いける人、器具庫を開けて消防車に乗っていける人がどんだけおるねんとちゃんとカウントしてほ
しいなど。当然、もうそれやったら最悪消防車に乗って来んでいいとなるんやったらなるで別にい
いですし、ただ消防車の数ってやっぱり要るときは要るので、どれだけの年数、ちゃんとこれだけ
の人数がいますというような数はちゃんと計算してほしいなというふうに思います。

これから恐らくですが、5分団も2分団も、今までやったら分団長を終了したら退団していった
人が、昼間に消防車に乗る人の人数が足りないので残りますというような選択を、多分していくと
思います。じゃないと消防車が出せないというような状況になってきているので、一回ちゃんと現
場の話聞いて人数はどれぐらい出せるんやと。当然これからも各分団で努力して、15人のキープ
というのは恐らくこれからもできると思います。ただ、どれだけ本当に実働できるのかというの
はしっかり計算していってもらわないと、これから先、消防団はいるけれど消防車は来ないとい
うような状態になると思いますので、しっかりとそのあたりは検討していただきたいなと思
います。

これは、年度内にやっていただけますか。

議長（文野慎治君）松浪総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（松浪敬一君）議員おっしゃられるのは、その状況というか、人数の把握とい
うところのことをおっしゃっておられるんでしょうか。はい、それは努力いたします。

以上でございます。

議長（文野慎治君）大林議員。

6番（大林隆昭君）すみません、8年度内にはしっかりと数えて、これから先こういうふうになっ
ていくというのはしっかりと把握してほしいなというふうに思いますので、よろしくお願
いします。

最後なんです、私も2002年から消防団をずっとやっています。平日の昼間の時間帯に、出場
体制というか、消防車に乗っていける人数がなかなかしんどいねということで、私4分団
ですが、分団長終わってからも居残れということで居残っています。そんなふうにして、
現場では努力を繰り返して、どうにか消防車を出せるだけの人数を確保しようとい
うのは、これからも多分各分団でやっていってくれるというふうに思いますが、
本来であれば、制度的に何か別枠で確保されるのが望ましいんじゃないかなとい
うふうに思っています。現場の努力にだけ依拠する体制というのは、あんまり
よろしくないのかなというふうに思っていますので、さっきも言いましたが、
これからも持続可能な消防団員というのを確保していくために、しっかりと
した制度体制というのは整えてほしいなというふうに思います。なかなか自分
が消防団に入っているの、消防の質問というのはここではしなかったんです
が、これから消防団というのは恐らくなくなるものなんだろうなとい
うふうに思うので、しっかりとした消防体制というのをつくっていくのも、
今ここに我々の責任なのかなと思って質問させていただきました。

本町の町民の皆様の生命、財産を守る消防体制を努力に委ねるのではなく、
制度としてしっかりと確立するための、まずは検証、研究をしていただきたい
というのを求めまして、会派みらい創生の代表質問とさせていただきます。
ありがとうございます。

議長（文野慎治君）以上で、大林議員の質問を終了いたします。

これで会派代表質問を終了いたします。

議長（文野慎治君）お諮りいたします。議案第19号から議案第24号までの6件につきましては、7人の
委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、議会会議規則第38条第1項の規定により、これに付
託して審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本6件につきましては、7人の委員で構成する予算審査特別委員
会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、議会委員会条例第7

条第4項の規定により、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議長が指名いたします。

予算審査特別委員会委員に、議席2番 多和本議員、議席3番 長田議員、議席6番 大林議員、議席8番 江川議員、議席9番 渡辺議員、議席10番 二見議員、議席14番 河合議員、以上7人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました7人を予算審査特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7人を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、予算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任を行います。

選任の方法につきましては、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

それでは、これから正副議長室で互選していただきます。

その間、しばらく休憩いたします。

(「14時46分」から「14時50分」まで休憩)

議長(文野慎治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会委員長及び副委員長が選任されましたので、その報告をいたします。

委員長に二見議員、副委員長に江川議員でございます。

議長(文野慎治君) 以上で、本日の日程は終了いたしました。よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

(「14時50分」散会)

3月熊取町議会定例会（第4号）

令和8年3月定例会会議録（第4号）

月 日 令和8年3月27日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり12名であります。

1番 文野 慎治	2番 多和本英一	3番 長田健太郎
4番 石井 一彰	5番 坂上 昌史	6番 大林 隆昭
7番 坂上巳生男	8番 江川 慶子	9番 渡辺 豊子
10番 二見 裕子	13番 田中 圭介	14番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 南 和仁
教 育 長 吉田 茂昭	総 合 政 策 部 長 田中 耕二
総合政策部統括理事 明松 大介	総合政策部統括理事 松浪 敬一
総 務 部 長 永橋 広幸	住 民 部 長 山本 浩義
健 康 福 祉 部 長 石川 節子	健 康 福 祉 部 理 事 橘 和彦
健 康 福 祉 部 理 事 阪上 正順	都 市 整 備 部 長 白川 文昭
会計管理者兼会計課長 根来 雅美	教 育 次 長 巖根 晃哉
教育委員会事務局理事 三原 順	

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 木村 直義	書 記 阪上 高寛
-------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第3号 熊取町職員の配偶者同行休業に関する条例
議案第4号 職員等旅費条例の一部を改正する条例
議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
議案第11号 工事請負変更契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）
議案第12号 工事請負契約の締結について（熊取町立熊取図書館整備工事）
議案第14号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第8号）
議案第6号 遺児福祉年金条例を廃止する条例
議案第7号 就学経費等助成条例を廃止する条例
議案第8号 熊取町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第10号 介護保険条例の一部を改正する条例
議案第13号 町有財産の無償譲渡について
議案第15号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第16号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第17号 令和7年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）
議案第18号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）
議案第19号 令和8年度熊取町一般会計予算
議案第20号 令和8年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第21号 令和8年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第22号 令和8年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第23号 令和8年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第24号 令和8年度熊取町下水道事業会計予算

追加付議議案

議案第25号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第9号）

議案第26号 令和8年度熊取町一般会計補正予算（第1号）

議員提出議案第1号 中東有事の平和的・速やかな解決を求める決議

議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について

議長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。

去る3月19日、町立小中学校において発生いたしました食中毒事案につきまして、給食で提供されたパンが原因であるとの調査結果が大阪府より発表されたところです。

児童・生徒の皆様並びに保護者の皆様には、多大なるご心配とご負担をおかけしましたこと、議会としても深く心を痛めております。議会を代表して心よりお見舞い申し上げます。

学校給食という、本来であれば子どもたちの健やかな成長を育む場で、このような事案が発生したことは極めて遺憾であり、議会といたしましても、子どもたちの安全と健康を守ることは、何よりも優先されるべき重要課題であると認識しております。

今後、教育委員会をはじめ関係事業者には、学校給食の安全性確保に向けた万全の対策を講じるよう、全力を尽くしていただきたいと考えております。

改めて、体調を崩された皆様の一日も早い回復を心よりお祈り申し上げます。

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年3月町議会定例会第4日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（文野慎治君）発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

本日の議事日程は、タブレットの議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。大林議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（大林隆昭君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る3月11日午後1時30分から、委員5名出席の下に議会運営委員会を開催し、令和8年3月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしましては、理事者提出の議案として、令和7年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の件、令和8年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件、以上2件を追加議案といたします。

なお、理事者提出議案2件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（文野慎治君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案2件及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上3件を日程に追加することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本3件を日程に追加することに決定いたしました。

議長(文野慎治君) それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第3号 熊取町職員の配偶者同行休業に関する条例の件、日程第2 議案第4号 職員等旅費条例の一部を改正する条例の件、日程第3 議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第4 議案第11号 工事請負変更契約の締結について(熊取町立総合体育館整備工事)の件、日程第5 議案第12号 工事請負契約の締結について(熊取町立熊取図書館整備工事)の件、日程第6 議案第14号 令和7年度熊取町一般会計補正予算(第8号)の件、以上6件を一括して議題といたします。

本6件は、3月5日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会の報告を求めます。二見総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長(二見裕子君) それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る3月5日の本会議において本委員会に付託されました議案6件の審査を行うため、3月12日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席の下に総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第3号 熊取町職員の配偶者同行休業に関する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号 職員等旅費条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号 工事請負変更契約の締結について(熊取町立総合体育館整備工事)の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号 工事請負契約の締結について(熊取町立熊取図書館整備工事)の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 令和7年度熊取町一般会計補正予算(第8号)の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長(文野慎治君) 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第3号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第3号 熊取町職員の配偶者同行休業に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第4号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号 職員等旅費条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第5号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第11号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号 工事請負変更契約の締結について（熊取町立総合体育館整備工事）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第12号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第12号 工事請負契約の締結について（熊取町立熊取図書館整備工事）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第14号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第14号 令和7年度熊取町一般会計補正予算(第8号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(文野慎治君)次に、日程第7 議案第6号 遺児福祉年金条例を廃止する条例の件、日程第8 議案第7号 就学経費等助成条例を廃止する条例の件、日程第9 議案第8号 熊取町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の件、日程第10 議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第10号 介護保険条例の一部を改正する条例の件、日程第12 議案第13号 町有財産の無償譲渡についての件、日程第13 議案第15号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の件、日程第14 議案第16号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件、日程第15 議案第17号 令和7年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第1号)の件、日程第16 議案第18号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算(第3号)の件、以上10件を一括して議題といたします。

本10件は、3月5日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会の報告を求めます。田中事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長(田中圭介君)それでは、事業厚生常任委員会の報告をいたします。

去る3月5日の本会議において、本委員会に付託された議案10件の審査を行うため、3月11日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席の下に事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査結果について報告をいたします。

まず、議案第6号 遺児福祉年金条例を廃止する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 就学経費等助成条例を廃止する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 熊取町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号 町有財産の無償譲渡についての件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 令和7年度熊取町墓地事業特別会計補正予算(第1号)の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（文野慎治君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第6号 遺児福祉年金条例を廃止する条例の件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表して、議案第6号 遺児福祉年金条例を廃止する条例に対し、反対の意見を述べます。

本条例廃止の提案理由として挙げられているのは、児童手当の対象年齢の引上げ、児童扶養手当の所得制限限度額の引上げということで、児童手当や児童扶養手当が拡充されてきているから、町独自の支援策は必要性が薄れている、さらに、第4次行革を推進するに当たって、国の制度でカバーできる事業はなくしてしまおうということのようであります。

しかし、この条例は、熊取町が親を亡くした児童に対して町の独自財源で義務教育終了までの児童の生活を支える福祉施策として、昭和48年に制定された条例であります。金額的には片親を亡くした児童は年額1万2,000円、両親を亡くした児童は2万4,000円、条例制定以後、金額は引き上げられていません。

児童手当や児童扶養手当の制度は拡充されたとはいえ、町独自の福祉年金であるこの条例を廃止するのは納得できません。条例の存続を求め、反対討論といたします。

議長（文野慎治君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第6号について討論を終わります。

それでは、議案第6号 遺児福祉年金条例を廃止する条例の件について採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第7号 就学経費等助成条例を廃止する条例の件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）日本共産党熊取町会議員団を代表して、議案第7号 就学経費等助成条例を廃止する条例に対し、反対の意見を述べます。

本条例の廃止についても、提案理由は遺児福祉年金と同様、児童手当、児童扶養手当の制度拡充があったので廃止するということでもあります。また、第4次行革「アクションプログラム」にも、遺児福祉年金と並べて記載されています。

この条例は義務教育終了後18歳までの学生が対象となっています。さらに遺児だけではなく、生活困窮家庭や障がいのある子どもも対象となっており、年額1万2,000円と金額はごく僅かです。昭和49年制定で、当初は高等学校や専門学校などへの交通費補助的な意味合いがあったと思われます。条例本文には、通学等に要する経費の一部を助成することにより、対象者の福祉増進を図ることを目的とするとあります。交通費の上昇に合わせれば、本来もっと引き上げるべき助成制度だと思われます。

町独自の子どものための福祉施策の存続を願い、反対討論といたします。

議長（文野慎治君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第7号について討論を終わります。

それでは、議案第7号 就学経費等助成条例を廃止する条例の件について採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第8号 熊取町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）日本共産党熊取町会議員団を代表して、議案第8号 熊取町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例に対し、反対の立場で意見を述べます。

新しい制度は、こども誰でも通園制度と呼ばれています。こども家庭庁の説明では、一時預かり事業が保護者の立場からの必要性に左右するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は保護者のために預かるものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて子どもが成長していくように、子どもの育ちを応援することが主な目的だと説明されています。

一時預かりが保護者のため、誰でも通園制度は子どものため、こんな説明では理解できません。一時預かりも親の病気や出産など様々な理由で利用されていますが、同時に子どもの育ち、社会性を育むなどの狙いも込められています。しかし、子どもの育ち、発達を保障するためというなら、なぜ上限10時間とされているのでしょうか。一時預かりの場合は、1日最大8時間、週3日で1か月12日ぐらい預けることができるのが一般的です。1か月10時間という設定ではあまりに短く、何のための制度かと言わざるを得ません。

熊取町では民間園での実施予定はなく、町立保育所でこの制度が実施されます。余裕活用型で実施する予定ですが、一時的に新しい子どもを通常クラスに受け入れれば、子どもが環境に慣れるまでに時間がかかり、他の子どもの通常保育に影響が出ることが懸念されます。国の保育士配置基準

が改正されましたが、まだまだ不十分です。新制度に対応した配置基準にはなっていません。さらなる配置基準の改善、保育士の処遇改善のための財政措置も必要です。

一時預かり保育との違いが不明瞭な新制度を自治体に押しつけるのではなく、安心して子どもを預けられる保育体制の整備こそ必要だと申し述べ、反対討論といたします。

議長（文野慎治君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第8号について討論を終わります。

それでは、議案第8号 熊取町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の件について採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。江川議員。

8番（江川慶子君）議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例に対して、日本共産党熊取町会議員団を代表し、反対の立場から討論を行います。

本案は、4月創設の子ども・子育て支援金制度の財源を国民健康保険料に上乗せして徴収する条例改正ですが、次の理由から反対いたします。

国民健康保険料は既に限界まで高騰しており、さらなる上乗せを強いるものです。子どもの有無にかかわらず、高齢者を含む全世代に新たな負担を強いる仕組みは、世代間、世帯間の不公平感を助長し、住民生活をさらに圧迫します。また、18歳未満への軽減措置があるとはいえ、国民健康保険には加入者の所得にかかわらず、人数分だけ保険料がかかる人数割、均等割の仕組みがあります。支援金がこの枠組みで徴収されれば、18歳以上の青年や家族が多い世帯ほど負担が重くなるという、子育て支援の本旨に逆行する本末転倒な事態を招きます。

子育て支援の名を借りて、住民に新たな負担増を押しつける本制度の導入は到底容認できません。よって、本案に反対いたします。

議長（文野慎治君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第9号について討論を終わります。

それでは、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件について採決いたします。
この採決は、起立により行います。
本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 9名)

起立多数であります。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(文野慎治君)次に、議案第10号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第10号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(文野慎治君)次に、議案第13号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第13号 町有財産の無償譲渡についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(文野慎治君)次に、議案第15号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第15号 令和7年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(文野慎治君)次に、議案第16号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第16号 令和7年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第17号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第17号 令和7年度熊取町墓地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第18号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第18号 令和7年度熊取町下水道事業会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、日程第17 議案第19号 令和8年度熊取町一般会計予算の件、日程第18 議案第20号 令和8年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第19 議案第21号 令和8年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第20 議案第22号 令和8年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第21 議案第23号 令和8年度熊取町墓地事業特別会計予算の件、日程第22 議案第24号 令和8年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上6件を一括議題といたします。

本6件は、3月6日の本会議で予算審査特別委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

本6件に関し、予算審査特別委員会の報告を求めます。二見予算審査特別委員会委員長。

予算審査特別委員会委員長（二見裕子君）それでは、予算審査特別委員会報告をいたします。

去る3月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第19号 令和8年度熊取町一般会計予算の件ほか5件の審査を行うため、3月16日、17日及び19日の3日間にわたり、町長ほか関係職員の出席を求め、予算審査特別委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第19号 令和8年度熊取町一般会計予算の件は、歳入、歳出を総務文教常任委員会及び事業厚生常任委員会の所管事項におおよそ区分し、それぞれ2班ずつ、計4班に分かれて審査を行いました。

その審査においては活発な質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号 令和8年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、議案第21号 令和8年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、議案第22号 令和8年度熊取町介護保険特別会計予算の件、議案第23号 令和8年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び議案第24号 令和8年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上5件の審査を順次行い、その審査において質疑応答の後、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号及び議案第24号について、順次採決した結果、まず、

議案第20号 令和8年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 令和8年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 令和8年度熊取町介護保険特別会計予算の件は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 令和8年度熊取町墓地事業特別会計予算の件は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 令和8年度熊取町下水道事業会計予算の件は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

なお、本委員会において各会派から出されました令和8年度各会計における意見・要望につきましては、委員会報告書と一緒にタブレットに掲載しておりますので、ご確認ください。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（文野慎治君）以上で、予算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、討論を行います。

お諮りいたします。議案第19号から議案第24号までの6件について、一括して討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第19号から議案第24号までの6件について、一括して討論を行います。

初めに、本6件について原案に反対の方の発言を許します。江川議員。

8番（江川慶子君）日本共産党熊取町会議員団を代表し、令和8年度一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算に対し、反対の立場から討論を行います。

本予算案には、小中学校の給食費無償化や中学校体育館への空調設備設置、総合体育館、図書館の改修整備など、教育・文化行政の前進が見られ、これらは住民の願いに応えるものとして評価いたします。しかし、住民福祉の増進という自治体本来の役割に照らせば、看過できない重大な問題が2点あります。

第1に、深刻な職員不足と体制縮小です。正規職員数は低水準のままであり、さらに会計年度任用職員まで削減されています。こども誰でも通園制度の導入など、新たな保育ニーズへの対応に保育士の増員が不可欠です。職員削減ありきの姿勢は行政サービスの質の低下を招き、現場の疲弊を加速させるものであり、容認できません。

第2に、行財政構造改革を名目とした住民負担の押しつけです。町は経常収支比率の高止まりや基金繰入れを理由に、指定ごみ袋の値上げや町独自の補助金廃止などを打ち出しています。しかし、公共施設整備を順調に進める財政力がありながら、一方で、住民の暮らしに直結するサービスを削る手法は、予算配分の優先順位を誤っていると言わざるを得ません。

国民健康保険事業特別会計については、大阪府による保険料の完全統一化により加入者の負担は限界に達しています。さらに令和8年度からは子ども分の負担が追加され、子育て世帯への影響は深刻です。これ以上の住民負担増は社会保障制度としての根幹を揺るがすものです。

後期高齢者医療特別会計についてですが、第10期計画の開始に伴い保険料の大幅な引上げが計画されています。物価高騰に苦しむ高齢者の生活実態を顧みない予算案に賛成することはできません。

以上、日本共産党熊取町会議員団の反対討論といたします。

議長（文野慎治君）次に、本6件について原案に賛成の方の発言を許します。長田議員。

3番（長田健太郎君）会派、大阪維新の会熊取を代表し、令和8年度一般会計予算に賛成の立場から討論いたします。

今回の予算には、教育、インフラ、防災といった住民生活の基盤を支える事業が着実に盛り込まれておりますことを評価いたします。一方で、人口減少、少子高齢化が進む中で、自治体経営はこれまで以上に選択と集中、そして改革が求められています。本予算は、まさに今の熊取町に未来の方向性を示す、その第一歩となることを期待しております。

意見・要望として提出させていただきました内容であります行政のデジタル化、公共施設のマネジメント、インフラの維持管理、防災力の向上、教育の質の強化、そして駅周辺を含む町の魅力づくり、これらは個別の施策でありながら、いずれも町の将来像を形づくる重要なテーマです。本町が直面する課題は複雑で従来の延長線上では対応し切れません。だからこそ改革の視点を持ちながら、限られた財源を効果的に生かす姿勢が求められております。

私たち大阪維新の会熊取は、将来世代にツケを回さない持続可能な町政運営という考え方を重視しており、本予算がその実現に向けて着実に進むことを強く期待いたします。住民サービスの向上と財政健全化、両立させるためには、事務の効率化や民間との協働、公共施設の最適化など、不断の見直しが欠かせません。今回の予算が、そうした改革の流れをさらに後押しするものとなることを願うものです。

以上、賛成討論とさせていただきます。

議長（文野慎治君）次に、本6件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本6件について原案に賛成の方の発言を許します。大林議員。

6番（大林隆昭君）それでは、会派みらい創生を代表して、令和8年度熊取町一般会計予算について賛成の立場で討論をいたします。

本予算は総額182億4,090万3,000円とされ、厳しい財政状況の中にあっても、教育、防災、都市基盤の整備など、将来を見据えた施策にしっかりと取り組む内容になっており、全体として熊取町の町民の生活を支える予算編成となっている点については評価するものであります。特に教育分野においては、学校施設の整備や環境の充実が図られている点は、次世代を担う子どもたちへの重要な投資であると考えます。

一方で、今後の本町の持続的な発展を考えると、産業振興の視点は極めて重要であります。しかしながら、商工業分野の予算は依然として規模が小さく、十分とは言えない状況にあります。加えて重要性が増しているふるさと納税についても、本町の強みをさらに生かす余地があると考えています。特に返礼品として人気の高い農産物を生み出すための支援やブランド化、販路拡大に向けた施策は、農業振興と地域経済の活性化を同時に実現する重要な取組であります。こうした観点から、商工業のみならず農業も含めた稼ぐ力を高める取組については、今後さらに予算を重点的に配分し、戦略的に取り組んでいくことを強く求めるものであります。

本予算全体としては、現下の課題に対応しつつ、将来への投資も意識した内容であると評価いたします。

最後に、理事者の皆様方におかれましては、本予算の執行に当たり、より一層の創意工夫と効果的な事業推進をお願い申し上げます。この場におられる全ての方が力を合わせ、町民の皆様のために、そして熊取町の発展に向けて未来に挑戦する熊取町を築いていけるよう、期待を込めて賛成討論といたします。

議長（文野慎治君）次に、本6件について原案に反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に、本6件について原案に賛成の方の発言を許します。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）議案第19号から第24号までの令和8年度熊取町一般会計予算各特別会計予算につきまして、熊取公明党を代表いたしまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず本町の財政状況は、令和6年度決算において経常収支比率が98.5%と大変厳しい状況となりました。そのような中、基金繰入れに頼らない財政運営を確立するために、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の見直しが行われ、本年、その見直しの中間年となる令和8年度の一般会計予算となっております。

予算総額としては、前年度より7.4%増の約182億4,090万円となりました。歳出においては、総合体育館や図書館の大規模改修工事、中学校体育館への空調整備などの投資的事業がありますが、国の交付金や補助金を活用し、起債についても有利な条件のものを活用しながら計画的に実施していることは評価するものです。歳入においては、ふるさと応援寄附金拡充に向け、中間管理事業者や専門アドバイザーによる取組を評価するものですが、ふるさと納税3.0、企業版熊取ふるさと納税についても積極的に取り組むことを望むものです。また、地方創生支援官の協力による企業誘致について期待するものですが、熊取駅周辺における企業誘致についてもにぎわいと活性化を推進するために、町長によるトップセールスに大いに期待するものです。

自主財源の拡充として取り組む転入定住促進策の3世代近居等支援についても、一定効果があるのに令和8年度で終了するとの方針に疑問を感じ、継続について望むものです。また、二十歳から24歳の就職期層や若者をターゲットにした奨学金返還支援事業、結婚新生活支援事業の導入についても検討されたい。

令和8年度の新規事業については、くまとり女性防災支援隊の創設、中学3年生を対象にインフルエンザ予防接種費用の一部助成、妊婦へのRSワクチンの定期接種、こども誰でも通園制度の導入、基幹相談支援センターの開設、地域未来交付金を活用して行政キオスク端末を設置し、書かない窓口の実施など評価するものです。

物価高対策として、国から交付された重点支援地方交付金を活用し、地域振興券配布事業の実施や町立中学校における給食費の無償化についても評価するものですが、小学校給食費の負担軽減については国からの補助があり、不登校児童・生徒や重いアレルギーで給食を食べられない児童・生徒については、支援金を給付するなどの対応を図られるよう望むものです。

循環型社会については、令和8年度7月から可燃ごみ袋がリッター1円となり値上げとなります。4種類のサイズを選択できますが、従前の袋については差額シールを貼ってごみを出すことになり、丁寧な説明と対応をお願いするものです。外国人の方への多言語対応マニュアルの作成については評価するものです。また、廃食油を回収しSAFとして活用するリサイクル事業についても、積極的に取組を進めていただくよう望むものです。

公園整備については、国の交付金を活用し公園施設長寿命化計画に基づき公園施設の更新を実施し、インクルーシブ遊具の導入等については評価するものですが、周知とさらなる拡充に期待するものです。

道路の陥没を防止する路面下空洞調査についても計画的に実施されていて、評価するものです。今後も道路施設の安全確保に努められたい。

続きまして、国民健康保険事業特別会計についてです。被保険者数が前年度より293人減少し、5.0%減の約44億6,800万円の予算となっております。歳入においては、府の補助金である保険者努力支援分については努力していただいているのですが、府内25位の結果とのことで前年より少し減額となりました。また、今年度より子ども・子育て支援金が保険料に加算されます。歳出においては、高額療養費の1人当たりの支給額は8.8%増となっております。高齢化の進行や高度医療技術の進歩に伴い、医療給付費が増大している現状かと思われます。今後におきましても、本町独自で取り組んでいる健康づくり推進奨励事業（めざせ！がっちり健幸）による特定健診、特定保健指導の受診率向上、ジェネリック医薬品の普及啓発など、医療費の適正化に積極的に取り組まれることを望むものです。

次に、介護保険特別会計についてです。被保険者数は前年度より90人増加し1万2,770人で、要支援、要介護認定者数は前年度より160人増加し2,780人になり、認定率は21.7%と前年より1.1%

増えると推計され、予算は約44億1,620万円と前年度より7.1%増となっております。ふれあい元気教室やタピオステーションのさらなる拡充、介護予防、生活支援ボランティアポイント事業の導入を望むものです。フレイル予防、「フレイルゼロのまち熊取」については、大いに期待するものです。認知症総合支援事業については様々な取組を評価するものですが、認知症予防につながる補聴器購入費助成についての拡充を望むものです。令和8年度の介護保険料について、令和7年度の税制改正により給与所得控除が引き上げられたのに、介護保険料が増額となる方については丁寧な説明をお願いするものです。

次に、墓地事業特別会計です。墓じまいの考え方が広がりを見せており、返還が増加傾向で未使用区画が増加してきております。指定管理者による墓苑利用者へのサービスの拡充等、空き区画の減少を図られたい。募集については、年に2回実施していただき評価するものですが、今後、合葬墓や納骨堂についての検討を進められたい。

最後は、下水道事業会計についてです。令和8年度末人口普及率87.2%を目指し計画的に事業が推進され、雨水施設の点検調査やマンホールポンプの更新についても取り組まれ、評価するものです。今後も引き続き、経営の効率化、経営基盤の強化に努めるとともに、計画期間内に入っていない区域についても事業拡大ができるよう、効果的・効率的な事業運営に取り組まれるよう望むものです。

以上、賛成討論といたします。

議長（文野慎治君）次に、本6件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本6件について原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議案第19号から議案第24号までの6件について、順次採決を行います。

まず、議案第19号 令和8年度熊取町一般会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第20号 令和8年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第21号 令和8年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 9名)

起立多数であります。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第22号 令和8年度熊取町介護保険特別会計予算の件を採決いたします。
この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 11名)

起立全員であります。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第23号 令和8年度熊取町墓地事業特別会計予算の件を採決いたします。
この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 11名)

起立全員であります。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、議案第24号 令和8年度熊取町下水道事業会計予算の件を採決いたします。
この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 11名)

起立全員であります。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、追加議事日程第1 議案第25号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の件及び追加議事日程第2 議案第26号 令和8年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。田中総合政策部長。

総合政策部長（田中耕二君）それでは、議案第25号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算の主な内容でございますが、国の令和7年度補正予算に伴う補助金を活用して行う事業及びそれに伴う繰越明許費の設定でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億39万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ180億8,502万6,000円と定めるものがございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては、繰越明許費の補正、第3条につきましては、地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

第2表繰越明許費の補正1追加でございますが、款 教育費、項 小学校費の小学校教育情報化推進事業5,838万円、小学校LED照明改修事業9,073万9,000円、北小学校門扉改修事業1,674万2,000円及びその下、項 中学校費の中学校教育情報化推進事業3,453万1,000円、これらにつ

きましては、国の令和7年度補正予算に伴い、追加の補助金内示を受けた事業で、全項目令和8年度当初予算に計上していたものを、今回令和7年度補正予算として計上した上で、全額翌年度に繰り越すものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

第3表地方債補正、1、追加でございますが、小学校施設改修事業につきましては、小学校LED照明改修工事及び北小学校門扉改修工事の財源として借り入れるもので、限度額は6,470万円でございます。

なお、小学校LED照明改修は、中央、南、北小学校で実施するもので、これにより全小学校のLED化が終了いたします。

小学校情報通信ネットワーク整備事業につきましては、校内ネットワーク機器更新等の財源として借り入れるもので、限度額は3,790万円でございます。中学校情報通信ネットワーク整備事業につきましては、小学校と同じく校内ネットワーク機器更新等の財源として借り入れるもので、限度額は2,240万円でございます。

なお、国補正に伴うものであるため、全項目充当率が75%から100%に、元利償還金に対する地方交付税措置率が30%から50%にかさ上げされているものでございます。いずれも起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 教育費国庫補助金のうち、小学校費補助金の学校施設環境改善交付金5,354万3,000円の増額につきましては、小学校LED照明改修工事、北小学校門扉改修工事及び校内ネットワーク機器の更新等に係る補助金、中学校費補助金の学校施設環境改善交付金1,122万円の増額につきましては、校内ネットワーク機器の更新等に係る補助金で、いずれも国の補正予算に伴う追加内示によるものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金1,062万9,000円の増額につきましては、財源調整分でございます。

次に、款 町債につきましては、第3表のところで説明したとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校教育情報化推進事業、学校情報通信ネットワーク整備委託料5,838万円の増額につきましては、校内ネットワーク機器の更新等に係る委託料でございます。

その下、目 建設事業費の小学校施設整備事業、施設整備工事費1億748万1,000円の増額につきましては、小学校LED照明改修工事及び北小学校門扉改修工事費でございます。

次の項 中学校費、目 学校管理費の中学校教育情報化推進事業、学校情報通信ネットワーク整備委託料3,453万1,000円の増額につきましては、小学校費と同じく、校内ネットワーク機器の更新等に係る委託料でございます。

次の12ページにつきましては、第3表で説明した地方債の補正調書でございます。

以上で、議案第25号 令和7年度熊取町一般会計補正予算（第9号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第26号 令和8年度熊取町一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、先ほどの議案第25号において、令和7年度補正予算に前倒し計上した事業について、同額を減額補正するものでございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億39万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ180億4,051万1,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては、地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

第2表地方債補正、1、変更でございますが、いずれも国庫補助金を活用するために、事業費を令和7年度補正予算に前倒し計上したことにより皆減となるものでございます。

小学校施設改修事業につきましては4,850万円の皆減、小学校情報通信ネットワーク整備事業につきましては2,840万円の皆減、中学校情報通信ネットワーク整備事業につきましては1,680万円の皆減となるものでございます。

続いて、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 教育費国庫補助金、小学校費補助金の学校施設環境改善交付金5,354万3,000円の減額及び中学校費補助金の学校施設環境改善交付金1,122万円の減額につきましては、いずれも国庫補助金を活用するために、事業費を令和7年度予算に前倒し計上したことによる減額でございます。

続いて、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金2,600万円の減額及び目 財政調整基金繰入金1,592万9,000円の減額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

次に、款 町債につきましては、第2表のところで説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校教育情報化推進事業、学校情報通信ネットワーク整備委託料5,838万円の減額、次の目 建設事業費の小学校施設整備事業、施設整備工事費1億748万1,000円の減額、次の項 中学校費、目 学校管理費の中学校教育情報化推進事業、学校情報通信ネットワーク整備委託料3,453万1,000円の減額につきましては、いずれも国庫補助金を活用するために、事業費を令和7年度予算に前倒し計上したことによる減額分でございます。

次の12ページにつきましては、第2表におきましてご説明申し上げました地方債補正の調書でございます。

以上で、議案第26号 令和8年度熊取町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本2件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第25号及び議案第26号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本2件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第 25 号及び議案第 26 号を 1 議案ごとに採決いたします。
初めに、議案第 25 号 令和 7 年度熊取町一般会計補正予算（第 9 号）の件を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号 令和 8 年度熊取町一般会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）私から、中東有事の平和的・速やかな解決を求める決議の動議を提出いたします。
議長（文野慎治君）ただいま渡辺議員から議員提出議案第 1 号 中東有事の平和的・速やかな解決を
求める決議の動議が提出されましたが、賛成の議員はおられますか。

（「賛成」の声あり）

議長（文野慎治君）この動議は 1 人以上の賛成者がありますので、成立しました。

ここで、議員提出議案第 1 号 中東有事の平和的・速やかな解決を求める決議の動議の件を日程
に追加し、追加議事日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決いた
します。

この採決は、起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加議事日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすること
に賛成の方は起立願います。

（起立 11 名）

起立全員であります。よって、この動議を日程に追加し、追加議事日程第 1 として日程の順序を
変更し直ちに議題とすることは可決されました。

議長（文野慎治君）それでは、追加議事日程第 1 議員提出議案第 1 号 中東有事の平和的・速やかな
解決を求める決議の件を議題といたします。

本件について、説明を求めます。渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）それでは、議員提出議案第 1 号 中東有事の平和的・速やかな解決を求める決議に
ついて、ご説明申し上げます。

追加議案書をお開きください。

議員提出議案第 1 号 中東有事の平和的・速やかな解決を求める決議。

みだしの件について、議会会議規則第 13 条の規定により提出する。

提出者	熊取町議会議員	渡辺 豊子
賛成者	熊取町議会議員	多和本英一
同じく		石井 一彰
同じく		坂上 昌史
同じく		坂上巳生男
同じく		田中 圭介

でございます。

提案理由ですが、中東有事の平和的・速やかな解決を求めるため、この決議文を提案するもので
す。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

中東有事の平和的・速やかな解決を求める決議。

アメリカとイスラエルは、2月28日イランに対する大規模な攻撃を開始しました。これを契機として中東有事の拡大が、地域の安定のみならず、国際社会全体の平和と安全に重大な影響を及ぼすことが懸念されています。この間、双方に多数の死傷者が出ており、罪のない子どもを含む多くの市民が犠牲になっています。

また、イランによる報復攻撃も湾岸諸国に拡大しており、軍事的エスカレーションを引き起こす事態は絶対阻止しなければなりません。

原油輸送の要であるホルムズ海峡は、イランによって封鎖され、日本の船舶も影響を受けています。

よって、熊取町議会は、日本政府に対し、邦人及び関係船舶の安全確保に万全を期すとともに、全ての関係国に対し、即時停戦と事態の早期終結に向け、力ではなく対話による平和的外交努力を積極的に行うよう求めるものです。

以上、決議する。

令和8年3月27日

大阪府泉南郡熊取町議会議長 文野 慎治

以上、よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

議長（文野慎治君）以上で説明を終わります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（文野慎治君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

次に、議員提出議案第1号 中東有事の平和的・速やかな解決を求める決議について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（文野慎治君）以上で、議員提出議案第1号について、討論を終わります。

それでは、議員提出議案第1号 中東有事の平和的・速やかな解決を求める決議の件について、採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議員提出議案第1号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 11名）

起立全員であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（文野慎治君）次に、追加議事日程第3 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、議会会議規則第74条の規定により、タブレットの申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、議長の諮問に関する事項及び臨時会が開かれる場合の会期日程等の議会運営に関する事項について、令和8年3月定例会閉会から令和8年6月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、令和8年3月定例会閉会から令和8年6月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（文野慎治君）以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

初めに、本日、議会冒頭で議長からございましたとおり、町立全小中学校における食中毒によりまして、多くの児童・生徒及び教職員が下痢、嘔吐といった、あつてはならない事案が発生しました。熊取町を代表しまして、この場をお借りして体調不良に遭われました児童・生徒、教職員及び深いご心配をおかけいたしましたご家族の皆様に対しまして、改めて心よりお見舞いを申し上げ、一刻も早い回復をお祈りいたします。

今後、教育委員会及び給食委託事業者並びに関係者などと緊密な連携の下、再発防止に徹底した衛生管理に取り組み、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましては、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、ご可決いただきましたことを厚くお礼申し上げます。令和8年度におきましても、厳しい財政状況で限られた財源の中、計画的かつ効率的な行財政運営を進めてまいります。また、本定例会においてご指摘、ご要望をいただきました事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意しながら、さらなる町政発展のために努力してまいりたいと存じます。

さて、いよいよ桜が開花し始めて本格的な春の到来となりました。永楽ダム周辺に春を呼ぶ恒例の永楽桜まつりも明日より始まり、期間中は軽食販売や桜のライトアップなどが予定されておりますので、議員の皆様におかれましてはぜひ足をお運びいただければと存じます。

結びに、今後とも町政の運営並びに事務事業の執行に際しまして、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）今、先ほど町長からおわびの言葉がございましたが、今報道等で633名の方がノロウイルスにかかれたという、大変重大な事件とも言っているかと思われまいます。もちろん、この近隣市町の方、もしくは大阪市の我々関係議員からもご連絡がございまして、大変なことになっているところでございます。

こういう大きい集団食中毒というのは、数年に一回どこかのところであるかとは思いますが、まず、僕が感じたこととございます。3月23日のカンテレの町長の発言の、この「びっくりの言葉に尽きる。熊取ではこれまでこういったことがなかったの、青天のへきれきというか、重篤な方がいないと聞いて、それだけは安心しています」。ここは、まず冒頭に挨拶、謝罪、今、先ほどあった謝罪の挨拶をされるのが、町のトップの仕事だと思えます。それは、切り抜きで謝罪があったのかもしれませんが、これを聞いた保護者の方々が、僕のところにもほかの議員の方にもそうだと思いますけれども、あれは何か他人事なのかというような言葉がまず来ました。もちろん、メールやDMでも僕のところにも来ました。

26日のカンテレ報道ランナーについても、「熱かけて焼いているパン、そんなところからノロウイルスが出るとは夢にも思いませんでした」。ノロウイルスというのは、約85度で3分ぐらいで死滅すると言われております。パンの中心部を85度で3分間焼いたら、周りは真っ黒焦げのパンになります。そういうことを知った上でこの発言なのか、これのところでも何かこう直接的に関係がないような発言にしか、僕としては捉えられませんでした。今までの保護者等々の配布物の中での謝罪の言葉がほとんど見られない、その被害に遭われた方の。3月22日のホームページか

らの一番最初のところで、「町立小中学校において、複数の下痢・嘔吐による体調不良者が出ている件について、多大なるご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます」ぐらいしか、僕が知っている中では謝罪の言葉がない。

まず一番は、謝罪をして、その被害に遭われた方々の早期の回復、そしてその後、このところでは何が原因か分からなかったから、それに教育委員会の方々、そして泉佐野の保健所の方々という検査をしている中だとは思いますが、その途中にどういうふうになったのかどうかというのは、パンにノロウイルスが原因だったというのは僕も報道で知ったんですね。じゃなくて、もっとこう中のところの共有というのが、というのも、何か今回はなっていなかったのかなと思われまして、今後どういうふうな、このサガンさんを使うのか使わないのかというふうなところも、聞かせていただきたいと思ひまして、この最終日、ここはもう議論をする場、議場と書いて議論をする場なんで、ちょっと一回、今、熊取町の中で一番重大な事件のことを、町長もしくは教育委員会の方からの言葉を聞かせていただきたいと思ひまして、こういう発言をさせていただきます。ちょっと回答のほうよろしくお願ひいたします。

議長（文野慎治君）今、田中議員のほうからございましたが、理事者側からあれば、吉田教育長。

教育長（吉田茂昭君）今、田中議員のほうからお話ありました本当に633名のノロウイルスの感染者が出たということにつきましては、本当に我々も、子どもたちの回復も含めて常に願っているところであり、やはりこういった事案が起こったことに対しては、おわび申し上げたいというふうに常々考えている状況でございます。

そのような中で、日々、学校が稼働中は子どもたちの出席状況、健康状況、学校のほうからしっかりと確認をし、当然ながらどれぐらいの方が罹患されているのか、感染されているのかということについてもきっちり住民の皆様にはお伝えしなければならないということで、毎日確認の上、ホームページの上にも発出させていただいていた状況です。

我々としては、まず1つは、先ほど申し上げたように、子どもたちのいわゆる健康の回復、それを一番願うこと。それから今後につきましては、やはりメンタル、心のケアをどういうふうにしていけばいいのか、例えば給食が食べられないんだ、パン食べられないんだということが出てきた場合に、やはりどういったケアをするか、カウンセラーの派遣等も含めて検討しているという状況でございます。

それから、もう一つは、今後給食の再開をどうしていくのかということをしっかりいろんな場合を考えて想定して検討してまいっております。例えば、まだ原因が分からない場合には、パンいわゆる食材が原因である場合、調理場が原因である場合、それ以外に原因がある場合、それぞれ対応は全然違ってまいります。例えば業者に原因があれば、その業者を次どうしていくのか、どういった業者を今度は選定していかなければならないのか等、当然その原因によって対応はどんどん変わってくるということで、様々な状況を想定しながら教育委員会内でも検討を進めてきておるところでございます。

ただ、昨日、何とかパンが原因だということが分かったので、では、パンが原因の場合の対応について検討を進めているところでございます。そういった中で様々な課題が出てきております。例えばパンの納入業者、どうしていくのか。当然同じ業者であれば、子どもたちの不安もあるであろうと。ただ、決定についてはこれからしていきたいと。いわゆる報道があったところですので、それについて今、早急に検討を進めているところであるとご理解いただきたいというふうに思っています。

それ以外にも、給食再開するには、当然ながら食材に原因はあったものの、調理室の徹底的な消毒、衛生管理も必ず必要になってまいります。

また、どれぐらいの時期に再開できるかというのは、子どもの健康状態の回復も必要です。例えば、まだノロで苦しんでいる子がいる状況の中で給食を再開するとなったときに、当然子どもの感情、保護者の感情、こういったことも含めて考えていかなければならないと。そうすると、やは

り給食再開の時期は後にずらしていくことも必要になってくるでしょう。例えばパンが食べられない、パンだけが駄目なんだという子がいた場合に、じゃ、代替として何を準備できるのか、家庭にお願いしておにぎりを持って来てもらうのか、どういうふうにすればいいのか、こういったことも家庭等の協力も得ながら検討していかなければなりません。

また、給食開始時期が後ろへ行けば、その後ろに行った間、どういった対応が必要なんだろうかと。お弁当の対応って可能なのか、あるいは授業の状況をどう考えていくのか。例えば、昼食を食べないで昼から授業をするというのは、もう絶対にできないことです。そういったことも全て含めて子どもの健康、そういったものを中心に給食の再開をどうしていくのかということのを慎重に考えていくというのが、今の現状でございます。

先ほどの報道発表に関して、ニュースから知ったんだということに関しましては、報道発表の当日、府のほうからは何らかの発表がありますという一本電話があっただけで、もう既に府のほうで記者に対しての発表が行われていたという状況です。熊取町に対しましては、いわゆるパンが原因であったということも含め、何一つ情報が入ってこなかったんです。いきなり府のほうで報道発表したために、ニュース等で流れました。これに関しましては昨日町長のほうからも、保健所のほうに抗議を申し立てております。我々としては、あの文書に書いておりましたとおり、せめて我々熊取町としては、今まで子どもの安全回復等を祈りながら取り組んできていますので、せめて、府と熊取町と同時にホームページで発信したいんだと。先に府だけが発信し、我々もその報道をもって知るとするのは、こんなことはあってはならないということを昨日直接所長のほうへ、町長から抗議を申し立てていただいているといったような状況です。

今後、この件に関しては、やはり熊取町が取り組んできている状況、我々は我々の手で保護者や子ども、地域住民の皆さんにこんな状況だということをお伝えしたいんだというふうなことを、さらに府にも申し上げていきたいというふうに思っています。この件に関しては大変遺憾に思っている状況でございます。ですから、そういったことから地域住民の方には、マスコミからパンが原因になったということをお伝えされてしまったことについては、大変申し訳なく感じているところでございます。こういったところについても、今後、本当に改善していけるように取り組んでまいりたいというふうに思っています。

我々としましては、先ほど冒頭から申し上げますとおり、とにかく安全で安心な給食を本当に提供したいということ。そのための徹底的な給食再開の準備をしていきたいというふうなこと。それと同時に、子どもたち、あるいは今、二次感染という話も情報としては聞き及んでおります。つまり上の子が感染しました。家庭では気をつけていたんだけど、つい最近嘔吐がありましたといったような情報もいただいています。ノロというのは、なかなか消毒をしても感染源を完全に断ち切ることが難しいという状況もあります。

こういったことも含めて、本日、今、学校休みになっていますので、今までは欠席している子の数をカウントすれば見えてきた部分もあったんですが、今日もう一度改めて子どもたちの健康状態を調べて、どんな状況にあるのかというようなこと。ただ、学校としては日々、そういうノロに感染した子に対しての連絡状況の確認はさせていただいています。ただ、全体の集計について、またご報告もさせていただければというふうに思っております。

こういった状況の中で、今後この事案に対して、しっかりと対応してまいりたいというふうに思っています。改めて、こういった状況になったことをおわび申し上げたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（文野慎治君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 教育長からお話がありましたとおり、現場が保健所のやり取りと教育委員会の中での、また小中学校への対応といったところで、混乱していたのは間違いないということをご理解願いたいと思います。

休み明け、関西テレビが来て、私がそういうふうな発言をしました。これは、熊取町の給食事業について本当に信頼を置いていた、そういう言葉の裏返しだというふうにご理解を願えたらありがたい、そのように思います。衛生管理マニュアルを徹底して、給食事業者と教育委員会とのそういったことが起こらないような、そういったことに努めてきた結果、今までこういうことがなかったということは、これはもう皆さん方もご存じのことだと思います。100%はないということで今回の事件が起こったというわけですけれども、これについて、週明け月曜日に正式な会見をというふうなことを教育委員会と調整したわけですけれども、何せ情報がない中で何を会見するのか、ただただ謝罪で終わらせていいもんかどうか、そういうことが判断の中でありましたんで、保健所の原因調査、そういったものの経過を考えながら、どこかでこの食中毒事件についての町の皆さん方へのおわびと、そういったことの会見をこれはもうする必要は絶対あるというふうに教育委員会と話をしていたところでございます。

近々には、そういった保健所からの経過報告を受けながら、町民の皆さんに、そして被害に遭われたお子様、そして保護者の皆様に、そういった会見で改めておわびとお見舞いを申し上げる次第でございますというようなスケジュールです。

私の頭の中では、朝方、焼き上がったパンがその日に届くというふうな、そういうイメージをしていましたんで、焼き上がったパンをさらに2回焼くというふうな、そういったことは想像しておりませんので、その点だけご理解ください。パンメーカーで焼き上げるというふうな言葉の表現が理解、説明不足だったかもしれませんけれども、2回も85度で焼いたらそれは真っ黒になります。そういう意味ではございません。製造メーカーですよってパンを焼き上げるというふうな表現を使いました。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）そしたら、何らかの形で会見を開くということで、捉えてもよろしいでしょうか。（「もちろん」の声あり）

13番（田中圭介君）はい。

そして、あと相手方ですよ。サガンさんに対して、まだメディアのほうにサガンさんからの説明がないんですけれども、それは熊取町からの要望はしないんでしょうか。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）今回、その原因がサガンさんのパンであると特定されたというところで、当然本町のほうからも、サガン製パンのほうには連絡等々させていただいています。

ただ、現状その中でサガン製パンのほうからは、今現在、保健所、また大阪府と、まだ調査が入っている中で詳細についてはお答えできませんというところでございます。現状、ですから私どものほうにも、今後のサガン製パンが取ろうとされている対応について、まだこちらのほうでは未確認というところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）何らかの保健所と、ある程度どういう形でそういうふうなノロウイルスがついてこういう被害になったかというのが分かったら、サガンさんのほうも説明をされるとおっしゃられているんでしょうか。

議長（文野慎治君）巖根教育次長。

教育次長（巖根晃哉君）サガン製パンが説明するというようなところについては、私どものほうでは確認しておりません。

議長（文野慎治君）田中議員。

13番（田中圭介君）やっぱり、これぐらいの大きい食中毒事件の元となるところの会社の代表は、やはり僕自身は会見が必要だと思うので、熊取町は被害に遭ったほうだと思うんですね。やっぱり被

害に遭ったほうからしたら、サガンのどなたか代表なのかその責任者の方に、やはりどういう経緯でこういうふうなノロウイルスの感染になってしまったかというのは、公式なところで発表していただきたいと思います。それが通常の社会の会社であれば、当たり前なことだと僕は認識しておりますので。

また、隣町の泉佐野市に至っても、来年度からは一応使わない方向でいてるという、やっぱり厳しい結果が出ているので、熊取町も多分恐らくそういうふうな結果に僕はなるのかなとは思っていますので、その辺はしっかりと、我々議員ではなくて住民、そしてまた保護者、生徒・児童等に分かるような形で、ホームページで載せているだけとかではなくてメディア等々に出て、町長もしくは教育長、そしてまた、ほかの方の口からしっかりとまず謝罪をしていただいて、こういう経緯であったというところは、今後ちょっと、ぜひともやっていただきたいなと思います。

私からは以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）今回、食中毒の被害に遭われた皆様に対して、まずお見舞い申し上げます。

私のほうにも、住民のほうからどうなっているんやという、日々いろんなやり取りがこの間あったわけなんですけれども、住民のほうは、町長のテレビやら、昨日町長が更新されたフェイスブックなんかを見られて、ちょっと他人事じゃないかというふうに私自身もお叱りを受けるような状況でした。

今、田中議員もいろいろお話されていたんで、ちょっと別の観点からちょっとお聞きしたいんですが、今回学校でこういう食中毒があったということで、これ、そのお子さんに対しては、例えば保育所などに通われている子どもたち、兄弟でいらっしゃる可能性もあると思うんですね。そういった場合、この感染の疑いがある事案の中で、この保育課との連携等々はされていたのでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）第一報ということで、こういった事態がまだ原因は特定はされていないという状況の中であっても、教育委員会のほうから当然学校を早く帰らせるというようなことになりまして学童保育の対応であったりとか、学童だけでなく兄弟とかということも含めると、保育所、町立も含め民間も含め対応が必要であろうというふうな形で、情報の提供という形は速やかに行わせていただきました。今、何か原因が特定されるまでの間は、そういった適宜情報はいただく中で、随時我々もどういうふうに対応していけばいいかということは、その都度相談しながら進めてきたところでございます。

それと体調の変化等が、今現状もう春休み入っていますので、学童保育も一日保育というのをやっております。保育所はもう常に空いていますんで、体調の変化等があったりとかいうことがあればすぐに知らせてくれというような形のことは、現場にも伝えているところでございます。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。ただ、やっぱり幼児、大人のほうが、もしかしたらこういうものに感染したときに重篤化する可能性がすごく高いのかなというふうに思います。そういった場合、今回、こういった対応についてのマニュアル化がどこまでされているのかは分からないんですけれども、例えば、ご兄弟に保育所とか民間の幼稚園に通われている子どもがいらっしゃる、感染の可能性があったときに、そのまま通園をして、例えば今度保育所で広がったり、幼稚園で広がったりというようなことになっていくと、これも何かすごく重大なことになるんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、そのあたりはどういうマニュアルというか、どういうお考えでしょうか。

議長（文野慎治君）阪上健康福祉部理事。

健康福祉部理事（阪上正順君）今回、今は原因が特定されたというところでの話にはなるんですが、その時点に遡りますと、まだ原因というのがはっきり分からなかったというところでございます。

原因分かったという前提の下で話しさせてもらいますと、感染症に関しましては、ほかには病気といえばウイルスもあります。インフルエンザも含めて感染性の高いものがございます。今回は、結果としてノロウイルスであろうというところで断定されましたので、そういったノロウイルスに対応するマニュアルというものは当然保育現場にもございますので、それにのっとって適宜消毒、感染防止対策であったりとか消毒液を使うであったりとか、実際に嘔吐なされたときにはアルコール除菌等、必要な次亜塩素酸の消毒であったりというようなことを適宜やった上で、さらに蔓延が広がりそうであるというような場合は、休園あるいはクラスの閉鎖、さらに保健所への報告、こういったことは適宜人数等の基準に応じて報告をするなどして、対応しております。

1か所でそういったことが、大きな蔓延の可能性があるというような状況になりましたら、そのことをほかの園にも周知させていただいて、未然に防いでいただくような形の取組はこれまでしておりますし、今後もより厳格にしなければならないようなことがありましたら、適宜見直していきたいなと思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）多和本議員。

2番（多和本英一君）分かりました。

今回は学校からということだったんですけれども、逆のパターンも今後あり得ると思いますんで、やっぱり教育委員会と保育の担当の方が連携を常にされて、今後の対策を取っていただく必要があるのかなと思います。

それと情報についてなんですけれども、私自身、去年、情報を先走って公開してしまって私がおわびしたということがあるんですけれども、今回のように情報を待っていても幾ら待っても情報が来ない、マスコミのほうが先というような状況なんで、我々、住民にどうなっているんやと聞かれる立場にあるので、どういった対応をしていけばいいのか。逆に、住民から多和本議員、こんなん出ているけれどみたいなお知らせが、今回の形は多かったんで、ちょっとそのあたり、やっぱりしっかり考えて再発防止も含めて検討していただかないと、我々もやっぱり情報発信していかなあかん立場なので。

待っていて、議会で朝、この事案が発生したときに報告を受けまして、今後追ってまた報告しますということだったんですけれども、何の報告もなくマスコミのほうが全て先というような状況になっていたと思うんで、私自身も、去年自分が先走った情報に対してはやっぱり謝罪をさせてもらったんですけれども、今回のようにいつまでたっても情報出てくえへんということになると、もう住民からやっぱり不信感が広がってしまうのかなと思うんで、またそのあたりについてもいろんなマニュアルが必要やと思いますけれど、対応のほうよろしくお願いします。

議長（文野慎治君）吉田教育長。

教育長（吉田茂昭君）今回の件で、今のお話のご回答もさせていただきたいんですが、今回一報が入ったのが朝の8時前と、そのような中でまず何を考えたか。当然子どもたちが今どういう状況にあるかということと、感染の拡大をどのような形ですることが一番防止になるのかということ。当然ながら学校の授業をどこまでで終わるのか、その日の給食はどうしたらいいのか、保護者の方にどう伝えたらいいのか。低学年は昼で終わりますから、安全に子どもたちをどう帰せばいいのか。お伝えしたように、当然6時、7時まで学校が子どもを、親がいない場合は一緒に付き添って保護者の方が来てくださいますまで一緒におるとか、あるいは非常食を、給食が駄目なので頂いてそれを子どもたちに食べさせるとかといった、まずは、我々としては子どもの安全、ここを第一に取り組んできたというふうに考えております。

そのような中で、得た情報はやっぱりすぐに出したいというのは常々思っていますので、我々が得たものを、例えば子どもが今どういう罹患状況にあるかであるとか、どんな様子であるかというのは、毎日ホームページ等で更新、あるいは議員の皆様方にもお配りさせていただいていたというふうに思っています。

今回、この原因の究明、先ほども申し上げましたけれども報道が先になってしまった。もうこれに対しては本当に我々も不本意な状況でして、なぜ前もって一報それをくれないのか。実は保健所にも、状況が分かっているのであれば内容を教えてほしいという連絡をうちから取っています。サガンさんにも情報をくれと。住民の皆さんに、やっぱりそこはちゃんと説明したいんだということで強く要望をしているんですけども、府のほうから、まだ府が検査入っているからサガンからは情報を出すことはできない。保健所は、機密情報なのでこれは伝えられないというような回答が来るんです。我々は、いや違うやろと。地域の皆さんや住民、保護者、苦しんでいる方々に、どういう形でこれが起こってしまったのかをお伝えすることが何よりも大事なんだという気持ちで、そういう連絡を取っています。日々、職員は夜遅くまでその対応を、しっかりと安心してもらえるように、子どもが回復するようというところで取組を進めてきています。

ただ、申し訳ございません。得られた情報が、本当に今お伝えしている部分しかなかったというのは、これ正直なところであります。その辺どうなっているんだというやきもきした気持ちをお持ち、あるいは不安感をお持ちの方がいらっしゃったというのは、これも十分受け止めさせていただきたいと思えます。

ただ一方で、そうならないように何とか努力はしているんですが、それがうまくいかなかった。これは今後、当然保健所も含め、大阪府も含め、他の機関も含め、やはりこういった事案が起こったときにはどういった形で情報を提供していくのか、お互いに。こういったところをもう一度しっかり検討していかないといけない状況だというふうに、私どもは考えております。

また、保護者の方々への謝罪も含めたことに関しましては、メディアの会見がいいのか、町で見られるホームページでお知らせするのがいいのか、そこは考えさせていただきたい。ただ、何らかの形で申し訳なかったと、ご心配をおかけしたということについてはお伝えしたいというふうな気持ち、先ほど町長からもあったとおりでございます。その辺についても、どういった形で行うのかは考えていかせていただきたいというふうに思っておりますので、当然ながら、不安な、あるいは議員の皆様にはいろんなところからご質問があつて、もう困ったんだというそういったこともあったということも十分受け止めさせていただきます。

ただ一方で、我々としてもできるだけ情報開示できるように、お伝えできるように精いっぱい努力してきたというのは、これは間違いのない事実でございますので、そのあたりもご理解いただければありがたいかなというふうに思っております。

議長（文野慎治君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 教育長からそういうことについて説明がありましたけれども、熊取町の方針とすれば、町内で把握している情報を、これはもう住民の皆様方に徹底して情報発信していくということで、この10年、それを基本に町政運営を進めてきたつもりです。

ただ、今回のように我々が確認できない、得られない情報がやっぱり外にはありました。なかなか出してくれないそういう情報を、出したいと思う情報がなかなか手元に届かない。それでもって、いろんな方のそういった問合せなんかが入ったと思いますけれども、ないものは出せないということでご理解を願わないかんのですけれども、あるのであれば、もう状況を住民の皆さんに把握してもらった上で、各それぞれでいろんな対策、対応なりをまたそこで打ってもらえるというふうな判断を持っていますんで、今後につきましても、これから熊取町行政が得られた情報については、スピーディーに皆さん方のお手元へ届けるような、そういう考えでもって進めていきたいと思えます。

現場のことが上部機関にはなかなか理解してもらえないような、そういった感想が、今回のこの本当に不幸な事件で感じたというのが私の感想です。それに手をこまねているわけではありませんので、しっかりとしたその情報を得られるように、これからも努めてまいりたいと思えます。

以上です。

議長（文野慎治君） 石井議員。

4番（石井一彰君）今回のお話聞きまして、教育委員会もすごい最大限努力されていたのは重々分かりました。

ただ、今回、保健所が情報を共有していただけない中で、先にリークされたことによって報道が先行してしまったということだと思います。だから原因については、今後ホームページや町長が記者会見等で発表されるとのことですが、保健所に抗議をしたと、もう先にリークされてしまったと、情報をいただけなかったと、そういう内容も、しっかりとホームページ、また記者会見でも発していただきたいと思いますので、それはしていただけるのでしょうか。

議長（文野慎治君）答弁を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）現実に起こったことを、経過を述べさせていただきたいなというふうに思っております。現場を預かる熊取町どこまで思いはかってくれたかということを見ると、そこには事務的なことしかなかったような、言い過ぎかもしれませんがそんな感じがしておりますので、もっと緊密な連携を求めていきたいというふうに思っております。

議長（文野慎治君）石井議員。

4番（石井一彰君）決して他人事ではなかったと、本当に情報発信に努めようと思って努力してきたということを、本当に町民の方に分かっていたいただくためにはこの経緯をしっかりと説明していただきたいと、そのように思っております。

以上です。

議長（文野慎治君）ほか、この件に関してありませんか。

（「なし」の声あり）

私も長く経験させていただいている中で、議会の中で今まさに起こった事件、事柄に関してこういうやり取りということあまり今までなかったなというふうに思います。やはり情報の公開とか、そういったことでみんなそれぞれ今の状況で、議員もどの時点で知ったとか、そういうような差もあると思うし、私は初めてマスコミで聞いたというか、映像で見たのが町長の会見やったんですね。感想は、これ議員同士の中でも、この件でという話のときには枕言葉についてなんですが「青天のへきれきでした」とこれがまず流れたんですね、映像で。驚いているだけやったんですね。何をするかですから、これから何がこういう状態のときのマスコミ対応ということについては、きっちりやはり理事者側もどこが発信するのかどうかというようなこと、だから当然まだ決まってもない、分からへんから町長のところに記者が行ってどうですか言うたら、「青天のへきれきでした」。そやけど、被害はもう出ているんですね。だから、申し訳なかった、責任感じているとか、徹底追及するとか、そういうようなことから枕言葉が必要やったん違うんかなということ、今のやり取りも聞いていて思っています。

その後、やはり私自身にも、田中議員と同じように全議員の方がそうだと思うんですが、住民の方からどうなってんのということが、連絡が物すごくあったと思います。しかし、答えようがないような状況が我々も続いていたんですね。ですから、やはり住民の方にちゃんとした適切な言葉を選んでまず謝って、そしてちゃんと原因究明まで信頼感を持っていただく。我々もその役目を職員、町長たちと同じように、住民の方へ今起こっていることを伝えるのが議員の活動の一つですから、そういう信頼の下に議会へ送り出させていただいていますから、やはり議会議員に対しても率直な、皆さん方のお仕事大変なのは分かっていますけれども、そういった情報を本当にタイムリーに教えていただきたい。そしたら、もっと住民の方へ、町の今の現状ということをお伝えできるのではないかなというふうに思っています。

そういったことが、もう本当にそれこそ想像もしなかった事態ですから備えることができへんかったということがありますので、今日、田中議員のほうから、異例でありますけれども本会議の終了の後で、このことについて手を挙げたいということであったので許可をいたしました。これはお互いいい経験として、今後こういうことが二度とないことを願うばかりですが、何が起こるか分からないですから、情報の共有、それと情報の出し方、まだ誰にも言っていないときにやっぱり記

者に会って、町長の思いをぼつと伝えることが独り歩きをするというのが、これはやはり現状ですんで、そういったことも含めて理事者側の方もそういった危機管理の体制を、今回の経験を機に構築していただいて、マニュアル化していただいて十分組織として機能するようにお願いしたいと思っています。

我々議員も節度を持って、情報を聞いたこと、まだ発表できないこと、それはいろいろ今までだって経験ありますけれども、その方向で動いていただいている理事者側の皆さん方のご苦勞も重々知っておりますので、こういう信頼関係を今後とも築きながら精査しながら今後も進めていけたらなと思っています。

ちょっと長く言い過ぎましたが、ほかにいいですか。

(「なし」の声あり)

はい。

これをもちまして、令和8年3月熊取町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(「12時11分」閉会)

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和8年3月27日

熊取町議会

議 長

文 野 慎 治

議 員

江 川 慶 子

議 員

渡 辺 豊 子